

令和3年第4回北中城村議会臨時会会期日程表

開 会 7月19日（月曜日） 会期 1 日間
閉 会 7月19日（月曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
7. 19	月	本会議	午前10時	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案説明、質疑、委員会付託省略、討論、決定 閉会

令和3年第4回北中城村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	令 和 3 年 7 月 1 9 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令 和 3 年 7 月 19日 午 前 10 時 00 分			議 長	名 幸 利 積
	閉 会	令 和 3 年 7 月 19日 午 前 10 時 56 分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜 屋 武 す ま 子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番		
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	欠
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	6 番 議 員		金 城 高 治			
	7 番 議 員		比 嘉 盛 一			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 121 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	玉 栄 治		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	喜 屋 武 の り 子	学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和3年7月19日（月曜日）

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第35号	北中城村公営墓地納骨堂新築工事請負契約について	説明、質疑 委員会付託省略、 討論、決定
4	議案第36号	島袋小学校校舎増築工事請負契約について	〃
5	議案第37号	令和3年度北中城村一般会計補正予算（第2号）について	〃
6	同意第4号	北中城村教育委員会委員の任命について	〃
7	決議第7号	世界遺産中城城跡と一体となった沖縄の文化芸能発信交流 拠点の整備を求める決議について	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。ただいまから令和3年第4回北中城村議会臨時会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（名幸利積）

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定によって、金城高治議員及び比嘉盛一議員を指名します。

日程第2. 会期決定の件

○議長（名幸利積）

日程第2. 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3. 議案第35号 北中城村公営墓地納骨堂新築工事請負契約について

○議長（名幸利積）

日程第3. 議案第35号 北中城村公営墓地納骨堂新築工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

ではまず議案第35号 北中城村公営墓地納骨堂新築工事請負契約について。

議案第35号

北中城村公営墓地納骨堂新築工事請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第2条の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的：北中城村公営墓地納骨堂新築工事
字北中城村美崎島袋地内

2. 契約の方法：指名競争入札

3. 契約金額：¥99,000,000-

（うち契約に係る消費税及び消費税の額 ¥9,000,000-）

4. 契約の相手方：北中城村字島袋495番地

有限会社 美工開発
代表取締役 池 間 勝

令和3年7月19日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

契約書と入札結果等については、別添資料を添付してございます。御審議をよろしくお願いたします。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それでは、議案第35号について質疑をいたします。

1点目、公営墓地の納骨堂新築工事ですけれども、今回の納骨堂のほかに合葬墓、つまり永代供養墓も含んでいるのかどうか、今回は納骨堂のみの工事なのかを伺います。

それから、2点目ですけれども、これまでに納骨堂に入る方たちの記録簿、つまり、その台帳がつくられているのかを伺います。

そして、もしつくられているのであれば、一番長い方で何年なのかをお聞きしたいと思います。

それから、3点目ですけれども、納骨堂の遺骨の安置数は幾ら整備するのかを伺いたいと思います。前の納骨堂は以前に、北中城村墓地基本計画のアンケート調査の中で、ロッカー式のタイプで、住民調査の結果で大体大方338骨以上ということで収納できる墓の規模ということを書かれておりましたけれども、この納骨堂の骨数ですね、それを教えていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

ただいまのご質問お答えいたします。

永代供養に関しては、今のところ、予定はございません。

それから、台帳についても、前も一般質問のときに出ておりましたけれども、使用に関する条例等をつくる時に伴って準備をする予定をしております。

それから、収納の納骨堂の予定は現在、400体を予定しております。

使用料についても、先ほどお話ししましたとおり、条例等で定める予定でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

これまでに無縁仏というんですかね、あちらに収納されている方々というのは、どのぐらいの数なのか教えていただきたいんですが。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時07分 休憩

午前10時07分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

現在、福祉課のほうで、村内にございます城徳寺のほうに無縁のその納骨堂を管理しておりますけれども、今現在、資料が、手元にござい

ませんので、正確な数はお伝えできません。一番長い方ですと、戦前のお骨があったり、今年度に関しましても、米軍基地からの古いお墓の移転に伴う収骨等もございますので、正直なところ、正確な数というものは把握できない状況でございます。ざっくり言いますと、100から200ぐらいは現在納まっている状況かと考えていただければと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

形についても、終戦、何か台帳みたいのがないんでしょうか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

納骨堂ができて、個別のその無縁の方たちの収骨に関する台帳はございます。ただ、戦前等、あるいは古いお墓から移設したそのお骨に関しましては、正確な記録はございませんので、そういったものは台帳にはざっくりとした数字でしか記載しておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

まず、この請負契約書にある解体工事に要する費用というのはどういう意味なのかの説明をお願いしたいと思います。これ、今から造るのに、何で解体工事に対する費用というの条項があるのかなど、ちょっと意味が分からない。

それから、この金額9,900万なんですけれども、前回、一般質問で聞いた総事業費の中に7億4,000万ぐらいでしたっけ、はっきりは覚えていないんですけれども、その金額に含まれて

いるのか。

それで、3つ目に、この平面図がついているんですけれども、私、納骨堂分らないんです、どんな形になっているのか。それで、寺にある納骨堂は、いろいろこうやって、骨壺、奥になっています、お寺はね。ここの納骨堂はどういう形で骨を置くのか。それと、どこに置くのか。これは倉庫2つありますよね、1と2ね。そこが骨入れるところなのかどうか。何かどんなもんだよと納骨堂をちょっと説明してもらえませんか。

それともう1つ、あれトレースというんですかね、斜めから見たやつ。設計図に平面図とか側面図があって、もう1つ、立体的に書く設計図がありませんか。もしこれがあれば、自分で今日見て、ああ、納骨堂ってこんなものと分かるんですけれども、あれば配付していただきたいんですが。

以上、お願いします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず1点目、解体工事の費用に関する記載がなぜあるのかということなんですけれども、まず、解体工事というと、何となくイメージが取壊しのイメージかと思います。ただ、この解体工事に関する費用、中に書いておりますけれども、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、これが新築工事の場合でもその端材が出てきたり、その工事に伴って発生する産業廃棄物などですね、そういったものにも適用しますので、一般的に解体工事という取壊しだけでなく、新築でも当てはまるというふうに御理解いただきたいと思います。

それともう1点、総事業費、今回のこの金額ですね、これは以前、6月の定例議会のときにお答えしておりますけれども、その総事業費の

中に含んだ金額となっております。

それと、どういうふうな配置なのかということで、今回のものはアルミ製の扉付きのロッカータイプ、それを整備をこの中でやる予定になっております。議員がおっしゃっている一般的な納骨堂のスタイルというのがちょっと私は理解できていなくて申し訳ないんですけども、一応、ロッカースタイルで1つ1つに扉がついて、その中に納めるというような形になっております。

それと、図面、恐らく鳥瞰図というイメージなのかなと、ちょっと上から斜めで見て、全体像が分かるようなということなんですけれども、鳥瞰図は用意できておりませんので、もう1つ立面図、要は、正面から見たような形だとか、そういった図面はありますので、それについてはまた後ほど提供させていただければと思います。

私からは以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

じゃ、この倉庫となっているところに、棚をたくさんつくるんですね。この平面図の中の倉庫。平面図の中の真ん中のほうの2つ倉庫が、倉庫1、2がありますね、小さ過ぎてはっきり見えないんですけども。倉庫1、2になりますよ。この平面図の中のちょっと上の右側2つ。そこがその納骨するところでしょうか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

図面の文字が小さくて見にくいかと思いますが、この絵の中の中央の下のところに納骨室、それと、その建物中央付近に合葬室というものがございまして、これらが通常使う納骨の部屋、それとその左右が納骨の部屋になって

います。

倉庫の1、2というものは、これは今現在では予備の部屋として捉えておりまして、今後増えてきたときに対応できるようなスペースとなっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号 北中城村公営墓地納骨堂新築工事請負契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第35号 北中城村公営墓地納骨堂新築工事請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第36号 島袋小学校校舎増築工事請負契約について

○議長（名幸利積）

日程第4．議案第36号 島袋小学校校舎増築
工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
村長。

○村長（比嘉孝則）

議案第36号

島袋小学校校舎増築工事請負契約について

北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第2条の規定に基づき、次のとおり請負契約の締結について、議会の議決を求めます。

記

1. 契約の目的：島袋小学校校舎増築工事

2. 契約の方法：指名競争入札

3. 契約金額：¥170,500,000-

（うち取引に係る消費税及び地方税の額：¥15,500,000-）

4. 契約の相手方：沖縄市南桃原1丁目3番16号

有限会社 親富祖工業

代表取締役 親富祖 政 春

令和3年7月19日 提出

北中城村長 比嘉孝則

契約書の写しと入札情報を別添添付してご
います。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありません
か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わりま

す。

お諮りします。本案についての委員会付託は、
会議規則第39条第3項の規定によって省略する
ことにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を
省略します。

これから討論を行います。討論はありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号 島袋小学校校舎増築工事請負契約についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第36号 島袋小学校校舎増築工事請負契約については原案のとおり

り可決されました。

日程第5. 議案第37号 令和3年度北中城村一般会計補正予算(第2号)について

○議長(名幸利積)

日程第4. 議案第37号 令和3年度北中城村一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(比嘉孝則)

議案第37号

令和3年度北中城村一般会計補正予算(第2号)について

令和3年度北中城村の一般会計補正予算(第2号)を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和3年7月19日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和3年度北中城村一般会計補正予算(第2号)

令和3年度北中城村の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,829千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,818,458千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
17 国庫支出金		1,790,584	215	1,790,799
	2 国庫補助金	492,281	215	492,496
18 県支出金		1,088,810	11,250	1,100,060
	2 県補助金	602,783	11,250	614,033
21 繰入金		514,372	9,772	524,144
	2 基金繰入金	514,371	9,772	524,143
23 諸収入		77,876	592	78,468
	3 雑収入	75,875	592	76,467
歳入合計		8,796,629	21,829	8,818,458

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,606,164	10,421	1,616,585
	1 総務管理費	1,426,186	4,333	1,430,519
	2 徴税費	98,681	5,281	103,962
	3 戸籍住民基本台帳費	68,900	807	69,707
3 民生費		2,939,364	8,750	2,948,114
	2 児童福祉費	1,549,841	8,750	1,558,591
4 衛生費		1,039,752	437	1,040,189
	1 保健衛生費	714,940	437	715,377
5 農林水産業費		303,250	1,928	305,178
	1 農業費	298,184	1,848	300,032
	3 水産業費	2,749	80	2,829
6 商工費		230,510	293	230,803
	1 商工費	230,510	293	230,803
歳出合計		8,796,629	21,829	8,818,458

詳細については、副村長に説明をさせます。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（大田 繁）

それでは私より、議案第37号 令和3年度北中城村一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、6月定例議会補正予算計上をしまして、承認後に、早急を実施すべき事業及び予算変更があった事業等について計上しております。

まず、歳入につきまして、事項別明細書で主な補正について御説明いたします。

5ページをお願いします。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、29目地方創生交付金21万5,000円の増につきましては、保育所、幼稚園等職員向けPCR検査事業費229万3,000円を市町村負担分として当該交付金で充てておりましたが、全額国と県が負担することとなったため、減額補正をしております。新たに路線バス支援事業として250万8,000円を増額補正しております。路線バス支援事業につきましては、後ほど歳出の部分において御説明いたします。

18款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）1,125万円の増につきましては、6月定例議会の補正予算に計上いたしましたひとり親以外の低所得の子育て世帯への特別給付金（児童1人当たり5万円）の世帯数の増加となりまして、増加分として計上してございます。詳細につきましては、後ほどの歳出で御説明いたします。

21款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金977万2,000円の補正につきましては、財源不足を補うための繰入金です。

6ページをお願いいたします。

23款諸収入、3項雑入、2目雑入59万2,000円の増加につきましては、市町村健康づくり運動実践活動助成金と、しおさい市場管理パソコン賃貸料に係る補正となります。詳細につきましては歳出で御説明いたします。

次に、歳出につきましては、主な補正につきまして御説明いたします。

7ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費103万3,000円の増につきましては、7節報償費、事務委託報償金、自治会長退職に伴う退職報奨金63万2,000円の補正と、18節負担金、補助及び交付金、令和3年度の自治会育成交付金、金額の確定に伴う40万1,000円の補正となります。

5目企画費、18節負担金、補助及び交付金330万円の増につきましては、村内を運行する路線バス事業者4社のバス運行継続支援として補助するものであります。1系統当たり10万円で、村内合計33系統分となります。財源につきましては、地方創生臨時交付金となります。

8ページをお願いいたします。

2款総務費、2項徴税費、2目賦課徴収費、22節償還金、利子及び割引料528万1,000円の増につきましては、令和2年度分法人住民税確定に伴い、還付金額が大幅に増えたことによる不足分の補正となります。

続きまして、10ページをお願いします。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、19節扶助費1,125万円の増につきましては、先ほど、歳入にて御説明いたしましたひとり親世帯以外の低所得子育て世帯への特別給付金の追加分となります。6月定例議会第1号補正後に、給付対象児童数の追加の通知が沖縄県よりあったものでございます。

11ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目保健事業費、12節委託料43万7,000円の増につきましては、沖縄県保健医療福祉事業団の助成を受けて、健康づくり運動実践活動を委託するものであります。事業内容としては、北中城まつりプログラムの一つにeスポーツを試みるものであります。

12ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農地費、12節委託料184万8,000円の増につきましては、現在、整備を進めております安谷屋第2地区かんがい施設整備事業の貯水池計画地におきまして、一部、用地取得が難航しております。用地取得に係る支援事業を新たに委託するものであります。

14ページをお願いします。

6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、

13節使用料及び賃借料29万3,000円の増につきましては、しおさい市場で使用していましたパソコンのリース契約が指定管理者に名義を変更することが、契約上不可、できないということで、指定管理委託料に当初含まれているパソコンのリース金額を村で負担し、その分を指定管理者から雑入で受けるものであります。

今回の主な補正予算の内容につきましては以上となります。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

議案第37号 令和3年度北中城村一般会計補正予算についてお伺いいたします。

10ページをお願いいたします。

3款2項1目19節の子育て世帯生活給付金なんですけれども、今、1人5万円ということで伺ったんですけれども、これ人数としては200名ということで計算してよろしいんですかね。確認をよろしくお願いします。

あと、11ページの12節市町村の健康づくり運動実践活動委託費なんですけれども、内容をどういったものか、もう少し詳しく聞かせてください。よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

ページ10ページですね、3款2項1目児童福祉費におけます子育て世帯生活支援特別給付金の今回の補正でございますけれども、6月補正におきましては、当初、420名の対象者ということで計上してございました。先ほど、副村長のほうから説明ありましたとおり、県の指示、あるいはまた税確定に伴う対象者を改めて見直した結果、非課税世帯の方が545名、プラスそ

の申告の後、つまり今年の1月以降に、課税世帯ではあるんですけども、コロナ等で離職等を負った世帯に対しましても対象となりますので、その分を100名という形でカウントいたしまして、トータル645名で計上してございます。今回、6月補正で420名は計上済みでございましたので、今回は225名の計上、追加の計上となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

金城議員の御質問にお答えします。

4款1項4目12節委託料ですね、eスポーツの件ですけれども、内容といたしましては、コンピューターゲームによる格闘スポーツ競技でありまして、予選を観光協会のeスタジオでやって、決勝をおまつり会場でやる予定となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

10ページの子育て給付金は分かりました。よろしいです。

11ページの今、eスポーツで、決勝をまつりでということでありまして、これはどこで、こういった形で、場所はどこで運動を実施するのかを少し教えてもらえますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

これは1対1の対戦でして、まつりでは今回、執心鐘入で大型モニターを使うことになっていきます。それを活用して、決勝戦は舞台の上で1対1で対決してもらおうかなと思っております。

今回なぜ、このコンピューターゲームを取り

入れた理由としては、このコンピューターゲームが筑波大学の研究において、ウオーキング効果があるということは実証されているものから、それで応募した次第であります。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

お聞きをいたします。

ただいま、金城議員からも質問がありました10ページですね、児童福祉費、3款2項1目の19節でお聞きをしたいと思います。

まず、これは県のほうからの通知に従ったということの今説明がございました。これはコロナウイルスで生活に非常に影響を受けた家庭のお子さんの支援というふうに思いますが、この受給するお子さんですよ、何年何月から生まれて、何年までの範囲かをお聞きしたいと思います。

それから、この一律5万円ということでありますけれども、1世帯に複数のお子さんがいらっしゃる場合は、それに準じて支給されるのかですね、世帯当たりじゃなくて、とにかくお子様が1人当たりということになるのかお聞きをしたい。

それから、手続がどうなるのかですね、この給付金を受け取るためそれぞれの子どもたちの家庭での手続が必要なのか、行政のですね。

それから、支払いの仕方、これは振り込みになるのかですね。振り込みの場合は、いろいろと手続も必要だろうというふうに思うんですが、それについてお聞きをしたいと思います。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

ただいまの御質問の子育て世帯生活支援特別

給付金の対象になります基準日につきましては、大変申し訳ございません、ただいま、資料が手元ございませんので、また追ってお示しさせていただきますしたいと思います。

それで、今回の給付金でございますけれども、基本的に支給につきましては、児童手当等と合わせて支給する形になりますので、多くの方につきましては、特別な手続は必要としておりません。ただし、年度途中で生活状況が厳しくなっていて、今回の支給対象になる方については、改めて申請していただく必要がございますので、申請方法といたしましては、郵送での申請を基本といたしまして、支払いにつきましても、通常、児童手当等も振り込みで全て行っておりますので、その口座等にお支払いするというような内容となっております。

子どもの年齢につきましても、児童手当を基本的に受給している方でございますので、中学卒業までとなります。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、質問いたします。

7ページですね、2款総務費、1項財務管理費の5目企画費、18節の路線バス運行支援資金、継続支援資金ですけれども、コロナ対策臨時の補助金を使ってということなんですけれども、事務的には10割補助なのかなということだったんですけれども、一般財源が入ってしまっていて、ちょっとその辺の絡みで聞きたいと思います。

このここに支援やろうと至った経緯ですね。それとまた、路線バスということなんで、北中城特有のものではない、ほかの地域、ほかの自治体もちろん路線バス走っています。ほかの自治体はどういうふうなことでというのか、どういふふうな対応をしているのか、この辺をお聞

かせください。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

上間議員の御質問にお答えします。

2款1項5目18節路線バス運行継続支援金の件ですが、まず、一般財源が入っているというお話ですけれども、まず交付金は、一応、10割補助であります。今回、コロナ交付金、多くの事業を展開しております、その残額等も見込まれるものですから、ある程度1割、ちょうど全体の1割程度を一般財源をやっとくと、ほぼ10割の負担という計算の中で今やっているところで一般財源が出てきているところでございます。

次に、支援に至った経緯ですけれども、この路線バスの協会から要請、各市町村に要請がございました。それに伴っての支援を決めたところですが、ほかの市町村についても同じ要請をやって、ほかの市町村はもう前回からいろいろ補助金等を含めて、対応しております、今回、我々は初めて、北中城村に33系統走っているものがあるものですから、中小企業の支援金1社10万円を基準にして、1系統当たり10万円という計算の方法で支援してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、ほかの市町村との対応は少し遅かったから、今回、そういった形で残ったからという形で捉えてはいますけれども、これってやっぱり市町村会、首長でしっかり話し合って、そういうふうな形でやろうということでやっているのか、もちろん今のような、ただ1市町村でこういった形でやっているのか。本来だと私からすると、市長会、首長会が、中部の首長会

があつて、それにしっかり基づいてやっていったほうが平等というか、公平的なふうになっているんですけども、そういった形ではやっていなくて、ただ1市町村の判断で幾らというのを決めているのか、この辺もお聞かせください。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

今、市町村会の話が出ましたけれども、今回は直接各市町村の首長宛てに要請が来ていますので、市町村会を通してという話はちょっと聞いておりません。

各市町村ですけれども、うちは一律10万ということもありますけれども、大体1路線10万とか、1運行系で5万とかというの中で、また路線バス1台22万とかいろんな支援の中、我々、補助を出す場合のある程度の基準が必要ということもありましたものですから、中小企業を含めたあの10万の中の基準ということでお互いは考えて、この支援をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 令和3年度北中城村一般会計補正予算（第2号）についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第37号 令和3年度北中城村一般会計補正予算（第2号）につい

ては原案のとおり可決されました。

日程第6. 同意第4号 北中城村教育委員会委員の任命について

○議長（名幸利積）

日程第6. 同意第4号 北中城村教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

同意第4号

北中城村教育委員会委員の任命について

北中城村教育委員会委員に下記の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

記

住 所 北中城村字荻道

氏 名 安 和 淳 一

生年月日 昭和42年生

令和3年7月19日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

提案理由

北中城村教育委員 安和淳一氏の任期満了に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、令和3年8月1日付けで教育委員を任命するため。

略 歴 書

住 所 北中城村字荻道
氏 名 安 和 淳 一
生年月日 昭和42年生

学 歴

昭和63年 3月 九州読売理工専門学校土木科 卒業

職 歴

平成 5年 4月～平成14年 3月 J Aサンライズ
平成14年 4月～平成16年 3月 (有) 第一自動車
平成16年 4月～令和 2年11月 沖縄県農業協同組合
令和 2年12月～現在 琉球通運(株) CVS事業本部

その他の経歴

平成 5年 4月～現在 北中城村スポーツ推進委員
平成 6年 4月～平成 8年 3月 北中城村青年連合会 会長
平成 9年10月～現在 中城北中城消防組合消防団員
平成27年 4月～平成29年 3月 北中城小学校父母教師会 副会長
平成29年 8月～現在 北中城村教育委員
令和 元年 7月～令和 3年 6月 北中城村社会福祉協議会 理事

以上でございます。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

教育委員任命に関してですけれども、安和さんを否定するわけではないです。ただ、今回もそうなんですけれども、前回、前々回と結構留任する、同じ委員でずっとつながっていくというのがちょっとあるのかなと思ひまして、私としては、いろんな意見を教育現場に反映してもらおう、そういう観点から、いろんな方々、留任ではなくて新規の方を入れるのが一番いいのか

など思っていますけれども、この辺に関して、北中城村は教育関係で人材が不足して、再任というふうになっているのか、この辺ちょっとどういう選定なのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

おっしゃるとおりで、私たちも、後任についてはかなりいろんな教職員のOB、あるいは役場職員のOB、あるいはそれぞれの自治会等での御活躍の方々、それから社会教育活動で頑張っている方々に当たりました。ただやはり、先生方のOBとなると60代、そこから60代の方々が教育委員をお願いしても、なかなか承諾を取

れなかったところもあります。ただ、私たちも代わりました本人が非常に地域の活動も元気でやっていると。これまではその履歴等について、大変教育委員としても申し分ないのではないかと思います。再度また再任のお願いをいたしましたところ、承諾していただきました。ただ私たちも、十数名にその新しく教育委員に、安和さんの後任については当たりましたけれども、なかなか受け手がございませんでした。ただこれから、教育委員ですから、学校の先生方のOB、そこについてもしっかり当たっていきます。もちろん今回も当たりました。ただ、今回については、全て当たった方々にはお断りされたものですから、安和さんに再任のお願いをしたところで承諾を受けた状況でございます。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

数名の方にも一応どうかということで打診をしたということなんですけれども、了解を得られないということは、やっぱり教育委員は、私、どういうふうな仕事をしている、仕事は分かるんですけれども、毎日どういうふうな活動をしているか見えない部分があるんですけれども、この辺、なりやすい、なり手が誰でもといったらちょっと言葉おかしいんですけれども、なりやすい方、こういった活動をしやすいような形、環境をつくるのもまた教育現場も必要じゃないかなと思っていますので、なぜ断るのかということも含めて、再度調査しながら、次回あたりでもしっかり新任の形でやっていただきたいなと思います。この辺に関しては説明はいいので、要望ですね、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第4号 北中城村教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りします。本案は同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。同意第4号 北中城村教育委員会委員の任命については同意されました。

日程第7. 決議第7号 世界遺産中城城跡と一体となった沖縄の文化芸能発信交流拠点の整備を求める決議

○議長（名幸利積）

日程第7. 決議第7号 世界遺産中城城跡と一体となった沖縄の文化芸能発信交流拠点の整備を求める決議についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

読み上げて、提案いたします。

決議第7号

世界遺産中城城跡と一体となった沖縄の文化芸能発信交流拠点の整備を
求める決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年7月19日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提案者：北中城村議会議員
稲 福 恭 秀

賛成者：北中城村議会議員
安 里 道 也
喜屋武 すま子
金 城 高 治
比 嘉 義 弘
大 城 律 也
比 嘉 盛 一
伊 集 守 吉
比 嘉 次 雄
比 嘉 義 彦
上 間 堅 治

世界遺産中城城跡と一体となった沖縄の文化芸能発信交流拠点の整備を
求める決議（案）

中城村、北中城村においては、令和2年2月の「那覇広域都市計画区域における区域区分検討協議会第2回委員会」で示された方向性等を踏まえ、両村の共同のまちづくりの展望を明確に示すべく、中城城跡を核とした周辺エリアについて県下初の歴史まちづくり法に基づく国からの認定都市の指定に向け、歴史的風致の維持及び向上に関するまちづくり計画の策定に取り組んでいく考えであります。

一方で、沖縄県においては、平成21年に廃止（閉館）した県立郷土劇場の早期再建に係る芸

能関連団体からの要請等を踏まえ、文化発信交流拠点の整備に向けた取組を進めていると承知しております。

当該拠点は、旧県立郷土劇場に替わる役割・機能を担う施設として、単に本県の芸能団体の発表の場にとどまることなく、沖縄の芸術・芸能を国内外に広く発信し、多様な交流を創出する拠点としての意義を有しているものと聞いております。その意義や拠点形成の効果を最大限に発揮させるためには、歴史まちづくり法に基づく計画認定都市の指定に向けた取組と併せ、世界遺産中城城跡と一体となった当該拠点となる施設を整備することが最も相応しいものと考えております。

歴史と融合させた文化芸能発信交流拠点を形成することにより、沖縄の文化芸能をより広く県外やアジア・世界に発信でき、国際的な交流の推進や観光振興にも寄与することはもとより、地域の歴史や伝統行事を未来につなぎ個性豊かな地域社会の形成に資することや故大城立裕氏の生誕の地でもある当該地から次世代の沖縄の文化・芸能の後継者の人材を育成し、沖縄の文化・芸能の継承・発展につながるものと確信しております。また、首里城の復旧・復興と併せた本県の世界遺産を結ぶ歴史ネットワークの拠点の一つとして、沖縄全体の歴史的風致の維持・向上に大きく貢献していくものと考えております。さらに、ウチナーンチュのアイデンティティや心の拠りどころともなる沖縄の歴史や文化芸能の拠点の形成は、世界に広がる海外のウチナーンチュのネットワークの拠点としての機能も併せ持つことが可能になり、来年に控えた世界のウチナーンチュ大会の開催に向けても大きな弾みになるものと考えております。

つきましては、中城村及び北中城村の歴史まちづくり計画策定に向けた取組と併せ、世界遺産中城城跡と一体となった沖縄の文化芸能発信交流拠点の整備と必要な調査を実施していただきますようお願いいたしますので、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 世界遺産中城城跡と一体となった沖縄の文化芸能発信交流拠点の整備と必要な調査の実施をすること。

以上、決議する。

令和3年（2021年）7月19日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛 先

沖縄県知事、沖縄県議会議長

以上です。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

○議長（名幸利積）

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議第7号 世界遺産中城城跡と一体となった沖縄の文化芸能発信交流拠点の整備を求める決議についてを採決します。

お諮りします。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。決議第7号 世界遺産中城城跡と一体となった沖縄の文化芸能発信交流拠点の整備を求める決議については可決されました。

お諮りします。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理を要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本臨時会における議決事件の字句及び数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和3年第4回北中城村議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____

令和3年第5回北中城村議会定例会会期日程表

開 会 9月 3日（金曜日） 会期 20 日間
 閉 会 9月 22日（水曜日）

月日	曜	会議別	開議時刻	摘 要
9. 3	金	本会議	午前10時	開 会 会議録署名議員の指名 会期の決定 行政報告 議案説明 議員全員協議会
9. 4	土	休 会		各 自 研 究
9. 5	日	休 会		各 自 研 究
9. 6	月	本会議 委員会	午前10時	質疑、委員会付託省略、討論、決定（条例、補正予算等） 質疑、委員会付託（決算認定等）、委員会審査（付託案件）
9. 7	火	委員会	午前10時	委員会審査（決算書抜き出し・各課通知）
9. 8	水	本会議	午前10時	一般質問
9. 9	木	本会議	午前10時	一般質問
9. 10	金	委員会	午前10時	委員会審査（各課聞き取り）
9. 11	土	休 会		各 自 研 究
9. 12	日	休 会		各 自 研 究
9. 13	月	委員会	午前10時	委員会審査（各課聞き取り）
9. 14	火	委員会	午前10時	委員会審査（各課聞き取り）
9. 15	水	委員会	午前10時	委員会審査（各課聞き取り）
9. 16	木	委員会	午前10時	委員会審査（委員長報告まとめ）
9. 17	金	委員会	午前10時	委員会審査（委員長報告まとめ）
9. 18	土	休 会		各 自 研 究
9. 19	日	休 会		各 自 研 究
9. 20	月	休 会		各 自 研 究 （敬老の日）
9. 21	火	委員会	午前10時	委員会審査、議員全員協議会
9. 22	水	本会議	午前10時	委員長報告、質疑、討論、決定（決算認定、陳情、決議等） 閉会中の継続審査及び調査の申出 閉 会

令和3年第5回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 3 年 9 月 3 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和3年9月3日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和3年9月3日 午前11時47分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番		
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	8 番 議 員		喜屋武 すま子			
	1 0 番 議 員		比 嘉 義 弘			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	徳 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	玉 栄 治		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	喜 屋 武 の り 子	学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第1号

令和3年9月3日（金曜日）

1. 開議 午前10時00分
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		行政報告	
4	議案第38号	北中城村手数料条例の一部を改正する条例について	説 明
5	議案第39号	北中城村税条例の一部を改正する条例について	〃
6	議案第40号	北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について	〃
7	議案第41号	損害賠償請求事件の和解等について	〃
8	議案第42号	令和3年度北中城村一般会計補正予算（第3号）について	〃
9	議案第43号	令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	〃
10	議案第44号	令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	〃
11	議案第45号	令和3年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）について	〃
12	議案第46号	令和3年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）について	〃
13	認定第1号	令和2年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について	〃
14	認定第2号	令和2年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
15	認定第3号	令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
16	認定第4号	令和2年度北中城村水道事業会計決算の認定について	〃
17	認定第5号	令和2年度北中城村下水道事業会計決算の認定について	〃
18	認定第6号	令和2年度中頭地方視聴覚協議会一般会計歳入歳出決算の認定について	〃

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
19	議案第47号	令和2年度北中城村水道事業剰余金処分について	説 明
20	議案第48号	令和2年度北中城村下水道事業剰余金処分について	〃
21	報告第3号	令和2年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告について	報 告
22	報告第4号	令和2年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告について	〃
23	報告第5号	令和2年度決算に基づく北中城村下水道事業会計の資金不足比率の報告について	〃
24	報告第6号	専決処分事項の報告について（北中城村役場旧第一庁舎解体工事変更契約）	〃
25	報告第7号	令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書の報告について	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。ただいまから令和3年第5回北中城村議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程に入るに先立ち、会務の報告を行います。令和3年6月から8月の会務報告です。

6月11日から22日まで第3回6月定例議会を開催しました。

7月1日、住みよい環境づくり調査特別委員会が開催されました。

7日、第71回社会を明るくする運動メッセージ伝達式が開催され出席しました。

同日、県産品優先使用要請訪問団の要請受入れを村長部局と共に行いました。

14日、「国立病院機能強化に関する陳情書」提出の国立病院労働組合訪問団の受入れを行いました。

15日、「県道宜野湾北中城線の工事にかかる米軍基地キャンプ瑞慶覧の道路拡張部分について早期返還を求める要請決議」を沖縄県議会、沖縄防衛局へ副議長、議会運営委員長、議会運営副委員長と共に訪問し、決議書提出を行いました。

19日、第4回7月臨時議会を開催しました。

同日、議会活性化調査特別委員会が開催されました。

20日、北中城村商工会の地元産品奨励及び地元企業優先使用の要請受入れを行いました。

30日、中城北中城消防組合臨時議会が開催され出席しました。

8月31日、第5回9月定例議会の議会運営委員会を開催しました。

以上をもって会務の報告を終わります。

次に、諸般の報告として8月31日に議会運営委員会を開きましたので、報告します。

また、令和3年6月定例会以降に受理しまし

た請願・陳情は配付しました請願・陳情処理一覧表のとおりとなっておりますので、御承知おきください。

また、村監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和3年6月から令和3年8月までの例月現金出納検査報告書が提出され、お手元にお配りしてありますので、御参照ください。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（名幸利積）

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は会議規則第120条の規定によって、喜屋武すま子議員及び比嘉義弘議員を指名します。

日程第2．会期決定の件

○議長（名幸利積）

日程第2．会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から9月22日までの20日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。会期は、本日から9月22日までの20日間に決定しました。

日程第3．行政報告

○議長（名幸利積）

日程第3．行政報告を行います。村長から行政報告の申出がありますので、これを許可します。

村長。

○村長（比嘉孝則）

行政報告をいたします。

6月4日、新型コロナウイルス感染症対策等に係る意見交換会をウェブ会議で行っております。

6月7日、明治エッセンシャルキャラバン試食会をイオンモール沖縄ライカムで行いました。明治のアイスクリームを活用したキャラバン隊との交流、そして試食会を行っております。

7月1日、教育委員会の辞令交付式を行っております。

同じく1日に、北中城村社会福祉協議会会長の就任挨拶、大城会長が来庁しておりました。

それから、7月5日、北中城村観光協会会長島田さんはじめ、副会長の就任挨拶がありました。

7月7日、社会を明るくする運動メッセージ伝達式が村長室で行われました。

7月9日、中城城跡を核としたまちづくり協議会が役場で行われました。

同じく12日、新たな振興計画（素案）及び令和4年度沖縄振興予算に係る意見交換会を役場のほうで、ウェブ会議で行っております。

それから7月15日、沖縄総合事務局との行政懇談会を西原町のエリスリーナ西原で行っております。

7月20日、北中城村商工会による地元産品奨励及び地元企業優先使用に係る要請を受けております。

7月27日、琉球大学「地域企業（自治体）お題解決プログラム」～北中城村のまちづくりを考える～の最終発表会が役場のほうでございまして、そのウェブ報告会の中で多くの学生の皆さん、そして参加者、職員との意見交換がございまして、大変参考になる意見等多くございました。

7月30日、第6回大型MICEエリア振興に関する協議会をウェブ会議で行っております。

同じく30日、北中城中学校男子バスケットボール部沖縄県中学校総合体育大会優勝報告を村

長室で行っております。

8月2日、第25回新型コロナウイルス感染症対策本部を役場で持っております。

11日、新たな振興計画（素案）意見交換会を役場のほうで、ウェブ会議で行っております。

8月16日、北中城小学校、北中城中学校吹奏楽部、第61回沖縄県吹奏楽コンクール金賞受賞報告を村長室で受けました。

8月23日、令和2年度決算審査意見書提出がございまして、島田代表監査委員、そして上間監査委員から決算審査書の手交を行っております。

8月26日、第5回公庫・市町村パートナーシップ推進会議を役場のほうで、ウェブ会議で行ってまいりました。今後、対応が見込まれるPPP/PFIについての議論、そして融資の技術的な支援等を要請いたしております。

同じく8月26日、甲子園大会出場報告。喜舎場出身の沖縄尚学高等学校の比嘉丈人君が甲子園出場の報告を村長室で行っております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

以上で、村長の行政報告を終わります。

日程第4． 議案第38号 北中城村手数料条例の一部を改正する条例について

日程第5． 議案第39号 北中城村税条例の一部を改正する条例について

日程第6． 議案第40号 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7． 議案第41号 損害賠償請求事件の和解等について

日程第8． 議案第42号 令和3年度北中城

村一般会計補正予算（第3号）について

日程第9. 議案第43号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第10. 議案第44号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第11. 議案第45号 令和3年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第12. 議案第46号 令和3年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第13. 認定第1号 令和2年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第14. 認定第2号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第15. 認定第3号 令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第16. 認定第4号 令和2年度北中城村水道事業会計決算の認定について

日程第17. 認定第5号 令和2年度北中城村下水道事業会計決算の認定について

日程第18. 認定第6号 令和2年度中頭地方視聴覚協議会一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第19. 議案第47号 令和2年度北中城村水道事業剰余金処分について

日程第20. 議案第48号 令和2年度北中城村下水道事業剰余金処分について

○議長（名幸利積）

日程第4. 議案第38号 北中城村手数料条例の一部を改正する条例についてから日程第20. 議案第48号 令和2年度北中城村下水道事業剰余金処分についてまでの17件を一括議題といたします。

本案について村長の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

ではまず、議案第38号 北中城村手数料条例の一部を改正する条例について。

議案第38号

北中城村手数料条例の一部を改正する条例について

北中城村手数料条例（平成12年3月条例第13号）の一部を改正したいので、地方自治法

(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年9月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提出理由

本村では、諸証明書等発行の迅速化及び効率化並びに社会状況に合わせて、電算システムや改ざん防止用紙等の導入を行ってきましたが、手数料は昭和59年改正より37年以上改定しておりません。消費税改正の際も手数料は据え置きとしておりました。また、年々増大する事務経費財源の確保及び受益者負担の原則から手数料の改正を行なうものです。

ただし、コンビニエンスストアにおける住民票等の取得及びマイナンバーカードの取得を促すためインセンティブとして、コンビニエンスストアにおける住民票等の証明手数料については、3年間(令和6年度末まで)据え置きとする。

北中城村手数料条例の一部を改正する条例

北中城村手数料条例(平成12年3月条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正条例			現行条例		
別表(第2条関係)			省略		
省略			省略		
8 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第20条第1項の規定に基づく戸籍の附票の写し、又は同法第16条第2項の規定に基づく磁気ディスクをもって調整された当該戸籍の附票に記録された事項を記載した書類の交付	戸籍の附票の写しの交付手数料	1件につき <u>300円</u>	8 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第20条第1項の規定に基づく戸籍の附票の写し、又は同法第16条第2項の規定に基づく磁気ディスクをもって調整された当該戸籍の附票に記録された事項を記載した書類の交付	戸籍の附票の写しの交付手数料	1件につき <u>200円</u>
9 北中城村印鑑条例(昭和50年条例第14号)第7条	印鑑登録証交付手数料	1件につき <u>300円</u>	9 北中城村印鑑条例(昭和50年条例第14号)第7条	印鑑登録証交付手数料	1件につき <u>200円</u>

第1項及び第8条 第2項の規定に基 づく印鑑登録証の 交付			
10 北中城村印鑑 条例第13条の規定 に基づく印鑑登録 証明書の交付	印鑑登録証明 書交付手数料	1 件に つき	<u>300円</u>
11 身分に関する 証明	身分に関する 証明手数料	1 件に つき	<u>300円</u>
12 住民基本台帳 法第12条第1項、 第12条の2第1 項並びに第12条の 3第1項及び同条 第2項、第12条の 4第1に規定する 住民票の写しの交 付	住民票の写し の交付手数料	1 件に つき	<u>300円</u>
削除	削除	削除	削除

第1項 の規定に基 づく印鑑登録証の 交付			
10 北中城村印鑑 条例第13条の規定 に基づく印鑑登録 証明書の交付	印鑑登録証明 書交付手数料	1 件に つき	<u>200円</u>
11 身分に関する 証明	身分に関する 証明手数料	1 件に つき	<u>200円</u>
12 住民基本台帳 法第12条第1項及 び第2項、又は同 法第12条の2第1 項 の規定に基づく 住民票の写しの交 付	住民票の写し の交付手数料	1 件に つき	<u>200円</u>
13 行政手続にお ける特定の個人を 識別するための番 号の利用等に関す る法律（平成25年 法律第27号）の施 行に関する通知カ ード及び個人カー ードの交付	通知カードの 再交付手数料 （通知カード の追記欄の余 白がなくなっ たときその他 の再交付がや むを得ないも のとして村長 が認める場合 を除く。）	1 件に つき	<u>500円</u>
	個人番号カー ードの再交付手 数料 （個人番号カ ードの追記欄 の余白がなく なったときそ	1 件に つき	<u>800円</u>

					<u>他の再交付 がやむを得な いものとして 村長が認める 場 合 を 除 く。)</u>		
13 住民基本台帳法に基づく住民票記載事項の証明	住民票記載事項証明手数料	1 件につき	300円	14 住民基本台帳法に基づく住民票記載事項の証明	住民票記載事項証明手数料	1 件につき	200円
14 住民基本台帳法第11条第1項の規定に基づく住民基本台帳の閲覧に係る事務	住民基本台帳閲覧手数料	1 人につき	300円	15 住民基本台帳法第11条第1項の規定に基づく住民基本台帳の閲覧に係る事務	住民基本台帳閲覧手数料	1 人につき	200円
15 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第48条の4第4項第7号イ若しくは第28条の5第2項第3号イ又は第63条第3項第7号イ若しくは第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成が有料な宅地の供給に寄与するものであることについての優良宅地造成認定申請に係る事務	優良宅地造成認定申請手数料	1 件につき	86,000円	16 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第48条の4第4項第7号イ若しくは第28条の5第2項第3号イ又は第63条第3項第7号イ若しくは第63条の2第3項第3号イに規定する宅地の造成が有料な宅地の供給に寄与するものであることについての優良宅地造成認定申請に係る事務	優良宅地造成認定申請手数料	1 件につき	86,000円
16 租税特別措置法第28条の4第4項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第9号ニ若しくは第62条の3第4項第9号	優良住宅新築認定申請手数料	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のときは1件につき	6,200円	17 租税特別措置法第28条の4第4項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第9号ニ若しくは第62条の3第4項第9号	優良住宅新築認定申請手数料	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のときは1件につき	6,200円
			新築住宅の床面積				新築住宅の床面積

<p>ニに規定する住宅の新築が有料な住宅の供給に寄与するものであることについての優良住宅新築認定申請に係る事務</p>		<p>積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のときは1件につき8,600円</p> <p>新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2000平方メートル以下のときは1件につき13,000円</p> <p>新築住宅の床面積が2000平方メートルを超え10000平方メートル以下のときは1件につき35,000円</p> <p>新築住宅の床面積の合計が10000平方メートルを超えるとときは1件につき43,000円</p>	<p>ニに規定する住宅の新築が有料な住宅の供給に寄与するものであることについての優良住宅新築認定申請に係る事務</p>		<p>積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のときは1件につき8,600円</p> <p>新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2000平方メートル以下のときは1件につき13,000円</p> <p>新築住宅の床面積が2000平方メートルを超え10000平方メートル以下のときは1件につき35,000円</p> <p>新築住宅の床面積の合計が10000平方メートルを超えるとときは1件につき43,000円</p>
<p>17 租税特別措置法第28条の5第2項第3号ロ又は第63条の2第3項第3号ロに規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての良</p>	<p>良質住宅新築認定申請手数料</p>	<p>新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のときは1件につき6,200円</p> <p>新築住宅の床面積の合計が100</p>	<p>18 租税特別措置法第28条の5第2項第3号ロ又は第63条の2第3項第3号ロに規定する住宅の新築が良質な住宅の供給に寄与するものであることについての良</p>	<p>良質住宅新築認定申請手数料</p>	<p>新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のときは1件につき6,200円</p> <p>新築住宅の床面積の合計が100</p>

<p>質住宅新築認定申請に係る事務</p>		<p>平方メートルを超え500平方メートル以下のときは1款につき 8,600円</p> <p>新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2000平方メートル以下のときは1件につき 13,000円</p> <p>新築住宅の床面積の合計が2000平方メートルを超え10000平方メートル以下のときは1件につき 35,000円</p> <p>新築住宅の床面積の合計が10000平方メートルを超えるときは1件につき 43,000円</p>	<p>質住宅新築認定申請に係る事務</p>		<p>平方メートルを超え500平方メートル以下のときは1款につき 8,600円</p> <p>新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2000平方メートル以下のときは1件につき 13,000円</p> <p>新築住宅の床面積の合計が2000平方メートルを超え10000平方メートル以下のときは1件につき 35,000円</p> <p>新築住宅の床面積の合計が10000平方メートルを超えるときは1件につき 43,000円</p>
<p>18 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の¹新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであるこ</p>	<p>住宅用家屋証明申請手数料</p>	<p>1件につき 1,300円</p>	<p>19 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の¹新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであるこ</p>	<p>住宅用家屋証明申請手数料</p>	<p>1件につき 1,300円</p>

との証明の申請に 対する審査		
19 租税公課に 関する証明	公課証明書交 付手数料	1 件に 300円 つき
20 資産に関する 証明	資産証明書交 付手数料	1 件に 300円 つき
21 土地又は建物 に関する証明	土地・建物に 関する証明書 交付手数料	1 件に 300円 つき
22 諸税に関する 証明	税に関する証 明書等交付手 数料	1 件に 300円 つき
23 土地現況に関 する証明	土地現況証明 手数料	1 件に 300円 つき
24 農地転用に関 する受付証明	農地転用に関 する受付証明 手数料	1 件に 300円 つき
25 図面の交付に 関する事務	図面の交付手 数料	白図 1 500円 枚につ き
26 公文書等の閲 覧	公文書等の閲 覧に関する手 数料	1 件に 300円 つき
27 地籍図等の写 の交付	地籍図等の写 しに関する交 付手数料	地形図を重ねた 地籍併合図 A 3 判 (モノクロ) 1 件につき 300円
		衛星写真又は航 空写真を重ねた 地籍併合図 A 3 判 (モノクロ) 1 件につき 400円
		衛星写真又は航 空写真を重ねた 地籍併合図 A 3

との証明の申請に 対する審査		
20 租税公課に 関する証明	公課証明____ __手数料	1 件に 200円 つき
21 資産に関する 証明	資産証明____ __手数料	1 件に 200円 つき
22 土地又は建物 に関する証明	土地・建物に 関する証明__ ____手数料	1 件に 200円 つき
23 諸税に関する 証明	税に関する証 明____手 数料	1 件に 200円 つき
24 土地現況に関 する証明	土地現況証明 手数料	1 件に 200円 つき
25 農地転用に関 する受付証明	農地転用に関 する受付証明 手数料	1 件に 200円 つき
26 図面の交付に 関する事務	図面の交付手 数料	白図 1 500円 枚につ き
27 公文書等の閲 覧	公文書等の閲 覧に関する手 数料	1 件に 200円 つき
28 地籍図等の写 の交付	地籍図等の写 しに関する交 付手数料	地形図を重ねた 地籍併合図 A 3 判 (モノクロ) 1 件につき 200円
		衛星写真____ ____を重ねた 地籍併合図 A 3 判 (モノクロ) 1 件につき 400円
		衛星写真____ ____を重ねた 地籍併合図 A 3

		判（カラー）1 件につき 800円
28 狂犬病予防法 （昭和25年法律第 247号）第4条第 2項の規定に基づ く犬の登録	犬の登録手数 料	1頭に 3,000 つき 円
29 狂犬病予防法 第5条第2項の規 定に基づく狂犬病 予防注射済票の交 付	狂犬病予防注 射済票の交付 手数料	1件に 550円 つき
30 狂犬病予防法 施行令（昭和28年 政令第236号）第 1条の2の規定に 基づく犬の鑑札の 再交付	犬の鑑札の再 交付手数料	1件に 1,600 つき 円
31 狂犬病予防法 施行令第3条の規 定に基づく狂犬病 予防注射済票の再 交付	狂犬病予防接 種済票の再交 付手数料	1件に 340円 つき
32 履歴又は経歴 に関する証明	履歴・経歴に 関する証明手 数料	1件に <u>300円</u> つき
33 契約、補助金 等に関する証明	契約・補助金 等に関する証 明手数料	1件に <u>300円</u> つき
34 鳥獣の保護及 び狩猟の適正化に 関する法律（大正 7年法律第32号） 第13条の規定に基 づく鳥獣飼養許可 証の交付又はその	鳥獣飼養許可 証の交付手数 料又は更新手 数料若しくは 再交付手数料	1件に 3,400 つき 円

		判（カラー）1 件につき 800円
29 狂犬病予防法 （昭和25年法律第 247号）第4条第 2項の規定に基づ く犬の登録	犬の登録手数 料	1頭に 3,000 つき 円
30 狂犬病予防法 第5条第2項の規 定に基づく狂犬病 予防注射済票の交 付	狂犬病予防注 射済票の交付 手数料	1件に 550円 つき
31 狂犬病予防法 施行令（昭和28年 政令第236号）第 1条の2の規定に 基づく犬の鑑札の 再交付	犬の鑑札の再 交付手数料	1件に 1,600 つき 円
32 狂犬病予防法 施行令第3条の規 定に基づく狂犬病 予防注射済票の再 交付	狂犬病予防接 種済票の再交 付手数料	1件に 340円 つき
33 履歴又は経歴 に関する証明	履歴・経歴に 関する証明手 数料	1件に <u>200円</u> つき
34 契約、補助金 等に関する証明	契約・補助金 等に関する証 明手数料	1件に <u>200円</u> つき
35 鳥獣の保護及 び狩猟の適正化に 関する法律_____ _____第13条の規定に基 づく鳥獣飼養許可 証の交付又はその	鳥獣飼養許可 証の交付手数 料又は更新手 数料若しくは 再交付手数料	1件に 3,400 つき 円

更新若しくは再交付（愛がん飼養を目的としたメジロ及びホオジロに限る。）		
35 地縁団体に関する証明に係る手数料	印鑑登録証明書交付手数料 又は告示事項証明書交付手数料	1 件につき <u>300円</u>
36 その他に関する証明	その他に関する証明書等交付手数料	1 件につき <u>300円</u>
37 行政不服審査法第38条の規定に基づき審理員が行う提出書類等の写等 ※片面を1枚として数える	複写機により用紙に白黒で複写したもの	1 枚につき 10円
	複写機により用紙にカラーで複写したもの	1 枚につき 20円
	電磁的記録に記録された事項を白黒で出力したもの	1 枚につき 10円
38 行政不服審査法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等 ※片面を1枚として数える	複写機により用紙に白黒で複写したもの	1 枚につき 10円
	複写機により用紙にカラーで複写したもの	1 枚につき 20円
	電磁的記録に記録された事項	1 枚につき 10円

更新若しくは再交付（愛がん飼養を目的としたメジロ及びホオジロに限る。）		
36 地縁団体に関する証明に係る手数料	印鑑登録証明書交付手数料 又は告示事項証明書交付手数料	1 件につき <u>200円</u>
37 その他に関する証明	その他に関する証明_____手数料	1 件につき <u>200円</u>
38 行政不服審査法第38条の規定に基づき審理員が行う提出書類等の写等 ※片面を1枚として数える	複写機により用紙に白黒で複写したもの	1 枚につき 10円
	複写機により用紙にカラーで複写したもの	1 枚につき 20円
	電磁的記録に記録された事項を白黒で出力したもの	1 枚につき 10円
39 行政不服審査法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等 ※片面を1枚として数える	複写機により用紙に白黒で複写したもの	1 枚につき 10円
	複写機により用紙にカラーで複写したもの	1 枚につき 20円
	電磁的記録に記録された事項	1 枚につき 10円

	項を白黒で出力したもの			項を白黒で出力したもの	
	電磁的記録に記録された事項をカラーで出力したもの	1枚につき	20円	電磁的記録に記録された事項をカラーで出力したもの	1枚につき 20円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、現行条例、別表（第2条関係）13の削除の規定については令和3年9月1日より適用する。

(経過措置)

2 別表に規定する手数料のうち、次の各号に掲げる手数料については、多機能端末機（本村の電子計算機と電気通信回路で接続された端末機で、当該端末機の操作により、証明書を自動的に交付する機器を有するものをいう。）による交付に限り、令和6年3月31日までの間、1件200円とする。

- (1) 住民票の写しの交付手数料
- (2) 住民票記載事項証明手数料
- (3) 印鑑登録証明書交付手数料
- (4) 税に関する証明書等交付手数料

改正の内容につきましては、別添、新旧対照表がございまして、下線を付したところが改正の箇所でございます。専ら手数料を100円程度増額するものとなっております。

以上でございます。

続きまして、議案第39号 北中城村税条例の一部を改正する条例について。

議案第39号

北中城村税条例の一部を改正する条例について

北中城村税条例（昭和47年北中城村条例第49号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年9月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

北中城村手数料条例の一部改正に伴い、北中城村税条例に規定されている固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料について改正の必要があるため。

北中城村税条例の一部を改正する条例

北中城村税条例（昭和47年5月条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料) 第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、 <u>1 証明書ごとに300円</u> とする。 2 省略	(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料) 第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料は、 <u>1 証明書ごとに200円</u> とする。 2 省略

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

1 証明書200円としているところを1証明書300円へ改正をいたします。

新旧対照表を御参照いただきたいと思います。
以上でございます。

続きまして、議案第40号 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

議案第40号

北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例（平成24年北中城村条例第8号）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和3年9月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律及び沖縄振興特別措置法に係る課税免除又は交付税における減収補填制度を規定している省令が改正されたことに伴い、北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例を改正する必要があるため。

北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例（平成24年北中城村条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正条例	現行条例
<p>(観光地形成促進地域における課税免除)</p> <p>第3条 村長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から<u>令和4年3月31日</u>までの間に、沖振法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）第1条第2項に規定する対象施設（以下「特定民間観光関連施設」という。）を新設し、又は増設した青色申告者等について、沖振法第8条で定める特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。</p>	<p>(観光地形成促進地域における課税免除)</p> <p>第3条 村長は、観光地形成促進地域の区域内において、沖振法第6条第5項の規定による観光地形成促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から<u>令和3年3月31日</u>までの間に、沖振法第9条等の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成14年総務省令第42号）第1条第2項に規定する対象施設（以下「特定民間観光関連施設」という。）を新設し、又は増設した青色申告者等について、沖振法第8条で定める特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。</p>
<p>(情報通信産業振興地域における課税免除)</p> <p>第4条 村長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から<u>令和</u></p>	<p>(情報通信産業振興地域における課税免除)</p> <p>第4条 村長は、情報通信産業振興地域の区域内において、沖振法第28条第5項の規定による情報通信産業振興計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から<u>令和</u></p>

4年3月31日までの間に、沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であつて、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるもの（特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）第2条第1項に規定する特定高度情報通信技術活用システム（以下「特定高度情報通信技術活用システム」という。）にあつては租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条の5の5第1項、第42条の12の6第1項又は第68条の15の6の2第1項に規定する認定導入計画に記載された当該各項に規定する認定特定高度情報通信技術活用設備（以下「認定特定高度情報技術活用設備」という。）に限る。）に限る。）の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの（以下「情報通信産業振興地域対象設備」という。）又は機械及び装置並びに器具及び備品（特定高度情報通信技術活用システムにあつては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなつた年度以後5年度分について、課税を免除する。

（産業高度化・事業革新促進地域における課税

3年3月31日までの間に、沖振法第3条第6号に規定する情報通信産業又は同条第8号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する一の設備であつて、これを構成する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるもの_____

_____に限る。）の取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの（以下「情報通信産業振興地域対象設備」という。）又は機械及び装置並びに器具及び備品_____

_____で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した青色申告者等について、当該設備である機械及び装置、家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があつた場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなつた年度以後5年度分について、課税を免除する。

（産業高度化・事業革新促進地域における課税

免除)

第5条 村長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和4年3月31日までの期間に、沖振法第35条の3第4項の規定による認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備のうち、租税特別措置法_____第12条第1項の表の第1号若しくは第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）であって取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品（特定高度情報通信技術活用システムにあっては認定特定高度情報通信技術活用設備に限る。）で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した沖振法第35条の3第4項の規定による沖縄県知事の認定を受けた青色申告者等について、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である機械及び装置若しくは家屋又はその敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

（促進区域における課税免除）

第6条 村長は、促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が令和5年3月31日

免除)

第5条 村長は、産業高度化・事業革新促進地域の区域内において、沖振法第35条第4項の規定による産業高度化・事業革新促進計画の提出の日（以下この条において「提出日」という。）から令和3年3月31日までの期間に、沖振法第35条の3第4項の規定による認定に係る産業高度化・事業革新措置実施計画に従って、製造業等又は産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備のうち、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第2号若しくは第45条第1項の表の第2号の規定_____を受ける設備_____であって取得価額の合計額が1,000万円を超えるもの又は機械及び装置並びに器具及び備品_____で、これらの取得価額の合計額が100万円を超えるものを新設し、又は増設した沖振法第35条の3第4項の規程による沖縄県知事の認定をうけた青色申告者等について、当該設備（倉庫業の用に供するものを除く。）である機械及び装置、家屋若しくはこれらの敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後5年度分について、課税を免除する。

（促進区域における課税免除）

第6条 村長は、促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が令和3年3月31日

以前である者に限る。以下この条において「同意日」という。)から令和5年3月31日に促進区域対象施設を設置した青色申告者等である承認地域経済牽引事業者(地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた者をいう。以下この条において「牽引事業者」という。)について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地(牽引事業者が同意日以後において取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地として、この条における家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後3年度分について、課税を免除する。

以前である者に限る。以下この条において「同意日」という。)から起算して5年内に促進区域対象施設を設置した青色申告者等である承認地域経済牽引事業者(地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた者をいう。以下この条において「牽引事業者」という。)について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地(牽引事業者が同意日以後において取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地として、この条における家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。)に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以後3年度分について、課税を免除する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例は令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条から第5条までの規定は、令和3年4月1日以後に新設され、又は増設される施設又は設備について適用し、令和3年4月1日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。
- 3 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日が平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間にある場合における改正後の第6条の規定の適用については、なお従前の例による。

改正等については、別紙次のページから新旧対照表になっておりますので御参照いただきたいと思います。下線部の箇所についての改正の内容でございます。専ら上位法等、あるいは省

令等の改正に伴う今回の改正でございます。

続きまして、議案第41号 損害賠償請求事件の和解等についてでございます。

議案第41号

損害賠償請求事件の和解等について

下記のとおり損害賠償請求事件の和解等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 事件名 平成28年（ワ）第929号保険代位による損害賠償請求事件

2 原告 住所 東京都品川区北品川6丁目7番29号

ガーデンシティ品川御殿山

氏名 C h u b b 損害保険株式会社

3 事件の概要

平成27年10月23日、株式会社大川（以下、「大川」という。）の沖縄市与儀3丁目20番1号に所在する「THE GRACE」「Today O!K」「max plus」等の名称の店舗において地域排水が店舗地下階に浸水し、商品の水濡れ汚損、機器水濡れ、店舗及び駐車場の内部汚損被害が発生した。

本件事故は、沖縄市域から北中城村域を経由して海へと排水される排水路（以下、「本件排水路」という。）の海岸部の暗渠水路の吐口付近に砂が堆積したことにより、本件排水路の吐口が砂で塞がれ、本件排水路の雨水が海へと排水されず、逆流したこと起因するものであるとして、大川の保険会社から沖縄県及び本村を相手に2104万2871円及びこれに対する平成28年2月6日から支払い済みまで年5分の割合による金員の損害賠償請求があった。

4 和解の内容

(1) 責任の所在については、海岸保全施設を管理する被告沖縄県、地域排水の機能管理する被告北中城村に責任があるとしたうえで、損害賠償請求金2104万2871円及びこれに対する遅延損害金のうち、2000万円を被告沖縄県と被告北中城村において賠償することとし、その負担については、1200万円を被告沖縄県、800万円を被告北中城村とし、本和解成立後2か月以内に、原告へ支払うものとする。

(2) 原告は、その余の請求を放棄する。

(3) 原告と被告沖縄県及び被告北中城村の間には、別紙、本和解条項（案）に定めるもののほか何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

令和3年9月3日 提出

北中城村長 比嘉孝則

提案理由

責任の所在について一定の判断が示されたことで、和解したいのでこの案を提出するものである。

別紙

和解条項（案）

- 1（１） 被告沖縄県は、原告に対し、平成２７年１０月２３日に発生した暗渠の閉塞による浸水事故（以下「本件事故」という。）による損害賠償債務として、１２００万円の支払い義務があることを認める。
- （２） 被告北中城村は、原告に対し、本件事故による損害賠償債務として、８００万円の支払い義務があることを認める。
- 2（１） 被告沖縄県は、原告に対し、前項（１）の金員を、本和解成立後２か月以内に、原告の指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。ただし、振込手数料は被告沖縄県の負担とする。
- （２） 被告北中城村は、原告に対し、前項（２）の金員を、本和解成立後２か月以内に、原告の指定する銀行口座に振り込む方法で支払う。ただし、振込手数料は被告北中城村の負担とする。
- 3 原告は、その余の請求を放棄する。
- 4 原告及び被告らは、原告と被告らとの間には、本件事故に関し、本和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は各自の負担とする。

別紙に和解条項（案）が添付されております。
お目通しをお願いいたします。

続きまして、議案第42号 令和３年度北中城
村一般会計補正予算（第３号）について。

議案第４２号

令和３年度北中城村一般会計補正予算（第３号）について

令和３年度北中城村の一般会計補正予算（第３号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和３年９月３日 提出

令和3年度北中城村一般会計補正予算（第3号）

令和3年度北中城村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ357,941千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,176,399千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方特例交付金		14,000	457	14,457
	1 地方特例交付金	14,000	457	14,457
13 地方交付税		1,061,000	180,487	1,241,487
	1 地方交付税	1,061,000	180,487	1,241,487
16 使用料及び手数料		42,835	16	42,851
	2 手数料	30,557	16	30,573
17 国庫支出金		1,790,799	43,601	1,834,400
	1 国庫負担金	1,079,172	5,147	1,084,319
	2 国庫補助金	492,496	38,454	530,950
18 県支出金		1,100,060	16,047	1,116,107
	1 県負担金	451,443	2,573	454,016
	2 県補助金	614,033	13,474	627,507
21 繰入金		524,144	△41,988	482,156
	1 特別会計繰入金	1	329	330
	2 基金繰入金	524,143	△42,317	481,826
22 繰越金		20,000	134,180	154,180

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 繰越金	20,000	134,180	154,180
23 諸収入		78,468	5,023	83,491
	3 雑入	76,467	5,023	81,490
24 村債		584,300	20,118	604,418
	1 村債	584,300	20,118	604,418
歳入	合計	8,818,458	357,941	9,176,399

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,616,585	157,618	1,774,203
	1 総務管理費	1,430,519	157,409	1,587,928
	2 徴税費	103,962	209	104,171
3 民生費		2,948,114	106,905	3,055,019
	1 社会福祉費	1,389,523	105,187	1,494,710
	2 児童福祉費	1,558,591	1,718	1,560,309
4 衛生費		1,040,189	59,855	1,100,044
	1 保健衛生費	715,377	53,763	769,140
	2 清掃費	324,812	6,092	330,904
5 農林水産業費		305,178	635	305,813
	1 農業費	300,032	401	300,433
	2 林業費	2,317	234	2,551
6 商工費		230,803	5,430	236,233
	1 商工費	230,803	5,430	236,233
7 土木費		437,444	△1,230	436,214
	2 道路橋梁費	107,565	△8,386	99,179
	3 都市計画費	276,089	7,156	283,245
9 教育費		1,417,822	18,728	1,436,550
	1 教育総務費	146,099	14,113	160,212
	2 小学校費	463,239	2,940	466,179
	3 中学校費	93,677	21	93,698
	5 社会教育費	411,267	37	411,304
	6 保健体育費	237,000	1,617	238,617
13 予備費		21,707	10,000	31,707
	1 予備費	21,707	10,000	31,707
歳出	合計	8,818,458	357,941	9,176,399

第2表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等債 (安谷屋第2地区かんがい施設整備事業)	11,800	(借入方法) 証券借入又は地方証券発行の方法による。 (借入先) 財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、その他	5%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	30年以内の償還、その他借入先の融資条件による。ただし、村財政の都合により繰上償還または低利債に借換えすることができる。
計	11,800			

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
緊急防災・減災事業債 (防災無線整備事業)	28,200	(借入方法) 証券借入又は地方証券発行による。	5%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	30年以内の償還、その他借入先の融資条件による。	29,900	変更なし	変更なし	変更なし
公共施設等適正管理推進事業債 (村役場第一庁舎改築事業)	69,500	(借入先) 財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、その他		ただし、村財政の都合により繰上償還または低利債に借換えすることができる。	90,200			
一般補助施設整備等事業債 (公営墓地整備事業)	22,200				21,100			
一般事業債 (渡口地区雨水排水路整備工事)	18,200				19,000			
臨時財政対策債	319,000				317,318			

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
計	457,100				477,518			

3 廃止

(単位：千円)

起債の目的	限度額	備考
一般補助施設整備等事業債 (安谷屋第2地区かんがい施設整備事業)	12,100	公共事業等債で協議するため取り下げ
計	12,100	

詳細については、副村長に説明をさせます。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（大田 繁）

それでは、議案第42号 令和3年度北中城村一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明申し上げます。

まず、4ページをお願いいたします。

第2表地方債補正につきまして、追加が1件ございます。公共事業等債（安谷屋第2地区かんがい施設整備事業）につきまして、限度額が1,180万円、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、5ページをお願いいたします。

第2表地方債補正につきまして、変更が5件ございます。緊急防災・減災事業債（防災無線整備事業）につきまして、限度額が2,820万円から2,990万円の変更でございます。公共施設等適正管理推進事業債（役場第一庁舎改築事業）につきまして、限度額が6,950万円から9,020万円への変更でございます。一般補助施設整備等事業債（公営墓地整備事業）につきまして、限度額が2,220万円から2,110万円の変更でございます。一般事業債（渡口地区雨水排水路整備工事）につきまして、限度額は1,820万円から1,900万円へ変更でございます。臨時財政対策債、限度額は3億1,900万円から3億

1,731万8,000円へと変更しております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

6ページをお願いいたします。

第2表地方債補正につきまして、廃止が1件ございます。一般補助施設整備等事業債（安谷屋第2地区かんがい施設整備事業）につきまして、これを廃止しております。4ページのほうで説明申し上げました変更でございます。

続きまして、歳入につきまして、事項別明細書で主な補正について御説明を申し上げます。

まず、9ページをお願いします。

12款1項1目地方特例交付金45万7,000円の補正及び13款1項1目地方交付税1億8,048万7,000円につきましては、交付決定によるものでございます。

普通交付税1億8,482万4,000円の増につきましては、主に令和2年度に行われました国勢調査の速報値が影響していると思われま。

10ページをお願いします。

17款国庫支出金、2項国庫補助金、2目衛生費国庫補助金、8節保健衛生費補助金4,816万6,000円につきましては、接種を希望する住民へのワクチン接種を完了するための追加の補助金となります。

同じく8目3節社会資本整備総合交付金1,200万円の減額につきましては、交付決定に

よるものでございます。詳細につきましては、歳出のほうで御説明申し上げます。

続きまして、11ページをお願いします。

18款県支出金、2項県補助金、7目沖縄振興特別推進交付金につきましては、1,106万7,000円の増額補正となっております。これにつきましても、歳出のほうでまた御説明申し上げます。

続きまして、21款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整繰入金基金につきましては、歳入歳出の差額分について6,135万2,000円の減額補正をして戻し入れるものでございます。

また、7目庁舎建設基金繰入金につきましては、役場外構工事費に充てるため、基金から繰入れするものでございます。

続きまして、12ページをお願いします。

22款1項1目繰越金1億3,418万円の補正につきましては、令和2年度決算に伴う繰越金の補正でございます。

23款諸収入、3項雑入、2目雑入、502万3,000円のうち、340万6,000円につきましては、介護広域連合負担金に係る精算償還金でございます。92万5,000円につきましては、高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施に係る業務支援金でございます。

続きまして、24款村債、1項村債、1目総務債、2節臨時財政対策債168万2,000円の減額につきましては、発行可能額確定に伴う減額補正でございます。

7節公共施設等適正管理推進事業債の村役場第1庁舎改築事業費2,070万円につきましては、役場外構工事のため増額補正してございます。

3目土木債、渡口地区雨水排水路整備工事、7目農林水産債、安谷屋第2地区かんがい施設整備事業及び13ページの8目衛生債、公営墓地整備事業につきましては、県との起債協議を行った結果、変更等があったことによる補正となっております。

続きまして、歳出につきまして、主な補正に

ついて御説明申し上げます。

なお、歳出につきましては、人件費等の増減につきましては、説明を省略させていただきます。

では、14ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料429万円につきましては、令和5年度から施行予定となっております地方公務員定年延長に係る例規整備、支援業務と行政診断調査支援業務の委託料を計上してございます。

21節補償及び補填、賠償金800万円につきましては、先ほど御説明申し上げました議案第41号の案件となります。

5目企画費、12節委託料802万2,000円につきましては、航空機騒音自動測定機器の光回線による保守委託料と返還予定となっております喜舎場住宅地区の跡地利用検討業務について、一括交付金を活用して委託するものでございます。

15ページをお願いします。

16目財政調整基金6,709万円につきましては、地方財政法に基づき、令和2年度決算剰余金処分の2分の1を積み立てるものでございます。積立て後の残高は4億7,892万8,000円となります。

次に、35目庁舎建設費、14節工事請負費4,540万円につきましては、旧庁舎解体工事の予算執行現額と第一庁舎移転後の外構工事を計上しております。

続きまして、17ページをお願いします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、27節繰出金、その他繰出金8,000万円につきましては、国民健康保険特別会計の赤字補填繰出金を計上しております。

5目介護保険事業費、18節負担金、補助及び交付金777万円につきましては、介護広域連合負担金決定による補正増となります。

続きまして、18ページをお願いします。

8目障害者自立支援費、22節国・県等負担金

精算、償還金1,058万1,000円の補正につきましては、令和2年度の障害福祉サービス費確定に伴う国・県への償還金でございます。

20ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費、10目につきましては、新型コロナウイルス感染症対策費、ワクチン接種関連4,816万6,000円の補正増につきましては、ワクチン接種に係る健康被害調査委員報酬や費用弁償、接種委託業務、備品賃借料、コールセンター電話回線等の工事費、そして備品購入費を計上しております。

続きまして、22ページをお願いします。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費、12節委託料569万1,000円につきましては、ごみ収集運搬委託料、一般廃棄物処理基本計画策定業務委託料、不法投棄監視等委託料を計上してございます。

続きまして、25ページでございます。

6款商工費、1項商工費、2目商工業振興費、18節負担金補助及び交付金48万円につきましては、シルバー人材センター設立準備発起委員会への補助金を計上してございます。

3目観光費、12節委託料495万円の増額補正につきましては、現在実施しております観光周遊バス実証実験業務に、ルートの見直しなど本格運用に向けた追加、検討の業務の委託を計上してございます。

続きまして、26ページをお願いします。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、12節委託料におきまして、仲順地区の村道拡幅のための用地分筆申請業務計上。それから、喜舎場・仲順地区排水路予備設計業務を計上しております。

また、当初、予算に計上しておりました熱田渡口橋実施設計業務につきましては、次年度以降の実施のため、補正減としております。

14節工事請負費1,119万1,000円の減額補正につきましては、赤島橋防護柵取替え工事の一般

財源対応分の増額と6月補正予算におきまして、特定防衛施設整備交付金の財源組替えて事業実施を先送りした村道仲順屋原線落石防護柵設置工事の減額補正となります。

27ページをお願いします。

3項都市計画費、2目土地区画整理費、12節委託料44万円につきましては、アリーナ施設の見直し業務として計上してございます。

3目公園費、10節需用費281万1,000円につきましては、村内各公園施設の修繕費等を計上しております。

12節委託料390万5,000円につきましては、若松公園にありますテニスコート及びバックネットの改修設計の業務費として計上してございます。

28ページ以降の教育費につきましては、教育委員会のほうから御説明申し上げます。

私からは以上でございます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

では、私のほうから引き続き、教育予算の主な内容について御説明を申し上げます。

28ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、18節負担金、特定教育・保育施設運営費負担金1,395万円につきましては、認定こども園や新制度に移行した幼稚園などの利用者数に応じた負担金を算出したものを計上してございます。

続きまして、29ページをお願いいたします。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、1節報酬の137万9,000円につきましては、特別教育支援員を1名増員する経費として計上してございます。

同じく1目学校管理費、10節需要費、施設修繕費129万3,000円につきましては、島袋小学校に設置してあります高圧引込開閉器の更新に伴う修繕費として計上してございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。

9 款教育費、6 項保健体育費、3 目学校給食管理費、12 節委託料88万5,000円につきましては、給食費の納付書をブックイング方式へ移行するシステム改修費として計上してございます。

以上で説明を終わります。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第43号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

議案第43号

令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和3年9月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,333千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,272,638千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10 繰入金		203,246	80,000	283,246
	1 他会計繰入金	203,245	80,000	283,245
12 諸収入		154,909	△78,667	76,242
	4 雑入	154,904	△78,667	76,237

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入	合計	2,271,305	1,333	2,272,638

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		68,834	333	69,167
	1 総務管理費	52,471	333	52,804
9 諸支出金		2,007	1,000	3,007
	1 償還金及び還付加算金	2,007	1,000	3,007
歳出	合計	2,271,305	1,333	2,272,638

詳細については、担当課長のほうに説明をさせます。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

それでは、議案第43号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の主なものについて御説明いたします。

5ページをお開きください。

事項別明細書でもって御説明させていただきます。

まず、歳入ですが、10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、6節その他一般会計繰入金の8,000万は、令和2年度の赤字補填分の繰入金の増額補正でございます。こちらは主に歳入の特別調整交付金及び県支出金の減、

歳出の事業納付金の増が主な理由でございます。

続きまして、12款諸収入、4項雑入、6目歳入欠陥補填収入7,866万7,000円の減につきましては、歳入歳出の調整分でございます。

次、7ページをお開きください。

歳出の主なものですが、9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金、22節税過誤納還付金100万円の増ですが、これは所得構成等の影響で還付金が増えたことによるものでございます。

以上で説明を終わります。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第44号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。

議案第44号

令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和3年9月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,088千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ221,392千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		180,427	1,454	181,881
	1 後期高齢者医療保険料	180,427	1,454	181,881
6 繰越金		1	2,634	2,635
	1 繰越金	1	2,634	2,635
歳入合計		217,304	4,088	221,392

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		213,870	3,758	217,628
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	213,870	3,758	217,628
3 諸支出金		622	330	952
	2 繰出金	1	330	331
歳出合計		217,304	4,088	221,392

詳細については、担当課に説明をさせます。

○健康保険課長（奥間かほる）

○議長（名幸利積）
健康保険課長。

それでは、議案第44号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に

ついて御説明いたします。

5 ページをお開きください。

事項別明細書で御説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、1 款 1 項後期高齢者医療保険料、2 目普通徴収保険料、2 節滞納繰越分145万4,000円の増でございますが、これは令和2年度以前の滞納繰越し分の収納見込み額でございます。

次に、6 款 1 項 1 目 1 節の繰越金263万4,000円の増につきましては、令和2年度決算の剰余金の計上となっております。

続きまして、6 ページをお開きください。

歳出のほうですが、2 款 1 項 1 目後期高齢者

医療広域連合納付金、18 節負担金、補助及び交付金の375万8,000円の増でございますが、こちらは令和2年度の保険料の精算分となっております。

続きまして、7 ページをお開きください。

3 款諸支出金、2 項繰出金、1 目他会計繰出金、27 節繰出金の33万円の増でございますが、これは令和2年度の事務費分の精算分として一般会計へ繰出しするものでございます。

説明は以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第45号 令和3年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）について。

議案第45号

令和3年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）について

令和3年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和3年9月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和3年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和3年度北中城村水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度北中城村水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 水道事業収益	569,260 千円	0 千円	569,260 千円
第1項 営業収益	534,984 千円	0 千円	534,984 千円
第2項 営業外収益	34,274 千円	0 千円	34,274 千円

第3項 特別利益	2千円	0千円	2千円
	<u>支 出</u>		
第1款 水道事業費用	562,168千円	1,823千円	563,991千円
第1項 営業費用	559,558千円	1,823千円	561,381千円
第2項 営業外費用	1,608千円	0千円	1,608千円
第3項 特別損失	2千円	0千円	2千円
第4項 予備費	1,000千円	0千円	1,000千円

これにつきまして、詳細につきましては担当課長のほうに説明させます。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、議案第45号 令和3年度北中城村水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

2ページをお開きください。

今回の補正については、職員の休職により、会計年度任用職員の配置を行うものであります。

収益的収入及び支出について。

支出、1款水道事業費用、1項営業費用182万3,000円の増となっております。

3目総係費182万3,000円の増で、内訳としまして2節手当14万円の増、期末手当分となっております。

5節報酬141万9,000円の増、6節法定福利費が22万3,000円の増で、主な内容としまして健康保険料が8万円の増、厚生年金保険料が13万7,000円の増となっております。

8節旅費4万1,000円の増で通勤手当分となっております。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、議案第46号 令和3年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）について。

議案第46号

令和3年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）について

令和3年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

令和3年9月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和3年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和3年度北中城村下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度北中城村下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	収 入		計
	既決予定額	補正予定額	
第1款 下水道事業収益	400,763 千円	0 千円	400,763 千円
第1項 営業収益	109,586 千円	0 千円	109,586 千円
第2項 営業外収益	291,176 千円	0 千円	291,176 千円
第3項 特別利益	1 千円	0 千円	1 千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	368,552 千円	332 千円	368,884 千円
第1項 営業費用	324,610 千円	332 千円	324,942 千円
第2項 営業外費用	42,940 千円	0 千円	42,940 千円
第3項 特別損失	2 千円	0 千円	2 千円
第4項 予備費	1,000 千円	0 千円	1,000 千円

詳細については、担当課長に説明させます。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、議案第46号 令和3年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

2ページをお開きください。

収益的収入及び支出について。

支出、1款下水道事業費用、1項営業費用33

万2,000円の増となっております。

4目総係費33万2,000円の増で、内訳としましては、3節手当が33万2,000円の増、内容としまして、扶養手当が9万円の増、児童手当が24万円の増となっております。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、認定第1号 令和2年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について。

認定第1号

令和2年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度北中城村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和3年9月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和2年度 北中城村一般会計歳入歳出決算書

歳入決算額 11,689,910,465 円
歳出決算額 11,517,373,586 円
歳入歳出差引額 172,536,879 円

令和2年度北中城村一般会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
1 村税		2,621,123,000	2,797,027,999	2,732,139,175	3,344,411	61,544,413	111,016,175
	1 村民税	1,040,089,000	1,116,096,008	1,084,460,538	2,031,004	29,604,466	44,371,538
	2 固定資産税	1,431,883,000	1,503,925,334	1,472,867,407	1,122,500	29,935,427	40,984,407
	3 軽自動車税	54,779,000	66,385,092	64,189,665	190,907	2,004,520	9,410,665
	4 村たばこ税	94,371,000	110,621,565	110,621,565	0	0	16,250,565
	5 特別土地保有 税	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
2 地方譲与税		36,600,000	35,764,000	35,764,000	0	0	△ 836,000
	1 地方揮発油譲 与税	9,300,000	8,815,000	8,815,000	0	0	△ 485,000
	2 自動車重量譲 与税	26,000,000	25,649,000	25,649,000	0	0	△ 351,000
	5 森林環境譲与 税	1,300,000	1,300,000	1,300,000	0	0	0
3 利子割交付金		940,000	1,007,000	1,007,000	0	0	67,000
	1 利子割交付金	940,000	1,007,000	1,007,000	0	0	67,000

歳入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	調 定 額 B	収 入 済 額 C	不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
4	配当割交付金	3,400,000	3,003,000	3,003,000	0	0	△ 397,000
	1 配当割交付金	3,400,000	3,003,000	3,003,000	0	0	△ 397,000
5	株式等譲渡所 得割交付金	3,010,000	3,322,000	3,322,000	0	0	312,000
	1 株式等譲渡所 得割交付金	3,010,000	3,322,000	3,322,000	0	0	312,000
6	法人事業税交 付金	12,890,000	12,834,000	12,834,000	0	0	△ 56,000
	1 法人事業税交 付金	12,890,000	12,834,000	12,834,000	0	0	△ 56,000
7	地方消費税交 付金	303,780,000	311,927,000	311,927,000	0	0	8,147,000
	1 地方消費税交 付金	303,780,000	311,927,000	311,927,000	0	0	8,147,000
8	ゴルフ場利用 税交付金	7,370,000	8,634,640	8,634,640	0	0	1,264,640
	1 ゴルフ場利用 税交付金	7,370,000	8,634,640	8,634,640	0	0	1,264,640
9	環境性能割交 付金	3,230,000	2,442,030	2,442,030	0	0	△ 787,970
	1 環境性能割交 付金	3,230,000	2,442,030	2,442,030	0	0	△ 787,970
10	国有提供施設 等所在市町村 助成交付金	75,009,000	75,009,000	75,009,000	0	0	0
	1 国有提供施設 等所在市町村 助成交付金	75,009,000	75,009,000	75,009,000	0	0	0
11	施設等所在市 町村調整交付 金	243,227,000	243,227,000	243,227,000	0	0	0
	1 施設等所在市 町村調整交付 金	243,227,000	243,227,000	243,227,000	0	0	0
12	地方特例交付 金	14,060,000	14,060,000	14,060,000	0	0	0
	1 地方特例交付 金	14,060,000	14,060,000	14,060,000	0	0	0
13	地方交付税	1,200,983,000	1,196,646,000	1,196,646,000	0	0	△ 4,337,000
	1 地方交付税	1,200,983,000	1,196,646,000	1,196,646,000	0	0	△ 4,337,000
14	交通安全対策 特別交付金	2,408,000	3,062,000	3,062,000	0	0	654,000
	1 交通安全対策 特別交付金	2,408,000	3,062,000	3,062,000	0	0	654,000

歳入

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	調 定 額 B	収 入 済 額 C	不 納 欠 損 額 D	収 入 未 済 額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
15	分担金及び負担金	76,508,000	101,221,950	79,663,904	0	21,558,046	3,155,904
	1 負担金	76,508,000	101,221,950	79,663,904	0	21,558,046	3,155,904
16	使用料及び手数料	39,938,000	40,378,757	40,372,507	0	6,250	434,507
	1 使用料	12,063,000	10,983,107	10,979,107	0	4,000	△ 1,083,893
	2 手数料	27,875,000	29,395,650	29,393,400	0	2,250	1,518,400
17	国庫支出金	3,731,608,000	3,718,714,588	3,715,854,588	0	2,860,000	△ 15,753,412
	1 国庫負担金	916,273,000	915,307,342	915,307,342	0	0	△ 965,658
	2 国庫補助金	2,702,516,000	2,687,325,058	2,684,465,058	0	2,860,000	△ 18,050,942
	3 委託金	112,819,000	116,082,188	116,082,188	0	0	3,263,188
18	県支出金	1,309,015,000	1,182,380,073	1,182,379,723	0	350	△ 126,635,277
	1 県負担金	427,488,000	431,393,681	431,393,681	0	0	3,905,681
	2 県補助金	843,846,000	709,048,595	709,048,595	0	0	△ 134,797,405
	3 委託金	37,681,000	41,758,797	41,758,447	0	350	4,077,447
	4 県交付金	0	179,000	179,000	0	0	179,000
19	財産収入	46,188,000	47,133,823	44,360,713	0	2,773,110	△ 1,827,287
	1 財産運用収入	46,186,000	46,946,641	44,173,531	0	2,773,110	△ 2,012,469
	2 財産売払収入	2,000	187,182	187,182	0	0	185,182
20	寄附金	250,001,000	211,848,370	211,700,370	0	148,000	△ 38,300,630
	1 寄附金	250,001,000	211,848,370	211,700,370	0	148,000	△ 38,300,630
21	繰入金	423,836,000	374,494,070	374,494,070	0	0	△ 49,341,930
	1 特別会計繰入金	203,000	202,070	202,070	0	0	△ 930
	2 基金繰入金	423,633,000	374,292,000	374,292,000	0	0	△ 49,341,000
22	繰越金	363,559,000	363,559,200	363,559,200	0	0	200
	1 繰越金	363,559,000	363,559,200	363,559,200	0	0	200
23	諸収入	278,033,000	277,863,087	277,640,545	0	222,542	△ 392,455
	1 延滞金、加算金及び過料	2,000,000	1,667,612	1,667,612	0	0	△ 332,388
	2 村預金利子	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	3 雑入	276,032,000	276,195,475	275,972,933	0	222,542	△ 59,067
24	村債	999,497,000	756,808,000	756,808,000	0	0	△ 242,689,000
	1 村債	999,497,000	756,808,000	756,808,000	0	0	△ 242,689,000
歳 入 合 計		12,046,213,000	11,782,367,587	11,689,910,465	3,344,411	89,112,711	△ 356,302,535

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌 年 度 繰 越 額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出済額との比較 A-B
1	議会費	94,877,000	92,997,819	0	1,879,181	1,879,181
	1 議会費	94,877,000	92,997,819	0	1,879,181	1,879,181
2	総務費	4,233,770,933	4,070,396,698	18,260,800	145,113,435	163,374,235
	1 総務管理費	4,042,584,100	3,888,270,243	18,260,800	136,053,057	154,313,857
	2 徴税費	102,325,833	100,863,499	0	1,462,334	1,462,334
	3 戸籍住民基本 台帳費	66,140,000	59,034,721	0	7,105,279	7,105,279
	4 選挙費	12,754,000	12,361,592	0	392,408	392,408
	5 統計調査費	8,590,000	8,508,124	0	81,876	81,876
	6 監査委員費	1,377,000	1,358,519	0	18,481	18,481
3	民生費	3,238,975,000	3,121,460,193	7,551,000	109,963,807	117,514,807
	1 社会福祉費	1,559,687,000	1,510,156,379	7,551,000	41,979,621	49,530,621
	2 児童福祉費	1,679,288,000	1,611,303,814	0	67,984,186	67,984,186
4	衛生費	1,263,322,300	1,108,915,012	124,684,105	29,723,183	154,407,288
	1 保健衛生費	868,473,300	716,577,880	124,684,105	27,211,315	151,895,420
	2 清掃費	381,849,000	379,337,132	0	2,511,868	2,511,868
	3 上水道費	13,000,000	13,000,000	0	0	0
5	農林水産業費	318,660,000	310,426,507	0	8,233,493	8,233,493
	1 農業費	313,154,000	304,981,003	0	8,172,997	8,172,997
	2 林業費	2,702,000	2,683,110	0	18,890	18,890
	3 水産業費	2,804,000	2,762,394	0	41,606	41,606
6	商工費	273,000,000	262,932,551	0	10,067,449	10,067,449
	1 商工費	273,000,000	262,932,551	0	10,067,449	10,067,449
7	土木費	439,706,000	430,441,323	2,518,680	6,745,997	9,264,677
	1 土木管理費	53,892,000	53,061,133	0	830,867	830,867
	2 道路橋梁費	99,400,000	94,580,795	2,518,680	2,300,525	4,819,205
	3 都市計画費	286,414,000	282,799,395	0	3,614,605	3,614,605
8	消防費	256,452,000	254,303,000	1,741,000	408,000	2,149,000
	1 消防費	256,452,000	254,303,000	1,741,000	408,000	2,149,000
9	教育費	1,478,378,614	1,428,555,515	11,903,100	37,919,999	49,823,099
	1 教育総務費	366,876,402	361,876,258	0	5,000,144	5,000,144
	2 小学校費	339,886,212	318,305,765	11,903,100	9,677,347	21,580,447
	3 中学校費	126,182,000	122,147,559	0	4,034,441	4,034,441
	4 幼稚園費	66,920,000	64,160,580	0	2,759,420	2,759,420

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌 年 度 繰 越 額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出済額との比較 A-B
	5 社会教育費	331,328,000	325,501,866	0	5,826,134	5,826,134
	6 保健体育費	247,186,000	236,563,487	0	10,622,513	10,622,513
10 災害復旧費		1,000	0	0	1,000	1,000
	2 公共土木施設 災害復旧費	1,000	0	0	1,000	1,000
11 公債費		438,328,000	436,944,968	0	1,383,032	1,383,032
	1 公債費	438,328,000	436,944,968	0	1,383,032	1,383,032
12 諸支出金		2,000	0	0	2,000	2,000
	1 普通財産取得 費	2,000	0	0	2,000	2,000
13 予備費		10,740,153	0	0	10,740,153	10,740,153
	1 予備費	10,740,153	0	0	10,740,153	10,740,153
歳 出 合 計		12,046,213,000	11,517,373,586	166,658,685	362,180,729	528,839,414

歳入歳出差引残額 172,536,879 円
 うち基金繰入額 0 円
 又は
 歳入歳出差引歳入不足額 0 円
 このため翌年度繰入繰上充用金 0 円

北中城村長 比 嘉 孝 則

決算の詳細については副村長のほうに説明をさせます。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（大田 繁）

では、私のほうから令和2年度北中城村一般会計歳入歳出決算につきまして、主な主要施策の成果につきまして御説明を申し上げます。

お手元の主要施策の成果説明書に基づきまして説明を申し上げます。

まず1番目に、決算収支の状況でございます。一般会計の決算規模は歳入総額116億8,991万円、歳出総額115億1,737万4,000円となり、前年度

に比べまして歳入が34億815万4,000円、41.2%の増でございます。歳出が35億9,917万7,000円、45.5%の増となっております。

続きまして、予算の執行状況についてでございます。歳入予算の執行率は97.0%、対前年度比較0.2ポイントの減でございます。歳出予算の執行率は95.6%、対前年度比較で申し上げますと2.7ポイントの増となっております。

続きまして、歳入の状況についてでございます。歳入につきましては、自主財源の柱である村税が前年度に比べまして1億8,702万9,000円、約7.3%の増となりました。これは主に個人住民税の増と、大型企業の合併により法人住民税

が増となった影響によるものです。

一方、地方特例交付税は令和元年度に給付されました子ども・子育て支援臨時交付金（幼児教育無償化関連）がなくなった影響により減となっております。

その他の増減が大きい項目を見ますと、国庫支出金が特別定額給付金補助金と新型コロナウイルス感染症対策支援事業等の影響で大幅に増となっております。

県支出金は、一括交付金を活用した公営墓地整備事業や沖縄振興公共投資交付金を活用しました安谷屋第2地区かんがい施設整備事業の影響で増となっております。

寄附金につきましては、ふるさと納税寄附金について、返礼品等の拡大により大幅な増となっております。

諸収入につきましては、中城村北中城村清掃事務組合負担金（一般廃棄物処理施設建設等の負担金）の償還により増となっております。

2ページをお願いします。

歳出の状況についてでございます。目的別の歳出の主な増減につきましては、総務費が特別定額給付金補助金や役場第一庁舎改築事業の影響で増となっております。

農林水産業費は、安谷屋第2地区かんがい施設工事関連の影響で増となっております。

土木費は、アワセ土地区画整理組合負担金の皆減と村道北中城高校127号線関連工事が完了したことにより減となりました。

教育費は、小中学校ICT機器整備事業（タブレットパソコン）等でございます。小中学校校内ネットワーク整備事業費、基地内埋蔵文化財発掘調査支援業務委託料、島袋小学校校舎防音機能復旧工事の影響で増となっております。

性質別の歳出の主な増減につきましては、普通建設事業費が役場第一庁舎改築事業、安谷屋第2地区かんがい施設工事、公営墓地整備事業等の影響で増となっております。

物件費は、役場第一庁舎備品購入費、小中学校ICT機器整備事業などの地方創生臨時交付金関連事業、会計年度任用職員の費用弁償等の影響で増となっております。

補助費は、特別定額給付金補助金や社会福祉法人への保育所等整備補助金の影響で増となっております。

積立金は、ふるさと納税寄附金の大幅な増によるふるさと応援基金の増と、一般廃棄物処理施設建設等基金の影響で増となっております。

続きまして、自主財源と依存財源についてでございます。村税等の自主財源の総額は39億2,168万7,000円、自主財源比率は33.55%で、前年度に比べて4億1,331万円、12.1%の増となっております。また、地方交付税や国庫支出金等の依存財源の総額は77億6,822万3,000円、依存財源比率は66.45%でございます。前年度に比べまして29億8,484万4,000円、62.4%の増となっております。

続きまして、一般財源と特定財源の状況でございます。一般財源の総額は56億7,144万2,000円、一般財源比率は48.52%で、前年度に比べまして3億5,748万8,000円、6.73%の増となっております。また、特定財源の総額は60億1,846万8,000円、特定財源比率は51.48%で、前年度に比べまして30億5,066万6,000円、102.79%の増となっております。

続きまして、将来にわたる財政負担の状況についてでございます。令和2年度末の地方債現在高は51億1,672万1,000円で、前年度末より3億4,429万円の増となっております。これは、令和2年度に行いました借入金が償還額を上回ったことによるものでございます。

また、令和3年度以降の債務負担行為に係る支出予定額は22億5,210万7,000円となっております。

続きまして、積立金現在高の状況についてでございます。積立金の令和2年度末現在高は12

億3,162万3,000円で、前年度末より1億8,080万7,000円増加しました。その主な要因といたしまして、新設しました一般廃棄物処理施設建設等基金1億6,700万円と財政調整基金1億565万9,000円の増、庁舎整備基金が1億2,653万円の減、そしてふるさと応援基金3,849万円の増などによるものでございます。全体といたしましては、基金積立額が取崩し額を上回っております。

続きまして、主な財政指標についてでございます。実質収支比率が3.6%、公債費負担比率が7.5%、財政力指数が0.69、経常収支比率が81.6%となっております。財政力指数は数値が高いほどよいとされ、0.69は本村では過去最高の数値となっております。経常収支比率は、人件費、維持補修費、扶助費の義務的な経常経費が減となったほか、地方消費税交付金及び地方

交付税いずれも前年度に比べて増となったことにより、経常収支比率が減となりました。

財政健全化法に基づく指標は、実質赤字、連結実質赤字はございません。実質公債費比率、将来負担比率はともに健全化基準を大きく下回り健全な状態となっております。

4ページ以降につきましては、令和2年度決算資料を添付してございます。また、12ページ以降は一般会計における主要施策の成果説明書を添付してございますので、後日、委員会におきまして各担当課より事業成果等の聴取、審査の際に参考にしていただきたいと思います。

以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、認定第2号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第2号

令和2年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和3年9月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和2年度 北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額	2,159,455,150 円
歳出決算額	2,173,000,402 円
歳入歳出差引額	△ 13,545,252 円

令和2年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
1 国民健康保険		408,720,000	462,819,526	407,897,051	1,738,578	53,183,897	△ 822,949
税	1 国民健康保険 税	408,720,000	462,819,526	407,897,051	1,738,578	53,183,897	△ 822,949
2 一部負担金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 一部負担金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
3 分担金及び負 担金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 分担金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
4 使用料及び手 数料		275,000	416,800	416,800	0	0	141,800
	1 手数料	275,000	416,800	416,800	0	0	141,800
5 国庫支出金		5,102,000	5,003,000	5,003,000	0	0	△ 99,000
	2 国庫補助金	5,102,000	5,003,000	5,003,000	0	0	△ 99,000
6 県支出金		1,510,526,000	1,419,297,650	1,419,297,650	0	0	△ 91,228,350
	1 県負担金・補 助金	1,510,525,000	1,419,297,650	1,419,297,650	0	0	△ 91,227,350
	2 財政安定化基 金支出金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
8 財産収入		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 財産運用収入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
10 繰入金		323,247,000	323,246,387	323,246,387	0	0	△ 613
	1 他会計繰入金	323,246,000	323,246,387	323,246,387	0	0	387
	2 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
11 繰越金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 繰越金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
12 諸収入		68,040,000	3,594,262	3,594,262	0	0	△ 64,445,738
	1 延滞金、加算 金及び過料	286,000	373,200	373,200	0	0	87,200
	2 預金利子	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	3 受託事業収入	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	4 雑入	67,752,000	3,221,062	3,221,062	0	0	△ 64,530,938
13 市町村債		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 財政安定化基 金貸付金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
歳入合計		2,315,915,000	2,214,377,625	2,159,455,150	1,738,578	53,183,897	△ 156,459,850

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌年度繰越額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出済額との比較 A-B
1	総務費	67,661,000	65,174,109	0	2,486,891	2,486,891
	1 総務管理費	54,857,000	52,939,250	0	1,917,750	1,917,750
	2 徴税費	12,533,000	12,036,859	0	496,141	496,141
	3 運営協議会費	56,000	0	0	56,000	56,000
	4 趣旨普及費	215,000	198,000	0	17,000	17,000
2	保険給付費	1,446,661,000	1,341,813,268	0	104,847,732	104,847,732
	1 療養諸費	1,212,661,000	1,127,962,329	0	84,698,671	84,698,671
	2 高額療養費	211,932,000	197,494,804	0	14,437,196	14,437,196
	3 移送費	101,000	0	0	101,000	101,000
	4 出産育児一時金	21,000,000	15,816,000	0	5,184,000	5,184,000
	5 葬祭費	600,000	500,000	0	100,000	100,000
	6 傷病手当金	367,000	40,135	0	326,865	326,865
3	国民健康保険事業費納付金	681,965,000	681,955,796	0	9,204	9,204
	1 医療給付費分	489,037,000	489,036,253	0	747	747
	2 後期高齢者支援金等分	137,484,000	137,476,322	0	7,678	7,678
	3 介護納付金分	55,444,000	55,443,221	0	779	779
4	共同事業拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
	1 共同事業拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000
6	保健事業費	46,745,000	41,670,488	0	5,074,512	5,074,512
	1 保健事業費	46,745,000	41,670,488	0	5,074,512	5,074,512
7	基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
	1 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000
8	公債費	3,000	0	0	3,000	3,000
	1 公債費	1,000	0	0	1,000	1,000
	2 広域化等支援基金償還金	1,000	0	0	1,000	1,000
	3 財政安定化基金償還金	1,000	0	0	1,000	1,000
9	諸支出金	6,878,000	6,730,393	0	147,607	147,607

歳 出

(単位：円)

款	項	予 算 現 額 A	支 出 済 額 B	翌 年 度 繰 越 額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出済額との比較 A-B
	1 償還金及び還付加算金	6,878,000	6,730,393	0	147,607	147,607
10 予備費		30,000,000	0	0	30,000,000	30,000,000
	1 予備費	30,000,000	0	0	30,000,000	30,000,000
15 前年度繰上充		36,000,000	35,656,348	0	343,652	343,652
用金	1 前年度繰上充用金	36,000,000	35,656,348	0	343,652	343,652
歳 出 合 計		2,315,915,000	2,173,000,402	0	142,914,598	142,914,598

歳入歳出差引残額 0 円
 うち基金繰入額 0 円
 又は
 歳入歳出差引歳入不足額 13,545,252 円
 このため翌年度繰入繰上充用金 13,545,252 円

北中城村長 比 嘉 孝 則

詳細については担当課長に説明させます。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

それでは、令和2年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

私のほうでは、決算書でもって説明いたします。

244ページをお開きください。

決算額の主な内容について、歳入歳出決算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入、1款国民健康保険税でございますが、歳入総額の18.9%を占めており、調定額が4億6,281万9,526円に対し、収入済額は4億789万7,051円となっております。対前年度比で見ますと938万349円の増収となっております。

保険税の収納率につきましては、今年度は全

体で88.13%となり、前年度の87.21%に対して0.92%の増となっております。また、時効によりまして、173万8,578円が不納欠損となっております。

続きまして、246ページ、247ページをお開きください。

5款国庫支出金でございますが、収入済額が500万3,000円、歳入総額に占める構成比は0.2%となっております。前年度から341万8,000円、215.6%の増となっております。これは、コロナ減税及び国保制度改正に伴うオンライン資格確認システムの改修に対する補助金の増が主な要因でございます。

続きまして、6款の県支出金でございますが、収入済額が14億1,929万7,650円で、歳入総額に占める構成比は65.7%となっております。前年度との比較では6,488万2,272円の4.4%の減となっております。こちらは、主に普通交付金の

減が主な理由でございますが、医療費が減額となっておりまして、約6,000万円の減額となっております。

続きまして、248ページ、249ページをお開きください。

10款の繰入金でございますが、収入済額が3億2,324万6,387円、歳入総額に占める構成比は15.0%となっております。前年度との比較では6,008万9,479円で122.8%の増額となっており、これはその他一般繰入金の増が主な理由となっております。

続きまして、252ページをお開きください。

一番下の歳入合計でございますが、予算現額が23億1,591万5,000円に対し、収入済額が21億5,945万5,150円、執行率は93.2%となっており、対前年度比で2,162万4,546円、0.99%の減となっております。

続きまして、258ページをお開きください。

歳出の主なものを御説明いたします。

2款保険給付費でございますが、支出済額が13億4,181万3,268円で、歳出総額に占める構成比は61.7%、前年度との比較では6,301万2,872円、4.5%の減となっております。こちらの主な理由といたしましては、レセプト件数が減っており、受診控えと予想されます。

続きまして、260ページをお開きください。

一番下のほうですが、3款国民健康保険事業費納付金でございますが、支出済額が6億8,195万5,796円、歳出総額に占める構成比は

31.4%でございます。前年度との比較では291万4,934円、0.4%の増となっております。これは県全体の医療費推計から年齢調整後の医療水準や所得水準等を考慮した市町村ごとの納付金となっております。

続きまして、262ページ、263ページをお開きください。

6款保健事業費でございますが、支出済額が4,167万488円、歳出総額に占める構成比は1.9%です。前年度との比較では63万8,992円、1.5%の減となっており、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響で健診の控えがあったためと予測しております。

次に、268、269ページをお開きください。

最下段のほうの歳出合計でございますが、予算現額23億9,646万7,000円に対しまして、支出済額が21億7,300万402円で、執行率は93.8%です。また、前年度の支出済額22億1,673万6,044円に比べまして4,373万5,642円、0.2%の減となっております。

以上で説明を終わりますが、なお、決算書に添付してあります令和2年度北中城村国民健康保険事業の主要施策の成果、その他予算執行の実績についてを併せて御参照ください。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、認定第3号 令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

認定第3号

令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付す。

令和3年9月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和2年度 北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入決算額 219,417,409 円
歳出決算額 216,782,489 円
歳入歳出差引額 2,634,920 円

令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
1 後期高齢者医療保険料		177,942,000	180,908,215	179,599,751	0	1,308,464	1,657,751
	1 後期高齢者医療保険料	177,942,000	180,908,215	179,599,751	0	1,308,464	1,657,751
2 使用料及び手数料		30,000	47,000	47,000	0	0	17,000
	1 手数料	30,000	47,000	47,000	0	0	17,000
3 国庫支出金		39,000	39,000	39,000	0	0	0
	1 国庫補助金	39,000	39,000	39,000	0	0	0
4 寄付金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	1 寄付金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
5 繰入金		37,644,000	37,644,426	37,644,426	0	0	426
	1 一般会計繰入金	37,644,000	37,644,426	37,644,426	0	0	426
6 繰越金		1,779,000	1,778,573	1,778,573	0	0	△ 427
	1 繰越金	1,779,000	1,778,573	1,778,573	0	0	△ 427
7 諸収入		289,000	308,659	308,659	0	0	19,659
	1 延滞金、加算金及び過料	16,000	23,500	23,500	0	0	7,500
	2 償還金及び還付加算金	269,000	285,159	285,159	0	0	16,159
	3 預金利子	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
	4 貸付金元利収	1,000	0	0	0	0	△ 1,000

歳入

(単位：円)

款	項	予算現額 A	調定額 B	収入済額 C	不納欠損額 D	収入未済額 B-(C+D)	予算現額と収入 済額との比較 C-A
	入						
	5 雑入	2,000	0	0	0	0	△ 2,000
歳入合計		217,724,000	220,725,873	219,417,409	0	1,308,464	1,693,409

歳出

(単位：円)

款	項	予算現額 A	支出済額 B	翌年度繰越額 C	不 用 額 A-(B+C)	予算現額と支出 済額との比較 A-B
1 総務費		2,384,000	2,099,286	0	284,714	284,714
	1 総務管理費	1,148,000	1,059,515	0	88,485	88,485
	2 徴収費	1,236,000	1,039,771	0	196,229	196,229
2 後期高齢者医 療広域連合納 付金		214,415,000	214,198,974	0	216,026	216,026
	1 後期高齢者医 療広域連合納 付金	214,415,000	214,198,974	0	216,026	216,026
3 諸支出金		825,000	484,229	0	340,771	340,771
	1 償還金及び還 付加算金	621,000	282,159	0	338,841	338,841
	2 繰出金	204,000	202,070	0	1,930	1,930
4 予備費		100,000	0	0	100,000	100,000
	1 予備費	100,000	0	0	100,000	100,000
歳出合計		217,724,000	216,782,489	0	941,511	941,511

歳入歳出差引残額 2,634,920 円

うち基金繰入額 0 円

又は

歳入歳出差引歳入不足額 0 円

このため翌年度繰入繰上充用金 0 円

北中城村長 比嘉孝則

詳細については、担当課長に説明させます。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

決算書のほうで説明いたします。

275ページ、276ページをお開きください。

認定第3号 令和2年度北中城村後期高齢者
医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説

明いたします。

歳入歳出事項別明細書で御説明をいたします。

歳入の主なものといたしまして、第1款後期高齢者医療保険料が歳入全体の81.85%を占め、調定額が1億8,090万8,215円に対し、収入済額が1億7,959万9,751円となっております。前年度より945万990円で5.3%の増となっており、こちらは主に75歳到達の新規加入者の増によるものでございます。

保険料の収納率につきましては、特別徴収、普通徴収を合わせた現年度の徴収率が99.53%と、前年度の99.49%に比べて0.04%の増になりました。また、滞納繰越し分を合わせた全体分では、現年度分の徴収率が99.28%と前年度の99.24%に比べ0.04%の増となっております。

続きまして、277ページをお開きください。

第5款繰入金は、一般会計からの繰入金で、収入済額3,764万4,426円、歳入総額に占める構成比は17.16%となっております。前年度に対して96万4,059円、2.6%の増となっておりますが、この主な理由といたしましては、被保険者の増による印刷製本費の増、また、庁内で作成しておりましたはがき圧着機の廃止により印刷を委託業者に委託したこと、また、保険基盤安定繰入金が均等割軽減対象人数の増により増えたことによるものでございます。

続きまして、279ページをお願いいたします。

収入合計でございますが、予算現額が2億923万7,000円に対し、収入済額が2億1,941万7,409円で収入率は100.8%、前年度に比べ927万1,701円、4.41%の増となっております。

続きまして、281ページをお願いいたします。

歳出の主なものといたしまして、2款後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、支出済額が2億1,419万8,974円で歳出総額の98.8%を占めております。前年度に対し818万6,943円、3.98%の増となっており、これは新規加入者の増による保険料増加に伴う後期高齢者医療広域連合への納付金の増でございます。

次に、283ページをお開きください。

一番下のほうですが、歳出合計でございますが、予算現額2億1,772万4,000円に対し支出済額が2億1,678万2,489円で、前年度に比べ841万5,350円、4.04%の増となっております。

以上でございますが、こちらも決算書に添付しております令和2年度北中城村後期高齢者医療保険事業の主要施策の成果、その他の予算執行の実績について詳しく載っておりますので、そちらも併せて御参照いただきたいと思います。以上でございます。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、認定第4号であります。令和2年北中城村水道事業会計決算の認定について。

認定第4号

令和2年度北中城村水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度北中城村水道事業会計決算を、監査委員の意見（別冊）を添えて議会の認定に付します。

令和3年9月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

1 ページをお開きいただきたいと思います。

1 ページ、2 ページで令和2年度北中城村水道事業会計決算報告書と、ここにつきましては収益的収支のほうを記してありますので、まず収益的収入のほうで決算額5億9,719万287円、そして支出のほうで5億6,388万4,000円となっております。

続きまして、3 ページ、4 ページをお開きいただきたいと思います。

そこにつきましては、資本的収支のほうを記してあります。まず、収入のほうですけれども、1億8,170万5,433円、支出のほうで7,991万5,136円となっております。

詳細については、担当課長のほうに説明させていただきます。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

私から、認定第4号 令和2年度北中城村水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

13ページをお開き願います。

概況のほうで説明したいと思います。

事業の概況といたしまして、令和2年度における給水戸数は7,567戸で、前年度に比べ216戸の増。給水人口は1万7,806人、前年度に比べ229人増で、普及率は100%となっております。

年間配水量は272万1,896立米で、内訳としまして、民間234万4,422立米、基地37万7,474立米となっており、前年度に比べ2万8,376立米増、民間2万6,937立米減、基地5万5,313立米増となっております。

有収水量は254万6,365立米で、有収率は93.55%、前年度に比べ0.04%の増となっております。

続きまして、財政状況といたしましては、収益的収入が5億5,644万7,542円で、前年度に比べ3.47%増、これに対し収益的支出は4億9,308万5,418円で、前年度に比べ4.59%減となっております。6,336万2,124円の純利益となっております。

資本的収支につきましては、資本的収入1億8,170万5,433円に対し、資本的支出7,991万5,136円となっております。

補助金事業による工事につきまして、北中城村内配水管改良工事第4工区を実施いたしました。その他主な事業としまして、県道宜野湾北中城線道路改良工事に伴う配水管移設工事のほか、水質検査を前年同様に実施しております。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、認定第5号 令和2年度北中城村下水道事業会計決算の認定について。

認定第5号

令和2年度北中城村下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和2年度北中城村下水道事業会計決算を、監査委員の意見（別冊）を添えて議会の認定に付します。

1 ページ、2 ページをお願いします。

令和2年度北中城村下水道事業決算報告書、収益的収支のほうで、まず収益的収入のほう、決算額といたしまして3億8,998万8,050円、そして支出のほうで3億3,144万3,795円となっています。

そして、3 ページ、4 ページ。

資本的収支ですけれども、資本的収入につきましては3億2,584万5,000円、資本的支出につきましては3億7,332万9,964円でございます。

詳細については、担当課長に説明させます。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

それでは、認定第5号 令和2年度北中城村下水道事業会計決算の認定について御説明いたします。

11ページをお開きください。

まず、事業の概況といたしまして、令和2年度における汚水処理戸数は2,591戸で、前年度に比べ169戸増。使用人口は7,918人で、前年度に比べ460人増で、下水道普及率は63.8%、水洗化率69.7%となっております。

また、年間の総汚水処理量は138万4,784立米

で、前年度に比べ4万5,527立米増となっております。

続きまして、財政状況といたしましては、収益的収入が3億7,441万9,395円で、これに対し収益的支出3億2,463万4,238円で、4,978万5,157円の純利益となっております。

資本的収支につきましては、資本的収入3億2,584万5,000円に対し、資本的支出3億7,332万9,964円で、収支不足額4,748万4,964円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び引継ぎ金で補填しております。

補助金事業による工事につきまして、公共下水道島袋汚水枝線工事第29工区と、島袋浸水対策事業としまして令和元年度に繰越控除を含め、3号調整池整備工事及び比嘉雨水幹線改良工事を実施し、3号調整池と関連する比嘉雨水幹線改良工事が完了しております。そのほか住宅建築等に併せて4件の公共樹の設置工事を実施しております。

以上です。

○村長（比嘉孝則）

続きまして、認定第6号 令和2年度中頭地方視聴覚協議会一般会計歳入歳出決算の認定について。

認定第6号

令和2年度中頭地方視聴覚協議会一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第5条第3項の規定により、令和2年度中頭地方視聴覚協議会一般会計歳入歳出の決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和3年9月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

別添、監査委員の意見を添付してありまして、それから剰余金につきまして構成市町村のほうに返戻しているような精算処理を行っております。別紙を御参照いただきたいと思います。

説明を続けます。
議案第47号 令和2年度北中城村水道事業会計剰余金処分について。

議案第47号

令和2年度北中城村水道事業会計剰余金処分について

みだしのことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和2年度北中城村水道事業会計剰余金処分の議決を求めます。

令和3年9月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和2年度 北中城村水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,784,397,851	678,260,686	85,389,068
議会の議決による処分数額	11,777,530	0	△ 76,777,530
建設改良積立金の積立	0	0	△ 60,000,000
利益積立金の積立	0	0	△ 5,000,000
資本金への組入れ	11,777,530	0	△ 11,777,530
処分後残高	1,796,175,381	678,260,686	(繰越利益剰余金) 8,611,538

次のページをめくっていただきたいと思います。

剰余金の計算書がございまして、議会の議決による処分数額。剰余金につきまして、資本金の積立ではございません。

別紙の剰余金処分計算書を御参照いただきたいと思います。

続きまして、議案第48号にまいります。
令和2年度北中城村下水道事業会計剰余金処分について。

議案第48号

令和2年度北中城村下水道事業会計剰余金処分について

みだしのことについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、令和2年度北中城村下水道事業会計剰余金処分の議決を求めます。

令和3年9月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

令和2年度 北中城村下水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	240,629,205	52,107,902	49,785,157
議会の議決による処分額	0	0	△ 49,785,157
減債積立	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	△ 49,785,157
利益積立金の積立	0	0	0
資本金への組入れ	0	0	0
処分後残高	240,629,205	52,107,902	(繰越利益剰余金) 0

剰余金処分計算書を添付してありますので、御参照いただきたいと思います。

日程第21. 報告第3号 令和2年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告について

○議長（名幸利積）

日程第21. 報告第3号 令和2年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
村長。

○村長（比嘉孝則）

報告第3号 令和2年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告について。

報告第3号

令和2年度決算に基づく北中城村健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙のとおり健全化判断比率を監査委員の意見を付して本会議に報告します。

令和3年9月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

健全化判断比率

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	5.6	62.2
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

備考 健全化判断比率のそれぞれの欄において「—」と表記されている場合は、実質赤字額又は連結赤字額がないことを表す。

別添、健全化判断比率を添付してあります。
おのおの基準値を下回っている状況でございます。別添、判断比率でございます。
以上です。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第22. 報告第4号 令和2年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告について

○議長（名幸利積）

日程第22. 報告第4号 令和2年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

報告第4号 令和2年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告について。

報告第4号

令和2年度決算に基づく北中城村水道事業会計の資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙のとおり資金不足比率を監査委員の意見を付けて本会議に報告します。

令和3年9月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

資金不足比率

比率名	令和2年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	— (%)	20.0 (%)	

注) 資金不足額がない場合は、「—」を記載している。

資金不足比率は、別添のとおり掲げてあります。資金不足額はございません。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第23. 報告第5号 令和2年度決算に

基づく北中城村下水道事業会計の資金不足比率の報告について

○議長（名幸利積）

日程第23. 報告第5号 令和2年度決算に基づく北中城村下水道事業会計の資金不足比率の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

報告第5号 令和2年度決算に基づく北中城村下水道事業会計の資金不足比率の報告について。

報告第5号

令和2年度決算に基づく北中城村下水道事業会計の資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙のとおり資金不足比率を監査委員の意見を付けて本会議に報告します。

令和3年9月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

資金不足比率

比率名	令和2年度	経営健全化基準	備考
資金不足比率	－ (%)	20.0 (%)	

注) 資金不足額がない場合は、「－」を記載している。

資金不足比率を次のとおり添付してあります。
基準値を下回るものではございません。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第24. 報告第6号 専決処分事項の報告について（北中城村役場旧第一庁舎解体工事変更契約）

○議長（名幸利積）

日程第24. 報告第6号 専決処分事項の報告について（北中城村役場旧第一庁舎解体工事変更契約）の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

報告第6号 専決処分事項の報告について。

報告第6号

専決処分事項の報告について
（北中城村役場旧第一庁舎解体工事変更契約）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和3年9月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

議会の議決を経た工事請負契約に関する専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分する。

令和3年8月6日
北中城村長 比嘉孝則

記

- 1 工 事 名：北中城村役場旧第一庁舎解体工事
- 2 原請負契約額：¥61,435,000－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥5,585,000－）
- 3 改定契約額：¥58,846,700－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥5,349,700－）
請負契約額を¥2,588,300－ 減額する。
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥235,300－）
- 4 契約の相手方：北中城村字熱田1903番地2
有限会社 仁海建設
代表取締役 仲 村 嘉 己

さらに工事変更協議書内容等について変更協議書が添付してございます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

以上でございます。

○議長（名幸利積）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありません。

以上で村長の報告を終わります。

**日程第25. 報告第7号 令和2年度沖縄県
町村土地開発公社事業報告及び
決算報告書の報告について**

○議長（名幸利積）

日程第25. 報告第7号 令和2年度沖縄県町

村土地開発公社事業報告及び決算報告書の報告
についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
村長。

○村長（比嘉孝則）

報告第7号 令和2年度沖縄県町村土地開発
公社事業報告及び決算報告書について。

報告第7号

令和2年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和2年度沖縄
県町村土地開発公社事業報告書及び決算報告書を別紙のとおり提出いたします。

令和3年9月3日 提出
北中城村長 比嘉孝則

別添、令和2年度事業報告及び決算報告書を
添付してございます。そのうちの14ページと15
ページの中に、町村土地開発公社を活用してい
る市町村の事業一覧がございます。

北中城村につきましては、サウスプラザ地区
用地とアワセゴルフ場跡地・健康スポーツ交流
施設用地取得事業、令和2年度借換え等の事務
経費が発生します2番目で460万2,683円。サウ
スプラザ地区の用地につきましては、利息のほ
うで125万1,971円。そこで、右端のほうに次年
度に繰り越す残高が残っておりますので、御参
照いただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありません
か。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

決算書の24ページ、25ページ。

24ページの上の段、5の北中城村スポーツ交
流施設の分があるんですけども、それを右にい
きますと、支払い利息191万43円、それから本
社事務費が269万1,540円あるんですけども、
今まで本社事務費というのは発生しなかったん
ですよ。何でこんな利息以上に事務費が発生
しているのかというのが1つと、それからもう
一つは、支払い利息が去年12月に4億1,100万
が返済されているんですよ。これは次のページ
にありますけれども。だけれども、利息は去年
より今年が増えていると。この増えた理由は何
なのか。それで、何ならこの利息計算の算定式
を教えてください。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

比嘉盛一議員の御質問にお答えします。

ページ、24、25の、まず支払い利息と本社事務費191万43円と269万1,540円の金額ですけれども、令和2年12月に今の村民体育館と、今借入れしているアリーナ用地含めて約9億5,000万ぐらいを借換えしております。そのときの利息が約190万と借換えの事務手数料、事務費です、それが約270万あって、この金額が借換えのための利息と借換えのための事務費がこの金額となっています。

それと、利子が前回より増えているという話ですけれども、それはあくまで借換えのための利子ですから、次年度、またこの残っている5億3,300万に前回の利子75万1,000円ぐらいでしたかね、この分が上乘せされて償還するということになっております。

それで、利率については後から報告したいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

今の計算がちょっとよく分からないんですけども、決算は3月31日ですよ。月末じゃないですよ。だから、計算するときには、まず9億5,200万を利息計算するときには12月31日までの計算をして、さらに残りの金額5億4,100万について1月に3月の計算をするべきじゃないかなと。だから、この3か月分については4億1,100万に対する利息分が余計についているんじゃないかと。

何でもこういうことを言うかという、去年は190万5,000円、利息、丸々借りていて。今度は4億1,100万は3か月早く返したと。なのに増えること自体、計算がおかしいんじゃないかなと思うんですけども、どうなんですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

この決算書に載っているのは、あくまで用地取得した面積と金額であります。アリーナ分についてはまだ用地を買っていないので、お金を借りて通帳に入れていただけなんです。それをアリーナ用地が買える見込みがなかったので、まとめて借換えをした。残った分をまた村有地だけやった経緯で9億5,000万というのは載っていないということになります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

やっぱり分かりにくいんですけども、ちょっと27ページ見てもらえますか。

27ページの一番上は、結局9億5,241万2,360円一応返したとありますね。対して、一番下の5億4,100万は借りたことになっていますよね。これ、日付は右にそれると令和2年12月17日ですよ。だから、利息の計算はその期間で計算しないと。同じ1か年計算をしてしまうとおかしくないですか。これ、借入れ明細でしょ、こっち。この借入れ明細に対して利息計算するんじゃないのかなと。敷地で利息計算するんじゃないかなと私思うんですけども、最後の質問ですけれども、もう一度お願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

敷地を買った分については、この土地の利率で計算し、お金を借りた分については借入れ額の利率で計算することになっています。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時47分 散会

令和3年第5回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 3 年 9 月 3 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和3年9月6日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和3年9月6日 午前11時43分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番		
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	8 番 議 員		喜屋武 すま子			
	1 0 番 議 員		比 嘉 義 弘			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	玉 栄 治		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	喜 屋 武 の り 子	学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第 2 号

令和 3 年 9 月 6 日（月曜日）

1. 開議 午前 10 時 00 分
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第 38 号	北中城村手数料条例の一部を改正する条例について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
2	議案第 39 号	北中城村税条例の一部を改正する条例について	〃
3	議案第 40 号	北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について	〃
4	議案第 41 号	損害賠償請求の和解等について	質疑、委員会付託
5	議案第 42 号	令和 3 年度北中城村一般会計補正予算（第 3 号）について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
6	議案第 43 号	令和 3 年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について	〃
7	議案第 44 号	令和 3 年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	〃
8	議案第 45 号	令和 3 年度北中城村水道事業会計補正予算（第 2 号）について	〃
9	議案第 46 号	令和 3 年度北中城村下水道事業会計補正予算（第 2 号）について	〃
10	認定第 1 号	令和 2 年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について	質疑、委員会付託
11	認定第 2 号	令和 2 年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
12	認定第 3 号	令和 2 年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	〃
13	認定第 4 号	令和 2 年度北中城村水道事業会計決算の認定について	〃
14	認定第 5 号	令和 2 年度北中城村下水道事業会計決算の認定について	〃
15	認定第 6 号	令和 2 年度中頭地方視聴覚協議会一般会計歳入歳出決算の認定について	質疑、委員会付託 省略、討論、決定
16	議案第 47 号	令和 2 年度北中城村水道事業剰余金処分について	質疑、委員会付託

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
17	議案第48号	令和2年度北中城村下水道事業剰余金処分について	〃

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第38号 北中城村手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第1．議案第38号 北中城村手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

議案第38号 北中城村の手数料条例の一部を改正する条例について質問いたします。

提案理由の中で、これまで昭和59年からずっと手数料については改正なく今日まで来たということであります。そして、ただし書きのほうに、コンビニエンスストアにおける住民票等の取得及びマイナンバーカードの取得を促すためということではありますが、実際、このマイナンバーカードの取得というんですかね、村民の、恐らく全国的にこの取得率は低いのではないかなということ、いろいろと国会でも指摘をされたことがあります。

そういう中で質問したいんですが、このマイナンバーカードを促すということではありますが、これはまず国からの指示があるのかどうか。そこには補助金もついているかどうか。そして、本村のマイナンバーカードの取得率というんですかね、これは何%なのか。もし取得率が低いのであれば、どういう問題等々があつて村民は取得していないのか、それについて答弁を求めます。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

ただいまの御質問にお答えします。

まず、マイナンバーカードに関しましては、国からの補助金はあるかということですが、国からの補助金はありません。今、会計任用職員2人ですね、それと派遣職員1人置いていますけれども、人件費等は国からの交付金で賄っているところでございます。

それから、本村のマイナンバーカードの取得率に関しまして、今現在、約12%の取得率となっています。

今後、マイナンバーカードの取得に向けては、今現在、業務の範囲内でしか行っていないんですけれども、今後は5時以降の受け付けとか、それから土日、祝日あたりを利用してカードの申請を増やすような取組を一応考えているところでございます。

（発言する者あり）

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時03分 休憩

午前10時04分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

取得率が低いという課題ということなんですけれども、北中城だけに限らず沖縄県内は本土の自治体に比べてかなり低くなっていると思います。

基本的には、若者が多いところは意外と取得率も高くなっているんですけれども、結構村内で申請に来る方で年配の方、いろいろ説明しても「分からんからいいよな」とそういうような感じもありますので、もっと詳しいいろいろな説明をしながらマイナンバーの取得率に向ければいいかなと思います。

今言ったように、このマイナンバーの仕組み

が分からないという方が結構いらっしゃるのかなと思っています。

以上です。

(発言する者あり)

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時04分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

今回の手数料条例の値上げに関しましては、住民課だけではなくてほかの課の分も含めて一律的に値上げをする予定で、これは2月から担当課との調整をしながら図ってきておりますけれども、マイナンバーカードに関しましては、コンビニ交付が10月から始まる予定となっております。

それによって、窓口に来る回数を減らして、コロナ対策という観点からも接触を避けて、マイナンバー交付によってコンビニでの取得を促すという観点からの対応でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

課長、そういうのは国からの指示があるのかどうか。

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

特に国からの指示はございませんけれども、交付率を上げるようにということで、国のほうも9月からデジタル庁ができていますので、今後、マイナンバーカードの交付率に関しては、その都度、国からの指示は出てくる可能性はあると思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

今、課長のほうから答弁されていますが、私もこういうコロナ禍の状況の中で、役場に村民が手続に入って来る、そういう密を避けたい。そして、事務の軽減、それはお互いそういうことをなくしていきたい、賛成ですよ。

ただ、引かかるのは、このマイナンバーカードです。国は一元化にして、国民の情報を国が見えるようにしようとしている。その中で、じゃ村長に聞きますが、今本村の取得率は12%、その数字をどう思うのか。そして、その交付率を上げるために国からはそういう、今は指示はないんですが、これからあるかもしれないということについて。私それは、12%の数字に対して、村民がどういう理由で交付率が低いのか、まずそれをもう一度精査すべきだと思うんです。村長はどのようにお考えですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

比嘉義彦議員のご質問にお答えします。

今、ちょっと啓発が足りないかもしれませんが、このマイナンバーカードについては、広報等で周知を図って理解していただく。村の広報等について、それは周知啓発の内容等を盛り込んだ啓発をしていけば、ある程度村民に理解いただけるのではないかなと思います。

いずれにしても、交付につきましては、便宜上のところもありますけれども、また個人情報とかそういったあたりについては、行政側に周知されるということがございますので、住民にとっては警戒するところがあると思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

私も村の手数料条例の改正については、何も異議はないんですが、ただそこにこのマイナン

バーカードの取得を促すということでありまして、しっかり皆さんが検討して、これまでどんな問題があつて、メリットだったり、デメリットだったり、これしっかり精査して、じゃこれまでいろいろな、初めて議会に提案したときには、議員のほうからの質疑で、高齢者の皆さんの個人情報はどう守るかといういろいろな意見もあつたんですよ。

そういうことで長い期間12%という低迷。全国的にそうなんですよね。国会でもそれを交付率を上げるために一生懸命努力しているんですが、なかなか上がらない。

もし、今日この条例改正が採択になった場合において、皆さんはそういうふうに承知するでしょう。そしたらやはり、その3年間のこういう手続を踏む中で、マイナンバーカード作れば300円だか200円で取れるということであれば、これから殺到するかもしれない。

しかし、その件だけじゃなくて、皆さんは取得手続に窓口に来たときには、しっかりと対応し、そういうものも説明しながら理解が得られれば僕は作るべきだと思っているんですが、まず、担当課長と村長の意見を聞きたいと思いません。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

申請しに窓口に来られた方には、その旨説明をして、カードの普及率を少しずつですけれども、上げていきたいと考えています。

住民への説明は、きちんとやらないと後で問題も出てきますので、しっかりと対応していきたくと思っています。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

今回の条例の改正については、目的は2つあると思います。1つは行政業務の簡素化、それ

から、これは長年変えられていなかった手数料の適正化、そういったあたりから今回の条例は改正されていると思いますので、これからマイナンバーカードの取得率を上げるためには、基本的には前者の目的があると思います。行政の効率化等ありますので、そういった面では、行政側としてはしっかり啓発に努めていきたいと考えます。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 北中城村手数料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第38号 北中城村手数料条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第39号 北中城村税条例の

一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第2．議案第39号 北中城村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 北中城村税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第39号 北中城村税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第3．議案第40号 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（名幸利積）

日程第3．議案第40号 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第40号 北中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第4．議案第41号 損害賠償請求事件の和解等について

○議長（名幸利積）

日程第4．議案第41号 損害賠償請求事件の

和解等についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については議長を除く12人の委員で構成する損害賠償請求事件の和解等についての調査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。したがって、本案は議長を除く12人の委員で構成する損害賠償請求事件の和解等についての調査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました損害賠償請求事件の和解等についての調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。したがって、損害賠償請求事件の和解等についての調査特別委員会の委員は、お手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定しました。

損害賠償請求事件の和解等についての調査特別委員会名簿

①	安里道也	⑦	比嘉盛一
②	稲福恭秀	⑧	喜屋武すま子
③	伊集守吉	⑨	比嘉義弘
④	大城律也	⑩	山田晴憲
⑤	上間堅治	⑪	比嘉義彦
⑥	金城高治	⑫	比嘉次雄

委員長	金城高治	副委員長	大城律也
-----	------	------	------

日程第5. 議案第42号 令和3年度北中城村一般会計補正予算(第3号)

○議長(名幸利積)

日程第5. 議案第42号 令和3年度北中城村一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

上間堅治議員。

○5番(上間堅治議員)

それでは質問いたします。

14ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節行政診断調査等支援業務委託料、詳しい内容をお聞かせください。

続いて、25ページ、6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、18節負担金、補助金及び交付金の補助金でシルバー人材センター設立準備発起人会に補助金が出されていますけれども、村には補助金交付規定というのがあるんですけども、どれに該当するのかというのと、あと48万円という金額が出ていますが、この積算根拠をお聞かせください。

同じく25ページ、6款商工費、1項商工費、3目の観光費で観光周遊バス実証実験業務委託料が増額となっていますけれども、説明では本格導入に向けた増額補正ということですが、実証実験の結果、成果というのがまだ議会には示されていないと思うんですけども、この成果、どのような形で議会に示すのかお聞かせください。

以上です。

○議長(名幸利積)

総務課長。

○総務課長(喜納克彦)

上間堅治議員の行政診断の委託料に関しまして説明申し上げます。

今回の業務は、村の行財政業務のプロセスや業務に要する人員などを客観的に可視化するとともに、行政運営上の課題、問題点を分析し、既存の組織や制度を抜本的に見直すことなど具体的な改善策を見出すことで、業務の効率化、最適化、あるべき組織整備や定員の最適化などにつなげることを目的として委託するものでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

上間堅治議員のご質問にお答えします。

25ページ、6款1項2目商工業振興費のまずシルバー人材センター設立準備発起人会の補助金ですけれども、まず交付規定の話がありますが、この補助金に当たっては、各種団体のその他村長が認める者で交付する予定であります。

それと、48万円の根拠ですが、今発起人会のほうから、人的要求があります。というのも、規約とか総会に向けたどうしてもこの規定なりを作るといふことがありますので、この48万円については、会計年度任用職員のうちの規定の中の短大卒の初任給の時給が大体1,000円あります。その半日の6か月を予定した金額48万円となっております。

次に、同じページの6款1項3目の観光費、観光周遊バスの実証実験ですけれども、次年度本格導入に向けてルートの見直し等含めてやりますけれども、今回の実証実験の結果は、報告書等なり実際に次年度に向けて本当に運営できるのかも含めて議会のほうにお示ししたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは再質問します。

14ページのほうからですね。これはじゃいわゆるよく私のほうも一般質問で財政問題のほうにも絡んだ財政計画がないということから、そういう絡みの業務なのかということですね。お願いします。

それと、25ページのシルバー人材センターなんですけれども、この補助金規定要綱で各種団体ということなんですけれども、交付の時の申請がやはり実績報告とかそういった絡みがあったの申請。今、シルバー人材センターというのは今からやるということなので、実績報告はないんですけれども、計画案とか予算案とか、これを作る段階で補助金を出していいのかわかり残るといふことですね、非常に。この規定では、それを出して村長が認めるという話なんですけれども、その立ち上げの段階で出すということ自体がこの規定に合致しない、ルールを違反しているんじゃないかなと思っております。

また、金額に対しても、一般職員のをやっているという話なんですけれども、今回出ている教育委員会からバスの運行のやっていますけれども、委員会形式でやると、そんなにお金かからないんですよ。なぜこういうふうになっているのかという金額自体もちょっと残る問題じゃないかなというふうに思っています。この辺、しっかり説明してください。

あと、観光周遊バスの件ですけれども、本格運用に向けてということなんですけれども、ちょっと気がかりなのがありまして、その前にもうちょっと精査しながら予算出したほうがよかったんじゃないかなと思っております。

なぜなら、今月号ですかね、村で福祉団体が買い物の手助けをするということで広報にも載っていたんですよ。我々が考えているのは、そういった買い物弱者のために今まで通っていたバスが廃線になって、そういったところへどうなのかという形で考えていたんですけれども、

そういったのもいろいろ出て来ている中でやるというのは、もうちょっと慎重にできなかったのかなというふうに思っていますけれども、そういったのを精査してのこの委託料の算出なのか、よろしくをお願いします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

上間堅治議員の御質問にお答えいたします。

特に、財政に主眼を置いた委託業務ではありません。ただし、業務を行っていく上で予算規模がありますので、類似団体と比較しながら、本当にこの人数でこの業務が大丈夫なのかということを客観的に診断してもらうための今回委託ですので、特に財政に主眼を置いたものではございません。

以上です。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

まず、シルバー人材センターの規約の件ですけれども、当然、今規約を発起人会のほうに作ってもらっているところです。今、各種団体の規約の中でやると言っていますが、とりあえず発起人会の今準備段階なので、それは各種団体の規約を使って補助金を投げようと思っています。その後、シルバー人材センターが設立したら、このシルバー人材センター用の交付規定を作って、こちらから補助金をあげないといけませんので、それで対応したいなと思っています。

それと、金額の根拠なんですけれども、最初職員の派遣という話があったので、うちとしては職員派遣というのはなかなか厳しい、兼任も厳しいというのがありましたので、それでとりあえず向こうが雇ってもらう形の人材の派遣ということでこの金額を示したつもりであります。

次に、周遊バスの本格運用の件ですけれども、

当然、今年度でこのルート見直し等を含めて検討した中で、実際に本当に本格運用できるのかも含めて計画を作っていきたいと思っています。

今回出したのは、一括交付金がもう終わるといことが最初情報的にあったものですから、どうしても補助があるうちに計画も含めて少しやった上で、次年度本当に本格運用するかどうかを検討する材料が欲しかったものですから、今回の補正となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

14ページの行政診断調査というのは大体分かりました。

25ページの観光周遊バスも補助金があるから今年度でやっていこうという考え、大変いいことだと思っています。

ただ、シルバー人材センター補助金ですね、やはり問題があるかなというふうに思っています。シルバー人材センター、もちろん定年退職された方の居場所づくりとかいろいろ村のためになることも多いことも確かにあると思います。

しかし、予算の出し方自体はまた別の問題じゃないかなと思っていて、私がよぎるのがしおさい市場ですね。あれのように負担が重くかかってこないかなというのが一番危惧していて、ここに補助金があるのかということ自体もまたどういうふうに出せるのかという事態もちょっと危惧しています。

一番危惧しているのが今言ったこのルール。支出の対してのルールと思うんですけれども、これちょっと会計課課長、多分初めての答弁だと思いますけれども、会計課としては、このルールがあるのにルールにのっとっていない出し方というのはどうかなと思っていますけれども、最後の質問としてよろしくをお願いします。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時28分 休憩

午前10時33分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

会計課長。

○会計課長（米須清喜）

お答えいたします。

今、担当課のほうで懸命にシルバー人材センターの設立に向けての環境を整えていき、要綱等しっかりと整備した上で支出をするというふうに今作業を進めているところです。

そういった観点から、会計課としては、全ての書類が整った上で適正な支払いにつなげていくというふうに考えております。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

14ページ、歳出の2款1項1目12節の行政診断支援業務委託ですけれども、これすごい大変なことじゃないのかなと思います。各課に調整、診断するのかなと思うんですけれども、今、各課もいろいろな事業を抱えている中で診断入れた場合に影響ないのかなと。これ村長のほうでやったと思うんですけれども、村長の答弁よろしくをお願いします。

これ今から診断入れた場合に、診断結果が悪い場合に、悪いというか、人数制限とかそういった課がどういった内容で、人員削減しないといけないとなった場合に、どうやって判断でこういった診断を入れたのかなと。皆さん一生懸命やっている、北中城村行政だと思ったんですけれども、わざわざ入れる必要がどこにあったのかなと思いますけれども、その辺村長の考えをお聞かせください。

次に、歳出の15ページ、2款1項35目14節工事請負費なんですけれども、4,540万円の旧庁

舎解体工事に伴って、これも大分以前よりも安くなっていないのかなと思うんですけれども、この理由ですね、お聞かせください。

20ページ、4款1項10目12節委託料4,595万8,000円の内訳ですね。予防接種業務になっていますが、これ予防接種を何名ぐらい、こういった4,000万円をかけてどういった接種の方法ですかね。内訳、できたら教えてください。

28ページの9款1項2目1節と8節、一緒に伺いたいと思うんですけれども、役員報酬、通学バス運行検討委員会が立ち上がるということで予算計上していますけれども、これは何人で構成するのか、こういった方々で委員会を立ち上げて決めていくのかお聞かせください。

また、8節のほうには旅費とありますが、旅費というとは何か外部から先生を呼んでそういった検討委員会に加えるのかというですね、それお聞かせください。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

金城高治議員の御質問にお答えします。

まず、行政診断なんですけれども、行政診断については、次年度以降、これもし機構改革をする場合、もう既にこれから始めておいて、次の来年の資料としても準備しておかなくちゃいけないというところがございます。

そこで、今、新しい時代、DXの時代あるいは超高齢社会、人口減少社会そして今こども未来課とかこども課とかいろいろありますね。ただ、うちとしては非常に一部の課に相当な比重・加重されている。ところが、業務としてやる。業務の適正化、あるいは新しい需要に応えるための機構改革というのは、必要だと思います。

私はもう既に、国もデジタル庁を作ったくらいですから、それと子ども庁、そういったあたりもできていますので、地方行政としても対応

するような行政の効率化を図るために行政診断と捉えていただければと思います。

今、例えば福祉課のほうで、村の3分の1の予算を占めていると。果たして1課でそれを担うことが適正なのかどうか、そういう例としてありますので、そういうことも含めて適正な事業執行のためにこの行政診断を行うと考えております。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

金城高治議員の工事費についての御質問に回答します。

これ4,540万円計上してございますが、実はこの工事費の内訳で旧庁舎解体工事の執行残が約2,500万円マイナスです。今回、新たに外構工事の予算計上として7,040万円ほどかかります。この差額が今予算計上している4,540万円になります。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

金城議員の御質問にお答えいたします。

予防接種業務は、主に予防接種費用のほうがまず時間外とか休日接種の補助金が新しくできていまして、これが病院に対するものが約450万円ほどで、あとは当初接種率を60%として計上を考えていたんですけども、まあまあ増えていまして、今約8割以上になっています。それプラス12歳から15歳の方たちも接種が増えました。あと、転入者ですとかまた医療従事者の方たちもありまして、その分が約4,000万円ほど予防接種費用として増えております。

あと封入封緘のほうなんですけど、これも16歳以上とまず12歳とか封入封緘を委託業務としてやりました。これは約200万円ほどですね。

以上です。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

金城議員の質問にお答えします。

9款1項2目事務局費の通学バス運行検討委員会ですが、人数は15名以内で組織するという事で要綱を作っております。メンバーですが、自治会長と保護者の代表、小中学校長、教育総務課長、指導主事、あと教育委員会が必要と認める者となっております。

あと、この旅費についてなんですけど、保護者、自治会長というのは外部のメンバーになりまして、約8名掛ける3回の会合で2万4,000円計上しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

14ページから。行政診断ですけれども、今診断を受けるとなると、人口比率で職員の割合の計算で診断される可能性もあるんですよ。今、どうしても足りない業務でそれでいいのかという診断もあるかもしれないですけども、逆に多過ぎるんじゃないかという診断も私は出兼ねないのかなと思っております。

今、隣と比べてなんですけれども、北中は中城よりも行政の人数とか多くないのかなとか、そういった調整も必ず来ると思うんですけども、やはりそういった対応とか後々厳しい診断がなされた場合のことを重々考えないと、余計にこういったアンバランスな行政にならないのかなと、私は危惧しているんですけども、その辺もう一度お答えもらえますか。

あと、今、解体工事の15ページの外構工事、旧庁舎が2,500万円ほどマイナスになっているのは分かるんですけども、どういった内容で安くなったのか、解体するとき何が安くなったのかという内容を教えてもらえますか。

28ページの通学バス運行検討委員会は、私もちょっと気になったものですから、自治会長さんとかそういったメンバーを入れているのかなと危惧していましたので、自治会長さんも意見それなりに出していますので、いろいろなメンバーを加えて十分検討なさればいいのかなと思っていますので、それに対してはよろしいです。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

行政診断は、あくまで業務とかそういったあたりの適正化を図る、そういう意味合いを持っています。それは業務が増えるかもしれません、減るかもしれません。

しかし、これは客観的に判断して、いろいろな視点から捉えて業務が適正なのか、果たしてもうずっと変わらない機構になってしまう。

以前、行政改革をやったとき、行革の委員長がこのような答申をしていました。行政は日々行革だと。常々行政の効率化を考えることが公民の日々の業務かもしれません。

ですから、我々は常日頃から業務の改善、効率化を考えなくてはいけないと考えておりますので、この行政診断が北中城の役場の業務の適正化を図る意味で、僕はぜひ必要だと思っています。今の時代に対応できる機構をぜひつくり上げていきたいと思っておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

金城高治議員の解体工事の減額の主な理由についてお答えします。

当初、解体工事は、この第1庁舎と併せて発注する予定でございました。その当時に組んでいた予算をそのまま持っていたんですが、いろいろ議員、商工会あたりなどから村内発注を目指すようにということがありまして、指名競争

入札を行いました。大部分がその指名競争入札執行残となっております。あわせて、工事の内容は先週の議会でも報告しましたが、解体工事の一部見積もっていたアスベスト撤去費用が丸々アスベストを含んでいなかったということも減額の理由になります。

以上です。

○議長（名幸利積）

金城高治議員。

○6番（金城高治議員）

アスベストを含んでいなかったということで、それを聞きたかったんですけども、ありがとうございます。

村長、行政診断ですけれども、やはり業務の適正化を図るとのこと、私は大事なことだと思います。

ですが、やはり診断を入れるということは、大変な各課の課長連中にもそれなりの診断が下されるというのは、それは厳しいのもあると思いますので、やはり診断を入れる前にどの課、どの課というのを村長、副村長が把握して、診断に入れる前に改善、適切な業務体制ができると私は思ったんですけども、もう予算的に委託料が発生しますので、ぜひいい診断ができるように我々も思っているんですけども、本当にこれどうかなというちょっと危惧しているということで、念頭に置いておいてください。

私の質問は以上です。答弁はよろしいです。

○議長（名幸利積）

答弁はいい。はい。

ほかに質疑はありませんか。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それでは、14ページをお開きいただきたいと思っております。

2款1項5目12節委託料の802万2,000円についてなんですけれども、まず航空機騒音自動測定機器保守委託料が当初予算に計上されてお

ましたけれども、またなぜ今回104万円の補正を組んでいるのか、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

それから、航空機騒音の保険ですね、これ何ホーンからそこに補修の場所があるのかどうか、規定があるのかどうかお尋ねします。

それから、同じく12節なんですけれども、喜舎場住宅地区跡地利用検討業務委託料についてですけれども、なぜ今の時期にこの委託をするのか。補正ということですので、やはり緊急を要するという事なのか御説明をお願いしたいと思います。

また、その喜舎場住宅地区の跡地利用の検討の業務については、軍用地地主会との話し合いの下でやっていらっしゃるのかどうか。地主の要望はあったのかどうかお聞かせください。

それから、あと1つですね、25ページをお願いします。25ページの6款1項2目の商工振興費の18節負担金、補助金で、シルバー人材センターの設立準備会のほうに補助金が出ております。これは、村長の選挙公約でもこの設立についてはありましたので、大変喜んでおります。

特に、何名かの議員が、これまでシルバー人材センターの必要性について、私も一般質問をしてまいりました。それだけやはりみんなが必要があるということを要望しているし、やはり高齢者の雇用の促進あるいは生きがい対策、誰でもやはり高齢者になるので、この人たちがこれまで職場、いろいろな企業で培ってきた技能・技術を、やはり社会貢献するというのは、本当に生きがい対策になるし、そして自分たちの能力がその場所でも発揮できるということは、高齢者にとって非常に喜びだと思っております。設立の目出しをしたということは、非常に評価をしたいと思います。

それで、今後、このシルバー人材センターについては、いろいろな準備等で費用もかかることだと思います。まず、事務所も必要なんです

けれども、とりあえず定款とかたくさんの方の要綱も作らないといけない、かなりの仕事の分量があるんですけども、やはり設立に向けて今準備会ということで発足しておりますけれども、やはり設立に向けてもある程度のまたスペースとかも後々必要となってきます。そこでみんなで相談したり、まずは会員をどういうふうに集めるかとかいろいろ相談もしないといけませんので、いろいろな団体に呼びかけたり、あるいはまた県の補助もいただくような工夫もしないといけないと思いますので、そこら辺を当局のほうはどうお考えなのかお聞きします。

以上、3点お願いします。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

喜屋武すま子議員の御質問にお答えします。

まず、14ページ、2款1項5目企画費の中のまず航空機騒音の保守委託の理由ですけれども、これは今現在、回線がADSLを使った回線です。それを光回線に変えるためのもので、県に今報告をしていますけれども、県からの要請もありまして光回線に変えるという補正であります。現在、3か所あった荻道、大城でこの騒音の機械は動いている状態です。

次に、喜舎場住宅地区の跡地利用計画なんですけど、なぜこの時期なのかということなんですけれども、以前から喜舎場住宅地区、ロウワー地区も含めて、基本計画案は立ててありました。ただ、軍用地の返還時期がなかなか決まらないということで、一度止まっている状態がありました。ここ最近、国のほうから令和6年度、またそれ以降の返還が決まりましたので、村としては、この喜舎場ハウジング地区フルインター化を目指しております。そのどうしても残地部分があるものですから、その計画を地主会を含めて検討するためのものが要だということで今回上げてあります。

それと、軍用地地主会も承知しているかということなんですけれども、軍用地地主会のほうには何か月か前にこの跡地利用、村の考え方、ライカム、ロウワーとこの喜舎場ハウジング含めて、村長含めてですね、向こうの役員と一緒に情報交換を行って説明したところであります。

次に、25ページですね。6款1項2目のシルバー人材センターの補助金ですけれども、以前からシルバー人材の発起人会なりメンバーができれば、村も支援するというをずっと訴えてきました。今回、準備会という組織ができていますので、ぜひ村としてもできる分の支援はしていきたいなと思っております。

その中で、いろいろ規約等を含めて多くの課題があると思いますけれども、それは村ができることとシルバー人材センターの中の発起人ができること仕分けした中で、お互いこの設立に向けて支援していきたいなと思っております。

それと、県の補助ももちろんあるのは承知しております。この県の補助金をもらうためには、村の補助金も出さないといけないということも承知していますので、それも発起人会と情報交換しながら、いい設立に向けてお互い一緒にやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

私が質疑したものは大方了承しました。特に、シルバー人材センターについては、これからスタートするまではたくさんの困難も乗り越えないといけないと思いますので、ぜひ村のほうも一体となって取り組んでいってほしいと考えています。

非常にいい御答弁をいただきましてありがとうございます。これで終わります。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

私のほうからは、今、喜屋武すま子議員が質問されましたキャンプ瑞慶覧住宅地区検討業務ですか、これは歳入にもありますが、歳出にも今課長からの答弁がありましたけれども、これ令和6年以降の返還ということですのでけれども、この辺は県の拡幅工事と伴っておりまして、その辺、実際にフルインターの残地を利用なさるといふことなんですけれども、この辺、フルインター化というのは、これ確たるものなのかですね、この辺またどの程度まで検討されるのか、面積とか、どういった土地利用というんですか、どういったものがあるのかですね。今、構想的にできているのか。この辺は先ほど地主会とのこれから調整するということなんですけれども、一体どういったものを構想に上げているのか、その辺をお聞きしたいと思います。

あと、次に、歳出の22ページ、4款2項1目12節、委託料、補正で569万1,000円上がっております。これは3つですかね。ごみ収集運搬委託料、そして一般廃棄物基本計画改定業務、あと不法投棄監視委託料ということですが、これは当初予算じゃなくて補正で上げたということは緊急なのか、その辺、なぜ補正なのか。運搬料については委託料の改正だと思うんですが、それをお聞きしたいと思います。

あと、24ページ、5款2項1目12節林業費ですね、委託料。これは説明によるとアカギ褐変と読むんですかね、被害対策委託料。銘木指定のものについて保守するということなんですから、薬剤注入ですか。これ実際銘木というのは、本村に何本あるのかどこにあるのか。これは銘木指定というんですけれども、何か銘木指定するときに要綱みたいなものがあるかどうか、この辺をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

稲福議員の御質問にお答えします。

私は、14ページ、2款1項5目企画費の中の喜舎場住宅地区跡地利用計画の件ですけれども、今、村としては、フルインター化に向けて計画をしております。ただ、これが認められているかということですが、まだ認められておりません。

今回、この計画なんですけれども、予定しているのは約8,700平米。フルインター化以外の残地部分が県道側に残る予定となっています。その残地部分をどういう跡地利用にするかによって、地権者を含めて検討していかねば、このフルインター化も実現できないと思っていますので、その意味で今回この計画を上げているところであります。

以上です。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

稲福議員の22ページ、4款2項1目12節の委託料のごみ収集運搬委託料、それから一般廃棄物処理基本計画改定業務委託料、あと不法投棄の監視委託料の補正につきましてですけれども、なぜ今補正でなのかということでしたけれども、これにつきましては、当初予算で要求をしておりましたけれども、その中で年度途中の9月頃の補正で対応できないかということでありましたので、それにあわせて今回の増額になっています。

特に、ごみの収集運搬委託料に関しましては、その歩掛かりを決めるシートがございまして、それにあわせてかなり去年のコロナの影響でごみに関しては増えてきています。それも含めて当初で要求をしていたんですけれども、年度途中での改定ということでの補正になっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

私のほうからは、5款2項1目の12節の中でのアカギ。これは村で指定している銘木ですね、これに対する害虫被害に対する防虫業務を計上してございます。

この中でおっしゃられていました規定があるのかということではあるんですけれども、村の銘木として指定するために規定がございましてけれども、ちょっと今日申し訳ございません、ちょっと資料を手持ちで準備しておりませんでしたので、後ほどこれは資料として提出したいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時03分 休憩

午前11時04分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えいたします。

今申しあげましたごみ収集運搬委託料、それから一般廃棄物処理基本計画改定業務、それから不法投棄の監視と委託料の3点につきまして、一応当初の予算で上げていたものですが、財政との相談で年度の途中の補正で対応できないかとの話し合いがありましたので、それによって年度途中での補正となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

今の喜舎場住宅跡地利用計画については、3

月でしたかね、この県道拡幅工事の遅れで渋滞に伴う解消について、私も質問した経緯がありまして、これも含めてフルインターはどうなっているかということをお聞きしたんですけれども、そのときにはやはり喜舎場住宅も含めて、やはりその計画が今のところないということで、この残地の部分についてそういう計画がありましたということですが、これは基本検討業務というのは県との協議というんですかね、防衛局じゃなく県との協議でこういうふうな予算ですか、歳入予算措置されていますが、これ以前、もうちょっと面積あったんじゃないかなと思うんですけれどもね、何ヘクタールとか聞いた覚えがあるんですけれども、この辺は8,700平米ということですが、詳細についてはまだ今公表できないとかそれはあるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

あと、ごみ収集運搬委託料、これ今委託業者ですか、3社ありますよね。これは委託料の見直し、3社あるということで確認です。

確かにごみ収集委託料については、もう20何年というかな、人口は増えるんだけど、なかなか改定されていなくて、これ一度根拠を示す材料というのは作ったんじゃないかなと思うんですが、この辺はどんなしてじゃこの改定するのかですね。やはりそれなりの根拠があると思うんですが、今の金額で十分なのかですね。この辺はどんなして出したのかですね。それも当初じゃなく補正対応で、先ほどコロナの話があったんですけれども、コロナが収束したらいいのかという話じゃないし、あとごみ焼却炉が浦添に行きますよね、その辺も含めて十分な今後を見据えてその辺の業務委託料を精査していただきたいな。今の根拠、どんなして出したか、お聞きしたいと思います。

あと、一般廃棄物処理基本計画というのは、何か年で一遍の改定しないといけないというのがあるのか、この辺の内容をお聞きしたいと思います。

います。

あとの不法投棄監視委託料については、去年あたりから不法投棄のパトロールをやっているということなんですけれども、これを再度委託業務の業務内容ですね。やはり監視の業務なのか。去年からもそれやっているといるんですけども、この成果はどうなっているのか、それをお聞きしたいと思います。

あと、アカギ褐変と言うんですかね、被害対策について。これどんなして通報があったのか、ほかの銘木は大丈夫だったのか、この辺をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

稲福議員の御質問にお答えします。

まず、喜舎場住宅地区全体で6ヘクタールぐらいあります。今回計画立てようとしているのがフルインター化を外れた部分が約8,700平米。フルインター化についても、計画立てるときは国・県入って、一応計画案を作っております。今、このフルインター化に向けて総合事務局、防衛なりといろいろな情報交換をさせながら、フルインター化ができたときにこの残地部分も含めて計画しておかないと、またここが残ってしまうということがありますものですから、今回この計画。

予算については、一括交付金を活用した予算となっています。

以上です。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

稲福議員の御質問にお答えします。

ごみ収集運搬委託料に関しましては、以前に村のほうでその収集に係る歩掛かりですかね、どれぐらいかかるかというのをコンサルを通し

て資料を作ってもらっているところです。それに関しては、単価とか人件費とか、それから車の台数とか処理回数とかそういったいろいろなものを全部含めて入力していくと、大体その積算が出てくるという形でやっています。

それを基に委託業者とも相談しながら、これぐらいかかってという話で当初予算で上げてはいたんですけども、今回は一応補正ということでもあります。

金額の改定に関しては、一応は相談の中で大体5年に一度ぐらいは見直しすべきじゃないかということで、今最初の見直しになっております。

それから、不法投棄の監視業務なんですけれども、去年も年度の途中でやりました。不法投棄を監視することによって、実際、不法投棄の件数が減っているという状況もありまして、ぜひ今年度もやりたいということで、後半、残り6か月になるんですけれども、それを監視して不法投棄を少なくしていこうということでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

今回委託で上げたものにつきましては、場所としては島袋で1か所、あと仲順地区で1か所の2か所ございます。

その中で、島袋地区が私有地に生えている銘木指定してあるアカギなんですけれども、こちらは私有地、この所有者の方からこの対策について検討してほしいという申し入れがあった上で、銘木指定してあるということもあるものですから、村のほうで対応したいというふうに考えて計上しております。

仲順地区におきましては、公有地でございますので、これはまた村の判断として対応したい

と考えまして計上しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

キャンプ瑞慶覧については分かりました。

あと、生活環境ですね、ごみ収集運搬委託料は明確に5年に一度の見直しをするということで一応理解したいと思いますが、これまでこの改定が20年、30年ぐらいですかね、改定していないんじゃないかなということで、今業者としても手いっぱいかなというふうな感じで人口も増えてるしね、ごみの量もかなり増えてる。むしろ浦添に移転した場合に、ものすごく経費かかるんで、またいい環境を作るためにですね、この辺のものはお願いしたいと思います。

あと、不法投棄監視委託料の方法というんですか、これどんな具合で、業者委託ですよ、ちゃんとした。これどんな方法で監視しているのか。

あと1点は、一般廃棄物基本計画の内容はなかなか答え出せないんで答弁してないんで、この辺は改定は5年に一度なのか、内容とこの2点もお願いします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えします。

ごみ収集運搬委託料に関しては、一応5年をめぐりに改定していく予定で進めていきたいと思っております。

あと、一般廃棄物処理基本計画の改定業務なんですけれども、これも大体5年に一度になるかと思っております。今回は、国から指定もあります。プラスチックごみ等の件もその中に入って来るかと思っております。今、ペットボトルだけに関しては、資源ごみとしてやっておりますけれども、その他のプラスチックごみ等に関しても市町村

で対応しないといけなくなるということもありますので、そういった中身も含めての改定になります。

あと、不法投棄監視に関しましては、以前から不法投棄の結構ある場所、大体ほぼ決まっているところであるんですけれども、早朝にそこを一応見て回ってもらおうという形のものになってきます。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

よろしくお願ひいたします。

私からは1点だけ質問したいと思います。

ページ27ページをお願いします。7款3項2目土地区画整理費、12節委託料44万円が計上されています。これの内容に関しまして、アリーナ施設見直業務とあります。いよいよアリーナ施設は見直す方向で進んでいくのかなと思っていますが、業務内容ですね、まずお願いします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

ただいまの安里議員の御質問にお答えいたします。

27ページ、7款3項2目12節委託料のアリーナ施設見直業務。これの内容といたしましては、今土地問題、用地買収がかなり懸案となっておりますので、仮に今取得済みの土地の範囲でもし整備をしようとした場合、どういうふうな形の整備ができるのかということで、簡単な配置計画、一般の住宅で言うと間取りのような計画ですね。あくまでも概要的にそれを整理しておさまりがつけられるのかどうか、そこを考えたということで今回計上させていただいております。

以上です。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

この見直し業務ですね、期間はどれぐらいかかるのか。これ人件費ですか、44万円。

（「委託料です」と呼ぶ者あり）

○1番（安里道也議員）

委託料。人件費だと思いますけれども、間違いないですか。これ年間を通して検討していくのか、期間とかありますか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

この見直し業務、これは建築設計の範囲としてデザインですね、どういうふうな間取り、配置ができるのかということで検討を行います。

工期については、今回補正が通った後で具体的に相手方との契約を進めて入っていくんですけども、それと並行して今検討のほうを庁内で検討会を開いておりますので、その辺の意見も含めながら反映させていくということで、現在のところはまだ具体的な工期というところは定めてはおりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

安里道也議員。

○1番（安里道也議員）

よく分かりました。

見直しの方向で進んでいくことを確認したいと思います。村も見直して、この補助事業を見直す方向で進めていくという確認でよろしいかどうか。その方向で村当局としても取り組んでいただきたいと思いますが、村長のほうから一言お願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

安里議員の御質問にお答えします。

まず、検討委員会からまだ正式に私のほうに答申は来ておりませんが、今の事業の中で、我々が国と交渉するためには、ある程度我々が案として概略図を持っておかないといけないものですから、防衛と話し合いますと、防衛のほうから皆さんはどう考えているの、どういう将来施設図を描いているのか、そういうこと等も我々持ち得ないと国との話になりませんので、とりあえず今回の予算上だとそのような資料作りと考えていただきたいと思います。

これから見直しあるいはそれ以外の選択肢、そういったことも含めて、まずこれが国が採択されれば、それは可能性としてあります。また今採択されないとすると、また新たな見直しをしないといけないということになりますので、まずそういう今あらゆる選択肢、我々が見直しかあるいは廃止にするのか、またそれ以外の考え方、計画ができるのか、そういったことも含めて考えていきたいと思いますので、まずはこの見直しをするための概略図の委託ですので、これについてはもう御理解ください。我々行政がどこにこれから進むのか、見直しに進むのか、撤退に進むのか、それからまた新たな考えを示すのかということはありませんので、まずこの予算措置については御理解いただきたいと思います。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑ありませんか。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

まず、24ページ、さっきも質問あったんですけども、アカギの褐変被害対策ですね。どのような対策をするのか教えてください。これ理由は何ですかと言いますと、その褐変被害が出たとき、これ去年なんですけれども、最初は木の枝を切り取るだけと、これしか対策がないということだったんですけども、最近薬剤ができ

ました。薬剤散布できるということなんですけれども、例えば島袋のアカギであれば住宅街のど真ん中にありますよね。これに薬剤散布されたら、隣近所も大変ですから。それで、委託するときどういう委託をするのか。枝の切り落としの委託をするのか、薬剤散布を委託するのか、これを教えてください。

それから、26ページ、7款2項1目10節需用費の道路修繕費ですけども、660万円。これ場所を教えてください。どこの道路の修繕なのか。

それから、今質問がありましたアリーナの施設見直し業務ですね。これについては早く見直して決定をしていただきたいと思います。撤退なら撤退で早く決めないと、どんどんこの経費がかさんでいくだけですよね、今放っておくと。それがありますしね、また昨年12月に返済した4億円、これは公社が投資でやった4億円の利息が5年で400万円ぐらいくんですよ。4億円の分が400万円ぐらい。無駄な金捨ててますよね。だから、こういう思いしながらまた今の買っている土地は無償でスポーツジムに貸してますよね。これもお金も取れないということいろいろありますのでね、早くアリーナ業務を見直して決定をしていただきたいと思います。

それと、もう一つ聞きたいのは、アリーナ施設の見直しについては、ちょっと今資料を持っていないんですけども、三、四年前に200万円ぐらいかけて見直しさせましたよね。案が2つ出てきました。あの案についてはどうなったかというのは聞いていないんですけども、それも教えてください。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

比嘉盛一議員の御質問にお答えいたします。

これ24ページの5款2項1目12節アカギの褐

変被害対策ということで、この対策の方法なんですけれども、まずこの害虫に影響を受けたアカギにつきましては、葉がまず褐色化します。そしてまたこれが落葉が促進されるような形になっておりますので、これが枝まで枯れるような状況にもなっております。

そのため、まず、枝の影響を受けた部分の伐採及び樹幹の薬剤注入ですね。樹の幹のほうに薬液を注入して害虫が卵を産みつけたりするものについて殺傷させるような方法を取りたいというふうに施工費を計上しているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

それでは、私のほうから、まず26ページの道路修繕費ですけれども、これ今の時点で具体的にどこをやるという場所が決まっているわけではなくて、今年度、これまでの実績を基に平均的に月どれぐらい発生していると。これを残りの月に置き換えたときに、今後どれぐらい必要になってくるのかということ算定しまして、今の補正額を計上させていただいたということです。まだ、今後また変動する可能性は十分あるというところでございます。

続いて、27ページ、アリーナ施設の見直し業務でございますけれども、今回の見直しの中では、規模の縮小、今取得できた範囲の土地でどういうふうなおさまり方ができるのか、もしくは今の範囲の中で本当に何かできるんだろうかということ今検討会での検討も含めてその見直しを行うということをやっています。

過去に検討した経緯もございまして、それも縮小というようなものも考えた上で、どういうふうな課題があるのかなどということも今検討会の中で含めて検討させていただいていると。

今回の見直し業務は、具体的に配置計画をもってどういうふうな形状ができるのか、それを

含めて検討会の検討、また関係機関との調整というものにつなげていきたいというふうに考えているものでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

アカギの褐変被害対策なんですけれども、私ね、新聞に載っていましたが、この薬剤ができましたというのは、樹幹注入で大丈夫なのかどうか。私、薬剤散布かと思ったんですよ。薬剤ができましたというのは、葉っぱにヨコバイがついて、これが汁を吸って葉を枯らすんですよね。こういうものに樹幹注入が効くのかどうかですけれども、もう一度確認したいと思います。樹幹注入できる対策なのかどうかですね。

それから、道路修繕費については分かりました。

それと、アリーナ施設の見直しについてですけれども、これは今、村長防衛省に相談なさることでしたけれども、今まで使った補助金4億ぐらいあったんですかね、これ返さないといけないものをやろうとしてもできないわけです。だから、早く防衛省に相談して、返すものは早く返して、補助金も返していかないと。返さなかったら利息が膨らんでいくだけです。だから早めに返して軽くなって、早めに自分たちの好きなようにやっていかんといけませんから、これについての今後の考えを聞かせてください。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

私のほうから、この樹幹注入が効果があるのかというようなお話だったんですけれども、実際、現地に私も赴きまして、樹木医の方と現地の状態を見ながらお話しております。薬剤散布

というのも過去そういった方法もいろいろ取られてきたというようなお話もございますけれども、まず手っ取り早くと言ったらちょっと言い方が悪いかもしれないんですけども、沖縄県とかそういったところで枝を伐採するのを先行してやるという方法を去年、おとしぐらい取られておられました。

ただし、今回、今年に入りまして6月ぐらいですか、樹木医さんと現地で立ち会ったところ、こういった樹幹注入の薬剤も最近開発されて、こういったので対策してみてもどうかというような提案がございましたので、これを採択しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ただいまの比嘉盛一議員の御質問にお答えいたします。

村としても、早めにそれは解決したいという思いがございますので、早めにそれに取り組んでいるところでございます。そこで、取りやめになった場合の補助金の返還等につきまして、利息も働きますので、その点につきましては、我々が財調の今基金を飛び越えるような金額になると思っていますので、それを今回避したい、それで見直しを図りたい、見直しを図るためには今のような概略のそれを持っておかんといけないということがございますので、それも一つの早めに決断するための手段だと御理解いただきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

また同じことを言うんですけども、アカギの褐変被害についてですけども、当初、これ去年なんですけれども、去年このヨコバイというのがたくさん来まして、この薬剤もないので

枝を落とすしかないということで、あちらこちらの街路樹がもう相当枝を落とされたんです。もうみんな枝もなく、木が1本あるだけのようなもので、それに枝がどんどん出てきてね、きれいに青くできて、緑の葉っぱが出てきてきれいになったんですけども、またこれについていますよね。だから、枝を落とすしかないというのがまずあのとき一つだった。

今度の薬剤、もう一度聞きますけれども、樹幹注入で効くのであれば、これやったほうが一番いいですよ。枝をある程度落として樹幹注入すると。薬剤散布というのは考えていないですよ。もしあるとしても、業者に薬剤散布をお願いしたら、例えば島袋みたいに住宅街の真ん中に大きなアカギがあったら、そこに薬剤散布されると隣近所も大変ですから、それだけもう一度確認したいと思います。

それと、アリーナについては、もう大急ぎよろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

今年度のこの害虫対策につきましては、薬剤散布は考えておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を

省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 令和3年度北中城村一般会計補正予算(第3号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第42号 令和3年度北中城村一般会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第43号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

○議長(名幸利積)

日程第6. 議案第43号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を

省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第43号 令和3年度北中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第44号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

○議長(名幸利積)

日程第7. 議案第44号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第44号 令和3年度北中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第45号 令和3年度北中城村水道事業会計補正予算(第2号)について

○議長(名幸利積)

日程第8. 議案第45号 令和3年度北中城村水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 令和3年度北中城村水道事業会計補正予算(第2号)についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。議案第45号 令和3年度北中城村水道事業会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第46号 令和3年度北中城村下水道事業会計補正予算(第2号)について

○議長(名幸利積)

日程第9. 議案第46号 令和3年度北中城村下水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号 令和3年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第46号 令和3年度北中城村下水道事業会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 認定第1号 令和2年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（名幸利積）

日程第10. 認定第1号 令和2年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案については議長を除く12人の委員で構成する令和2年度北中城村一般会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思ひます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、本案は議長を除く12人の委員で構成する令和2年度北中城村一般会計歳入歳出決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました令和2年度北中城村一般会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、令和2年度北中城村一般会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定しました。

令和2年度北中城村一般会計

歳入歳出決算審査特別委員会名簿

①	安里道也	⑦	比嘉盛一
②	稲福恭秀	⑧	喜屋武すま子
③	伊集守吉	⑨	比嘉義弘
④	大城律也	⑩	山田晴憲
⑤	上間堅治	⑪	比嘉義彦
⑥	金城高治	⑫	比嘉次雄
委員長	喜屋武すま子	副委員長	稲福恭秀

日程第11. 認定第2号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（名幸利積）

日程第11. 認定第2号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ

いてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第2号令和2年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、総務厚生常任委員会に付託いたしました。

日程第12. 認定第3号 令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長(名幸利積)

日程第12. 認定第3号 令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第3号令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、総務厚生常任委員会に付託いたします。

日程第13. 認定第4号 令和2年度北中城村水道事業会計決算の認定について

○議長(名幸利積)

日程第13. 認定第4号 令和2年度北中城村水道事業会計決算の認定についてを議題としま

す。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第4号令和2年度北中城村水道事業会計決算の認定については、建設文教常任委員会に付託いたします。

日程第14. 認定第5号 令和2年度北中城村下水道事業会計決算の認定について

○議長(名幸利積)

日程第14. 認定第5号 令和2年度北中城村下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております認定第5号令和2年度北中城村下水道事業会計決算の認定については、建設文教常任委員会に付託いたします。

日程第15. 認定第6号 令和2年度中頭地方視聴覚協議会一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長(名幸利積)

日程第15. 認定第6号 令和2年度中頭地方視聴覚協議会一般会計歳入歳出決算の認定につ

いてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 令和2年度中頭地方視聴覚協議会一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。本案は認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。認定第6号 令和2年度中頭地方視聴覚協議会一般会計歳入歳出決算の認定については、認定されました。

日程第16. 議案第47号 令和2年度北中城村水道事業会計剰余金処分について

○議長(名幸利積)

日程第16. 議案第47号 令和2年度北中城村水道事業会計剰余金処分についてを議題としま

す。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第47号 令和2年度北中城村水道事業会計剰余金処分については、建設文教常任委員会に付託いたします。

日程第17. 議案第48号 令和2年度北中城村下水道事業会計剰余金処分について

○議長(名幸利積)

日程第17. 議案第48号 令和2年度北中城村下水道事業会計剰余金処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第48号 令和2年度北中城村下水道事業会計剰余金処分については、建設文教常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

午前11時43分 散会

令和3年第5回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 3 年 9 月 3 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和3年9月8日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和3年9月8日 午後3時42分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番		
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	8 番 議 員		喜屋武 すま子			
	1 0 番 議 員		比 嘉 義 弘			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	徳 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	玉 栄 治		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	喜 屋 武 の り 子	学 校 教 育 指 導 主 事	島 袋 淳		
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第3号

令和3年9月8日（水曜日）

1. 開議 午前10時00分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
1	比 嘉 盛 一	1. 村民が主役のまちづくり
2	大 城 律 也	1. 新型コロナウイルス「第5波」対応について 2. コロナ禍の学校教育について
3	比 嘉 義 彦	1. 部活の指導者の在り方について 2. 新型コロナ感染拡大防止対策について 3. 公共施設の名称（表札表示）について
4	伊 集 守 吉	1. 自然災害に対する対応について 2. 新型コロナウイルス感染症の対応について

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます

開 議（午前10時00分）

日程第1．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1．一般質問を行います。

順次発言を許します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

おはようございます。

今日私の質問は、村民が主役のまちづくりについて1点のみ質問をいたします。

村長の行政運営の基本は、「村民が主役のまちづくり・村民のしあわせのために村民党で頑張る」ことだと思えます。

村長選挙の際、多くの村民が、その言葉に新鮮さ、親密さを感じ期待したものと思っています。

本日の質問は、再確認の意味も含めて、そのことについて質問いたします。

質問1、「村民が主役のまちづくり・村民のしあわせのために村民党で頑張る」それについて説明をしてください。

質問2、最近の行政運営について、村民が主役になっているか。具体的な事例から見ていきたいと思えます。

（イ）緊急事態宣言下での資源化ヤード青葉苑へのごみの持ち込みについて閉鎖した理由は何か。

緊急事態宣言の延期の際、国の施設美ら海水族館や県の施設、美術館、博物館、そして本村のあやかりの杜などは営業再開をいたしました。しかし、本村のごみ処理施設は閉鎖のままでした。緊急事態宣言で外出自粛、村民は何をやるかといったら、家の片づけ、木々の剪定、草刈

り作業を実施いたしました。ごみを片づけようとしたら、ごみ処理施設は閉鎖、村民が主役の立場から納得のいく答弁をお願いいたします。

（ロ）6月議会で、島袋自治会から要請のあった排水路安全柵の改修が1年以上も実施できなかった理由について。

これ6月の議会で、担当する業者が一社しかなく手が回らない旨の答弁がありました。私は2社以上にするよう提言いたしましたが、その後、どうなったかお答えください。

（ハ）役場発注の仕事を相見積りもなく、1社が独占して請け負うことについて問題はないか。

（ニ）1業者の都合で村民の要請の改善が長引くことについて、村民が主役の立場でお答えください。

（ホ）島袋から渡口へ抜ける村道に段差がありますが、私の記憶では10年以上も放置されています。今日まで交通事故が起きなかったのが不思議なぐらいです。

6月の議会中に、担当課長に口頭にて注意喚起をしましたところ、段差注意の看板が設置されましたが、いまだ改善はありません。これも村民が主役の立場から説明をしてください。

以上、お願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

比嘉盛一議員の御質問にお答えいたします。

まず、私の公約でありました村民の主役のまちづくりとは、私は行政の執行は、村民の福祉の向上、いわゆる村民の幸せのためにあるものと考えております。そのために、私は職員に常々あらゆる計画策定等において、住民を巻き込んだワークショップ等の展開を要求しております。

住民を巻き込んだワークショップ等は、非常に重要なものであると申し上げており、それは

根底に住民協働参画型のまちづくりの考えがあるからであります。それが私の自治体運営の最も重要なものと考えております。

今年度はコロナ禍の中で、なかなか地域懇談会が開催できませんが、地域の声を拾い上げる大きな手段だと思っておりますので、コロナの状況を見て開催にこぎつけられればと思っております。

いずれにしても、住民の声を村政に反映させることが非常に重要なことであり、そのこと住民が主役のまちづくりにつながると考えております。

地方自治の本旨とも言うべき住民自治は、村民が意思を表示し自治体に参画していくものだと考えております。

それから、個別の質問等ございましたので、(二) から (ホ) について、私の考えを (ロ) から (ニ) ですね、いきたいと思っております。

まず、島袋自治会から要請のあった排水路の安全柵等について、1年以上もできなかった理由等についてですけれども、基本的に行政側、事業執行に当たっては、緊急性や頻度、費用対効果、必要性等、そういったものに鑑みて事業を執行いたします。

また、業者の選定ですが、通常業者の都合で長引くということは、なかなかございませんが、当該事業のように軽微なものについては、村内のいわゆる何でも屋さんとか便利屋さんみたいな小さな業者に任せることもあり、少ない業者のため遅れることも多々あると。しかし、これは見積り等の徴することについて時間を要する。ある意味で、それについては、大変職員が時間とエネルギーを要するものでございまして、むしろもっと重要なものもございまして、そういったことに対応できない、そのため対応できないということもございまして。

ただ、村の事業といたしまして、まず、それに相見積りを取ることに徴することに大変な時間をかけ、例えば1週間とか2週間とか、そう

いう場合もあります。相見積りを徴するという意味は、基本的には適正な価格、適正な単価で、そして経費の低減とそういったことを目的として相見積り等を徴すると考えておりますので、基本的には会計規則と財務規則等でそういったことを定めて2社以上の業者から徴することは当然のことと思っております。ただ、そのことによって、他の事業が時間とエネルギーが相当それに要するというのであれば、ある意味で我々は規則等の改正等についても、臨んでもいいのではないかなと思っておりますので、そのことについては、御配慮いただきたいと思っております。

また、予算、長引く要望等について、なかなか応えられない、そういったことに対して、時間をかけてかかる。そのことはただ予算の通常編成が予算編成は通常通年予算でございまして、予算編成担当者は、常々全職員には通年予算、もうこれ以上、これはこの当初予算が1年を通しての予算だということで予算編成に当たっておりますので、その予算措置されていない場合が、またその事業執行になかなか手がつけられないということで先送りになる場合があることもあります。

それから、島袋から渡口へ抜ける村道に段差があるについてですけれども、これについても先ほども申し上げましたように、事業者の村が事業執行する際には、使用頻度、必要性、費用対効果、それぞれ緊急性等に鑑みて執行するものでございまして、村民からの要望について、即極力すぐ応えるということには臨みたいんですけれども、それができない場合もございまして、ぜひ、この辺については御理解ください。

それから、島袋から渡口へ抜ける村道の段差については、具体的な進捗状況については所管課長に答えてまいります。

それからごみ等の対応についてですけれども、これについては環境省のガイドラインに沿った措置だと聞いておりますので、具体的について

も、また所管課長に回答させます。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

比嘉盛一議員の御質問にお答えします。

まず、青葉苑とか資源化ヤードが閉鎖していたということでございますけれども、これは多分個人搬入のことだと認識しております。青葉苑も資源化ヤードも両方とも通常どおり業務はやっていたところでございます。

先ほど村長からもありましたように、なぜ個人搬入を止めたかと申しますと、環境省のほうから廃棄物に関する新型コロナ感染対策ガイドラインを受けて、通常の収集ごみ等を優先すべきということで、個人の搬入等は極力控えて、人の接触を避けるようにとのことがありましたので、それで、通常の業者等が搬入するごみ等に関しては通常どおり、個人の搬入に関しては、その処理業者等との接触等を避けるために閉鎖というか、個人搬入に対しては止めたところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

それでは、私のほうから御質問2のロ以降について、村長の答弁に補足を加えて答弁させていただきます。

まず、（ロ）から（ニ）について、これは関連いたしますので、まとめて答弁させていただきます。

令和3年6月議会において、島袋自治会から要請のあった水路防護柵のような図面等の用意がなく臨機な対応が求められる修繕について、実質1社で対応されている旨の答弁であったと記憶してございます。

担当する者が1社に限られているというよりは、こういうふうな対応をいただけるところが

実質1社となっているということでございます。

このような修繕工事の依頼に際しましては、専門的な工種、施工規模等を勘案いたしまして、村内業者をはじめ、適宜、ほかの企業とも調整を図り遂行しているところではございますけれども、修繕対応は小規模で臨機に現場合わせ、今ここが壊れているのでここを見てほしいというような対応をしていただきます。そういう施工のため、事前に見積りを依頼すること自体が困難であるところ、現在、主に対応いただけている企業の創意工夫により、安価な提案をいただき、その結果、限りある予算の範囲で、より多くの案件が処理され、多くの村民の要望対応につながっているものと理解しております。

また、建設業界では、技術者、作業員の人手不足が深刻な課題となっている状況がございまして、対応困難として受注いただけないことが多くございまして、修繕対応いただける企業数の拡大について、村としても早期改善に向けて、商工会、建設部会を中心に協力をお願いするとともに、連携しながら取り組みたいと考えております。

続いて、（ホ）ですけれども、御質問の箇所は、村道渡口島袋線の渡口区側農地付近のことと理解しております。この段差の解消に向けて、既に工事調整は行っておりまして、9月中の完了を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

じゃ、再質問していきます。

まず、最初の村民が主役のまちづくりについての村長の御意見、考えをこれは再質問するようなものではないと思いますので、なぜこれを言ったかという、その次みたいは、村民が主役になっていないんじゃないかと私は考えたもんだから、そういう質問をしております。だから

ら、今後とも、村民が主役のまちづくりをやるんだという村長の気持ちがあれば、私はその確認の意味でやりました。初心を忘れることなく一番の公約の最大のもがこの村民が主役ですからね。だから、ぜひ忘れずに今後ともよろしくお願いしたいと思います。

次の質問です。

この資源化ヤードの件なんですけれども、ちょっと経緯を説明しますと、5月23日から緊急事態宣言がありました。これが今でも続いているわけなんですけれども、それで6月の後半に7月に延びると、7月11日が8月に延びるんだっかな、これ延びるときにこれ決定したときに、島袋自治会、これも島袋自治会で申し訳ないんですけれども、島袋自治会が公園の草刈りしたんです。なぜやったかといったら、梅雨があるでしょう。梅雨のときの草が相当生えますから、草刈り作業をしたわけなんです。それで持ち込みしようとしたら断られまして、それで、こんなときに断られたらどうするんだと。捨てる場所がないということで、それで住民生活課へ相談いたしまして、じゃ、島袋自治会の搬入だけは認めようということで島袋自治会は搬入したそうです。

その後、私の家で個人的なことを申しますと、2階のベランダにハブが出たんです。2階のベランダです。何で2階のベランダにハブが出るかということで、そうすると私のうちは下に植物植えて2階にはわせている木があるんですね。ああ、これはもう大変、命に関わるからということで大急ぎこの木を全部切ったんです。切ったら持ち込みしようとしたらできないということで、じゃ、この木をどうするかといったら、もう全部駐車場に全部置いてあったんだけど、そういう経緯もあって、それで多分7月の初めだったですかね。副村長を通しまして、課長も一緒に話をしたんです。私は閉めるべきじゃないと話したんですけれども、その後、何の進展もなく何のフォローも何もなかったんで

すけれども、これ絶対私は閉めるべきじゃないと思います。自粛のときに、村長は仕事がありますから平日来ますよね、役場に。じゃ、ない人たちはどうしますか。家で自粛、毎日テレビを見て寝転がって起きますか。そういうわけにいかんですよ。だから、そういうときこそ、家の片づけ、草刈り作業、木の剪定やります。そうしたらそれを捨てる場所は閉まっていると。全然これ矛盾しています。だから私は開けるべきだと思うんです。

それで、先ほど環境省のガイドラインに沿ってということありましたけれども、村長はこれ御覧になりましたかね、ガイドライン。何でこれ聞くかといいますと、ガイドラインにそんなこと書いていません。閉めなさいというのは、何もないです。

何があるかということ、ガイドラインの初めのほうの挨拶に、廃棄物処理は国民生活、国民経済の安定確保に不可欠な業務とされ、緊急事態宣言時においても、十分に感染拡大策を講じつつ、事業を継続することが求められているということで、環境省は認めているんです。じゃ、何が問題かといったら、感染拡大です。じゃ、あのときに、たしか聞いた話では、県から通達が来ていると。何かといったら、感染拡大予防策ができるのであれば、公共施設でも空けていいですよと。だから、私課長に言ったんです。何で資源化ヤードをこの対策できないのかという話をしたら、そんなことはないと言っているんですけれども、でも、できないから開けていないわけですよ。だけれども、資源化ヤードがこの対策できないと思いますか。資源化ヤードのごみ持ち込みするのはトラックで持ち込んで受付をして、これだけですよ、接するのは。あとは自分たちで降ろすんです。何でこういうところができないのか、私は不思議でならないんです。

もう一度聞きます。この環境省のガイドライ

ンには今みたいに、十分認めているわけです。緊急事態宣言時においても、これ不可欠な業務だということを認めているのに、なぜ閉めたか。もう一度お願いします。村長から。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

ごみ焼却場処理場等について、非常に生活に密着した施設でございます。もしそこで感染等出てきました場合に、その全体が止まってしまう。そして、それがまた村全体に影響してくると。生活基盤が閉塞化をしてしまうと、そういうことが危惧されているところが趣旨だと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

今の答弁全然なっていないと思います。あの資源化ヤードで感染拡大するはずがないんですよ。100%ないとは言えないかもしれんけれども、99%ないですよ。どんな人が持ち込みするかともう一度言いますけれども、持っていきますよね、受付事務所でやる。これだけです、接するのは。1人、混むわけじゃないし、だっごみ降ろすの全部自分でです。これでここで感染拡大しません。それとついでに、もう一つ言いたいのは、環境省からこういう通達が来ました。じゃ、例えば県から来たのかな、もう一つ連絡が、県から連絡が来て、感染対策ができる場所は開けてくださいということがあったということなんですけれども、これ県が来て、この施設は県も閉めたわけですよ、博物館、美術館、閉めたわけですよ。国も閉めたわけですよ、水族館なんか閉めたわけです。そして県の通達は、市町村は、県に倣ってやってくださいと。じゃ、県に倣って閉めるときに、こっち

開ける閉める判断は誰がしますか、村長。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

施設管理者でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

施設管理者というのは、村は指定管理者やっていますよね。じゃ、資源化ヤードは、指定管理者が開ける閉める、やっていいんですか。そういうことですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

指定管理者の権限というのは、許認可については、指定管理者には与えられてないと思いますので、村長のことになると思います。それは当然指定管理者は、その際は村部局との協議によるものと考えております。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

そうですね、これ判断するのはやっぱり村長ですよ。だから今日こういう質問出しているのは、あえて出しているわけです。村民のことを考えていますかということをお願いいたします。私は考えていないと思うんです。さっき言ったように、自粛自粛でごみがたくさん出た。受けてくれない、役場が受けてくれない。じゃ、住民はどうすればいいんですかということになるわけです。だから、それで言いたいわけです。

それだから、この答弁書では、環境省のガイドラインに沿ってということですけども、これ2年前にツルヒヨドリについて環境省からもガイドラインが出たんです。北中城村は全く無視したんです。全く無視ですよ、課長。

国の行動指針が出たのが27年3月26日付で環

境省、農林水産省、国土交通省がこれ出したんです。これ、行動計画を出したんですけれども、これには市町村もちゃんとやりなさいと書かれているんです。防除しなさいと。だけれども、何もしなかったんです。

これだけじゃなくて、沖縄県からも30年6月に指針が出ているんです。これも結局無視、それから29年2月22日には環境省から市町村対象のセミナーがあったんです。これも参加していません。ある意味で無視です。だから、環境省からの通達は無視するときもあるのに、こういう直接住民生活に影響があるものを無視はしないと。非常におかしくないですか。だから、ぜひこういうところは、これ村長が考えるべきことです。県から県の施設管理のほうに倣いなさいと来ても、判断するのはやっぱり村長です。あんなところで絶対感染拡大しません。

私が7月初めに副村長、課長一緒になって話し合ったんですけれども、その報告はちゃんと村長の耳に入っていましたか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

ちょっと私の記憶力不足かもしれませんがけれども、一応やった覚えはございません。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

あのときに、私、電話じゃなくて来てから話ししましたよね、副村長。だからあそこまで行ったら、やはり村長の耳に入れて検討すべきです。副村長、あのとき検討しましたかね、その後。副村長にお願いします。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（大田 繁）

比嘉盛一議員の御質問お答えします。

たしか電話で盛一議員から問合せがあったか

と思います。その後、住民生活課長に確認をしましたところ、先ほどの答弁と同様な回答でございまして、その後、このいきさつと申しますか、これを文書にして報告をしたということはやってございません。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

ちゃんと検討をしたということですよ。検討をしてやっぱり感染につながるという判断をしたんですか。そういうことを言っているわけですね、課長な。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

環境省のガイドラインもそうですけれども、コロナ感染が拡大するために県のほうからも、この感染対策について十分対策するように、文書とか、その内容とか届いています。

先ほども盛一議員がありました、あやかりの杜は開けてあったのということなんですけれども、確かにあやかりの杜のほうも7月13日から23日までの10日間は開けております。ただ、ほかの村の体育施設のほうは開放していない状況であります。県のほうも、県有施設の休館を継続するという形であったかと思えます。ただし、博物館とか図書館は大丈夫だろうということで一時期開けたんですけれども、感染の拡大が止まらないということで、また閉めている状況。あと特にお願いしたいことの中に、不要不急の外出を自粛して人との接触を減らしましょうということがありました。個人搬入は一応受け入れてはいいんですけれども、個別の対応ですね。毎週木曜日、資源ごみの回収の日に、個別の自宅前に出されているごみは回収していますので、それで対応できなかったのかどうかということを一応疑問に思うところです。全く閉めていたわけではなくて、通常の戸別回収は

毎週木曜日7月、8月も担当が行っていたところでございます。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

だから、今の答弁がこれが村民主役ですかと。あんなたくさんのお木をトラックに積んで一度でできるのを、これを60センチに切って葉っぱを袋に入れて、毎週木曜日出せるのは6袋まで。電話して予約すれば出せるんです。結構私それやりました。これで片づけたんですけども、一向にできないから。これでやったんですけども、あの暑いさなか、太陽の中でこれやらんといけない。本当にこれが村民のためですか。だから100%止めていませんよというのが多分今の言い訳だと思うんですけども、今後ですね、緊急事態宣言を結構都市部は延ばしたいということで、テレビのニュースで盛んにやっているんですけども、あしたあたり決まると思うんですけども、沖縄県はそこに入っていないですよ、今ね、話に。だから、もしかしたら沖縄県、今後とも続く可能性あるんです。だけれども、私はぜひ続いたとしても、開けてほしいんですけども、村長、今私が言ったことを聞いてどう思いますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

基本的に行政が対応できることについては、今コロナの感染が非常に気になるところでございます。それに対して万全の体制が取れるという状況をつくれるということであれば、それに対応することは考えられますので、これについては、現場のほうとしっかり万全の対策であれば、受入れも可能だと考えますので、現場のほうとしっかり調整していきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

資源化ヤードについては万全の体制取れると思います。

公共施設を閉めなさいと県から来ました。じゃ、何でも閉めましょう。じゃ、役場窓口閉めますかといったらこれ閉められませんよ、当然常識で考えても。これ閉められないのに役場の窓口幾らでも人来ます。だから、感染症対策はしっかりしているから、開けられるわけです。これが感染症対策も何もしないで、アルコールも置かないでマスクもしないで、そのまま開けるわけにいかんわけです。感染症対策をしっかりしているから役場窓口も開けられる。だけれども、資源化ヤードはただ、1人と会うだけ。ほぼ100%、99.9%の感染症対策できると思います。ぜひこれ前向きに村民が要望しているかどうか考えて、村民要望しています。私の周辺あのおとき3名いましたから。ぜひこれ考えて、緊急事態宣言が解除しなくても、ヤードの閉鎖は解くように、ぜひお願いしたいと思います。

それで、資源化ヤードの件でもう一つですね、3月にツルヒヨドリで向こうに契約を直すと、チラシも直すと言ったんですけども、これ直しましたか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

ツルヒヨドリは条例の改正がありましたので、条例のほうにのっかって一応向こうの資源化ヤードの管理をしているところにツルヒヨドリに関しても十分対応してくださいということで対応しております。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

課長、議事録持ってきています。あの日何と答えたか。条例ができたんだったらチラシも変えないといけませんよ、契約も変えないとい

けないですと言ったら、検討したいということ
を言ったんです。そうしたら、私がまた言った
んです。検討したいと答えたら、また私はそん
な言った覚えはないとか、いついつまで言っ
てないと言ったら、いやだからいつまでにでき
ますか、はっきり教えてくださいと私言ったわけ
です。そうしたら、課長の答弁、検討しますと
いうことではなく、早めにやりますということ
で答えたかと思うんですけれども、4月、5月
までにはチラシ等も誠意を持って作って配りた
いなと思っています。

契約書に関しても、早めに作って相手方にも
そのツルヒヨドリを話ししながら対応して
いきたいなと思っています。これ何でそこまで
言うかという、これまでの北中城村がこれ私
の考えですけれども、あまり気にしないでくだ
さい。住民よりは企業に向いていたんじゃない
かなというところが私たくさんあったんですよ、
思ったところが。そうしたらこれを見ると、今
でも企業のところを見ているじゃないかと。住
民を考えるんじゃないかと、今まで閉めてくだ
さいとも言った。それで資源化ヤードを閉めた。
あちらの指定管理者企業ですよ。今さら開
けてくれと言えないと。だから企業に気を使
って言えないんだったら、これとんでもない話
です。それからツルヒヨドリについても、契
約したのに、また追加してくれと言えないの
かなと。だから、それを心配したから、今あ
えてこれ持ってきたんです。

だから、ぜひ住民主体ならば、企業に物言
えないと駄目です。そう思いますか。それは
別にどうでもいいんですけれども、ぜひチ
ラシできていないんだよね、チラシでき
ました。ツルヒヨドリ入れたチラシ。ホーム
ページ直されていませんよ。ホームページが
直されていませんので、その答弁お願
いします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

ツルヒヨドリに関してのチラシは、盛一議
員からありましたので、環境省が県のほうに
配っていたチラシがあるんですけども、これ
を確認して、こちらのほうで再度刷って、そ
れを住民に配っても大丈夫かということも
確認しながら作成しまして戸別に配って
おります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

住民に配っていますということは、私の
うちにも来ているということですよ、来
ていませんよ。そしてホームページを持
ってきたけれども変わっていません。何
でホームページも変えないんですか、チ
ラシ作ったのであれば。このチラシよ。
今日2枚になっていますけれども、ホーム
ページだから、裏表、変わっているん
ですよ、間違いなく。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

チラシということでしたので、カラー
刷りでやったのがツルヒヨドリとは
いう両面刷りのチラシをお配りして
いるんですけども、それと勘違いして
おりました。盛一議員が言うホーム
ページのチラシというのは一応これに
ついては、担当のほうと調整しながら
至急訂正していきたいと思
います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

これは答弁求めませんけれども、これ
チラシ4月、5月に出来るというのは、
このチラシに何でコウブシとかムラサ
キカタビラが入っているの。これより
もツルヒヨドリが大変なんですよ
という話をずっとやってきて、じゃ、
これも

加えますと。条例つくったとき覚えていますでしょう。条例に加えましたでしょう。だから、私は最初の条例できたときに、あのときに最初からツルヒヨドリを加えておればよかったのにと、後で考えると課長そうおっしゃって、結局最初の条例は入れなかったんです。だから6月に追加して条例できたんです。その後、入れますと言って入れていない。ああ、やっぱり答弁もらっておきましょう。

じゃ、このチラシ、いつまでにできますか。もう一度聞きたい、4月、5月にやりますと言ったのはこれはもう、うそついている。今度いつまでできますか、お願いします。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

お答えいたします。

今回、戸別配布をいたしましたツルヒヨドリの写真入りのチラシですけれども、あれ40万ほどかかっております。これも補正で対応しているんですけれども、ホームページの修正ぐらいであれば、すぐできます。ただ、このチラシをまた各家庭に配布するとなると、今言ったように予算立て等がございますので、それが可能かどうか。財政のほうとも調整しながらやっていきたいと思えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

私が言うのは、このチラシをすぐできますかと言っているんです。これはホームページは金かかりませんよ。このチラシの持ち込みできない植物のところはツルヒヨドリ入れるだけの話ですよ。そしてホームページに載せる。そしてこれの裏表コピーしてみんなにあげる。40万かかりませんよ、絶対、絶対かかりませんよ。会社名言っているのかな。あやかりの杜さんがチ

ラシ配りますよね。あれ幾らでできていると思いますか。あれ三、四万でできているんですよ、全世帯に配って。はっきりちょっと金額覚えていませんけれども、5万円はいかなかったです。確認したことありますけれども、あれ裏表ですよ。何であれが5万円かからんのに40万かかるというのもおかしい。財政苦しいときだから、努力して安いところ探してくださいよ。これはすぐ変えてくださいよ、課長。よろしいでしょうか。

○議長（名幸利積）

住民生活課長。

○住民生活課長（名幸芳徳）

今、申し上げたとおり、ホームページはすぐ直せると思いますので対応していきます。このチラシに関しては、業者に頼むのか、それとも職員でやるか。いろいろ方法はあるかと思えますので、その辺は検討させてください。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

チラシが安くできる方法、うちの事務局が知っていますから、事務局に聞いて安くできる方法を聞いてください。私もよく議会報告チラシ出すんですけれども、私そんなに金かけていません。白黒より安く作れますカラーが。不思議な話ですけれども、だから、そういうところもあるんだから、お金がなければそういうところを使えばいいわけです。だから、今までの業者との関係で簡単に切れないというのがあれば、それは問題はありますけれども、こういうこれ早いですよ、1週間かかりませんよ、原稿ができれば。ぜひうちの事務局聞いてみて、ぜひ安いほうをやっていただきたいなと思えます。これについては、これで終わります。

次、その小さな工事の件なんですけれども、小さな工事だから、設計図とかいろいろ描いて

も大変、これ分かりますよ。だから、こんなするんじゃないで、課長が簡単に描けるじゃないですか、デッサンみたいに。こういう感じで作ってくれということで、地図とこれこれをつけて業者、3か所くらいあげて、取りあえず見積書を出してくれということ、これ私できると思うんです。だから、できなければできないでいいんです。また安いと言っていますよね、課長ね、こっち安い。安いのを何で判断するかといったら、課長が考えた値段より安い。だから安いと思っていますでしょう。

課長のものは机上の計算ですよ。だけれども、業者がやるのは実際今まで何回もやってきて経験から来た値段ですから。安くなったり高くなったりしますよ、課長が考えるより。

だから、ぜひどんな小さくても相見積りすべきじゃないですか。見積書作って、設計図も簡単に描いて、あのくらい島袋の防護柵なんか簡単にできるでしょう。こうして作ってください。今あるものを直すような形で作ってください。これにドアをつけてください。これだけですから。だから、ぜひこれをやってほしいんですけども。

1社のみにはさせるというのは相当問題です。村長1年4か月です。8月にやっとできたんです。去年の6月に申請してね、そして役場にとっては何でもない。課長この前おっしゃっていましたが、見に行ったら大丈夫と、すぐ壊れるようなものじゃない。危険じゃないと判断したということでしたけれども、何でこれを自治会長通して依頼出すかといったら、周辺のこの住民が心配しているわけです。この小さな穴から子どもが落ちたらどうするのかと。さびで傷ついたらどうするの。倒れたらどうするの。こういう心配しているわけだから。だから、これは安全大丈夫ですと言ったら、じゃ、そこに行って十分説明したほうがいいと思います、これも。住民のことを思うんだったら、これは

自分たちの判断で安全高かった。安全面でまだ大丈夫だったということで、判断するのはどうかと思います。

それと、話がしやすいというのは、言葉を変えて言えば、なれ合い、もっとひどい言葉で言えば癒着みたいなものです。だから、ぜひこんなことやめてほしい。ちょっとこれ言い過ぎているかもしれませんが、1社にさせるとこうなりますので、ぜひ何社かに、この1社は自分が忙しかったら後回し後回しになって、あんな小さなもので1年2か月もかかった。この人はずっと忙しいわけですよ、ずっと仕事を持っていますから。ずっと仕事ない人もいます。この人はずっと仕事を持っている。ちょっと念のため聞きたいんですけども、これ工事費幾らぐらいかかったんですか。大体でいいです。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時41分 休憩

午前10時41分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

なぜ聞いたかということ、どのくらいかかるかわからんけれども、例えば15万かかったとしよう。15万かかったとして、じゃ、Aの業者とBの業者15万円の中から幾ら違いますか。こっちは15万、あっち100万になるはずないでしょう。だから、大して違いはないと思うんです。けれども、1社だけにさせること自体に非常に問題があると。ぜひこれやめて村長、これも今後検討する。できたら12月までに変えたいということをやぜひ約束してください。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

まず、先ほどの答弁の中でもお話ししたんで

すけれども、今建設業界かなり厳しい状態、要は人がいない、受けたくても受注できませんというようなことが多くございます。

そういった中で、特に小さな工事、手間暇かけて対応いただけるというのがなかなか難しい。そういった中で、見積りを徴収すること自体も厳しい。そもそも修繕工事というのの多くは、今現場で異常がある。それに対して来てもらって対応してもらおう。要は開けてみないと分からないという作業が多くあります。そういったもので、見積りを取ることもなかなか厳しいという中で、そもそも競争相手がなかなか見つからない。連絡しても今なかなか手が回らないよと言われてお断りをされるという状態にある。盛一議員がおっしゃるのも理解はできるんですけれども、実態として今厳しい事情があるということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

じゃ、これは理解したいと思います。だけれども、なるべく二、三社できるようにする。1社でも決めてかかったら駄目ですから。なるべく努力はするようにしていただきたいと思います。

次に行きます。

次は渡口の村道ですけれども、段差があって、これを前回会議が終わった後に、課長に村道に段差がありますよと話ししたら、早速段差ありますよと大きな看板作っていただいて大変ありがとうございます。これで、少し安心したんですけれども、あれ10年以上多分なんです。何も言わなかった私も悪いですけれども、みんなも気づいてたんじゃないですか。みんなよく通る道だから。なぜ、これ今までなかったか分からないんですけれども、小さな道路工事で小さな段差でも必ず看板出ますよね。だから、こ

っちはある程度段差ができてはいるけれども、看板もないですよ。だけれども、ある若者がここを通るときは車スピード出すらしいんです。飛ぶかどうか私は分かりませんが、やったことないから。飛ぶんだって車が、あれだけの段差があれば、だから飛ばして喜んだらいい。という若者がいましたので、交通事故がなかったのが不思議なくらいです。

それともう一つ、夜ね、私の車みたいな小さなもので走って分かれればいいですよ。分からなかったら、40キロぐらいで走ったと。あれ40キロで走ったら大変ですよ。軽で、この軽トラは、だからああいう危険がありますので、ああいうこれ職員も一体となっていて、こういうおかしなところがあるんだったら、早く問題出して、早く処理もしていただきたいと思います。そういうことで今日のはある意味でとりとめもない話になっているかもしれませんが、いろんな役場の仕事をぜひ村民が主役という考えで今後もやっていただきたいと、そういうことをやってほしいということをお願いして終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

休憩します。

10時55分に再開します。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、2点を中心にして質問をしてみたいです。

初めに、新型コロナウイルス第5波対応について。

新型コロナウイルス感染拡大の勢いが止まら

ない。感染力が強いインド由来のデルタ株の蔓延で、ワクチン接種を頼み綱に第5波の対応であります。緊急事態宣言の対象拡大と延長に踏み切るが、効果は見通せず、いつ感染が下火になるか予想ができないと悲痛な声であります。感染力が従来株の約2倍とも言われているデルタ株の猛威。

沖縄県も5月23日、緊急事態宣言発令以降も新規感染者はむしろ急増しています。

医療提供体制であります。重症に至らない感染者が入院待ちを強いられる事例が積み上がり、災害医療の様相を呈しています。

沖縄県でも悪化の傾向を示しています。

そこで、新型コロナウイルス感染防止対策の取組について質問してまいります。

1、新型コロナウイルスの感染力が高まる一方、自粛疲れであります。お盆休み中の帰省や夏休みが終われば、学校現場でクラスターが発生するリスクも指摘されております。

行政側の見解を伺います。

2、全国の高齢者数が最多となり、1日当たりの新規感染者が2万人を超えています。新型コロナウイルス感染最悪の第5波であります。感染力が強いインド由来のデルタ株蔓延が最大要因であります。

本村でのデルタ株の感染状況を伺います。

3、新型コロナウイルス感染拡大防止として、ワクチン頼みの現状であります。接種が進むワクチンは、発症予防や重症化予防の効果は高いと言われております。

全国で接種2回は65歳以上の高齢者では8割超えが完了しています。一方、国民全体では3割強にとどまっていると言われていたため、感染者は未接種の20代、40代を中心に広がっています。感染力が強いデルタ株では、8割から9割の接種率が必要との見方もあります。

①村内ワクチン接種全人口に占める割合について。ワクチン接種の対象年齢に満たない子

ども含めて、1回目接種率、2回目の接種率、全体の接種率。

②村内ワクチン接種65歳以上の接種した人の割合について伺います。

1回目、2回目、全体、ワクチン接種状況と見解を伺います。

4番、新型コロナウイルスの感染が急激に拡大している。連日、感染確認の発表が過去最多を更新しています。感染者とともに急増しているのが自宅療養者です。

村内の実態を伺います。

5、新型コロナウイルスに感染し自宅で療養する人が増える中、自治体で血液中の酸素飽和度を測るパルスオキシメーターの備えを拡充する動きが相次いでいます。自宅療養者へのサポートを強化する必要があります。取組を伺います。

6、今後、病床が逼迫して入院できずに自宅で療養せざるを得ない人が増える事態に備えて、自宅でも酸素を濃縮して吸入できる酸素濃縮装置を確保して、24時間体制で貸出しができる仕組みが必要であります。取組を伺います。

7、新型コロナウイルスで2度のワクチン接種後に感染するブレイクスルー感染も発生しています。ブレイクスルー感染は症状が出にくく、感染したことを把握しにくいと言われております。対応を改めて強化しなければなりません。その取組を伺います。

8、パンデミックは、ワクチンだけで制御できるものではないと言われております。ワクチンはたくさんある感染症対策の一つであると捉えて、蔓延状況が改善するまで、村民はマスク、手洗い等の基本的な感染対策はこれまでどおり維持することが重要であります。

日本の医療史上最大のプロジェクトと言われている今回のワクチン接種、想定外のことは、まだまだ起きてくると言われています。村民がよりよい判断ができるよう、積極的な情報の提

供が求められています。

地方行政の強みは、地域ごとに異なる状況に応じた政策の立案、実施ができることでもあります。地域の感染症の状況と保健所や医療提供体制を照らし合わせて、取るべき対応を決めることでもあります。自然災害や感染症の拡大といった非常時こそ行政の活動が私たち村民の生活や生命を支えます。見解を伺います。

2番目のほうですが、コロナ禍の学校教育について質問してまいります。

コロナ禍は私たちの日常を大きく変えてしまいました。多くの子どもたちにとっても、学校に通えなくなったことが一番の変化であり、衝撃だったのではないのでしょうか。それは学校側もまたしかりであります。未曾有の事態に直面した結果、学校運営の多くの問題が浮かび上がってきていることを考察する必要があります。コロナ禍のような未知の状況に対応できる人間を育てるために、どのような教育をすべきか示唆しています。

1、2020年、新型コロナウイルスの感染拡大は、人々がそれぞれ当たり前だと思っていた日常を大きく転換せざるを得ない事態であります。

教育現場においては、学校に児童生徒が来て授業が行われるという日常が失われ、児童生徒が目の前に存在しなくても教育活動は行わなくてはいけないという前代未聞の事態に直面しています。

コロナ禍の学校に主役である児童生徒がいないという状況、学校という存在を考える契機となっています。卒業式や入学式といった大きな行事、放課後の部活動、遠足や修学旅行、運動会、学習発表会といった行事、児童生徒たちのコミュニティといった学校の思い出として、真っ先に思い浮かぶものがなくなりました。

学校はどんな場か。教育とは、コロナ禍によって学校教育の本質が問われていると思います。見解を伺います。

2、義務教育制度は、標準化された教育機会を提供しています。学習指導要領に沿った内容を学校の教室で教えています。国内どこであっても全ての子どもが同じような教育機会を得ています。しかし、コロナ禍の休校によって、教育委員会、学校、地方自治体などで独自に判断しなければならなくなり、実践のばらつきが大きくなっています。

コロナ禍の休校対策でICT環境の完備を一刻も早く進める必要があります。しかし、義務教育段階の子ども全員への1人1台端末の配布が実際に早く終わったとしても、家庭のインターネット回線の有無であります。家に机と静かに勉強できる場所がある割合でも児童生徒の格差が存在します。学校の授業が画一的にオンラインに置き換えるのは困難と考えます。見解を伺います。

3番、教育現場に求められることは、コロナ禍でも、結果を出すためにできることは全て実施しなければなりません。オンライン化で平等を意味しない事態も考慮する必要があります。

本村の子どもたちも、遅かれ早かれ高校・大学受験や就職採用試験といった選抜で村外の子どもたちとも競わなければなりません。表面的な平等にこだわることなく、学校長と教育長は、予算を確保して先生方と一体となることができることは全て行わなければなりません。決意を伺います。

4番、コロナ禍で地域の地区公民館活用で、臨時休校を受け、子どもたちの生活をサポートする地域のボランティアの支援で、先生方と一体となってオンライン教室を開講する。自宅で過ごす児童生徒たちの集う場となり、自分たちで学習する方法をつくり出す。創造力を育む取組が必要であります。

地域住民の最も身近な公共施設である地区公民館の活用であります。地区公民館にはパソコン教室用のインターネット回線が設置されてい

ます。ほとんどの公民館は、この独自のインターネット回線を生かして公民館内でWi-Fiを利用できる環境が整備されております。コロナ禍の中で、日常生活の困難を抱えるひとり親家庭などの家庭環境によって学習意欲に差があります。生涯学習の拠点施設、地域コミュニティーの拠点施設として活用してオンライン授業の支援やサポート体制の充実強化を図る必要があります。見解を伺います。

以上、私見を申し述べました。よろしく願いいたします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、大城律也議員の御質問にお答えいたします。

大項目の1の2、全国の重症者数の第5波であります。それから村内のデルタ株の感染状況を伺いますということですので、これについてお答えいたします。

市町村には感染者の個別情報は開示されていませんので、詳細は不明でございます。

それから、1番の3と4と5ですね。ワクチン接種状況ですけれども、これは9月1日現在で、まず、全人口に対する比率ですけれども、1回目が8,280名で46.46%、2回目接種のほうで6,283名、35.26%となっております。全体を合わせると1万4,563回の接種がございます。

続きまして、高齢者のほうですけれども、1回目が3,401名、85.35%、2回目が3,197名、トータルで80.23%でございます。

接種状況については、現在村が接種計画で持ち得ています計画のとおり済んでいる状況でございます。

それから自宅療養者についてですけれども、感染者の個人情報市町村には提供がありませんので、実態が分からない状態でございます。

それから5、パラスオキシメータについては、

医師の指示の下、配布され、症状に応じての対応などは保健所が対応しておりますので、本村での取組は厳しいと捉えております。

それから6番と7番と8番、6番については、4、5の質問と同様で市町村の判断での取組は難しいものがございます。

7番目、感染力の強いと言われているデルタ株のブレイクスルーと言われる感染に対しては、ゼロ密など、これまで以上の感染症対策を心がけるよう周知しております。

8番目について、感染症対策の有効な手段と言われるワクチン接種を希望する村民には、受けていただけるよう村内医療機関と連携して実施し、個別通知、広報及びホームページやラインなどで周知を図ります。また、本村の感染者の状況をホームページで公開し、より一層の感染対策への呼びかけをいたします。

残りについては、教育委員会のほうで御説明させます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

大城律也議員の御質問にお答えいたします。

質問1の新型コロナウイルス第5波対応についての1点目でございますが、当初8月24日までの夏休み期間を、臨時休校措置という形で8月25日から8月29日までの5日間休校いたしました。しかしながら、御質問のとおり、旧盆明けから急激に新規感染者数が増加したため、村内の幼児、児童生徒の安全と健康を最優先し、様々な状況を鑑みて、臨時休校措置を9月5日まで再延長したところでございます。

続きまして、2点目、コロナ禍の学校教育についての1点目でございます。

昨年からの猛威をふるう新型コロナウイルス感染拡大によりまして、これまでの学校教育を見直していかなければならない現状でございます。

児童生徒と直接対面しての授業実践や児童生

徒、そして教師との直接交流の時間が削られている中、情報端末機器を活用した学びの保障を開始したところでございます。

また、各学校の行事については、可能な限り中止という判断はせず、各学校の規模や児童生徒の実情に応じて時期を延長したり、内容の見直しを行う等の工夫を凝らして実施できる行事については実施してきております。

今後は、これまで以上に収束の見えないこの状況に、対応できる新たな学校教育と学校行事の在り方について考えていきたいと思っております。

続きまして、2点目、臨時休校の再延長とともに、児童生徒への情報端末機器の持ち帰りを行いました。持ち帰った情報端末機器を活用して、全児童一斉にオンライン授業を開始するまでには、まだ時間を要しますが、今後のオンライン授業の確立に向けた第一歩であると認識しております。

今後は、オンライン授業だけでなく、それ以外の効果的な活用方法についても研修等を重ねていく考えてございます。

また、御指摘のとおり、家庭におけるインターネット回線状況や家庭における学習状況など、様々な課題が山積しておりますが、実際に情報端末機器の活用を推進しながら、その都度浮き彫りになる課題に対しての解決策を講じていこうと考えております。

次に3点目でございますが、御指摘のとおり、家庭におけるインターネット回線状況や家庭における学習環境など、オンライン化で平等を意味しない事態も想定し、家庭においてオンラインを活用して学習に取り組めない児童生徒においては、学校に登校していただき同様の内容に取り組めるようにしたり、問題を紙媒体で配布して取り組ませることで、児童生徒への学習における平等を確保していきたいと考えております。

最後に、4点目についてお答えいたします。

4点目、沖縄県の新型コロナウイルス感染症は、連日の報道でもありますように過去最多の感染者数の更新が続いている状況でございます。

現在、ウイルスにつきましても、インド型のデルタ株が蔓延している状況で、デルタ株につきましても、10代及び10歳未満の低年齢の子どもにも感染が拡大している状況であります。

県教育庁におきましても、感染拡大防止対策としまして、休校の延長や隔日登校に変更して児童生徒が同じ施設、教室等に多数の生徒が集中することを避けるための対策だと思われま

す。地区公民館を活用してのオンライン教室の開講でございますが、各地区公民館施設の規模やその地域の児童生徒数なども状況は異なりますが、政府や県のコロナ感染拡大防止対策の1つは密になることを避ける対策でございます。

現状の感染拡大に収束が見えないコロナ禍では、複数の児童生徒が地区公民館等で学習することは避けたほうがよいというふうに考えております。

以上で答弁を終わります。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

この1番目ですね。新型コロナウイルス第5波の1番目、学校で子どもたちがやっぱり登校して、これが普通の当たり前の学校の情景だと思うんです。しかし、その中で、この子どもたちの間でも急速に感染が広がっている。

2学期を迎えて、学校の再開は集団感染が多発するリスクも考えられるわけです。休校を続けるかどうか。教育機会の保障とこのバランス、どうするかであります。予防策の再確認が重要と考えますが、新学期に向けて、どのような対策等を考えておられるか、お聞きしたい。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

ただいまの御質問にお答えいたします。

予防対策ということでございますが、国からのガイドラインの中にも、この変異株デルタ株に関して、これまでの感染症対策が有効であるというふうに明確に明記されておりますので、これまでの感染症対策を徹底するというところで、校長会で確認を取っております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

対策をしっかりやっていただきたい。これは学校はもう大丈夫なんです。しかし、その原点の家庭なんです。そして、お父さん、お母さんが勤めている勤め先、そこも関連してくるわけでありますから。その辺の関連をどうするかというのも大きな課題が残るだろうと思っております。

それから、学校で何人感染者が出たら学級閉鎖をするのか。また、幾つかのクラスが閉鎖になった場合、休校にするのか。迅速に判断をしなければならないわけです。行政も含めて、教育委員会、その判断基準というのがありましたら、お聞きをしたいと思っております。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

御質問にお答えいたします。

学級閉鎖の場合は、1人陽性者が出ますと全員がPCR検査という形になりますので、恐らくそれが基準になってくるかなと思います。

ただし、文科省からの事務連絡によりますと、地域一斉の臨時休校というのは、あまり推奨しないということでございましたので、そう明記されておりましたので、これらクラスターも含め、保健所あるいは県の教育委員会の学校PCR

R支援チーム、それからガイドラインに沿って相談をしながら学級閉鎖をするかどうかというのは、数値的な基準はございませんので、相談をしながらということになります。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

なかなか難しい判断だと思います。お子さんの人格をどうするかといういろいろな課題が突きつけられてくるわけです。そういう状況をどのようにしてクリアしていくかというの、またこれは大きな学校の取組だと思っております。

次に行きますけれども、先ほど、PCR検査というお話がありました。この学校対象のPCR検査事業というのがあるとお聞きしております。1人でも陽性者が確認されたら、そのクラス全員を検査しなければならないというお話をお聞きいたしました。これは今後かなりの確立で対応しなければならなくなる可能性が出てきます。これはその費用とか、そういうものも行政が判断をして、あるいは教育委員会が判断して行うのか。そのときに、御両親の許可といいますか、承諾も必要になってくるのか、その辺もお聞きをしたいと思っております。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

費用に関しては、これは持ち出しの費用はございません。全て県のほうで賄っている事業でございます。

それから保護者の了承はもちろん連絡を取りながら、対象になりましたということで、検査を実施するという方向になっておまして、これも学校で検査を実施するという方向でやっております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

3番の再質問をさせていただきます。1番の3番です。

先ほど、この接種状況、資料をいただいております。先ほどもお話ししておりますが、全国でももちろん我が村においてもそうですが、8割から9割の接種率が必要だと。このコロナの感染終息宣言をするためには、その環境を整備するためには、全国でも8割から9割接種率が必要であるというふうに言われております。

先ほどいただいた資料等々を拝見いたしますと、予定どおりではありますという答弁いただいておりますが、例えば80%から90%の接種率にもっていくために、大体予想としていつ頃になりそうですか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

大城議員の質問にお答えいたします。

8割、9割を目指してはいますが、現在のところ、先ほどお配りした資料が一番最新でございますが、全体的には、1回目が50%には達していて、高齢者は85.9となっておりますので、8割以上にはなっています。

現在、国のほうでは、11月末までには、接種希望する国民に対しての接種は終了したいというふうな考えが示されていますので、こちらとしましては、なるべく早く接種を受けていただくように周知していきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

例えば、今その接種率がかなり進んでいますということであります。高齢者も含めて1回目2回目、終わった方々で、副反応があつて重症

化したとかいう事例は発生していますか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

本村では、重篤な副反応の報告は受けておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

僕もおかげさまで、御配慮いただきまして、2回接種終わっております。我が家族の中でも、1回以上はみんな終わっておりますが、特にそういう体調を崩したとかいう者はありませんでした。改めて感謝申し上げたい。しかし、心情的に非常に安心なんですね、接種が終わると。ただ油断はできない。マスク、あるいは手洗い等々は、さらにまた引き続きやっていきたいなと。これを村民にどう訴えていただけるかということになるわけです。ぜひお願いしたいというふうに思っております。

次に行きます。

接種率は、ぜひ努力をして1日も早く接種対象者全村民が早く80%台に乗るように頑張っていたきたいというふうに思っています。

ホームページで10日ごとに確認をしている。コロナウイルス感染症状況、本村の8月、217件、この数字見てどういう感じなのか。低いのか高いのか、普通なのか。この中部保健所管内において、高いほうに位置するのか。その辺の情報がもしあれば、お聞きをしたい。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

沖縄県全体的にすごく高い状況ではありますが、市は市町村ごとの人数の発表はありますが、町村は保健所管内としかありませんので、村内がどのぐらい陽性者が多いかというのは、詳し

くは分かりませんが、今までの状況から鑑みまして、7月までの発生状況に比べ、8月がこんなに多いというのは、やっぱり沖縄県が危機的な状況にあるものと思われま

す。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

ちょっと消極的過ぎる。インターネットで各市町村中部保健所管内でもチェックできる。何でそういうのをやって、我が村の現在の状況どうなっているのか比較をしながら対策を庁議で話し合ったりする必要があると思います。

村民を守るのは行政なんです。行政頼みなんですよ、このコロナに対しては。個人では感染防止できませんので、個人的にはできるかも分かりません。全体を守るのは行政ですから。それもやっぱり情報を収集して庁議でやって、それから全体に話をする必要ないと思いますが、村内での対応を村民に訴えていく。これ大事なことだと思っております。もちろん442件発生して、感染をしているわけですが、回復された方々も、もういらっしゃるわけですから。8月31日現在ですから、2週間以内ぐらいの感染している方々が重要な対応だと思いますけれども、それも全力を挙げて取組をしていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に行きます。

自宅療養者について、感染者の個人情報各市町村に提供はありません。実態は分かりませんという、これ分かってほしいんです。これが行政ですよ、実態分かりませんじゃ困ります。情報を収集するのが行政ですから。その資料を基にして村民を守っていく、これ大事です。行政として把握する必要がある。分かりませんじゃ、私は通らないというふうに思っております。これは指摘をしておきたい。

それから5番目です。

5番目の答弁、4と同じ、パラスオキシメータについては、医師の指示の下、配布され、症状に応じての対応などは保健所がしていますので、本村での取組は厳しいと捉えますという答え、しかし、これは保健所でも対応できなくなっている状況が全国で発生しているわけです。

病院も満床、状況で救急車だって1時間待ちとか、新聞に報道されているわけでありますから。やむなく自宅待機をする方、それについての問いを厳しいと言われても、村民これも一緒なんです。村民をどう守るかですから。状況次第では検討いたします。そういう返事をいただきたいわけです。前向きなこれが行政の大きな責任だと思っています。これ大事ですから。もう収束もちろん現在かなり感染者が減ってきておりますけれども、しかし、1年前はゼロから始まった、1から。今二百何名ですから、この実数を考えると、まだまだ安心できないと、そのように思っております。

それから6番目ですね、1の6、これも4、5の質問と同様です。市町村の判断で取組は難しい。これもその答えに対して無責任だと思います。これもバックにあるのは村民をどう守るかということでありますから。状況次第では検討いたしますという返事をいただきたいというふうに思っております。だから全部できます。金がないからできませんというわけにはいかないです。村が借金すればできるじゃないですか。それを活用して、そして村民に安心・安全を与える。これ大事です。

それから7番目、ブレイクスルーと言われていた感染症に対してゼロ密、これ以上の感染症対策を心がけると周知しますと。これ時々、村長のアナウンスが聞こえます。しかし、役場の近くの放送はよく聞こえます。時々喜舎場通っているときに放送が聞こえる。しかし、ちょっと離れたところでは、何をしゃべっているのか

村長の声だなというのは分かりますけれども、はっきり分からないです。できたら広報車を走らせていただければと思うんですけども、広報車見たことがありませんので分かりませんが、この防災無線、手っ取り早いかなと思うんですが、放送チェックをしていただきたい。村内の地域、この音声の聞こえ方ですね、これチェックしてください。役場の職員こんなじゃらっしゃるわけですから。熱田お願いね、どこお願いね、いうチェックして報告したところ、やっぱりアンケートみたいのをつくって、チェックをする。これ大事だと思っております。それもしっかりやって、「ゼロ密」これ大事です。今はやっぱり密閉・密集・密接、これ大事ではあるんですけども、これが1年も2年も続けば、なかなかこれは人として守り通すというのは難しいんです。

そういう中で、ぜひ村民中心にしたそれぞれの課長の判断ですね、前向きな答弁をたくさんいただきたい、そう思っております。

それから、3番です。1の3、ワクチン接種状況、先ほどすばらしい資料をいただいております。

今ワクチン接種を終了した例えば公共施設に関わっている方々、役場、学校職員、これも保育園、幼稚園、小学校、中学校を含めて学校職員、それから社会福祉関係に関わっている方々のワクチン接種の状況をお聞きしたいと思います。完了しているのか、まだ残っているか。特に役場職員に対しての接種状況。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

職員における接種状況は、統計とかは取っておりますが、私たちはなるべく多くの方に受けていただきたいということで、学校の職員、保育所、また地域の民生委員とか、公共に関わる方で役場の職員等に関しては、接種を呼びか

けてきています。でも、これはやっぱり個人の希望で、必ずしも全員が受けてくださいというものではありませんので、それに関しまして、何パーセントの方がやっているというのは、ただいまのところ把握しておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

大城律也議員。

○4番（大城律也議員）

大事なんです。役場の職員は、村民あるいは村外からいらっしゃる方に対応しているわけですね、毎日たくさんの方々を。できたら役場の職員、強制してでもみんな接種を完了しないといかんです。今把握していませんと言われると、何だというふうになるんです。把握はしてくださいよ、役場職員何パーセント接種済み、2回接種済みですと。それから学校関係、今、子どもたちの低学年まで感染率が下がってきている。先生方もやっぱり守らんといかんです。もちろん学校の子どもたちもそうですがね。そういう状況でありますから、やっぱり確認してください。消防であれば、これは消防議会でいろんな話聞いております。消防議会も100%ですよ、消防というか、消防の職員ですね。ですから、役場の職員真っ先に打ってください。機能停止したらどうするんですか、役場が。これですよ、もう私は受けませんという状況じゃないと思いますよ、役場の職員は。これはもう村長、強制してでも、打ってやってもらうぐらいの気迫が欲しいんです。それから保険課長、知りませんというわけにはいきませんよ、ちゃんと把握してください。これだけの職員いらっしゃるわけですから。やってくださいね。ぜひその辺も私は要求をしたいというふうに思っております。

もう時間がなくなってきましたけれども、教育関係で最後の質問をさせていただきます。

公民館の活用についてです。

先ほど、教育長のほうから密を避けたいとい

うことで、公民館活動については、否定的な答弁されております。しかし、また、ある場所では、こういうインターネットで家庭環境のちょっと厳しい子どもたちは学校に集めてやりますというんです。これ矛盾している。公民館で駄目なら何で学校でやるんですかということなの。

これは地域の公民館活動をするということは、これは地域のお父さん、お母さん方が真剣に、ひとり親の家庭のお子さん、共稼ぎの家庭の子ども、これを何とかしたい。地域のお父さん、お母さん方の思いなんです。この相談をいただきました。それで、今回一般質問で取り上げたわけでありまして。公民館活動、これは大事なことです。公民館は広いんです。もちろん全部の子どもたちが僕は集まるとは思っていません。今言っている家庭環境の子どもたち、この子どもたちを公民館に集めて、学校の先生方と一緒にやっていきたいという要望がありましたので、教育長、この報告をさせて、ぜひ地元との話し合いを持って公民館を活用してください。お父さん、お母さん方の消毒関係は私たちがやります。座れる場所10名ぐらいですよ、そういう家庭環境のお子さんは。ぜひもともと地域において、地域を把握してお父さん、お母さん方と連携を強化していただきたい。これは地域とのコミュニティーですよ、村長のおっしゃる、ぜひその取組検討してお父さんお母さん方のボランティアとして支援をいただければと思います。お父さん、お母さんの思い、熱意をしっかりと捉えていただきたい。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（名幸利積）

休憩します。

1時30分再開します。

午前11時38分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

順次発言を許します。

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

通告に従いまして、一般質問3点の質問をいたします。

まず、1点目に部活の指導者、監督、コーチの在り方について質問をいたします。

コザ高校で部活の主将を務めていた男子生徒が、顧問から日常的に叱責を受け、今年1月末に自ら命を絶ち、県民に大きな衝撃を与えました。

現在、沖縄県議会においても、調査が進められており大きな社会問題となっている事案であります。

本村においても、多くの児童生徒が毎日部活動にいそしみ、楽しい学校生活を送っているように見えますが、もしかしたら同様の問題を抱えた児童生徒の声が私たち大人に届いていないかもしれない。その問題は対岸の火事ではなく、急務で対策を講じなければならない。

よって、次の点について当局の見解を伺います。

①指導マニュアルの整備はできているのか、内容等も。

②アンケート調査を定期的に行っているか。事件前、事件後の調査があれば伺いたい。

③調査の対象者と人数、関係者等。

④回答者の人数は。

⑤学校の部活以外に地域で結成された少年野球やソフトボール、サッカーチームなどがありますが、ほかにもあるか伺います。

⑥そこの指導はどのようにされているか。

⑦アンケート調査の実施は行ったか。

2点目に、新型コロナ感染拡大防止対策について質問いたします。

一向によくならない沖縄のコロナ感染、人口比で見ると、世界一悪い状況と連日マスコミか

ら流れる。医療機関は逼迫し、本来、入院対象者であるはずの人が入院ができず自宅待機である。このままの状況が続くと、多くの国民が命を落としかねない事態である。

よって、次の点について当局の所見を伺います。

①本村のワクチン接種状況について、年齢別でお願いします。

②ワクチンが足りないという情報もありますが、本村には影響はないのか伺います。

③対象者が全て終わる時期はいつなのか。

④接種を終えていない人の対応はどうするか。

⑤副反応の症状が重い人の人数はあるのか伺います。

⑥家族感染の事例はあるのか。

⑦13歳以上の児童生徒の接種状況はどうなっているのか。

⑧世界的にワクチン接種を2回終えた人に対しては証明書を発行し、観光施設や飲食店、イベント等に入店できるような傾向で動いております。ワクチン接種を終えてない児童生徒に今後問題はないのか。例えば、遠足、社会見学、修学旅行などで問題は起きないのか伺います。

⑨個人情報漏れるとイじめや差別化が起きないのか伺います。

3点目に、公共施設の名称、表札表示について質問いたします。

社会生活を営む際に利用する施設、役場や教育施設、福祉施設、公民館、図書館など、ほかにも多くの公共施設が本村にはあります。

公共施設の利用は、村民に限らず、村外や県外からも訪れる人がいます。施設の案内板や名称を掲げることは、利用する人にとって、とても心優しいサービスだと思います。

よって、本村の公共施設全てに心優しいサービスができているのか、当局の所見を伺います。お願いします。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

比嘉義彦議員の御質問にお答えいたします。

まず、大項目の1番目ですけれども、部活の指導者の在り方について、これについては教育委員会に回答してもらいますが、私も部活の指導の経験がございまして、このようなことはあってはならないと思っております。非常に悲しい出来事とございまして、行政としてもこのようなことが起こらないよう努めたいと考えます。

それから、2番目の新型コロナ感染拡大防止対策につきましてですけれども、まず、1番から8番まで私のほうで回答いたしまして、9番目につきましては、教育委員会のほうで回答させます。

まず、本村のワクチン接種状況についてということですが、本村の年齢別の接種率については、先ほどお配りしました接種率一覧表を御覧いただきたいと思います。

2番目のワクチンが足りないという情報、本村の影響はあるのかということですが、国が人口の8割分のワクチンを配布するということをおっしゃるので、計画どおり、その分について接種を進めていきたいと思っております。

3番目、対象者が全て終わる時期は、国のほうからは11月末をめどにと言われております。本村の計画についても、計画どおりですと、それまでには終わると計画をしております。

4番目、接種を終えていない人の対応はということですので、接種希望者に対しては、予約を早めに取りをお願いしていきます。副反応についてですけれども、本村では、重い副反応の方はいません。

家族感染の事例ですけれども、村で把握できている情報では、家族間感染者の延べで104名でございます。

13歳以上の児童生徒の接種状況ですけれども、12から15歳、648人へ往復はがきで接種希望調

査を実施しておりまして、希望者は207人、8月9日に中部徳洲会病院で接種を実施しております。

8番目に、世界的にワクチン接種を2回終えた人に対しては証明書を発行し、観光施設や飲食店に入店できるような傾向である。ワクチン接種を終えていない児童生徒に今後問題はないかということですが、全児童生徒がワクチン接種対象となっていない現状においては、不利益が生じないよう学校外行事に参加させる際には、PCR検査を対象児童生徒全員に実施すると今現在、できる方法で対応していきたいと考えております。

それから項目の3番目、公共施設の名称ですが、名称、表札表示についてです。

本村には、役場庁舎をはじめ、中央公民館、村民体育館、あやかりの杜図書館など、多くの公共施設があります。施設や敷地内は表札表示もあり、その施設の名称が分かります。

また、村内の主要施設の場所が分かる案内マップを7か所に設置しており、その点では議員が言う心優しいサービスはできているのではないかと考えます。

現在、一括交付金事業でサイン表示設置事業を今やっているところでありまして、基本的にサイン表示については、利用者の利便、観光客等への周知、あるいは景観資源として重要なものだと考えております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

比嘉義彦議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の部活動の指導の在り方について。

①の指導マニュアルは整備できているかについてでございますが、令和元年度、本村独自の北中城村部活動に関する方針を作成し、各学校

へ配布しております。現在、各学校においては、それに基づいて各部活動の指導がなされているものと認識しております。

2点目のアンケートの実施についてでございますが、今回の1月末に発生した事案を受けての部活指導者に対するアンケートは実施しておりませんが、教職員の服務に関する罰則事案などが発生した場合には、その都度、全職員に綱紀粛正と服務指導を徹底して行っております。また、児童生徒の基本的な生活習慣やいじめなどのアンケートについては、定期的に行っております。

3点目の調査の対象と人数については、先生方の部分と子どもたちのアンケートについてでございますが、教職員への綱紀粛正と服務指導の対象者は、事務職員及び各相談員等を含む全教職員を対象として実施しております。また、子どもたちへの基本的な生活習慣やいじめなどのアンケート調査については、全ての児童生徒で実施しております。

4点目の回答者数についてでございますが、教職員への綱紀粛正と服務指導における指導対象者は、事務職員及び各相談員等を含む全教職員164名でございます。基本的な生活習慣やいじめアンケートの調査については、回答者の人数は、全児童生徒と同数の約1,700名となっております。

5点目に、各学校の部活動以外に地域で結成された少年野球やソフトボール、サッカーチームなどのほかに北中城村小学校の男子バスケットボールチームがスポーツ少年団として登録されております。その他、スポーツ少年団には登録されておませんが、北中城小学校の女子バスケットボール、北中城小学校ドッジボールチーム、島袋小学校男子バスケットチームが活動しております。

また、それらの団体への指導についてでございますが、年に1回程度、小中学校の指導者研

修会を教育委員会主催で実施をしております。

また、北中城小学校男子バスケットボールにおきましては、県スポーツ少年団に登録しておりますので、スポーツ少年団での登録団体へ1人以上の指導者講習会受講を義務付けられておりますので、指導者としての基本的知識や資質向上を図っております。そのスポーツ少年団等に関するアンケート調査は実施しておりません。

次に、2点目の新型コロナ感染拡大防止対策の9点目の個人情報情報が漏れると、いじめや差別が起きないかという御質問についてですが、児童生徒並びに学校内に関する全ての情報につきましては、これまでも情報漏洩のないよう教職員の綱紀粛正及び服務指導を徹底してまいりました。

今後同様に、各学校における児童生徒の個人情報の取扱いには細心の注意を払い、授業を含む学校生活全般において、いじめや差別が生じない指導を児童生徒に行うよう、学校に対しての助言や指導を行っております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

では、まず、部活の指導の在り方について再質問いたします。

まず、今回痛ましい事件が発生しましたが、このような指導者はほんの一握り、少ない数だと私は思っています。多くの指導者の皆さんは自分の時間、そして家庭を犠牲にしながら子どもたちのために一生懸命に指導をなさる。その姿にはいつも頭が下がる思いであります。

本村の学校では、このようなことはないものと信じておりますが、もしかしたら熱心のあまり、暴言を発したりまた意図せずに傷つく言葉を発したりしているかもしれません。人間は十人十色、皆性格が違います。指導者は慎重に言葉を選び指導をしなければなりません。

教育長、今回のこのような痛ましい事件が発生しましたが、事件の問題点はどこにあると考えますか、見解を伺います。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

ただいまの御質問に答えます。

今回の事案の問題点ということでございますが、問題点は指導者個人にももちろんありますが、そういう学校体制、組織体制についても、やはり課題があるのかなというふうに思っております。

まず、部活動は教育課程内で実施されることですので、やはり学校長のリーダーシップの下、そして学校職員全員での共通確認とか、そういう部分のところが必要なかなと思っています。

本村の北中城中学校においては、全職員が部顧問制となっています。ですから、正顧問、副顧問というような表現をしたりしますが、複数の顧問で部活を指導している体制にあります。

今回のその高校のアンケートの状況をちょっと読み取りますと、やはり単独で顧問1人で指導しているとか、そういうところもあって、組織体制としましては、やはり複数の顧問でしっかり子どもたちの指導に当たるということを、まずやらないといけない部分のところもあるだろうと。

それから、学校長のそういう日頃の部活動の指導の見取りとか、そういうことがしっかりなされていたのかとか、そういういろんな組織体制、組織体制といいますと、今度はそれを見守っている保護者の体制も大事なかなと思っています。父母会の対応の在り方とか、父母会と教職員のつながりの関係、子どもたちを中心に添えたそういう周りの大人のまた体制づくりも大切かなと思っています。

それから、今回は当然学校全体として、また見直す機会が必要ですが、やはり個人としての

その先生の教職員としての資質の部分のところについても、やはり部活動の捉え方について、違う部分があったのかなと。子どもの人権がやはり最優先、それから子どもを育てるための教育活動の一環ですから。それを逸脱して勝利至上主義でありますとか、そういう部分のところかやはり行き過ぎた指導になったのかなと思っています。

以上で終わります。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

教育長から今回の事件について、今、その問題点等々についての村長の見解をお話いただきましたが、その件は本村については、しっかりとこの人の人権を守るその対策等々というのは、しっかりできているとお考えでよろしいですか。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

お答えいたします。

本村におきましては、特に中学校の部活動におきましては、先ほどありましたように、複数の顧問で当たっているということ。それから、まず顧問会が学校の組織の中にあります。定期的にその顧問会の中で、部活動の課題はないのかとか、そういう共通確認とかをなさっております。

それから保護者父母会も組織されていますので、定期的に保護者同士の連携も密に取っております。

それから、その活動の主役である子どもたちのほうも、キャプテン会というのがありまして、子どもたち同士で、いろいろな学校の決まりであったりとか、部活動の決まりであったりとか、そういうことをまた話し合う場面も持っています。

部活動というのは、やはり子どもたちが自主的に主体的に活動する場ですので、そういうもので顧問とか学校側からの押しつけじゃなくて計画的にももちろん推進はしますけれども、その主体として子どもたちが活動できる。それから発言できる場も設けております。

それから、小学校の教育課程外であるので、なかなか小学校がこの地域のスポーツ少年団と関わるということは非常に難しいところもございますが、2校の小学校においては、しっかりとこの指導者の皆さんと協議をする場をちゃんと開催していますよということです。今回の件についても、県からの通知文をその指導者にコピーしてお渡しするとか、そういうことも小学校のほうでもなされております。

そういうことで、常に私たちも子どもたちの活動をやはり激励もしながら、先ほど議員からありましたように、ほんの一握りのそういう指導者の今回の行いではありますが、襟を正し、そして頑張っている先生方、それから頑張っている子どもたちを、教育委員会は支援しながら、一緒に進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

本村には顧問会や保護者会、それでキャプテン会等々の会議を定期的で開催しているという答弁でございますが、これは定期的といいますと、まず1年に何回ぐらいやられているのか。そして、そこでキャプテン会、生徒のほうからどういう声があるのかお聞きします。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

特にキャプテン会において、現在どのような話し合いが実施なされたかという情報はちょっと持ち得ておりません。

実際に僕が現場にいるときには、子どもたちにやはり特に学習の面であるとか、そういうものもしっかりやらないといけないので、やはり中学校のほうには、その部活動の規定もちゃんとありまして、守るべき事項であるとか、そういうこともあります。特に登下校の遵守、それから、1週間に1回部活で交代制で、下校の指導というんでしょうか、お互いで指導してもう帰る時間ですよとか、そういう形をやったり、それから、それぞれの部活のよさとか、特に生徒会の皆さん方がそういう部活を激励したりするときに、やはり生徒一人一人が私たちの部活の特徴であるとか、そういう発表の場を設けたりとか、そのときに、キャプテン会で話をしたりしております。

それから、部顧問会においては、基本的には月に1回、職員会議が定期的に行われます。その職員会議が一応終わった後に、部顧問のまた主たる世話係というか主任的な職員がいますので、その方が司会進行をしながら短い時間でも情報交換であったり、最近こういう課題が見えてきますよ、皆さん気をつけましょうねとか、そういう話、それから当然学校管理者もそこにいますので、そのときに管理者としての所見だったりとか、そういう話をする形になります。

父母教師会においては、基本的には各部の父母で組織されていますので、その父母のこの部活の父母会の活動のほうに任せての大会ということで基本的に大きな大会の前には確実に多分話合いを持っていると思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

冒頭の質問は、もう一度正確にしたいと思いますが、北中城村部活動に関する方針ということで、その指導方法が示されております。そこに基づいて指導の先生との答弁でございますが、

これ今答弁書を確認すると、令和元年度に本村独自の北中城村部活動に関する方針を作成し、各学校へ配布しております。現在各学校においては、それに基づいて各部活動の指導がなされているものと認識されました。これは校長あたりに確認をされていないんですか。やっているかどうかというのは、資料を配布して、されているものということ、明確にされているというのがはっきりしないように思うんですが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

ただいまの質問にお答えいたします。

部活動の指導体制に係る状況調査ということで、学校長のほうに意見を調査して、そういうふうに指導がなされているかというところで、回答を得たということでございます。学校訪問等でも話をしながら状況を把握して、こういう答弁になったということでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

次の質問に入りますが、教職員の服務に関する罰則事案などが発生した場合には、その都度全職員に綱紀肅正と服務指導を徹底しているものとの答弁であります。これは罰則事案が発生すれば当然のことです。当然これは指導を徹底しなければならないと思います。その罰則事案が起きないような指導というのは事前に行っていないんですか、教職員に対して。お聞きします。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

学校では、学校長が校務分掌としてコンプラ

イアンスリーダーというリーダーを指名いたします。それを学年に配置、あるいは学年に1人とか、そういうふうにやって長期休業中にコンプライアンス研修であったりとか、年間を通した服務指導計画というものが作成されて、それに基づいて会議の後で、あるいは会議の後半の短い時間でもいいから、教職員の服務に関する内容を読み合わせをしたり、実際の事例でどうするかというミーティングをしたりという研修を定期的に計画的に各学校で実施されております。それが服務指導に当たっていると、事案が発生しただけではないということでございます。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

今年1月に発生した事案を受けての部活指導者に特化した調査は実施していないとの答弁であります。これは現在大きな社会問題となっている状況であります。調査の必要性というものはないものか。教育長、いかがですか。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

御質問にお答えいたします。

今回1月の部分についての調査についてでございますが、その時点で調査できなかった理由については、1月の末に実際起こりまして、当事者の県のその学校でもやはり年度末ということで、聞き取り調査も短い期間で行われたと。子どもたちへの聞き取りも短い期間、そしてアンケート実施についても、県立のほうも4月に入って新年度がスタートしてから実施されている状況にあります。

冒頭に議員のほうから、本当に対岸の火事ではなくという部分からすると、少し私たちのほうの動きも遅かったかもしれません。やはり学校がスタートした段階であるという部分のとこ

ろ、それから部活動もまた結成が十分でない時期であったということと、それから、コロナ禍ということで、やはり学校がスムーズに4月、5月が展開できなかった部分のところがありました。

そこで、その中においても、県のほうからは、この県立の全県のアンケートの調査結果等も教育委員会のほうにはしっかり送付いただいて、また、それを学校に実際に流してやるという形で進めてまいりました。

今、県のほうでも再調査の実施、それからこの令和元年つくられた本村の方針も、その前に県のほうが作成した方針を受けて市町村のほうでも作成してくださいということがありました。今回、今県のほうでは、その改訂版を作成している最中であるということで、その改訂版ができたときには、私たちのほうもその県の方針に沿って、また、北中城村の方針を新たにつくり直すことも必要かと思っております。その時点になると、10月、11月になると少し学校もコロナも少し落ち着いていけば、そういう県の方針を受けて、県からも、もしかしたらそのチェックリストとか、そういうのも今作成していますと。年に最低2回は学校内でもいいから調査をするような内容になっているのかなと思います。その時点を受けまして、ぜひ学校のほうには調査を依頼したいと思っている次第でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

今回のこの質問につきましては、私は今年1月に発生したこの事件を受けての質問であります。

皆さんの回答の中には、答弁書には基本的な生活習慣やいじめなどのアンケート調査を全児童生徒を対象にして、定期的実施しているということの答弁でございますが、それは今回の事

件に触れた設問内容になっているのか。それとも今、教育長からありましたように、教職員に対しても顧問、監督に対しても、そういう時期的なそういう中でできなかつた。この児童生徒に対しても、そのようなお考えなのか。これはアンケート調査を、これまでいつもははじめの件で数字が出てきますが、その調査なのか。その調査の内容等も含めて答弁を求めます。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

この1月の事案を受けて特化したということですが、これ体罰とか暴言に関する事案でございました。死亡事故でございます。それで、ここでこういう答弁で服務指導あるいは生活アンケートとありますが、もうその以前から言葉遣い、嫌なことを言われたことがありますかであったり、暴言に関するほうですね。その中にまた部活指導、放課後の様子でどうですか。おうちではどうですか、友達はどうですかという、そういうものが前々からやっていたということがありました。この事件を受けてどうですかというようなニュアンスのアンケートはしていないということでございます。内容は全て暴言あるいは体罰、嫌な思いしたかどうかとか、そういうのがずっと定期的な実施されて、それをちゃんと5年間保管するというのでずっとやってきておりましたので、ただ教職員に対する服務指導に関しては、こういう事案があったということで中頭一斉にそういう事案をいただいて、教師の言葉遣いですね、暴言とかそういうことがしっかり指導が学校長から出されたということでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

教職員からの暴言であったり、体罰だつたりということの設問内容はあるということですが、例えば顧問やコーチからのそういう体罰や暴言、嫌になる言葉を発したことがありますかというその設問はないんですか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

はい、それに特化したものではなくて、部活指導者のみならず先生からであったり、大人であったりというくくりでのこれまでのアンケートを活用したということでございます。あと、それ以外にもアンケート以外にも、悩みを入れるボックスを学校で工夫して作っていたりとか、とにかく子どもの声を拾おうということは前々からの取組で上がってまいりましたので、そういう取組で振り替えているという形を取っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

アンケート調査の中ですね、生徒の中から顧問やコーチにいじめられたという、そういう回答は得たことがないということで認識してよろしいですか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

すみません。その細かい内容まではちょっと拾い上げてはいないです。私の過去の経験では、あの先生が怖いとか、そういう小学生の声があったりとか、そういうことは認識していますが、今回これについて、どういう内容だったかというのは、すみません、調査をしていなくて、内容のほうはちょっと分からないです。すみません。よろしく申し上げます。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

事件前であったり事件後であったり、子どもたちの中にどういう心の変化があったのかなど、これはぜひやってほしかったんです。やっていないことでそういうことですから、よろしいんですが、ただ子どもたちに対するアンケート調査というものは、実施していないという答弁です。

調査というのは、いつやっても言えるものではないんです。時期的に今こういう形で、今社会問題となっていていろいろと新聞紙上で報道がされている。そうなりますと、各家庭においても、児童生徒の皆さんが家庭で、その顧問や監督について、いろいろとお話もされていると思う。そのときに、子どもたちの声を拾うのは一番いいチャンスではないかなと思うんですが、僕は時期的なもの一番大事だと思いますよ。そのことについて、どのような見解、考えを持っているか、お答えください。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、時期が非常に大事だということは認識しておりましたが、県立学校とこの義務教育課というところもありました。

先ほど対岸の火事という言葉もありましたので、ちょっと直接部活動というよりも、やはり学校生活であるとか、子どもの周りの環境と考えると、全職員対象にというふうに判断してしまっただけというところがありました。部活の指導者だけではなくて、これは中学校だけではなくて、特に小学校、小さいところはスポーツ少年団であったり、地域の部活動もいろいろあります。それを考えると全職員一斉に、職員としてプロの教える先生として、こういうことをしっかり考えて、子どもに対応しようねというふう

な捉え方での認識でしたので、特化してやればよかったというのも確かにそうだったなと思っ

て反省しているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

学校には、職員以外の指導者、例えばボランティアでやっている民間のコーチというんですか、そういう方々もいるかと思えます。その人たちの指導というのは、どのように今日までされていきましたか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

先ほど、教育長の答弁の中にもありました全体的に外部指導者に関しては、夏休みに1回予定をして毎年行ってきたものが、今コロナでできなかったということもあります。今後どうしようかということで、今検討しているところです。

それから、小学校は特に外部指導が多く、全体的なこのスポーツ少年団とか外部の指導者に対しては、なかなか難しいのですが、小学校施設を活用して非常に身近で協力依頼して指導していただいている方々は、この各小学校で部活指導者連絡協議会という形で、その中で資料を提示してその都度やっております。やっぱりその時期がそういう資料提供もあって、ぜひお願いしたいという協力依頼はされております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

資料の提供だけでは、なかなか忙しくて目を通していない方もいるかと思えます。ぜひ集まっていたいただいて、そういう方に口頭でいろいろ話しながら意見交換する場をつくってほしいと

思います。

そして、地域で結成されているチーム、例えば少年野球やソフトボール、そしてサッカーチームなどがあります。その指導者、監督の指導については、教育委員会から指導的なものを行っているのか、お聞きします。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

ただいまの質問にお答えします。

地域で活動しているスポーツチームとかになると、ほとんどが小学校になると思います。小学校のチームの場合、私たち教育委員会としてもスポーツ少年団への加入も推進しているんですけども、現在、北小のバスケット以外入っていません。

スポーツ少年団に加入すると、指導者講習会に参加して指導者の資格、認定証というんですか、それをチームに1人は持たないといけないというのが義務付けられています。そういった面からも推進しているんですが、なかなか子どもたちを見ている大人の皆さんは、ほとんど仕事を持ちながらボランティアでの活動になっています。それで、またその監督さんとかは、ほとんどお子さんがいて、また子どもたちを見ているということで、また父母会とかも常時送り迎えとか、やっているもんですから。そういうチーム内でうまくいっているものと思って直接的な指導は、ただいま教育長がおっしゃったように、小中学校の指導者講習会を通じて年1回程度は実施しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

そういう形で自分のお子さんも見ながら、その監督コーチを務めているということですが、やはりそこには何かそういう問題が発生

する前に、そういう一生懸命な方々というのは、ほんのわずかと思うんですが、やはりその対策は僕はしていると思うんです。それは今後、そういう指導的にというのか、そういうもろもろ話す会議開くなりということは考えておりますか。

○議長（名幸利積）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（與儀光敏）

教育委員会といたしましては、今後もそういう地域で活動されているスポーツの子どもたち、小学生の皆さんには、スポーツ少年団への加入の推進は積極的に行いながら、なおかつ中学校にも外部コーチ等いますんで、その方々も一緒にそういう専門的な大学のコーチとか、スポーツをされている先生方、スポーツの指導者ですね、を呼んで講習会はぜひ今後実施していけたらと考えています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

今回の事件について、琉大教育学研究科の丹野清彦教授は、コザ高校の事件の背景にあった勝利至上主義は、特定の高校だけの問題ではないと。これは高校を指していますが、私は中学校でも、スポーツで闘うチームでは、みんなそういうこともあり得ると思います。優勝すれば、学校は有名になるし、保護者も喜ぶ。もちろんですよね。監督はたたえられ悪い指導をしても良い監督だとみなされる構図があると。

そして、学校や生徒、保護者は従来の考えを見直して、顧問と生徒の関係を見直さなければならないと指摘しているんです。

この見解については先生個人の見解でありますから。教育長の答弁は求めませんが、私たちは、全村民挙げて、児童生徒を守る義務があると思うんです。

ですから、今回、起きた事件は高校の話ではなくて、小学校、中学校でも起きるという考えの中、対策を講じてほしい。そして、私は急務の対策が必要と考えて質問をさせていただきましたが、事件から7か月が経過した今日においても、この事件に特化した対策が検討されていない状況は本当に残念に思います。

教育委員会は、専門家のこの指摘事項や今回、今議論したことについて、もう一度、問題点を精査し、徹底した対策を早急に実施する必要があると私は考えますが、教育長のもう一度見解をお願いします。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、順序といたしましては、県の方針を少し参考にしたしながら、そういうことを進めてまいりたいなと思っております。県の対象者の部分も含めて、県に準じて保護者、それから、特に子どもたちの思いがまた把握できるようなアンケートなり調査を実施して、学校と一緒に進めてまいりたいなと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

この質問については終わります。

続きまして、2点目の新型コロナ感染拡大防止策について再質問をいたします。

総理や県知事は、ワクチン接種が国民の命を守る最大の手段と言われていますが、村長はどのようにお考えか伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えいたします。

政府広報がコマーシャルでもやっておりますように、ワクチン接種によって、最も身近な人々を助けると。そういうコマーシャルもありますので、ワクチン接種をすることが今一番の対策ではないかなと考えます。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

本村の65歳以上の人が1回目接種85.35%、2回目は80.23%、そして65歳未満の人、1回目の接種が40.24%、2回目が23.14%の接種率であります、実質で。何か二十歳から34歳までの若者の接種率が低いように思われますが、その数字に村長の見解を伺います。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

確かに今若い人たちの接種率が非常に悪いところでもありますけれども、ただ、所管課のほうで、若い人々を対象にかなり申込みがあるようで、先日も多くの若い方々が接種を受けたようですので、これからスピードを上げていくのではないかと考えております。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

対象者全てが終わる時期については、国の方針ですか、11月末をめどにすると。国から言われたという答弁でしたが、その11月末より時期が早くなるということも考えておりますか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

それをまずするときには、我々の村内に所在する病院、あるいは村外でも構いませんけれども、その方々の協力が無いと難しい、今でもただ、目いっぱい村内の病院等には協力してもらってやっております。前倒しにするというこ

とについては、それは相当の先生方の確保、看護師の確保、そういったことが出てきますので、今現状におきましては、4病院のほう非常に精力的な協力を得ていますので、現行のまま行く。あるいは、それにさらに前倒しとなると、先生たちの日程を変更してまで週何回増やすとか回数を増やすとかそういったことになると思います。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

接種の状況について、各市町村の接種状況は私は把握していないんですが、6月議会においては、例えば中城村が接種率が早く進んでいたということもありました。そういうことで、今国の方針はそういう形ではありますが、各市町村、何か違うところはあるのかなと思っておりまして、特に今若者から低年齢でも重症化するということが言われています。

村長の答弁にありますように、このワクチンの接種が命を守る最大の手段であれば、できるんですしたら希望者に早めに打ってもらいたいということでもあります。

でも、本村では、重い副反応の方はいなかったということで安心しました。これから接種希望者に対しても予約を早めるようお願いしていきたいとの答弁ですが、接種を希望する人、希望しない人の情報をどのように収集するのか。答弁を求めます。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

義彦議員の御質問にお答えいたします。

接種を希望するかしないかというのは、一般の方たちに対しては難しいんですが、中学生の方たちには、ほぼ個人個人に往復はがきで接種の希望を調査しまして、今のところ3分の1ぐらいの方たちが希望しましたので、この方たち

は中部徳洲会病院での接種を実施しております。

あと、接種を促すために一応希望する方たちだけなんですけれども、これは義務ではありません。広報で今若い方たちがちょっと不安に思っているようなことがありますので、それを説明をするような広報を次の広報に予定しております。

また、個別で6月にも高齢者の方たちにも送りましたけれども、個別のはがきで接種希望されている方はお早めにとということで、促しをしようかなと思っております。

あと、もう一つ、ちょっとこれは県のほうにもお願いはしてあるんですけれども、既に職場広域とかで職域、あるいはまた軍雇用員の方で基地の中で接種した方の情報が私たちに来ているんです。なので、この個別ではがきを送って、もしそれを受けましたよということで役場のほうに御連絡いただきたいということも重ねてやろうと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

当然これからの啓発活動につきましては、インターネットや村広報、それを利用していきたいという答弁でございます。しかし、これインターネットだって、もう村広報だって見る人もいけば見ない人もいるわけです。果たして情報が届くかなという心配もあります。それで、例えば、この接種を終えた方々ですね、それを例えば地域の方か、もし受けていない方を訪ねて、これは受けたいですか、受けないですか。これ確認はできないですか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

人との接触がまずできないと思いますので、個別で、はがきで通知をして促す形を取りたい

と思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

次は、本村の家族感染の状況についてお聞きしたいんですが、家族感染は延べ人数が104人という答弁であります。

私はこの家族感染の状況についてお聞きしたいんですが、家族感染には事例として幾つかあると思います。例えば、家族全員が感染し、両親は重症化で入院すること、そしてお子さんは軽症で自宅待機。また、もう一つは両親だけ感染し、お子さんは感染していない。いろんな事例が出てくると思うんです。その残されたお子さんを誰が見るか。例えば各家庭において、見る人がいない家庭もあると思います。そんなふうな対策はどう考えているかと質問したいんですが、午前中の答弁の中では、全く県から情報はないということでしたね。そういう事例も皆さんは情報を得ていないということですか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

今県からの私たちに来る情報は、毎日一応何人が感染しました。この方は例えば30代の男性、会社員で子どもから感染という情報だけです。毎日来る方たちの中で、どなたとどなたが家族なのかとか、この方が自宅待機なのか、入院しているのか、さっぱりこの辺の情報は一切私どものほうにはありません。私たちは本当はどなたとどなたが家族かと一応電話で聞くんですが、県のほうは把握していませんということで、担当のほうで分からないのか、保健所で分かるのか分かりませんので、この部分は分からないということでお答えしています。もし、本当に困っている家庭とかは、多分役場とか、あと民生委員とかを通して情報が来るのかなと思ってい

ます。来た場合には、やっぱりこちらでも対応していこうかと考えておりますが、まだそこら辺に関しては、そういう家庭の中の誰がどうのこうのとかという情報までは持ち得ていません。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

この情報というのは一番大事なことであります。例えばじゃ、それを村に情報を流さないということは、県自体がそういう事例のときに対応しているのかどうか。例えば家族がみんな感染して、お父さん、お母さんは重症化している。入院しなければいけない。残されたお子さんは軽症で家庭待機、見る人がいなくて誰が見るんですか。福祉の観点からも本当に大きな問題だと思います。この情報を得ることはできないんですか。まず、県が対応しているのか。情報を得ることができないのか、確認します。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

個別の情報は一応聞いたりするんですが、県のほうからはほとんど教えていただけません。県のほうが一応対応して、これはお医者さんの判断で入院したりとかもしますので、市町村の那覇市は病院がありますけれども、普通市町村にドクターはいませんので、県のほうが一括して判断して、そういう入院措置とかも決めていると思っております。個別の家族の関係に関しましても、こちらのほうにはまだ来ませんので、今後、県がもし対応ができずに市町村の協力を得たいということがありましたら、ちょっと考えていきたいとは思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

村長、この問題はね、本当に大きな問題であって、じゃ、誰も見る人がいない。お子さんだけ残されるという状況があるときには、大変なことになります。そのときに、例えば感染していないお子さんを村が一時的に預かるとか、その対策を僕は取る必要があると思うんです。

村長は町村の首長会で、その話が出てこないのか。ちょっと僕はどの市町村も同じことだと思うんです。これを提案して、県に早めに要望なりする必要があると思うんですが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

大変大事なことだと思っております。今、福祉課のほうでも福祉関係団体のほうに協力依頼して、その情報収集とかやっております。ただ福祉課のほうには、県のほうでこのようなことをやるような話をしているようです。ただ、今おっしゃったような県の段階の協議会とか、そういった点でもしありましたら、私ももちろん意見を言って、そのように進めることも可能です。あるいはまた中部市町村会でその意見を申し上げて、中部市町村から県のほうに要請するということも可能ですので、今度ぜひやります。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

先ほど保険課長のほうから答弁ありましたが、今までこういう村民から声がなかったということで、恐らく事例はないかという皆さんはお考えかもしれない。しかし、なかったらよろしいですよ、なくて。

でも6日から月曜日から学校がスタートしましたよね、たくさんのお子さんが一堂に会して人の動きが出ました。これから感染拡大、これは誰が考えても増えてくるものは予想されます。そのときに、学校から自宅に持ち帰って、自宅

で感染を広げてしまう。そういう事例が私は増えるかなと危惧しているんです。ですから、村長、早めに中部の首長会でもよろしいし、要望してほしいと思います。これは県が何でもかす必要はないんじゃないですか。1個人ではなくて行政トップに知らせるのは、みんなで対策をやらないとどうしますか。ぜひお願いします。

続きまして、国の対象年齢引下げに伴い、県も12歳以上に県広域で接種枠を拡大して接種を開始しています。それで村長もワクチン接種は命を守る最大の手段ということを答弁しました。

12歳以上の児童生徒の接種についての今の状況、教育長の見解を伺います。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

お答えいたします。

12歳以上のワクチン接種、まずファイザー製が6月の頭頃でしたでしょうか。国のほうから方針が出ました。文科省、それから日本小児科医会においては、やはり低年齢の子どもたちへのワクチン接種は慎重にというお話も当初ございました。そして学校現場での集団接種は好ましくないと。やはり保護者と本人の同意の下で進めるということで、やはり個別接種が望ましいだろうということで進めているところです。そして健康保険課の計らいで夏休み中にできれば、希望している児童生徒12歳以上の子どもたちにおいては、接種したほうが望ましいのではないかとということで、本当に優先的に接種もしていただき、そのおかげで率からすると、まだ3分の1という状況ではございますが、3分の1の子どもたちが接種を受けている。そうして、その中で学校が再開される。

議員おっしゃったように、今までは学校が夏休み中でしたので、むしろ子どもたちは家庭内感染で、大人の皆さんから逆に感染してしまうということがあったかと思います。それが学校

が始まると、今度は学校での子どもたち同士の接触、そして教員、先生方とのまた接触等もあるので、私たちもこの感染が拡大しないように、万全の対策を講じながら進めてまいりたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

続いて、今、家族感染で学校を休む児童生徒が増えていると。そして学校で感染しないか怖くて行けない児童生徒がいると。

本村はどのような状況ですか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

9月6日月曜日から学校が再開いたしました。初日の調査を行ったところ、本村内では人数で65名、全体平均としては3.7%の子がこのコロナが不安で登校を自粛しているということで分かっております。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

では、その休む児童生徒の学力の遅れが心配されます。そして、それもありますし、両親がお仕事で見ることができない。家に残される。その残された児童生徒や小さいお子さんの事故、事件に巻き込まれないか。それも心配されますが、教育長はどのように対応を考えていますか。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

まず、学力・学習の保障の面に関しましては、せんだって、先週子どもたちに一人一人に、GIGAスクール構想で準備しましたタブレット

を配布して、1週間延ばしたこの休業中もそれを使って学習を進めるということで、今登校できる状況にある子どもたちにおいては、一応月曜日に学校にまた持ってきてくださいということでやっています。そのまま特別な事情で登校できない子どもたちにおいては、そのままタブレットを借用したまま、そういう形で学習を進めていくと。

当然、学校の先生方は、一人一人の子どもたちとしっかり連絡を取りながら、保護者との連携も進めながらやっておりますので、今議員からありましたように、家庭的な事情で非常に困窮しているとか、不安が大になっている。特に、1人子どもたちが残されているとか、そういうことがあるかどうかを、また少し学校側にもそういう配慮もしながらの子ども一人一人の健康診断の確認ですね。出欠、健康の状況の確認等も進めるようにということで、また進めてまいりたいなと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

市町村の教育長には、感染状況に応じて学校閉鎖や学年閉鎖、そして臨時休校などの指示ができる権限が与えられるということで私は認識しておりましたが、それ間違いないですか。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

はい、間違いございません。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

午前中の答弁の中で、学年閉鎖や学級閉鎖、そして臨時休校については、県と協議の上で決めるということの答弁でございましたが、この学年閉鎖や臨時休校、夏休みの延長など、これ

まで指示を出されたと思います。それも全て県との調整の上でやったのかお聞きします。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

県のほうの相談といいますのは、指針に基づいている部分のところを確認するというのと、実際に感染者が出た場合には、やはり保健所とか校医の先生とか、そういう部分のところで県との相談というふうになります。

今、今回の臨時休校の延期の場合については、感染者がいるいないではなくて、やはり心配される部分のところ、懸念される部分の事前のまた対策ということで、まず学校を預かっている校長先生であったり、それから教育委員会において教育委員の先生方との話し合い、そして最終的には、また村長とも直接相談をして決定をしてという形で、保護者とか学校にも通達をしているところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

今の状況がそういう状況ですので、やはりそういう先を想定した対策会議というのは、僕は必要だと思うんです。それと今教育委員の先生方のお話もありましたが、ぜひ先々がどういうふうに動いていくのか。これは会議を適宜開催して村長とも話し合いを持って、すぐそのときには対応できるような行動を取ってほしいと思いますが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

これからも本当に先が見通せない時世ですので、そういうことをやはり前もって予防というんでしょうか、対策というのは前もって関係機関と連携しながら、また行政当局とも相談しな

がら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

2学期が始まりまして先ほども申し上げたんですが、県内の小中学校においては、感染状況が異なってくると思うんです。ですから、子どもたちの命を守る。子どもたちの教育を守る観点から、教育長には、感染状況に応じた的確な判断と指示が必要だと思うんです。一番大事だと思うんですね、その判断が。

それで、近隣の市町村と歩調を合わせることなく、本村の状況を踏まえて、あらゆる手段を講じて、こども達に対応していただきたいんですが、村長の見解を伺います。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

議員、おっしゃるように本当に子どもたち一人一人の命を預かっているということを本当に肝に銘じまして、本当に子どもたちの生命、それから先ほどからありますように、学習面の両面の保障をしながら対処してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

村長に質問いたします。

緊急事態が宣言されて感染が怖く、長期にわたり保育園の園児が休園、休みの届を出して休む園児がいるわけです。しかし、そこで給食費は免除されないと。そのまま休んでも給食費は支払うという状況があって、家庭で見ることができても預けにいくと。しかし、実際にはあれですよね、人の動きを止めなさいという国からの指示があったり県から指示があったり、そう

いうものを矛盾する部分があるんですが、こういう給食費について村は支援はできなかったのか、お聞きします。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

ただいま保育所での登園自粛した際の給食費の扱いでございますけれども、まず保育料につきましては、自粛された分につきましては、村のほうから補填している状況でございます。確かに給食費につきましては、各園が徴収する形になっておりますので、判断としては、一応各園に任せている状況ではございます。

ただ、議員御指摘のような問題がございますので、国のほうからもそういった取扱いについて、なるべくは保護者が納得できるような形で返金をするよという通知は出ている状況でございますので、本来であれば、そのような形で保護者が納得できるような対応をしていただくような形が一番望ましいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

ぜひ村長にやってもらいたいんですが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

御質問にお答えします。

このコロナについては、全体でそれに立ち向かわなければいけない状況がございますので、ぜひそれにつきましても善処したいと考えております。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

総理大臣は国民の命を守り、そして県知事は県民の命を守る。村長は村民の命を守る重大な義務があるわけです。

それで、最近私は耳にしたんですが、防災無線を通して村民へ感染拡大防止への御協力お願いをしております。村長のすばらしいメッセージなんですが、村長の優しい人柄から何か言葉にも弱々しさを感じているんです。危機感を感じるようなあれになっているのかなと。ですから、我が国の状況は、もう今、有事と一緒にいうそういう話かと思いますが、ぜひ村民の皆様には、危機的状況が分かるような語りかけ、そして村民の感染状況、今その土日なのか、それも含めて医療機関の逼迫状況、高齢者、若者、子どもを問わず重症化を防ぎましょうと。現状を全て語る。そして、村長の熱い思いを持って、村民の皆さんに協力が必要だと思うが、いかがでしょうか。そして朝昼晩、放送してもらいたい。今夕方かな。朝昼晩やって若者にも、これがメッセージが届くようにお願いしたいんですけども、いかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

お答えします。

非常に危機感を持って臨んでいきたいと思っております。その回数につきましても、可能だと思っておりますので、実践していきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

本件については終わります。

もう時間がないので早口で行きます。

公共施設の表示については、心優しいサービスができているとの答弁でございます。本当すばらしいことだと思います。

私、昨年12月に完成しましたこの庁舎の役場

庁舎入り口に当たるかな、正門に当たるか。北中城村役場の名称を記した立派な表示板が設置されています。しかし、本村議会の名称がございません。これ必要性ないですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

多分多くの自治体、こういった市町村ですね、役場表示だったり役所の庁舎の中に議会というのはあると思うんです。だから、あくまでも施設表示としてやるのであれば、一般的には役場のみ、議会は施設ではなくて組織という捉え方をしているものですから。普通の総務課であったり、健康保険課であったり、議会事務局であったりというのが普通一般的、全くないわけではありません。別棟、沖縄県の議会棟であったり読谷村もたしか2つあったかな。あるぐらいで、ほかの市町村自体がそこまでないと思うので、特にこれをつけることがいいのかというのは、そうする必要ないんじゃないかなと思っております。

○議長（名幸利積）

比嘉義彦議員。

○12番（比嘉義彦議員）

私の知っている限りでは全県調査しておりませんが、読谷村、与那原町、国頭村、豊見城市、それは新しい庁舎で、必要性を感じてつけているわけです。だから今言うように、横並びしないようにということを申し上げたんですが、全て多くがやっていないから我々もやらないというこういう発想はもう古いと思うんです。だから、村議会というのは、本村の最高議決機関、そして当局と議会は異なります、機関が。私はその必要性を感じますが、村長はこれいかがですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

これについては、もう少し考えさせていただきたいと思うのは、例えば議会、議会に対する我々は何と呼ぶのかと。じゃ、北中城村なのか。役場ではないわけ、役場というのは一つの箱物と捉えております。そうしたら議会棟は造りました。じゃ次は残るは行政を司るものは、棟としては何と呼ぶのか。北中城村というのか。あるいは北中城村役場と呼ぶのかという感覚がありますので、要するに議会はそういう行う場所、役場もそうですけれども、基本的に議会に相對するのは役場じゃなくて村なんです。北中城村なんです。そういうことから考えますと、もし議会棟というのであれば、役場庁舎でいいんです。ただ、議会と捉えますと、その相對する行政側のものは北中城村が僕は適正かなと思うんですけれども、ここについては、もう少し考えさせてくれませんか。

○議長（名幸利積）

終わります。

休憩します。

2時55分再開します。

午後 2時44分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

通告に従い一般質問をいたします。

まず、1点目です。

自然災害に対する対応について。

今、世界の国々では大きな自然災害が多発している。中国では、千年に一度と言われる記録的な豪雨により30人以上が死亡、被災者は300万人以上とマスコミ報道されています。

我が国でも多発する地震や大雨による洪水、土砂崩れ等、大きな災害が相次いでおり、静岡県熱海市で起きた土石流による犠牲者は20人以

上で、多くの家屋が流され甚大な被害を受けた。

また、8月に入っても西日本を中心に大雨による川の氾濫、土砂崩れによる大きな災害が続出している。

沖縄県においても、6月に短時間で局地的に激しい雨をもたらす線状降水帯が発生し、土砂災害や冠水などの災害が相次ぎ、沖縄気象台は北中城村を含む6市町村を土砂災害対象区域として緊急避難を呼びかけた。

また、7月には大型で強い台風6号の影響により農作物も多くの被害があり、農家は大きな損害を受けた。

このような自然災害が多発する中、北中城村は起伏が多く、大雨による浸水や土砂崩れなどが起こりやすい地形だと思えます。

大きな災害が起きないように十分な対策が必要だが、村長の考えを伺う。

①北中城村内の土砂災害区域は、何か所指定されているか伺う。

②6月、7月の大雨による浸水や土砂崩れがあったか伺う。

③大雨による土砂災害緊急避難情報が出た場合、村の対応について伺う。

次、2番目の新型コロナウイルス感染症の対応について。

新型コロナウイルスの感染状況は、国、県、市町村の懸命な対策を講じても収まる気配が見えず、全国的に感染が急拡大、猛威を振るっている。

沖縄県は、今年に入り県独自の緊急事態宣言、国による「まん延防止等重点措置」、そして5月23日から再度の緊急事態宣言を出したが、感染力が強いとされる変異株により、さらに感染が拡大しており、現在医療も逼迫し、危機的な状況であると県知事、行政機関、医療関係者を含め、県民に対し懸命に感染拡大防止を呼びかけています。

このような厳しい状況の中、村民の生命、健

康を守るため、村としてどう対応していくか伺う。

①村内の感染状況について伺う

②北中城村独自の対策について伺う。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

伊集議員の御質問にお答えいたします。

まず、1番目の村内の土砂災害区域は何か所指定されているかということで、22か所指定されております。

2番目の6月、7月の大雨による浸水や土砂崩れがあったか伺うということですので、家屋の浸水はありませんが、住宅敷地の沈み、一部損壊、道路のり面の小規模な土砂崩れがありました。

3番目、大雨による土砂災害緊急避難情報が出た場合、村の対応について。

土砂災害警戒区域の住民に対し、エリアメールを活用して避難指示を出すと同時に、沖縄県防災情報システムに登録することで、マスコミ等に情報を提供いたします。

また、気象に関する警報が発表されると、関係課の職員が待機し、緊急時に対応できる体制を構築いたします。

2番目の新型コロナウイルス感染症対応についてですけれども、1番目に村内の感染状況について伺うということですので。

まず、村内の感染状況は、8月31日現在で442名、年代別では10歳未満が9.28%、10代が9.50%、20代が23.53%、30代が14.48%、40代が16.29%、50代で12.22%、60代で7.47%、70代が2.71%、80代が2.71%、90代以上が1.81%です。

2番目の北中城村独自の対策について伺うということですので、まず、ワクチン接種に対する本村独自の対策は、村内医療機関と連携し、優先接種をいち早く始めたことです。5月、村

内高齢者施設の入居者及び職員接種、6月、16歳以上の全村民に接種券を送付、7月、村内保育所、学童、児童施設、幼稚園、小学校、中学校の職員接種、高齢者の未接種者にワクチン接種勧奨はがき送付、母子推進員、健康推進員、社会福祉協議会及び商工会職員の接種、障害者施設及び職員接種、12歳から15歳へ接種希望調査をし、接種を調整しました。8月、妊婦及びその家族への優先接種を案内しました。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

それでは、再質問に入ります。

指定箇所が22か所という答弁でございますが、なぜこの質問をしたかと言いますと、台風や大雨のとき、警報が発表されるとテレビ放送のテロップで、北中城村に土砂災害警戒情報が出され緊急避難指示が表示されます。

私たちの村は、起伏にとんだ地形で土砂災害が起りやすいと考えます。これまで北中城村で過去に大きな災害が発生しています。

今から50年前に発生した喜舎場での大規模な地滑り、それから中央公民館付近の地滑りでは、公民館の事務室付近まで土砂が押し寄せるとともに、近くの数軒の住宅が被害を受けております。瑞慶覧の旧外人住宅街の裏手近くの地滑り、これは上のキャンプ瑞慶覧の米軍基地のフェンスのところから落ちています。

最近では、仲順屋宜原の村道1号線への地滑り、その他至るところで地滑りが発生しております。これからも大きな地滑りと災害が発生すると想定し、対策をしなければなりません。

そこで伺います。

答弁では、22か所となっておりますが、その付近に住んでいる村民は、避難指示が出たら避難すべき危険な地域と村民が認識しているとお思いですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

お答えします。

個別の認識の状況はお答えできないんですが、北中城村では、2019年3月に、こういった防災マップを作成して各家庭に配布しています。この中に自分が住んでいるお住いがどの地域にあって、上のほうには、これが土砂災害警戒区域だよということは示されていますので、住民のおのが災害に備えて、そういった心構えでいてほしいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

このマップですね、自分は初めて見るんです。見たこともないです。だから、もしそういう方が本当に多くいれば、マップを配っても、みんな把握していないですよ。どこが地滑り指定か、もうちょっと村民に、自分たちの住んでいるところは、ここは地滑り地帯だよ、また災害区域だよと。これ以外に何とか知らせるような方法はないですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

個人個人お住いになっている地域が分からないので一人一人にそちらはどういった地域ですよというのを説明することは困難ですので、やはり機会があるごとに、こういったマップの活用、再度また配布するなり、ホームページにも一応掲載をさせています。なかなかホームページを見てもらえないというんだったら、ちょっと困るんですけども、できるだけ自分の地域がどういった地域なのかをすり込めるように、私たちも工夫していきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

すみませんね、公民館にもでかい地図があるんですがこれは初めて見ます。

じゃ、次です。

災害が起きて人身等に被害が出てからでは遅いんです。それで、広報紙や村のホームページ等を活用し、情報を提供していくことが必要と思いますが、これはもうやっていたらっしゃるんですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

先ほども言ったように、やっぱりこういったのを配っています。それも一つの手です。ホームページにもその地域がどういった地域であるというのは掲載されています。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

分かりました。どうもありがとうございます。じゃ、次の2番のほうです。

②のほうですけれども、6月、7月の大雨については、特に大きな被害はなかったようですが、あやかりの杜から喜舎場に向けての村道が一時通行止めになりました。三、四日程度で解除になったんですけれども、倒木や地滑り等の問題はなかったんですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

7月の台風6号の際に、その区間あやかりの杜から喜舎場の集落に入る入り口の区間なんですけれども、倒木が1つありました。その際にその倒木がどういった原因で倒れたのかということ、もしかしたら、その付近地滑り区域

にもなっておりますので、何らかの異常が起きる可能性もあるんじゃないかということで、その土砂災害に関する大雨の警報が発令されているこの時間帯に、その期間を交通止めをさせていただいたというところでございます。

結果としては、大きな土砂崩れだとか、そういった大きなものは生じていなかったというところございました。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

通行止めが解除になった後、自分見に行っただけなんです。そうしたら、このあやかりから喜舎場に入ってすぐ左側、石積みされていますよね。土手の、石積みされている石ですね。でこぼこと、出たりへこんだりしているんです。ああいふのは、雨による影響がどうか、どうですか。普通、石積みの場合は、ちゃんとしてやりますよね。これがこんなになっているんです。飛び出たりへこんだりしている。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 3時11分 休憩

午後 3時12分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

議員のおっしゃっている場所については、恐らく石積みという人工の構造物ではなくて、自然の地山、琉球石灰岩が露出しているところだと思います。そのため、以前から、ある程度ごつごつの感じはございますので、その異常、そのごつごつ自体が何か変動によるものなのかというところは、はっきりは分からないんですけれども、特に崩れがあった。何か大きな変動があったというのは、正直確認はできておりませ

ん。特段変動はなかったものと思っております。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

この多分石積みされた石もなんですけれども、その石積みされたところからまた喜舎場に入ってきますよね。最初の右側のおうちがあります。入るすぐ手前の安里さんという方ですけれども、この手前のほうですね、雨はもう上がったんですけれども、この雨が上がっても、十日以上になっても、水が多く流れてきているんですよ。こういうのは災害、地滑りとかの心配はないですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

その道路のところから地下水、湧き水と言ったらいいんですかね。というのが流れ出ているというのが続いておりました。その要因として上のほうの村道、今マンションが新しく建っておりますけれども、その付近の水路から入り込んでいる可能性はないだろうかということで、その水路を今その後、セメントで覆うような対策をしております。今、一部が対策を終わっております。また、引き続き今年度残り3分の1ぐらいあるんですけれども、これをまた今年度実施する予定にしております。それによって、収まるのであれば、その侵入経路がはっきり分かるのではないかと。地滑りにつながらないかというところで、一般的に言われている目安でございますけれども、よく濁り水、その湧き水自体が濁っているとすると、何らかの地中での異常が生じている可能性がある、そういう場合には要注意とであるということが言われております。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

今回の村道の通行止めとの関連でお聞きします。この村道の上の傾斜地一体ですね、これ以前に県の地滑り防止対策事業が入ったようなんですけれども、分かるだけで結構ですので、この事業の範囲を教えてくださいませんか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今、手元で確認が取れている部分だけなんですけれども、全部であるのかははっきりは分からないんですが、EMホテルからあやかりの杜の区間の村道から喜舎場方面への斜面ですね。そのところで、これは補強筋挿入工ということで、鉄筋を地面に打ち込んで、それで地滑りの線をこういう傾斜する線をアンカーのような役割で止めるというような対策が取られております。これがEMホテルの駐車場の付近から、あやかりの杜にかけての斜面の部分で、鉄筋がちょっと全部の数が分からないんですが、およそ700本ぐらい、長さとして、これが5.6メートルというものがございまして。全部が同じ延長なのか分かりませんが、今、図面で確認できているものでは5.6メートル、要は地面の中に5.6メートルの鉄筋が刺さっていると。それによって表面、この地滑りを押さえているという対策でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

はい、分かりました。

実はちょっと聞いたかったのは、今回通行止めになったところですね、これはまた心配になってきて、本当にもう水は十日経ってほかのところは乾いているんですけれども、そこだけ水

が流れてきているんです。これ大丈夫かなと思ってお聞きしました。

また、自分はこれまで村道1号線、仲順屋宜原線の道路改修について、何度か質問しました。村として、大雨や台風の過ぎた後、亀裂など危険性がないか。村道1号線の状況をその都度確認していますか。伺います。

実は今現在、あやかりから屋宜原に向かう最初のカーブ、大分へこんで亀裂がすごいんです。この補修はやったと思うんですけども、この補修は1年しかもたないです。すぐまた亀裂が入ります。だから、これ大丈夫かどうか確認しましたか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず、議員のおっしゃっている場所、あやかりの杜から屋宜原集落に行くところだと思います。その付近、以前からやはり路面にクラックが入っていたりということで、何らかの沈下があったりということは起きているだろうと感じています。ただ、これは具体的に何か地滑りの兆候として捉えられるのかどうか。そこまで明確なものというふうには、ちょっと分からない状況です。何か機械を入れて調べるというようなことは、今のところ行っておりません。ただ、今後、そこの変状については注視していくというふうに考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

はい、分かりました。

以前地滑りが起きたところを、本当は今回今年度の予算でやる予定だったんですよね、復旧工事です。設計業務とかはこれからやる予定はあるんですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

はい、お答えいたします。

今年度、その発注を取りやめたのは、以前に設計が終わっていて、その間に設計基準が変わったということで、それを見直しをしなければいけないという状況でございました。そのため、新たに修正設計を行って対策を進めていきたいと考えております。

これにつきましては、また次年度以降の補助事業の予算の状況なども見ながら、適宜できるだけ早い段階で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

なるべく早めに、もうここはちょっと危ないと思っていますので、ぜひよろしく願います。

次③に行きます。

避難指示が発表され、避難所に村民が緊急避難した場合の村の具体的な対応について伺います。

5点ぐらいです。これ一括して読み上げますので、よろしく願います。

まず1つ目です。職員の配置についてはどうなっていますか。

2点目です。避難者の寝具等の準備は整っていますか。避難者の食事とかはどうなっていますか。中央公民館のどの場所を使っていますか。中央公民館の中で、場所の区分け等はあるんですか。

最後に、コロナ感染症対策はどうなっていますか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

伊集議員の御質問にお答えします。

まず1点目、職員の配置ですが、避難所を開設しましたら、生涯学習課の職員が配置されています。

寝具についてですが、これは常設、寝具一応何枚か用意してございます。

食事に関しては、基本的に避難される方が御自身でお持ちくださいというふうなことを案内させていただいています。

場所なんですけど、普通避難の場合は、昼間を利用しています。コロナの疑いがある方は、個別にパーティションを設けた、たしか段ボールでできている区分けされた区域に誘導してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

職員の配置ですね、これ生涯学習課と言っていますけれども、生涯学習課だけで大丈夫なんですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

施設を持っている取りあえず現場にいるのは生涯学習課の職員が数名で対応しておりますが、待機自体に関しましては、教育委員会、教育総務課も含め役場もそうです。福祉課の職員も待機しています。そういった体制で取り組んでございます。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

次です。

食事の件ですけれども、食事は各自自分で用意するんですか。もし、二、三泊とかなってしまったら、どうなるんですか。全部自分でです

か。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

案内するときには、基本的には食事、感染防止のマスクだったりというのは、個人で準備してということは通知していますが、実情数名の方であれば、持っていないのであれば、こちらが職員にお配りするカップラーメンだったり配ったケースとかはあります。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

役場職員だけで本当に果たしてこれできるのか。ほかの各種団体に呼びかけて協力をお願いするとか全然やっていないんですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今の避難についてなんですけど、これは災害が起こった避難ではなくて、自主避難という形を取っていただいています。そういった状況ですと、私たち職員のみで対応可能だと考えてございます。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

はい、分かりました。

じゃ、しっかりこういう災害のあったときの避難者の方々、十分やってください。お願いします。

次の2番目に行きます。大きい2番目です。

質問の1と2、関連しますので、一括して質問したいと思います。

まず、急に感染者が増えて毎日自宅療養者が増えているとマスコミ報道されています。

村は、ホームページを活用すると同時に、村

長が感染者数と感染予防を村民に呼びかけていますが、防災無線での呼びかけは月何回程度、行っていますか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

はい、お答えします。

週3回、水曜日、金曜日、日曜日の午後6時45分に放送してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

私は毎日やっていると思ったんですけども、週3回ですか。分かりました。

先ほど、義彦議員からも村長に対して質問がありましたけれども、村長の呼びかけは、ものすごく効き目があると思うんです。義彦議員は朝昼晩やってほしいと言っていましたけれども、今、本当に現在、非常事態なんです。

村ホームページを活用できない村民もたくさんいると思います。新聞紙上では、毎日県と市の感染者数は載っていますよね。それが町村は各保健所管内でしか載らなくて、村では何名感染したか分からないんです。

それで、我が村は、大丈夫だろうと思っている方が多いんじゃないかなと思っています。週に一度は村長が感染者数を公表して呼びかけたほうが接種率とか上がるんじゃないかなと思っていますが、どうですか。

○議長（名幸利積）

村長。

○村長（比嘉孝則）

伊集議員の御質問にお答えします。

今、御提言ありましたように、週1回についてありましたけれども、そのようなことについては十分可能でございます。ただ、今、毎日とか放送とかありましたけれども、逆にかなり苦

情も多いようですので、多分これまで放送等について回数がなかなか増やせないというのは、そういった村民からの苦情等も考慮してかと思えます。ただ、今回の感染者状況等についての広報については、十分可能ですので実施していきたいと思えます。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

自分が言ったのは、本当に村長が9月1日に8月だけで212名でしたか、その放送をして呼びかけていましたよね。これもものすごく効き目があると自分は思ったんです。村内の感染者数を知らない方々が多いと思えますので、ぜひ公表しながら村長にやってほしいんです。

現在、自宅療養者に対する独自支援とか、村として行っていますか。お願いします。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

伊集議員の御質問にお答えいたします。

先ほどから御説明は差し上げているんですが、一応個人情報が入りませんので、今のところ、自宅療養者がどのぐらいいらっしゃるかというのが、把握できませんので、そこら辺が課題かと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

すみません。ちょっと聞きにくかったんですけども、もう1回お願いできますか。すみません。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

県のほうからの個人情報が私どものほうに下りてきておりませんので、個別支援に関しては、

今その情報を得られていないというのが課題だと考えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

現在、県内で多くの自治体を買物支援とか、マスク、アルコール、除菌シートを自宅玄関前まで届けるとか、そのほか様々な支援を開始し始めているんです。だから、本村もそのような必要があると思いますが、どうですか。

○議長（名幸利積）

福祉課長。

○福祉課長（喜納啓二）

お答えいたします。

健康保険課長からありましたとおり、まず感染者の情報がないというところで、私たちも実態がどうなっているか。正直なところ、昨日の新聞報道で県の対応がこういう後手後手になっているという状況は把握できたところでございます。

そうは申しましても、これまでも、村社協のほうでの自宅療養者に対する食料支援であるとか、あと村でも昨日要請があれば、こちらも対応できる個別の対応の方法は検討はされておりましたけれども、課題としてこういった新聞報道でありましたようなことはございましたので、もう少し周知をしていこうということで、ホームページのほうに昨日から食料支援で厳しい方がいれば、約2日間程度の食料支援を行いますということでの広報周知を始めたところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

お願いしますね、村民のためです。

次、ワクチン接種は65歳以上の高齢者につい

て接種希望者のほか、ほぼ全員2回接種は完了していると考えていいんですか。2回接種終わっていますか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

先ほども申し上げましたけれども、未接種の方に、はがきでこういうことが行われていますよと個別通知を行って、その後何人か、また申込みがあったりもしました。

あと、やっぱり本人の都合等でちょっと控えたという方もいらっしゃいますので、でもまた、まだまだ予約はできますので、今後増える可能性もあるとは思いますが、ただいまのところ、希望している方たちは予約等接種をしているのではないかと考えます。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

分かりました。

村内保育所、学童、児童施設、幼稚園、小学校、中学校の職員を対象にワクチン接種をいち早く始めたということですね。子どもたちを感染から守るため、とてもいい考えだと思います。希望者は全員接種できましたか、伺います。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

私どものほうで学校関係は教育委員会、保育所等は福祉課などを利用いたしまして、こちらのほうからも呼びかけをしていただきました。それも1回限りではなくて、やはり追加で接種したいという方も何人かおられましたので、今のところ、通知して希望する方は接種をしていると思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

はい、分かりました。

次です。

夏休みが終わって新学期がスタートしましたが、児童生徒を感染から守るための学校での独自の対策ですね、どういうのがありますか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

お答えします。

普段行われている窓を開けて換気をするとか、手の消毒、うがい、一般的に行われているもの、それを学校でまた子どもたちにも先生方から言って、ちゃんと取り組んでいますので、そのような形で感染対策しているところであります。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

この前、テレビ見ていたんです。そうしたら、埼玉県の戸田市の戸田東小学校でしたかね、その校長先生が学校内での感染対策として、子どもたちが登校する前に家庭で検温する。家族も検温する。この検温カードに、子どもは何度、親は異常なしと判を押し学校へ登校します。登校したら、この子どもたちは入っていきますよ、このカードで。このカードを忘れた子どもは、また学校内でボランティアとか先生が検温するんです。異常がなければそのまま行く。でも熱があったら保護者に電話を入れて、もう帰ってもらおうと。そういうふうに行っているらしいです。また、食事、給食のとき、横は絶対見ないと、隣と話もしない、前を向いて食べなさいと。そういうふうなやり方をやっているらしいんです。

1人でも感染してしまったら学校でクラスターが起きる可能性があります。だから、これは

いい方法だなと、これはいいなど、いろいろほかの自治体の教育委員会とも、やっぱりこういう情報交換ありますか。もしあったら、いいのはやっぱり引っ張り出して自分のところでもやると。そういうふうな考えでやってほしいんですけれども、どうですか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

お答えします。

先ほど私のほうから簡潔に対策を述べたんですが、確かに給食の際も前は机を並べてみんな食べていましたけれども、今は一人一人そういった形で給食も取っているということを報告を受けています。

近隣市町村ですね、やっぱりいいところはこちらもいただいて、学校現場に取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

ありがとうございます。よろしく願います。

もう1点、お聞きします。

ワクチン接種対象の中で、希望者全員の接種が完了するのは大体いつ頃予定しているか、伺いたいんですけれども、これ分かりますか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

国と県知事もおっしゃっておりますが、11月末までをめどに接種は終えたい。希望者に対しては終えたいということで述べられていますが、通知に関しては、まだ来てはいません。

以上です。

○議長（名幸利積）

伊集守吉議員。

○3番（伊集守吉議員）

分かりました。

国、県が一生懸命いろんな対策を講じているんですけども、やっぱりそれでも収まらないと。村自体でやっても、やっぱりこれはもう難しいと。最終的にはやっぱりワクチンだろうと思っています。そのワクチン接種は、やっぱり接種率をものすごく上げて、いろいろやって、これから村内に感染者が広がらないように、皆さん一生懸命頑張ってもらって、また、よろしくお願いします。

これで私の質問を終わります。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 3時42分 散会

令和3年第5回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 3 年 9 月 3 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和3年9月9日 午前10時26分			議 長	名 幸 利 積
	散 会	令和3年9月9日 午後3時12分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番		
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	欠
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	8 番 議 員		喜屋武 すま子			
	1 0 番 議 員		比 嘉 義 弘			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長		教 育 長	徳 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	玉 栄 治		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	喜 屋 武 の り 子	学 校 教 育 指 導 主 事	島 袋 淳		
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第4号

令和3年9月9日(木曜日)

1. 開議 午前10時26分

2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

一 般 質 問 通 告 書

順位	質 問 者	件 名
5	上 間 堅 治	1. 村の財政について 2. 島袋地区冠水対策
6	比 嘉 義 弘	1. 農地利用 2. 財政等の現況 3. 島袋地区の無料バスの件について 4. しおさい市場等について
7	喜屋武すま子	1. 「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板撤去について
8	山 田 晴 憲	1. 新型コロナウイルス感染拡大について

○議長（名幸利積）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時26分）

日程第1．一般質問

○議長（名幸利積）

日程第1．8日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

おはようございます。

それでは、通告に従い、一般質問を行いたいと思います。

まず第1点、村の財政について。

前回の一般質問では踏み込んだ議論ができず、質問時間も不足し、消化不良で終了しましたので、再度村の財政について伺います。

改めて、北中城村の財政が逼迫している状況を伺う。

2点目に島袋地区冠水対策についてです。

島袋地区の冠水対策として、3号調整池が令和2年12月より稼働しました。現在までに数回道路の冠水が発生しています。3号調整池の効果の検証は行ったのか、またその結果も併せてお伺いします。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（大田 繁）

ただいまの上間議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目でございますけれども、村の財政逼迫についてでございます。

村財政が逼迫しているかどうかにつきましては、いろいろな見地から検討していかなければ

ならないと思います。収支の面だけではなく、財政指標、それから債務の残高、それから基金、それから将来にわたって負担すべき財政についてそれに対する準備が資金が整っているかどうか、そういったことを見ながら検討していきたいと思います。

例えば町村土地開発公社が抱える債務につきましては、最終的には村が用地を購入をしないといけないということでございます。今ライカム地区のほうに村立体育館、それからスポーツ施設が既に建ってございますけれども、実際に上物が張りついている土地につきましては、国の補助金が使えないというところがございます。そうなりますと、村の単独でその用地を購入していなければならない、現在はまたそれを先送りしているという状況がございます。

さらにアリーナ計画がございますけれども、仮にそのアリーナ計画から撤退する場合を考えたときにおきまして、今持っている基金で購入した場合は、ほとんどその基金を使い果たしてしまうという状況でございます。

このようなことから、村の財政は余裕のあるものではないと思います。

続きまして、島袋地区の冠水対策についてでございます。

3号調整池のみで効果の検証ということではなく、段階的な整備効果といたしまして、既設の幹線水路ライニング及び3号調整池の整備により現況地盤の最も低い地点（島袋38号線既設側溝切り回し付近）でございますけれども、その周辺で床上浸水の被害の目安となる45センチ以下の39センチ程度までの軽減ができる計画となっております。

水路ライニング及び3号調整池整備以前には、浸水発生実績から10分間降雨雨量のピーク雨量が17ミリ以上で浸水被害が発生しておりましたが、整備完了後、今年の1月から8月にかけて、胡屋観測所で10分間降雨量の最大値が6

月14日に最大22.5ミリを観測しております。そのとき家屋の浸水被害は発生はしておりません。一時的な道路幹線は発生はしておりますけれども、一定の軽減効果が図られているものと考えております。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、再質問をいたします。

まず財政の問題からなんですけれども、村長がいないということでなかなか回答も得られないかなというふうに思っていますけれども、部局皆さんで考えていらっしゃることであります。村長1人だけではなくて、全員で考えていることなので、しっかり回答をお願いします。

前回の回答では、村長が逼迫しているとはっきり申し上げていました。でも今回は少しトーンダウンというか、本村の財政は余裕があるものではないというふうになっています。もちろん余裕がある地方自治体は、東京都とか、また原発を抱えているそういった国から補助がないところだと思います。これは当たり前のことだと思いますけれども、この答弁書書いたときに皆さんは逼迫しているのか、どういうふうに考えているのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（大田 繁）

まずこの逼迫ということでもありますけれども、本村の各種基金残高等を見た場合、これから必要になります公共施設整備基金ですとか、これからまたやってまいりますごみ処理場の建設のための検討、これがまだ準備が少ないという段階でございます。そして、財政調整基金につきましても、他市町村等に比べまして残高が低いということで、緊急の場合、発生した場合におきましては、かなり余裕のない財政状況に陥るものと考えております。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

私の考えで逼迫というのは、村は1年間年度の単位で予算組んでいきますよね。そのときに足りないから逼迫ということであって、将来的なのはもちろん考えます。中期計画、長期計画考えながら、そういうことに逼迫ということを使うと全部が全部逼迫ではないですか。そういうふうになってくる。

私の考えは、今年度どうなの、予算使えないの、予算足りないの、今よく言われている病院のコロナの入院患者で逼迫しているというのは、医者も足りない、ベッドも足りないから逼迫しているということを行っているだけであって、将来的なのは言ってないです。そういう考え方がちょっと私のイメージと村長と受取り方が違うのかなというふうに思っていて、これはもう村長にもう一度しっかり説明してもらいます。

この考えの中で、財政指標とかというふうにありましたけれども、村長が言う75%という話なんですけれども、今、村は大体80%台をずっとやっていると思います。危険ゾーンではなくて、要注意ゾーンなんですよね。我が村では75%になったとき、経営収支比率、経常収支比率、これあるのかないのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

堅治議員の御質問にお答えします。

すみません、今3か年分の自分データしかと持ってなくて、75%になったというのはこの3か年間ではございません。過去もしかしたらあるかもしれません。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

私の調べだけでは平成9年、20年前からないです。一度もないです。一度79.何%になっただけです。この75%というのは大変難しい数字だと思います。それについて再度お聞きします。

村長がいれば村長も企画課で財政を見ていた時代もあったので、そういう思いでそういう話ししたと思うんですけども、副村長の考え、またこの幹部の皆さんの考え、できるのかできないのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（大田 繁）

上間議員のおっしゃるとおり平成9年度におきまして社会状況、村の取り巻く状況もちょっと違いがあるのかという思いもありますけれども、近年は御承知のとおり泡瀬ゴルフ場跡地の開発等々大きなプロジェクトがありまして、それに対する村の財政の出動等ございます。そうしますと経常経費が悪化するという要因にもなります。

今後はそういった事業が多く待ち構えております。中央公民館の建替えですとか、あるいはロウワープラザの跡地利用の事業も待っております。そういうことを考えますと、以前のような75%に経常収支比率が落ちるということは想定するのはとても難しいかと思えます。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時13分 休憩

午前10時14分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

副村長。

○副村長（大田 繁）

以前のように経常収支比率が70%台回復していくというのは当然ちょっと難しいところがあるのかなと思いはしております。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

以前のように75%台というのは私さっきも言ったように70%台に1回しかなかったことがないんです。しかも79.5%、7%だったか、その程度だったんです。80%に近い、今の状況と同じぐらい、相当難しいと思うんですけども、これはまた次の質問に反映させていきたいと思いますので、別の質問で、先ほどの答弁の中で、準備資金、公共施設整備や債務負担行為等に対する準備資金が整っているか検証するという話でありましたけれども、本村では平成29年度に作成されている北中城村公共施設等総合整備計画で、更新整備試算や財政シミュレーション等も行っていますが、それも今の答弁だと検討を要するというところでよろしいですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

平成29年公共施設管理計画を立てました。その中で財政シミュレーション含めてやっている現状があります。ただ、公共施設をこれから10年以上含めて建替えする中で、今公共施設の基金自体が約3,000万しかない状態になっています。公共施設の中に耐用年数含めての更新時期等を含めると、この財政シミュレーション含めて考えていけないといけないということになると思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

含めてこれからまたいろいろ作業を行うということであると思うんですけども、村長もいないことなので、結論というか、聞きたいこと、一番聞きたいこと、村長がよく言う75%経常収

支比率、また基金が足りない、今企画振興課長も言いました。これは次年度の令和4年度のこれから予算組むと思いますけれども、もちろん考え方としてその方向に持っていきながら予算編成するのか、本当に大変です。これからはもちろん大分前から会計任用職員の給料も増えたり、また65歳定年になってまた人件費も増えます。いろいろなことがどんどんかさんできます。その中でやりたいということなんですけれども、しっかり反映できるのか、やっていけるのか、見えるようになっていけるのか、その辺をお答えください。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（大田 繁）

財政の健全化につきましては、単年度で持っていけるものでもございませんので、そこにつきましては長期な視点を持ちましての基金の積立て、そして計画的な財政運営をしていかなければいけないと思っています。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

この財政に関してはもう私も一般質問しているので、しっかり見ていきながらどういうふうに変えながらやっていくのかというのを一般質問の中でも今後ともしっかり注視していきたいと思っています。ぜひ頑張ってください。

それでは、冠水問題についてですが、よろしくをお願いします。

6月14日冠水のみやったということなんですけれども、道路の冠水のみということだったんですけれども、水位の調査もやっていると思うんですけれども、大体この冠水は道からどのくらいの高さまでか測定しているのか、その辺をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

上間議員の質問にお答えします。

道路の冠水ということなんですが、一番低い箇所です。今島袋村道38号線、今回既設側溝切り回した付近の箇所が一番低い箇所になっていて、その道路に面するブロック塀とかその辺を基準にある程度冠水したときに測定するなりというふうな形で、冠水状況調査をしているような状況です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

私が言いたいのは、この水位ちゃんと測定して持っているのか、資料というか、そういう形で持っているのか聞いているんですけれども、この辺あるのか、何センチなのか。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

すみません、資料としては残してはなくて、そのときにちょっとスケールではなかったりとかということでやっていたものですから、実際どこまであったというデータは残してはいたしません。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

こういったデータを残しながらしっかり対策ができていくか、ちゃんと計画に基づいて効果が表れているかというのが多分見えてくるのではないかなと思っています。それがなくなるとちょっとまたおかしい話になってきます。

6月24日10分降雨量、私も10分降雨量というのは一番重要視していつも見えています。22.5ミリ、この地区で胡屋地区で観測されてからの第1位だと思います。その過去の観測データ、気象庁のから見ると、この6月14日冠水した時期、大体11時50分から11.5ミリ降って、12時に17.5

なんです。この20分間で多分一番多くなったのが22.5ということで、これで一応効果は出ているという話なんですけれども、これだけで効果が出ているというのはちょっと早いんじゃないかというふうに思っています。

なぜかという、同じデータなんですけれども、2019年11月22日、一番最後に床上浸水になったときのデータです。これは一番観測してというか、10分降雨量では17.5だったと思うんですけれども、この被害が遭ったときのデータで見ると、22時30分10.5、22時40分14.0、これから60分間に10ミリ、12ミリの観測で全体的に72ミリ降っているんです。6月14日一番高い数値だったとしても20分で28ミリ、平均して10分で9ミリ、先ほど言った19年11月は60分で72ミリ、平均して10分で12ミリ、3ミリの差というのは相当大きいんです、10分降雨量の中では。大体この地区の冠水して上がってくるところでは、10ミリ前後を10分、20分降っていったらどんどん水かさが増えていくんです。そういった総合的な部分を考えてやらないといけないのではないかなと思っていて、今の話であると、一つのことで成果が出ているということ、ちょっとこの考え方に私は疑問を今持っています。この辺はどう考えているかお願いします。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、一概に10分降雨量だけではなく、その前後の連続雨量、降雨時間、それから1時間の降雨量、それと日降雨量、総合的に評価する必要があると思います。その中で冠水に対する検証といいますか、評価が出てくるかだと思います。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

私が言いたいのは、この6月14日で効果がある程度出ているよという話はしているんですけども、この文章の中読み解くと、でも20分の間しか出てない、これが20分前から10ミリ以上降っていて連続で40分で同じようなぐらいにやったら2019年のこの同じような冠水のレベルになるのではないかなと簡単に予想ができる。ただ降り方によって被害がなかったよという形だとちょっと問題ではないかなと思っているということで、自分の考えとどうかという話でやっています。

本題なんですけれども、私が思っているのは、この3号調整池は少しというか、この3号調整池相当私期待はしていたんです。もっと効果があっただけではないかなと思っていて、目の前に仮の5号調整池があります。これの水の受けとはけ、3号調整池、5号調整池全然違うんですけれども、なぜそういうふうに3号調整池はなかったのか、今のこの設計になったのかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

質問にお答えします。

調整池は、本来自然流下が原則という形になるんですが、今回は掘り込み式になっています、3号調整池の場合。これについては、用地取得する際にその協力を設計する以前に計画箇所の用地が買収の可能性、土地所有者に確認したところ、現在の敷地面積ということになっております。その中で限られた面積の中で調整池雨量を決定するに当たり、流入量と許容放流量との関係から、今回の調整池容量の算定をしまして、今634立方メートルの池として計画しております。

一番問題なのは敷地が限られているというか、この範囲内ということで計画しております。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

私が言いたいのは面積、この体積の問題のお話しているのではなくて、説明しないといけないのか、時間もつたいないんだけど、5号調整池はほとんどが山里から来る水をためています、ほとんどの水を。出すときもしっかり上がってきたら自然に流れるようになっています。でも3号調整池はほとんど9割方この本線、白比川ですか、この本線の水が流れている、入り込んでいる、だからこの地域の水は若干です、入ってくるのは。私が言ったこの10分降雨量の9ミリから12ミリの間を20分、30分降ったらほとんど上がって行ってほとんどがこの本線からの流入量であってその違いなんです、私が言うのは。なぜ基本的にこの地域の水を入れながらその調整をするという考えでなかったのか。逆にこの受け口というか、はけ口見ると、本線から入りやすいような形状になっている、なぜそういうふうになったのかということを知りたい。

もう一つ、一定の水位量しか上がらないと排水しないよという話だったんですけども、普通に電気がつかなくても排水できるんですよ、この5号調整池を見たら。なぜそういった形でできないのかというのを私は聞きたかった、その辺をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

お答えします。

3号調整池の設計段階なんですけれども、これ比嘉雨水幹線水路の水位低化を目的とした調整池であります。というのは、幹線水位よりも内陸部の高さが低いものですから、直接池に取り込むというのは難しく、水位量を下げないことにはやはりこの水位も下がってこないということになります。

例えば幹線水路の上流部の局所的な降雨に対

しても配慮して、幹線水路からの逆流も想定して、調整池機能を確保するために今度切り回したボックスカルバート、そこに越流堰を設けて、逆流をした分は貯水池に入るような計画になっています。

ですから、目的としましては、幹線水路の水位低下をしないことには、内陸部の水位が下がらないということになっていますので、そのための調整機能を持たせた計画とになっています。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

これは住民説明会かなんかでちょっとあったと思うんですけども、この中に冠水対策のあらましとして貯水施設3か所あります。その中で今言っている低地部に集中する水を一時的に貯水しますと書いてあるんです。今の話だとこの本線をしっかり守りながらやりたいという話なんですけれども、結局はこの住民に説明した内容と違うのではないかなというふうに私は思っています。この辺はどういうふうに考えているのか、すみません、説明できなければでも大丈夫なので、よろしくお願いします。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

まず調整池の機能として、住民説明会の中でその低地部の水、直接これを受けることができるということで、低地部の水位低下を図るということのお話をしております。

それとこの浸水対策、この地域全体で計画しないと結局幹線水路の水位が先に上がってしまうとそれが逆流してしまってその浸水が起きるということもあって、これを全体として水位低下を図る必要があるというところで、住民説明会の後に実施設計、詳細設計を行っておりますけれども、その中での調整の中で今の形状にな

っているというところですよ。

それと上間議員がおっしゃっているように、低地部、要は集落側の水位低下を先にすればその集落部が救われるのではないかというふうに思われていると思うんですけども、これは雨の降り方、どこで雨が強く降るのかということによってもまた状況が変わってまいります。例えば今の幹線水路から東の方向、例えば美島通りのところ、あそこで雨が強く降るのであれば、先ほど上間議員がおっしゃっているようなその低地部のところの水位を先に下げることができる、逆に胡屋方面、北方向のあたりに雨が強く降ってきますと、その水が先に到達するということになってまいります。

そういった意味では、今回のその浸水対策、これは全体として計画として下げる必要があると、逆に今回3号調整池だけで見るとその背後地が救われるということが調整の中では強制的に機械調整、先にとめておいて後で流すということであればそういったことも可能にはなるんですけども、結果的にそれをやっちゃいますとほかのところでも浸水が生じてくるということになってまいります。そのために全体計画として今のような形状、機能になったというところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

今盛んに全体的に見ないといけないという話をしていきますけれども、もちろん全体的に見る、ほかのところもある、考えないといけないと言われればこっちは引込めざるを得ないというふうに思うんですけども、この全体的な部分というのはどういうことなのか、川は沖縄市から北谷まで流れていますよね。その沖縄市のことも考えないといけない、上のほうでよく沖縄市の久保田地域もよく冠水して、私のほうに沖

縄市の議員からもいろいろ相談来ます。その沖縄市の部分まで考えているのか、その辺はどういうふうに考えているんですか。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今回の対策、これは島袋地区の浸水対策ということで、これまで島袋地区で浸水が発生した箇所、そのエリアの水を下げるということで対応しております。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

この全体的な話になりますけれども、浸水するのはほかにあるのか、どこなのか、もし私が言うように今3号調整池の周りの水を中心的にやるとほかのところも危ないという話ししてありますけれども、そのほかの部分というのはどこの部分なのか、その辺をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

今回島袋地区の浸水対策、浸水被害が発生しているエリアというのが下流のほうでいきますとボウリング場の付近、そのあたりからも発生がございまして。それから上流のほう、これ沖縄市からボックスで来ているところ、その先、オープン水路になっているところ、その範囲まで浸水が生じております。それを全体として対策を検討したというものです。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

溢水、浸水というのは同じようにこの村道9号でしたか、この浸水する一番低い箇所があったという話だったんですけども、その道路の

浸水したときにも同じような形で、同じ日にそこでも今言っているボウリング場のところでももちろんさっき言った沖縄市のボックスカルバートのときにも同じように浸水が生じているのか、この辺お聞かせください。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

浸水箇所については、今現在38号線沿いの道路が確認されていますけれども、ほかの地点では今のところ冠水ということは起きておりません。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

だからいいんですよね、ほかのところでは。だからこの地域がさっき言っている大雨降っていてそれ以上なったときにほかにいくんです。だからなんかこの考え方というのが違うなというふうに思っています。

ちょこちょこ建設課長ともお話ししているんですけども、逆流弃つててくださいとか、切り返し、切り方というのも話したのか、ちょっと忘れちゃったけれども、そういった改善の余地、改修の余地というのはあるのか、お聞かせください。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

質問にお答えします。

今、逆支弁等の話があったと思うんですけども、これは既設水路に対してということでもよろしいのでしょうか。要するに以前この切り返す前の水路、住宅側から入ってきて直接幹線水路へ行くビニールハウスがあるところですか、その水路に対しての逆支弁という考えでもよろしいのでしょうか。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

今新しくやっていると、昔使っていたところからも今までどおり流れてきます。逆流というか、水が滞って全然行かないよという地域の住民も話しています。向こうには全然水たまって、たまるだけで本線には流れないよという話はしているんです。だからできたら2つ、でなければ今3号調整池にある出口、その辺を考えて、私のほうは考えているんですけども、この辺をお聞かせください。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

お答えします。

3号調整池については、これ先ほども申し上げましたとおり、逆流に対しても考慮しています。というのは、その逆流で入ってきたときにボックスカルバート、調整堰を設けていますので、そこからある程度一定の高さになると池に入る構造になっています。逆流したもののそのまま道路の冠水に直接影響するというのではなくて、一定の調整機能を持たせております。

今既存の水路についてですけれども、この既存の水路の切り回したところの残りの部分、これが約76メートル冠水するまで流量超過、計算上流下時間、雨が降って冠水する、到達するまでが35秒程度になっています。幹線水路の上昇時にほとんど差異がないということで考えています。

というのは、既設水路のこの排水路の潮流による逆支弁つけた場合の話ですけれども、既設水路の断面が800から900ミリで76メートル延長、そうなりますと貯留できる容量といいますか、これが大体55立方メートル、一時的に逆支弁つけた場合の話ですけれども、その中でこの既設水路が満水状態になるまでの時間、この既設水路の受け持つ流域から1分間に9.8立方メートル

ル流出する計画となっております。ですので、この55立方メートルに対して9.8立方メートルで除した場合に5.6分、約5分30秒で水路が満水状態になると予測されております。ですから、逆支弁によるその時間差、幹線水路の上昇に対する時間差というのはさほど期待できないと今考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

今は前の水路、古い水路の話をしていると思うんですけども、自分はここがたまったからいっぱいになったからというのは問題ないと思うんです。だから先ほど言っているように貯水池のほうに本線から入ってこなくてここを考えるとこのだったら、とめたとしてもすぐそばに貯水池に行く水路があるんです。すぐそばに3メートルもないですが、だから道を少し、どうせいつもこっちへ道が冠水するんだから、そこから流れていっぱいになっても別に自分はこの貯水池があいていれば別に問題ないんです、逆に言うと、ここだけ考えるのではなくて。この辺の考え方というのがちょっと自分としては疑問に残る。

だから今その答えというのは多分出てこないとは思いますが、ちゃんとした先ほど当初で話したように、ちゃんとした明確な数字も持っていない、そういう中でこういった議論しても多分どうしようもないと思うので、そういったのを調査しながら、こういった災害に対しての事業というのは効果がないと自分はやっても意味がないのではないかと、やったからいいさという話ではないと思うんです。造ったからいいさで我々はやっただけではなくて、しっかり村長が言う最小限の予算で最大の効果をもたらすという意味合いを持たせればいろいろな考えが出てくると思うので、それで話ししながら

改修の考えはないかというふうに思っているんですけども、その答えとしてはどう考えますか。お願いします。

○議長（名幸利積）

上下水道課長。

○上下水道課長（伊佐秀樹）

お答えします。

改修の余地とかという話ですけども、今3号調整池は完成しておりますが、全体的な整備として5号、あと4号、国道バイパスで計画をして、最大限の浸水対策といいますか、削減効果が発揮できるということになっています。今、改修というよりも5号を今整備進めている状況ですので、その辺も含めて整備の過程でこの改修が必要なのか等も見極めていきたいと思っています。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

しっかりデータもそろえながらそういった我々議員の考えとか質問にもしっかり答えられるような形でやっていっていただきたいと思っています。

最後に今話した国道の部分という話なんですけれども、前回話すると、ロウワープラザですか、そこの返還がないからなかなか難しいよという話してましたけれども、最近新聞報道でこのロウワープラザ地区の返還に向けた協議、沖縄市とやっているという話も新聞報道でありました。この辺は水道課としてどういうふうに議題に載せるのか、もしくはここにはないよという考えなのか、この辺はどう考えているかお聞かせください。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

上間堅治議員の御質問にお答えします。

ロウワープラザ地区は企画が担当しています

ので、今年度課題解決というか、課題のどういう課題があるかを整備するために、コンサルに依頼しております。その中でももちろんこの水路、下水道の浸水関連も含めて、この課題の中に含まれる予定となっておりますので、課題の精査ができたならまた水道課ともいろいろ調整していきたいなと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

この本線に流入する量がもともと多いからという話で進んできています。沖縄市とも先ほど言いました久保田地域、毎回島袋地域と同じような時期に冠水している、そういうのも考えると、やはり沖縄市と一緒に、沖縄市も当事者なので、そこをやればその久保田も解決できる可能性も十分にあるというのは、含みを持たせながらしっかり取り組んでいただきたいなと思っていますので、その辺村長いないんですけれども、しっかりやっていただいて質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

通告に従い、項目別に4点質問いたします。

まず1、1点目、農地使用について質問いたします。

渡口の裏と申しますか、島袋に抜ける村道沿いに2階建ての建物が建築中ですが、近くの農家の方からその建物が気になるので、村に対して聞いてみてはもらえないかということで質問

いたします。

2点目、前村長の事業計画等がほとんど完成せず、中途半端に終わり、その影響が財政に及んでないか、正直大変懸念をしています。

3点目、次に島袋地区の無料バスの件について伺います。

比嘉村長はさきの村長選で島袋地区については、無料バスにしたいという公約をしました。財政との関係もあると考えるが、公約どおりその旨を着手していただきたいと思います。その点も若干気になることですので、質問いたします。

4点目、前回は取り上げましたが、しおさい市場について質問いたします。

私は定期的に農家を訪ねています。同時にイオンの野菜コーナーもほとんど毎日見ております。そこで、いろいろ問題があることに気がつきました。

質問に入ります。

1、農地使用について。

渡口から島袋に抜ける村道の渡口寄りの周辺の農地に建物が建築中だが、周辺の農家からの訴えがあり、次の点を順次質問いたします。

その件については御承知ですか。

2、建物の主は村民でしょうか。

3、農業従事者かどうか。

4点、建物使用目的は承知か。

5点目、農地は新しく購入していると思われるが、建物があるところだけなのか。別にもあるのか。

6、建物は2階建てだが、2階の使用目的を聞いてみたが、水耕栽培を計画しているとのこと、もしルールにのっとっていない場合は建築中であっても撤去の指導も可能か。

大きく2、財政等の現況。

現在の財政関連等について。

以前にも財政等については取り上げたことがある。個人的には現在の財政は非常に逼迫して

いると見ている。

そこで下記のとおり質問いたします。

1、現在の村の土地開発公社の利用の件数は。

2、その金額はどれくらいか。

3、その利用している額の返済の見通しはあるのか。

4、以前は土地開発公社の活用を各自治体は積極的であったが、現在は逆の現象であることを承知か。

5、北中城村は県で利用額は何番目に当たるか。それは承知か。

町村議会報に地方債現在高、債務負担行為及び積立金現在高が載っているが、北中城村は全市町村で33位にランクされています。

そこで次の質問をいたします。

1、その印象を伺う。33位ということです。

2、とりわけ債務負担行為は俗に隠れ借金と言われているが、直接、間接に財政に影響があると思うが、その位置をどう思っているか。

3 高架橋建設は前村長から引き継がれているが、その見通しは私は利用価値や費用面から考えても以前から反対である。既に1,000万円の支払いが行われているが、財政に影響があると思うが、どうですか。

4、アリーナ建設も現在の状況では財政的にも今後大きな影響が出てくると考えるが、どうですか。

5、イオンの生ごみを活用して熟等を作り、水耕栽培に役立てる事業計画があったが、まだ形も見えてないが、支出金は出ているのか。

6、水耕栽培の計画はコンテナを利用したことであったが、水耕栽培の計画は成功をみているのか、支出金もあると思うが、どれぐらいの額か。

大きく3、島袋地区の無料バスの件について。

1、島袋地区は長年通学で大変苦勞し、結局バスを購入し、通学の利便を図ったが、それを承知か。

2、その犠牲等もあって村長選では現村長は公約にした。間違いありませんか。

3、さきの村長選では相手候補は通学バスの件については全く触れてなかったが、村長は承知か。

4、相手候補から話し合いの持ちかけはあったか。

5、財政が潤沢であれば行政サービスの一環で同時に全地域の通学の利便性を図られると思うが、しかし、財政は非常に逼迫していることもあり、時間差を設けて実現してはどうか。

6、特に村長は選挙で公約したこともあり、まずは島袋から無料バスを始めてはいかがですか。

7、財政と相談して徐々に拡大していけばよいと考えるが、他地域も理解すると思うのですが、いかがでしょうか。

大きな4、しおさい市場等について。

6月議会においてもしおさい市場について取り上げたが、項目別の質問が多かったために深く質問ができなかった。十分に理解ができなかったため、改めて何点か質問してみたい。

1、営農者の生産品を受入れ、販路先の拡大と答弁しているが、それをもう少し具体的に説明を求めたいと思います。

2、消費者への新鮮で安全な供給を通じ、農水産業の振興や関係者の生きがい活動することだが、具体的な説明を求めたい。

3、耕作放棄地の解消は別な問題とあるが、そこにも影響するぐらいでないかと特に村が補助金を出す必要はないと考えるが、いかがですか。

4、念のために農林水産課では耕作放棄地の課題はどこで取り上げているのか。

5、しおさい市場の商品ということで、イオンでパイナップルやマンゴーも販売されているが、イオンでは村の農産品がほとんど見られないが大丈夫でしょうか。

3年度が若干心配とすることもあり、今回も

しおさい市場のあり方を取り上げてみました。

以上です。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（大田 繁）

それでは、比嘉義弘議員の御質問にお答えいたします。

質問の1番でございます。農地使用についてでございます。

1番目の質問、渡口土地改良区の中のことであれば、これは承知してございます。

それから、建物の主は村民かということになりますけれども、これは他市町村の方でございます。

農業従事者かということでございますけれども、就農の予定、就農希望がございまして、その相談を受けてそういうことになっております。

建物の使用目的でございますけれども、農機具小屋とそれから水耕栽培スペースであると聞いております。

この建物が建っている土地でございますけれども、本人が1筆を購入しているということがあります。

建物が2階建てということでございますけれども、この建物の規模が大きいため、村ではなく県で監督する案件となっております。建物目的でございますけれども、県の判断次第ということになるかと思えます。

県及び村からも建物使用に関しましてルールに従わない場合は、撤去もあり得ると事前に話はしてありまして、建物設置の完了届の提出後、ちゃんと予定どおりであるかということにつきまして県が確認をいたします。

続きまして、質問の2番目です。財政等の状況についてでございますけれども、1番から2番、土地開発公社、それとその金額に関する質問でございますけれども、現在サウスプラザ地区と村民体育館用地の2件でありまして、約9

億6,000万円でございます。

3点目のその利用している額の見通しは現在あるかという御質問ですけれども、今後基金の積立てを行いながら、できれば一括購入がいいかと思うんですけれども、部分的な購入も検討してまいりたいと思っております。

4点目、土地開発公社は昭和47年に設立をされておりました、本土復帰後の高度経済成長の進展に伴う人口の都市集中化、そして工業化による地域開発によりまして、公共用地の取得が容易に促進できるようにという目的で進められた経緯があります。多くの町村、市も含めてでございますけれども、町村の活用があったのではないかと思います。

現在、土地開発公社を利用している市町村は、5市町村で、借入額は本村が1番の額となっております。

次に、債務負担行為及び積立金の現在高についての質問でございますけれども、33位ということでございますけれども、33位というのは積立金現在高の件だと思えますが、人口、あるいは財政規模等その市町村の状況によっておのおのが違うことから、県全体で順位を比較するというのはどうかという件があります。北中城村の令和元年度の積立現在高は約10億5,000万円は少ないと認識しております。

債務負担行為は、複数年度にわたる契約の次年度以降の支出を担保する行為であります。事業を進める上で必要であると考えております。

3番目、高架橋の質問ですけれども、高架橋の初期経費につきましては、財政影響はないとはいえませんが、事業を展開するために基礎的な調査、これにかかる経費として必要と考えております。

4点目、アリーナ建設に代わる代替建設、土地購入をしましたその補助金の返還を含め、進展すれば何かの財政的な影響はあるものと考えております。

5点目、現在農を活かした健康・福祉の里づくり事業における計画は、令和元年度及び2年度に委託業務として発注をしております。村の単費で約440万円ほど支出をしております。現在は事業の第一段階における地域再生推進法人に指定をされております株式会社EM研究機構によりまして、現地調査及び詳細設計に取り組んでいるところでございます。

6番目、字熱田2070番地2のしおさい市場のある敷地のことですけれども、平成28年度より令和元年度まで取り組んでいました実証実験においては、着実な成果が得られ、その運営にも特に支障がなかったことは、既に議員の皆様にもお配りしておりますその事業報告書に記載をしているところでございます。事業費のうち単費分に関しましては、約4,080万円となっております。

質問の3番目でございます。島袋地区の無料バスの件につきましてでございます。

質問の1番目ですけれども、島袋地区のバスを購入し通学の利便を図ったがそれは承知かということですが、これは承知してございます。

2番から4番までについては、村長本人から答弁をさせたいと思いますけれども、私のほうで答弁するのはどうかと思いますので、後ほどまた機会がございましたらそちらのほうで答弁のほうさせたいと思います。

5番目でございますけれども、現在、担当課において保護者に向けてアンケートを行っております。そのニーズ等の状況を調査中でございます。財政面など様々な状況を勘案し、今後の方向性を検討してまいりたいと思います。

6番目、島袋地区におきましては、中学校バスにおいて本年4月から無償にて運行しております。

7番目です。北中城村における様々な財政需要を全て実現するのは困難でありますけれども、

財政とも調整をしながら納得のいく形で具現化し、村民の皆様の御理解をいただきたいと考えております。

質問の4番目についてでけれども、しおさい市場についてでございます。

1番目、村内の小規模な耕作者におかれましては、高齢者も多く、その生産量の少なさから、農協やスーパー、それから各市場への日々の出荷が滞る場合が多い、そのため出品者協議会に登録し、防除日誌を記録したものであればしおさい市場で少量、あるいは不定期でも取り扱うことができるようにしています。

今年度に入りまして、村内通所リハビリテーション事業所、弁当屋などへ販路を増やしております。また、村内飲食店や病院などの顧客となる事業者を増やす努力をしております。

また、村内の一般の方向けに移動販売の準備を進めておりまして、実店舗以外の販路としては、インターネット販売の手続も進めてございます。

その他販路といたしまして、ふるさと納税の返礼品に村産品ボックスを検討中でありまして、生活研究会などに協力をお願いして、しおさい市場が商品化に一緒に取り組んでいるところでございます。

野菜の詰め合わせレシピボックスなども考案中でありまして、それから酒類の販売免許の許可も下りまして、葛巻ワインの販売やオリオンビールの直接の取扱いも行えるようになったため、取扱商品につきましても拡充をしてきている状況でございます。

2点目、しおさい市場で取り扱うものにつきましては、安心安全な品物であることが担保できるように農協基準の防除日誌に施肥や農薬の適正使用などを記録されたものについては、作ったものが確実に買い取りしてもらえることが浸透していけば生きがいややりがいにつながるものと考えています。

3点目でございます。前回の議会で回答いたしましたとおりの、耕作放棄地の解消とまたこれ別の問題であると考えております。予算につきましても、議会で承認をいただきましていずれも執行しているところでございます。

4点目でありますけれども、これは農村活性化係が担当しています。農林水産課内でございます。

イオンの売り場につきましては、しおさい市場（村産品）の販売スペースを村産品のみで埋めることが困難な期間、その時期におきましては、村外の品物も置いてあります。これはイオン側から販売スペースを確保していく上で、しおさい市場側に対し出された条件であり、現在のスペースを維持していくための策でございます。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

再質問をいたします。

その渡口から島袋に抜ける村道にある建築中の建物を承知しているかということを確認しましたけれども、承知しているようであるので、それはよろしいかと思っておりますが、その土地については、農地ですか。いかがですか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

地目は畑となっております。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

建物の主は村民でしょうか、違うようですが、村外の人でも農地を購入することはできるのか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

条件はございますが、農地を買うことは可能です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

農業従事者ですか、農業従事者ではないが、就農希望との相談を令和2年度に受けているとのこと、将来は農業に従事するということが、もし希望とのことだが、将来ならないようであればどうなりますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前10時48分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

この議員がおっしゃっている土地につきましては、農業振興区域に指定された土地の中の農地でございます。そのためにこの方が畑をやりたいかというふうな御希望がこちら側でどう判断するかというのはちょっと今私どものほうから言えない状態だと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

建物が大きいということで、県の判断が必要ということで、県が判断するとすればもし村がそのことができなければ県が農業をやらないということを県が判断するのか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒

星)

県が判断するのはこちらの小屋の規模が大き
いからこの建物については県で判断するという
ことですので、この方が畑を続ける、続けない
の判断については、県が行うものではなくて、
村内の農地でもございますので、村のほうで監
督していくような形になるかと思われま

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

建物の使用目的は承知かとのことに対し、農
機具小屋と水耕栽培施設スペースと聞いている
ことのように、私はトラクターのスペースと
言っていましたが、若干違う点があるので、そ
の点、トラクターも農機具なのかなと思うん
だけれども、多分その主だと思うんだけれども、
トラクターをしまうために建物を造ったとい
う言っていましたけれども、若干ニュアンスが違
うので、その点少し御説明ください。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒
星）

私どものほうで聞き取りの段階でしかこのお
話は伺っておりませんので、あくまでも農機具
であればこの方がそのトラクターを置きたい、
あとは耕運機を置きたい、耕運機的なもので
すね、こういったものを置きたいと言われれば確
かに農機具の一種でもございますので、そうい
うこれがニュアンスというおっしゃり方され
たらもうこちらとも何とも言えないような状態
でもあるんですけれども、私どもとしてはただ農
機具小屋として把握しているところです。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

この心配したのは、そのトラクターが本当に
入るのかなということもあったので、それ質問
しましたけれども、ぜひそれも確認をしていた
だきたいと思います。

あと農地は新しく購入していると思われるが、
建物があるところだけか、それともほかの土地
もあるかということで、答弁には土地1筆分を
購入されるようだが、それはトラクターを使用
できるレベルかお伺いします。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒
星）

農機具の使い方につきましても個人の自由で
すので、どういう取扱いされるかはもうこの方
次第だと思われま

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

1筆分というのはどれぐらいの広さですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時53分 休憩

午前11時54分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

広さが十分あるようですからトラクターも必
要だろうと思われま

建物は2階建てから2階の使用目的は直接聞
いてみました。だから水耕栽培を計画している

ことも、ちょっと心配されるのは、最近我が村では水耕栽培という言葉が聞こえなくなったんです。若干それ何で2階で水耕栽培今頃考えているのかなということで、少し気になったので、そのあたりを質問しましたけれども、もしその県がその農業者が2階に水耕栽培を作らないようであれば若干法律に違反する、触れるんじゃないかと思うので、もしそれに水耕栽培を作らなければこの建物が途中でもう撤去できるのかなということです。質問します。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

今比嘉議員が御心配されている今の段階でまだでき上がっていない状態でそのスペースを予定外のものに利用するのであればということであるんですけども、実際やられたところを立ち会いなり何なりして確認しないと判断がつかないものでもございますので、現在では比嘉議員の御心配はちょっと早過ぎるのかなと思われまます。ですので、実際こういった建物が完成した状態で県の検査もございまして、そのときに同席させていただくことでその後の対応については考えていけるとお思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

偶然ではありますけれども、その建物ちょうど建築に携わっているときに大勢の皆様方いらっしゃるけれども、なんか雰囲気的には農業には縁遠いかなと個人的には思いました。だからそういう意味でちょっと今課長がおっしゃるうちにちょっと心配が早過ぎるのではないかといいことですが、確かに僕も感じながら質問したつもりであります。

次、大きな2で、財政等の現況について、以

前にも財政等については取り上げたことがあります。個人的には現在の財政状況は非常に逼迫していると見ています。これは前村長のときも私は盛んにその言葉を使いました。

1、現在の村の土地開発公社の利用の件数は、サウスプラザと村民体育館の用地2件で、9億6,000万円とのことですが、その2件についてはいわゆる返済の見通しはありますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

今のところ返済の見通しはございませんけれども、答弁にもありますけれども、やはり基金を積み立てて、本来なら一括購入したいところですが、一括購入難しいのであれば部分的購入で、サウスプラザについては、まだ土地は空いている状態がありますので、もし上物の補助金がとれるのであれば土地代も含めて補助金を活用して購入するという形になると思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

サウスプラザについては、以前から公共施設を造る予定をしていると、屋宜原の皆さん方も非常にそれを喜んでおりましたけれども、その見通しも延び延びで非常に厳しいようですが、計画したいという考えはありますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

隣のロウワープラザ地区が今回返ってきます。このロウワープラザ地区とサウスプラザ地区一体となって地権者も含めて今回から跡地利用計画の策定に入る予定となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

確かに隣のロウワープラザが動き出したので、何となくサウスプラザも動きが出てくるのかなと思います。先ほどの返済いろいろと段階を踏んで考えているということですが、大体何年ぐらいの見通しで返済したいと考えていますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

先ほど言いました返済のめど自体はまだ計画的にはまだ立っていない状態で、事業があればその都度返していく、また基金が積みばその都度返していくということでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

4に以前は土地開発公社の活用は各自治体が積極的であったが、現在は逆の現象であることは承知でしょうか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

答弁で書かせていただきましたけれども、昭和47年私生まれたばかりで、このときの状況というのはほぼ知り得ません。ただ推測するにこの復帰後、いろいろな開発を進めている中で、土地自体が補助金を活用できなかった時期があったと思います。その部分でこの土地開発公社がいろいろ活用されてきたということだと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

なぜそれをまたあえて聞いたかと言いますと、北中城村は県の利用額ではたしかこれは1番目に借入れをしているのではないかと、それはなぜかという、財政が苦しいのかなと思うのですけれども、例えば最近メディアで知ったと思うのですけれども、京都市があつた夕張とは違うけれども、国の管理に入るのはないかという危惧されているんです。そのひとつの例にたまたま我々6名で京都地域に研修に行ったときに新聞で見たんです。この土地開発公社を活用し、支払いが延び延び、計画がなかなか実現しないということもあつたと思うのですけれども、結局60億の借金ができてしまったと、それも一つの今の京都市の国の管理に入るのはないかという心配の一つになっているんです。そういう意味ではぜひ我が村もお答えによるとやはり利用額もさることながら、各市町村の中でトップの借入れをしていると、そういう意味ではぜひこれをまたいい意味で善処してもらいたいなと思います。

次に、町村議会報に地方債の残高、債務負担行為及び積立金現在高が載っているが、北中城村は全市町村で33位である。その質問をしたいと思います。

1、その印象は、33位というのは積立金現在高の件と思いますが、人口、財政規模等によって各市町村ごと違うことから、全体の順位でも比較することはどうかと思うが、北中城村の令和6年度積立て残高は令和元年の10億5,000万円少ないと思いますとの答弁だが、私が問うているのは、沖縄県の町村会報から数字を申し上げます。とりわけ債務負担行為は俗に隠れ借金と言われているが、直接、間接に影響があるかと考えるが、どうですか。その印象を持っていますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

答弁でも書きましたけれども、複数年にわたる契約のための借金といえば借金ですが、ただ事業を進める上では単年度主義でやっていくと例えば庁舎を造って単年度でやってまた予算がないということでは困りますので、事業執行のためにどうしても債務負担行為が必要ということを考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

非常に便宜的でいいということですが、できるだけ債務負担行為はないほうがいいですね。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

事業執行をする上でどうしても2か年、3か年かかる事業については、金額もそうなんですけれども、事業としても担保しないといけないということがあると、単年度で議会議決するのではなくて、まとめて3か年で建設するためには、もちろんお金もかかるんですけれども、事業執行のためにはぜひ必要な債務負担行為だと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

お伺いしますが、債務負担行為はその年度年度で支払うと、これは利息もかかりますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

利息もかかります。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

3、高架橋建設は前村長からの引き継がれているが、その後見通しは、私は利用価値や費用面から反対であると常々申し上げてきました。でも既に約1,000万円が支払われているが、財政に影響があると思うが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 0時06分 休憩

午後 0時06分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

財政全体にその辺の影響があると思うんですが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

答弁でもやりましたけれども、財政的にやはり1,000万使ったということは影響ないとは言えません。ただ、事業執行する前に基礎調査ということでどうしてもやらないといけない事業だと、必要な経費だと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

気になるのはこれが実現できて成功すればいいんですが、突如これはもう撤退する、厳しいというのであれば少しややこしくありませんか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

ある程度の事業、大きな事業をするための基礎調査でありますので、これが撤退する、進むというのを含めて、この基礎調査ということの捉え方をしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

私が申し上げたのは、高架橋建設については、現場によく行くし、何となくこれは必要ではないとずっと考えていたんです。前村長にもずっと訴えてきました。今の時代的にも必要のない高架橋だということを申し上げてきました。そういう意味からすると1,000万円は既に支払ったということは、必要経費かもしれませんが、やはり違和感がないわけではない、我々民間人で事業をやっていたせいもあってそういう考えがあって質問をしました。そういった意味での印象はどうですか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

この事業については、前村長の任期中で決めてやったことであります。このときには必要があるがあるじゃない話になりますけれども、必要と思うからこそこういう必要な経費を含めて1,000万かけてやったという経緯があります。

この必要経費の中でどうしてもある程度の基本計画みたいな絵を描かないとまた補助含めていろいろな交渉を含めて必要であるものですから、そういう経費が出てきたものと推測します。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

前村長の時代の中からはすると例えば沖縄市の胡屋にも高架橋がありました。久茂地にもあり

ました。撤去しているんですね。むしろなくそうということであったので、前村長の計画が甘かったのかなと思っています。

次にいきます。

4、アリーナ建設の現在の状況では財政的にも今後大きな影響が出てくるのではないかと質問で、アリーナ建設に代わる代替建設土地購入の返還等を含め、進展すれば当然何らかの財政的な負担があるものと考えますが、それぞれぐらいかかるのか、想像つきますか。

○議長（名幸利積）

企画振興課長。

○企画振興課長（仲本正一）

お答えします。

どういう建物を造るかまだ決まっています。だから幾らの予算でということは決まっていますが、言えることは、建物を建てるということに費用がかかります。土地を返す、万が一もうやらないと、土地の補助金を返すときもお金がかかるということの答弁という内容でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

5番目いきます。

イオンの生ごみを活用して熟を作り、水耕栽培に役立てる事業が計画されたが、まだ形は見えないが、支出金は出ているか、現在農を活かした健康福祉づくりの事業計画は令和2年の委託業務として発注しており、村の単費から440万支出していますと、この計画がどっちかということとしおさい市場のあの中で水耕栽培を造ることでの計画だったはずだけれども、その形も見えないので、その440万も無駄な支出になったのかなと思います、いかがですか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

今、比嘉義弘議員がおっしゃられているのは、6番でお答えした実証実験のお話ではないでしょうか。イオンの生ごみは、こういった生ごみ関係の再生利用をするために計画して、こういったところで発生した電力を使ったコンテナ栽培ないしは水耕栽培に利用できないかということ計画した上で、現在荻道・大城地区におけるところでこういった施設整備をやろうというのが令和2年度から計画で取り組んでいる事業でございます。

それで、先ほどおっしゃられていました実証実験のものと現在取り組んでいる、荻道・大城地区で取り組んでいる農を活かした健康福祉の里事業とはちょっと分けて捉えていただけたらと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

あの時点ではそこでコンテナで実証実験をしてそしてそれが形になるということで、今の農を活かしたということに想像はできなかった、個人的には、だから何かいつの間にかそこに持っていったような感じがしますが、今その農を活かしたその計画については着実に進んでいるようですからそれでいいかと思えますけれども、私の考え方ではコンテナを活用して実証実験ならやはり水耕栽培の形を村内に広がって見えていくのではないかなとそれは想像していました。でもそれとちょっと違うので、今においては農を活かした農業にこれはつながっているということなので、それはよししたいと思います。

次に時間はないけれども、ちょっとだけ聞きたいと思えます。

3の島袋地区の無料バスの件について、これ

も既に無料バスを実施しているということを知りまして、自分の情報が不足だったなと思って反省をしております。

その中で、やはり島袋地区から無料バスを実施していますけれども、これはさきの村長の関係で島袋地区からも非常に要望が強くて、それを実施しましたけれども、ややもすればちょっと不公平ではないかと、他地区からもどうのこうのと希望があったと、でもそれは相手側の候補者からはそんな話はなかった、村長に念のために聞いたんです。そういう話はあったかと、それはなかったということで、私は今もし今が一気にできなければ公約した島袋地区からまた過去のいわゆる苦労もあったので、優先してもよろしいのではないかと思って、現在またそれを実施しているということで喜んでいますが、全体の村民に対して不公平ではないかという考えもあると聞いておりますけれども、やはり財政がある程度豊かであれば、潤沢であれば島袋以外の皆さん方にも一気に実施できると思えますけれども、また先ほどの財政の件からどうしてもやはり厳しいと。

そういう中でお聞きしたいのは、財政の見通しがつけばこれもやはりできるだけ早めを実現すると思っておりますけれども、今後の今の方向性からするといかがお考えか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

お答えします。

補正予算にも検討委員会の予算を計上しております、これから検討していく状況なんですが、アンケート等も調査今しております、そのバス運行の規模、それがどのぐらいなるか、まだ現状を把握しておりません。バス購入費とかいろいろ出てきますので、その結果を受けてこれから判断していきたいと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

やはり先ほども上間議員からあったけれども、少ない財政でそして大きな効果を生むという形から考えると、ぜひ知恵を出して今あるものでできればそれを期待したいなと思っています。

4点目、しおさい市場の件ですが、いろいろ詳しく説明されていますけれども、2つだけちょっと気になるのがあります。当初我々はそのしおさい市場の指定管理について問われたときに私4名が反対したんです。その中で懸念した件は、指定管理者のこともいろいろ情報も入っていました。その中の1点は、実際にた従業員というか、職員はちゃんと雇ってくれるか、あるいはまた継続してその人たちを雇ってもらえるかどうかということで、私たちはもしかすると全員が一斉にやめるのではないかなという危惧をしました。そういった面からすると、今これは質問外かもしれませんが、過去にいた従来の職員は現在何人ぐらい残っているか、これはお分かりですか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

今回の指定管理者に決まったときの条件、選択の条件として、当時の雇用契約を結ばれている方を継続して雇用するのを条件として指定管理者が決まりました。そういうことで、当時ちょっと人数までは細かい数字までは私すみません、把握してないんですけれども、継続して雇用契約されたというふうに聞いております。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉義弘議員。

○10番（比嘉義弘議員）

8月いっぱい全員がやめたそうです。

もう1点気になるのが僕はよく皆さん方に申し上げますけれども、ほぼ毎日イオンに行っています。目的は3つありますけれども、1つは北中城村の野菜コーナー、ここを見に行っています。このしおさい市場のことについて気になるのは、もうほとんど100%村外の野菜、そしてそれに商品には北中城村地産地消協会と打ってある、何かそこにも若干違和感を感じていて、ぜひそのあたりも御指導いただいて、ぜひ北中城村の商品をどんどん開発して販売に、あるいはまたしおさい市場の発展に努めなければと思いますが、いかがですか。

○議長（名幸利積）

農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（瀬上恒星）

比嘉議員がおっしゃっていただいたとおり、やはり北中城村自体の農業の生産に関する生産力がまだ弱いというのは御指摘のとおりです。現在イオンモールのほうで販売スペースを確保していただいている面積に対しても村産品のみで埋めるというのがちょっと難しい状態でもございます。そのために私どもとしましては、こういった農業に従事される方々への種類、あと生産量をもっと増していけるように現在営農指導員も毎日各農家さんに出掛けて行っているいろいろな情報交換しながらそういった今後のための農業の発展のために取り組んでいるところでもございますので、皆さん方もしおさい市場などを今後も御利用していただいて、バックアップしていただけるようにちょっと担当課としてお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 0時22分 休憩

午後 2時00分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

順次発言を許します。

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

今日はこちらのほうで失礼します。

通告に従いまして、一般質問いたします。

「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板の撤去について5点質問いたします。

「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」のフレーズは、2010年に中部市町村会で決議をし、各市町村が看板を設置したものです。我が北中城村旧本庁舎にも「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」と掲げた看板がありましたが、現在は撤去されています。なぜ撤去されたのか、その理由等について伺います。

1点目、「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板を撤去した理由をお聞かせください。

2点目、「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板を設置した目的というよりもすみませんが、目標をお聞かせください。

3点目、「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の初期の目標は、達成されたのでしょうか、伺います。

4点目、日米地位協定について、村長の所見を伺います。

日米地位協定が1960年1月19日に締結されて以降、一度も改定に至っていません。長年にわたり現在も米軍関係の事件、事故が後を絶たず、そのたびに村民、県民の多くが日米地位協定の抜本的な改定を求め、議会において米軍への抗議決議や政府関係機関へ意見書を提出し続けています。政府は日米地位協定を抜本的に見直せの看板は重い意味を持っているのです。

村民の願いは引き続き日米地位協定の抜本的改定を求めており、平和な島沖縄、子どもたちの未来に安心、安全な地域を作っていくのは、

私たち大人の課題でもあります。

5点目、引き続き看板を公共施設または村道沿いに設置してほしいと考えておりますが、当局の見解を求めます。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（大田 繁）

私から喜屋武すま子議員の御質問に答弁いたします。

まず、質問の1番目でございます。看板の撤去した理由ということでございますけれども、設置から10年近く経過をしております。その間に看板の取り付け部分の老朽化が進んでおります。そのため落下する危険性がございましたので、落下する前に安全を考えまして撤去してございます。

2点目の日米地位協定の抜本的見直せの初期の目的についてでありますけれども、米軍関係の事件、あるいは事故が発生するたびにこの地位協定が大きな壁となっております。沖縄国際大学にヘリが墜落したときも基地の外でありますけれども、日本の警察が手を出せないという状況がございました。そういったことを受けまして、議員からございました2010年に当時の読谷村長の安田村長が提案をいたしまして中部市町村会において見直しを求める決議をいたしまして、そこで構成をする10市町村が看板の設置ということになったものでございます。

3点目、初期の目的が達成されたかということでございますけれども、この日米地域協定、これは1960年から一度も改定、あるいは見直し等されてないということからしますと、初期の目的というのは達成をされてないと考えております。

日米地位協定についても村長の所見ということでございますけれども、あいにくこれ私のほうが答弁していいのかちょっと迷うところでありまして、その日米地位協定は、60年以

上前の古い考え方で、その当時よりも人権や環境問題に対する意識の高まりの中で、国民の要望にそぐわない状態、状況となっております。特に刑事裁判権とか、あるいは米軍施設の管理する権利、基地の使用の仕方について、あるいはまたさらに最近では環境汚染など様々な問題点が指摘されています。このことにつきましても、抜本的な見直し、改定が必要だと思っております。

5点目でございますけれども、その看板につきましては、看板の設置する場所ですとか、あるいは方法ですとかいろいろ検討すべきものがあるかと思えます。看板の設置につきましては、今後「平和を守る村民の会」等と連携をいたしまして、その設置の方法、内容につきまして検討をしてまいりたいと思っております。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それでは、再質問をいたします。

まず1点目についてです。

「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板は、設置から10年近く経過し、取り付け部分があって劣化したと言っているんですけども、まずいつ頃撤去されたのか伺います。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

前任の担当から確認したところ、約2年前に撤去したと聞いております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

アバウトで約2年前と言っていますけれども、皆さんは業務日誌もつけてないのでしょうか。これはとても大事なことなのにこれがいつ頃なのかもちゃんとした答弁がないというのはとて

も残念です。撤去してこの看板はどうしているんですか。今あるのかどうか、あるいは処分、焼却炉あたりに持っていったのかお尋ねします。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

現在撤去した看板はございません。廃棄してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

それはどこに廃棄したんですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

廃棄した場所までは確認はとっていませんが、前村長と相談の上、廃棄してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

全てメモがないということはとても残念です。ということは、それを軽視しているわけですよ。この看板の重みというのは、そういうことになると思います。

当時前村長は、中部市町村会の決議した一員でもあったし、看板の撤去については非常に心を痛むべきではなかったのかと思えますけれども、何かコメントはありましたか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

私が直接村長と相談したわけではございません。

一応確認させていただいた範囲でお答えしますと、とりあえず破損が著しいと、風にばたつき、強い風でもしかしたら下を通る住民に落下

して危害を及ぶ危険があるので、撤去したという事で話は聞いてございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

では、平和行政を担う担当課は村長にこの撤去することについて何か進言しましたか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

その看板の意味合い自体は相談をされたのではなくて、あくまでも危険、村民に危険が及ぶ可能性があるという旨お伝えして撤去に至ってございます。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

例えばそのかわりに何か代わりのもので設置するという考えは当時は全然全くなかったのですか。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

すみません、その辺の確認ももう前の話になるんですが、ただその再設置ということに関しては、この建物自体解体が予定されてございました。それを踏まえて旧庁舎の設置は考えなかったものと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

非常に残念な話ではあるんですけども、このようにして本村の行政運営の基本になっている平和行政の心棒が揺らいでいるように感じます。それは私だけではなく、村民の中にも心配される方々がたくさんいらっしゃいます。まず

平和がゆらんでいると危惧している事例を申し上げます。

1つは、長く歴史を刻んだ村の総合計画の村の将来像である平和で活力ある田園の村では、第4次総合計画の将来像は、「人と緑が輝く健康長寿と文化のむらきたなかぐすく」に変更する案が議会に提案され、私は行政運営の基本は平和であることを強く主張し、またほかの議員たちも賛同の声が多く寄せられました。結局2015年12月策定の第4次総合計画の我が村の将来像は冒頭に「平和」の文言を入れ、苦肉の策として「平和で人と緑が輝く健康長寿と文化のむらきたなかぐすく」になりました。しかし、私はまだ本村の将来像に十分に納得してなく、第4次総合計画の後期計画に当たっては、村民の生活の中で長く根づいた本村の将来像であった平和で活力ある田園文化村に戻してほしいと願っております。ぜひ村は御検討をお願いします。

2つ目は、昨年北中城村広報10月号に自衛官募集の案内を掲載したことです。歴代村長は、広報への掲載を拒み続けてきました。しかし、前村政は公的機関からの依頼は村広報の紙面に余裕がある範囲で情報の提供という観点から極力掲載するように努めていると私の一般質問で答弁しています。

3つ目は、今回の「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板の撤去です。これらは平和の思いが薄らいでいる一連の行為につながっているとと言われても過言ではありません。

再質問の2点目についてです。

「日米地域協定を抜本的に見直せ」の初期の目標について御答弁のとおりだと思います。日米地位協定を一言で表現するならば、日本で活動する米軍に様々な特権を認める協定であり、協定は不条理であることから、県民、村民は常に抗議をし、声を上げているのです。

再質問の3点目についてです。

御答弁のとおり所期の目的は、県民、村民にとっても達成されていません。

再質問の4点目についてです。

日米地位協定の村長の所見については、今日は村長が休んでいらっしゃるので、コメントは私としてもできません。

次に、5点目についてです。

私は、引き続き「政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」の看板を公共施設または村道沿いに設置してほしいと願って質問しておりますが、答弁ではさきの答弁よりは前進しております、さっき副村長のほうからも考える方向で動いていきたいという答弁でした。よろしいですか。大変ありがとうございます。

今日は直接村長はいらっしゃらないんですけども、副村長は私が主張したことをしっかりと村長に報告していただきたいと思いません。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（名幸利積）

一般質問を続けます。

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

それでは通告に従いまして、一般質問のトリです。山田です。

それでは、通告に従いまして、一般質問いたします。

1、新型コロナウイルス感染拡大について。

①村直近の感染者状況詳細について伺う。

②村直近の年代別ワクチン接種率詳細について伺う。

③妊婦の皆さんへの支援の現状と今後の対策対応について伺う。

④8月20日金曜日、沖縄タイムス、コロナ中等症妊婦が自宅早産、入院調整難航、新生児が死亡、千葉県柏市の自宅で単身療養中だった29週の30代女性が17日自宅で早産、男の赤ちゃんが死亡していたことが19日、市の取材で分かっ

たという事案を承知しているか伺いたい。

新しい生命を絶対を守る村の特段の支援取組の考えはないか伺う。

⑤若い世代の皆さんへワクチン接種の啓蒙の現状と今後の考えを伺う。

⑥村民の皆さんに副反応、死亡例、アレルギー体質等でワクチン接種を控えている方へPCR検査等の支援奨励の考えを伺う。

⑦小中学校、学童、保育現場の感染者状況詳細について伺う。

⑧子どもたち、高齢者等の弱者救済の立場から学校現場、学童、保育現場、高齢者施設等ワクチン接種の現状支援を伺う。

⑨子どもの命を守る子どもたちへのワクチン接種の学校現場としての対策対応について伺う。

接種希望児等の出欠の取扱いについて伺う。

⑩6月28日月曜日、沖縄タイムス、コロナと不登校2020年度の小学生の不登校3割増（県内10市）の報道を承知しているか。新型コロナ禍、村の子どもたちの不登校児童の現状と事例の詳細掌握について伺う。

現在の対策対応は、事例の詳細掌握を受けて今後の対策対応を伺う。

学校現場に子どもたちへのプロの支援者、子どもに寄り添う専門職の人材配置、マンパワー配置が絶対と思うが、学校は単に学びの場ではなく、子どもたちを守るという場として役割があるのではと思うが、子どもたちの悩みを受けとめ、気持ちに寄り添った相談しやすい体制づくりが今求められているのではないかと思うが、いかがか伺う。

例、兵庫県明石市弁護士職の常勤配置、政府の子ども庁創設計画。

⑪村長の「協力一致で共生のまちづくり」実現のため、対新型コロナウイルス感染拡大に負けない村民の生命を絶対を守るという強い指導力を伺う。同時に新型コロナウイルス感染拡大に絶対負けないというこれからの北中城村につ

いての考えを伺う。

2、子ども通学路の安全対策について。

①政府は8月4日、交通安全に関する関係閣僚会議を開き、千葉県八街市で下校中の小学生5人が飲酒運転の大型トラックにはねられ死亡した事故を受けた緊急対策を取りまとめた。通学路の安全確保と飲酒運転根絶に向けた取組を柱とした10月末をめどに通学路の対策を作成するとの発表があったが、承知しているか具体的な内容、詳細について伺う。

村としての具体的な通学路の安全対策等の取組についての考えを伺う。

②関係者・団体等との連携、取組についての考えを伺う。

③子どもたちの安全安心を第一に子どもたちの目線での通学路の安全対策と承知しているが、考えを伺う。

過去の交通事故等の事案を十分に考慮反映と思うが、考えを伺う。

以上であります。よろしくどうぞ。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時22分 休憩

午後 2時22分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

副村長。

○副村長（大田 繁）

山田議員の御質問にお答えいたします。

まず1番目に村直近の感染者状況ということでございますけれども、8月31日現在で442名という数字が上がっています。

年代別に申し上げますと10歳未満で9.28%、10代で9.50%、20代23.53%、30代14.48%、40代16.29%、50代12.22%、60代7.47%、70代2.71%、80代2.71%、90代以上は1.81%でございました。

②番目のワクチンの接種率についてござい

ますけれども、これは配付いたしました別紙を御参照いただきたいと思います。

③番は、妊婦の皆さんへ支援の状況と今後の対策についてでありますけれども、8月におきまして妊婦及びその家族への優先接種を案内をいたしまして、既に実施されているものと思っています。

④番、ホームページに妊婦向けの情報を載せ、保健師等が相談に応じております。

⑤番、村の広報、ホームページで若者世代に向けての情報を発信してございます。また、未接種の方に接種勧奨のための個別通知、はがき等で実施しております。

⑥番、中部地区に新しく無料のPCR検査のセンターができています。この活用をやりたいと思っております。

⑦番、令和3年8月の村内保育所・放課後児童クラブの感染状況について、県への報告も速報値として回答をいたします。

保育所・認定こども園が6園ありまして、感染が14人うち園児が8名でございました。

放課後児童クラブ3事業所ありまして、感染が13人、うち児童13人でございます。

また、小中学校の区別はありませんけれども、10代未満が41名で、10代が42名となっております。

⑧番、学校現場、学童保育現場等のワクチンの接種状況でありますけれども、5月で村内高齢者施設の入居者及び職員に対しまして接種を行っております。

6月に16歳以上の全村民に接種券を送付してございます。さらに高齢者の未接種者に対しましてワクチン接種勧奨はがきを送付してございます。

7月、村内保育所、学童、児童施設、幼稚園、小学校、中学校の職員に接種をしております。

それから、母子推進員、健康推進員、社会福祉協議会及び商工会の職員にも接種してござい

す。

それから、障害者施設及びその職員、施設の職員に対しましても接種をしております。

それから、12歳から15歳の接種希望者を調査して接種の調整をしております。

⑨番以降につきましては、教育委員会のほうで答弁させます。

⑪番でございますけれども、村民、それから役場職員一丸となりまして、新型コロナウイルス感染予防対策を続けまして、ワクチンの接種を希望する方への接種は今後とも推進してまいります。

⑨番、⑩番につきましては、教育委員会のほうから答弁させます。

○議長（名幸利積）

教育長。

○教育長（徳村永盛）

では、山田議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の新型コロナウイルス感染拡大につきましての9点目、子どもたちへのワクチンの接種と学校現場についてということについてでございますが、接種に当たりましては、保護者同意の下、接種することとなっております、ワクチン接種を希望する児童生徒の出席の取扱につきましては、国や県の通知に基づき出席停止とし、欠席とならない扱いとなります。

10点目のコロナと不登校についてでございますが、本村において新型コロナウイルス感染に不安を覚え、不登校になったという児童生徒についての報告はございません。

また、不登校児童生徒の事例と掌握については、担任と保護者がしっかりとかわりを持っていること、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、村の教育相談員、子どもと親の相談員などともかわって支援されていることを毎月の報告で掌握しております。

また、学校現場においては、児童生徒の悩みを受けとめ、気持ちに寄り添い、児童生徒個々の状態に応じた登校復帰に向けての支援を教職

員や保護者、各相談員が連携を図りながら進め、相談しやすい学校体制づくりに尽力しているところでございます。

続きまして、質問2、子どもの通学路の安全対策についてでございますが、まず千葉県の事案を受けての国からの全国合同点検についてでございますが、御質問のとおり令和3年8月10日付で沖縄県教育委員会から通学路の合同点検実施についての依頼文書が届いておりました。

本村では、例年夏休み機関に実施しており、今年度は去った8月30日に実施いたしました。

今回の点検者は、警察署員と教育総務課長、関係各課代表の委員、主任指導主事の計5名が各学校から提出のあった点検箇所を巡回し、1か所ごとに対応策などについて協議いたしました。

2点目の関係者・団体等との連携取組についてでございますが、関係者や団体等との連携取組については、非常に重要であると考えており、今後も連携強化に尽力してまいりたいというふうに考えております。

3点目の子どもたちの安全安心を第一にという質問でございますが、御質問のとおり通学路の安全は常に子どもの目線での点検が大切であると考えており、過去の事例や保護者、地域の声なども踏まえた対策を講じることが重要であると考えております。

以上で終わります。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

では、改めまして再質問いたします。どうもありがとうございました。

それでは、1番目と2番目、一緒にちょっと再質問します。

副村長のほうから説明ございまして、正直言って感染者がこんなにいらっしまったのかなど、こういった面ではびっくりしたやら、事務方の

皆さんも大変だろうなとつくづく感じました。とりわけ感じた10代の子どもが約7%ぐらいですか、10%ぐらいですか、10代前後ですよ、10%ぐらいとか、20代、30代、40代と大体15%から25%ぐらいですか、そういった意味で本当にマスコミの報道等も承知していますけれども、大変だなと、そういった面でやはりこれから当面は若い方たちへの接種が大変な課題になるかなと、切磋琢磨で一生懸命やっておられると思いますので、その辺は一緒になってと思っています。

それから、2番目の接種者数ですか、これについてはちょっと私も含めて事務方の皆さんの努力のかいあって、高齢者の方が80%上回っておりますので、そういった面では本当に御苦労さまとあってありがたいことだと思っています。同時にまたこれからは働き盛りの方たちへの接種啓発は検討課題なのかなと思っていますので、そこでちょっと繰り返しになりますけれども、働き盛りの村民の皆さんへのワクチン接種の件で、手配等の準備も含めて、啓発、発信、配信が大変かなと思いますけれども、ちょっとその辺分かりやすく皆さんに情報発信と思いますけれども、とりわけ事務方の皆様は承知しているかどうか分かりませんが、私ども議会のほうでもやはりワクチン接種についても賛否両論がございまして、なかなか理解が得られてないということで、執行部というか、村長のほうにももう一度ちょっと検討してくれという内容のもの、これももちろん議会のほうにきています。

それとかこれは初めて見るか分かりませんが、ネットのほうでちょっと私もこれも改めて感じましたのは、大阪の泉大津ですか、南出市長さんのホームページを後で見られてください。泉大津市の南出市長さんがメッセージということで、コロナに関してもちろん促進、推進の件もありますけれども、副反応とか、死亡

等々も含めてネットでございまして、そういったところも含めて、賛成反対いろいろあるかと思いますが、そこも含めてきっちり村民の方にその広報といいますか、啓発等々までお考えになっているかどうか、お聞かせいただけます。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

山田議員の御質問にお答えいたします。

副村長のほうからも答弁でございましたが、現在私どものほうで村のホームページや広報のほうで接種に関する不安のある方たちに対しての説明であるとか、詳しく読んでほしいということで掲載してございます。また次の広報にも若者の方向けにいろいろなネットとかで出ていますが、そういうのはまたいろいろ自分で勉強して、また厚労省のほうでこういう説明なさっていますということで、説明をしようと思っています。

また、未接種の方に一応個別通知を予定してまして、高齢者のときにもやりましたが、私たちとしましては十分周知活動をしていると思うんですが、もしかして届いてない方もいるかという懸念もありますので、もう一度お知らせすることと、あと今ポスターも作成中でして、これを村内のコンビニであるとか、商業施設等あとまた自治会等にちょっと掲載していただけるようにと考えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

動くのは大変かなと思います。申すまでもなく事務方の皆さんからお話しありました。防災無線をはじめ昨日はお話の中で村長に3回やったらという話もございました。そういった村の広報紙、ホームページで、昨日も議員のほう

から提案がありまして、それで新たにこの辺もちょっとお考えいただければなと思いますけれども、今もうこの時代でネット、ラインというんですか、ラインとかメール等々も含めて、私はもっとありとあらゆる手段をとられて、私はもちろん広報啓発もあるかと思いたすけれども、現に昨日ですか、報道で10代の方が亡くなったという、私にしてみたらとんでもないことだと思っていますけれども、そういったところもちょっとやはりいかがなものかなと、当然つきものなのか分かりませんが、推進、促進、啓発もいいことなんですけれども、やはりそういう不安な死亡例もございますので、かなうのであればやはりそういったところまでやはり村民の皆さんに私は周知するべきではないかなと思いますけれども、その辺のちょっとお考え等々ありましたらお聞かせください。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

もちろん不安に思っている方とか、副反応のこととかも個別通知の中にチラシで同封しておりますし、またホームページ等からもリンクしていけるように周知しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ぜひともその辺はこういう時代ですので、一日も早くこのコロナとはおさらばしたいなと思っていますけれども、ぜひとも事務方には頑張ってもらえればと。

私昨日ちょっと仕事しながらホームページ拝見しました。そうしましたら、本当にすぐ動いていただきまして、そういった面では行政の方にはこの場をおかりして御苦労さまと申し上げたいなと思っています。

昨日の同僚議員のほうから自宅療養者に対す

る食料等支援事業、これの新着状況というんですか、それと接触者PCR検査センター開設とこの2点が新たに新着で出ておりましたので、そういった面では動きが早いなど、よくやっていただいたなど。

あとはこの辺は申し上げづらいんですけれども、今日村長いらっしゃらなくて残念なんですけれども、村長のメッセージが8月19日で更新が終わっていますので、ぜひともこの辺は新たなまた情報もおありかと思いたすので、ぜひともその辺は逆にコロナの件で賛否両論いろいろあるかと思いたすので、村長の思いで発信していただければなと。

それから、ちょっとこの辺は私もなかなか見る機会がなくてネット見て、感染状況が実を言うとか全く見えない、分からない、ちょっとこの辺私の無知もあつたのか分かりませんが、この辺の一番知りたいのは、今日もそうなんですけれども、何と感染者が400も上がっていますよね。私的にはここをトップに持ってきてもいいのではないかと、ですから私も含めてちょっとこの辺はコロナに対する危機感が村民の皆さんはどこまでおありかなと、まして後で出てきますけれども、言葉としてそうなんですよね。まさかこんなに私いらっしゃると思わなかったんです。そういったところも含めて、ホームページの見直しといたしますか、その辺の創意工夫なんかはいかがなものかなと思いますけれども。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

ホームページでの見せ方、公表の仕方は、ちょっと検討して、村民の方に分かりやすいようにということを中心に心がけていきたいと思っています。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ぜひとも私はいい話はたくさん発信してもらいたいと思いますけれども、本当にこの新型コロナとか早い時期に本当におさらばしたいというのが本音なんですけれども、その辺はやはりいろいろな情報を業務多忙で大変かと思えますけれども、発信していただければなど。

次の質問に移ります。

次は妊婦の方の件です。これも先ほども話しましたけれども、残念ながら8月20日ですか、金曜日にマスコミ報道で私も聞いてびっくりしました。コロナの中等症の妊婦の方が自宅早産と、入院調整難航と新生児が亡くなってしまったと、千葉県柏市で報道事例があった後、この辺も事務方の皆さんお分かりかと思えますけれども、この関係で妊婦の方から月並みですけれども、何か御相談とかそういったケースがあったかどうか、事務方にもし情報でもありましたらお聞かせいただけますか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

妊婦の方への情報は、ホームページ等に掲載して、あと窓口に母子手帳をもらいにいらっしゃるときにまた情報提供もしております。コールセンターのほうに保健師もおりますので、この妊婦のほうからやはり接種したいけれどもできますかとか、どうすればいいですかという問いに對しましては、保健師のほうで個別で対応、相談をしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。この辺もちょっと前後の話でダブってしまいますけれども、妊婦の皆さんがワクチン接種やはり賛否両論ございますので、そういった面での情報が行き届いているかということで、それでもう1点はさっきお

話ししましたけれども、もしお分かりでなければ後で私提供しても構いませんので、やはりワクチン接種については、いかがかなというところもちょっと疑問も、私も実はちょっと見て感じた部分もございますので、こういったところも見て、私はかなんであれば何も批判でないと思います。疑問は疑問としてやはりこういった一石投じていただいていますので、こういったところも私はやはりぜひネットでやっていただければなど、村民の方へこういったところも私は知りたいのではないかなと、もちろんワクチンやって安心する方もいらっしゃるかもしれませんが。

それとこのネット関係で、先ほど課長のお話とちょっとダブってしまうか分かりませんが、この辺いかがなものでですか。ちょっと繰り返すになってしまうが、私も妊婦の方のネットを見たんですけれども、これも分かりづらくて、女性だから我々関係ないといえば関係ないのか分かりませんが、その辺のネット構成上の問題もあるか分かりませんが、私的にはもうそれこそ四六時中妊婦の方と情報発信やり取りできれば私いいかなと思いますけれども、その辺の工夫なんかは聞くのもちょっと変なんですけれども、苦情なんかございませんでしたか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

山田議員がおっしゃっているのは、個別でやり取りを発信しているかということかと思いますが。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時43分 休憩

午後 2時44分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

苦情とかは聞いていないんですが、相談はあります。相談に関して一応、やはり受けたいという方もいらっしゃると思いますので、主治医の方と相談して受けてくださいというふうに私たちは御案内していますが、沖縄県からとか、沖縄県の産婦人科医院の会長のほうからも妊婦に対するコロナワクチン接種については、本人が納得して主治医の下で御了承があればできますという提案もございますので、私たちとしては希望する方に関しましては、接種ができる体制を整えていきたいと考えております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ちょっとすみません、こだわるようで大変申し訳ないんですが、私がちょっととても意識しているのは、やはり不幸にしてこの世に生を受けないといけない子どもが亡くなってしまったということが一番我々大人として罪づくりはないかなと、それでもって特に妊婦の方は恐らくましてコロナという条件下の中で、心労は大変な負荷がかかっていると思いますので、それでもって僕はもう少し広報に、もちろんやっておられると思います。やっておられると思いますけれども、そのような身近に極端な話、24時間いつでも情報共有できるような感じで、ホットラインと言ってしまってもいいのかなど分かりませんが、そういった面ではやはり安心して出産を迎えられる、その環境づくりだと思いますけれども、その辺の取組などお考えとか、現在やっておりますのなら私結構かと思っておりますけれども、ありましたら情報でもいただけませんか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

24時間のホットラインというのは私どもの村

では人材不足もありまして対応がちょっと難しいんですが、県などがやっているのを24時間はちょっと聞いたことはないんですが、例えばこのコロナにかかった妊婦さんのことに関しましては、やはり県とかのほうで対応していると私たちは思っていますので、また市町村に対して何か県とかから協力してほしいということがあれば私たちのほうでも対応するように検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。ちょっといろいろと注文つけるようで大変申し訳ありません。

これも本土の事案があつてすぐ本土のこれマスコミさんだったんですが、ちょっとこの辺私の無知であればお許しいただければと思いますけれども、もちろん医療機関、救急隊も含めて、そういったところの情報は共有しているかなと思いますけれども、助産婦さんというんですか、助産婦さんの団体のほうとの連携を密にすればああいうことなかったのになというマスコミ報道の中であつたんです。私たまたま拝見しまして、この沖縄県内では、もしくは北中城で私も助産婦さんというのをちょっと耳慣れない、お聞きしたことないものですから、その辺の本当にこれも安心して出産できる、安心しておめでたできるような環境づくりということで、その辺の担当課のほうで情報でもお持ちでしたらお聞かせいただけますか。

○議長（名幸利積）

健康保険課長。

○健康保険課長（奥間かほる）

私たちどものほうでは、妊婦さんに対してのワクチン接種の場の提供というのが一応役割であるかと考えております。なぜかと申しますと、コロナにかからないほうがいいのではないかと

というのが市町村の役割でありまして、昨日からありますが、感染者の方に対しては県のほうが今一括でやっておりまして、私どものほうにうちの村民の方の妊婦さんの陽性者という情報はちょっと入ってこないの、もしでも個別に相談とかがありましたらそれに対しては十分に対応していく考えでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

注文つけてしまって大変申し訳ないなと思いますけれども、ぜひともやはりこの世に無事運命と言ってしまうのかどうか分かりませんが、ぜひともその辺では皆さん陰ひなたでやっておられるかと思えますけれども、そういった面ではちょっと全面的な御支援をやってあげていただければありがたいなと思います。

時間の関係で先にちょっと別のほうからやります。

すみません、ちょっと飛んでしまって申し訳ないんですけども、10番目のコロナと不登校の件で説明いただいて再質問させていただきま

す。御報告いただきましたけれども、私もこれもちょっといつの報道でしたか忘れましてけれども、小学生の不登校が3割増になっていたと、これ大きな市だけの報道だけだったんですけども、大変ショッキングな報道を受けまして、教育委員会の皆さんからの報告では、コロナ関係ではないということですが、今現状はちょっとこの関係で不登校でお休みになっている、それこそプライバシーもあるかと思えますけれども、現状でお分かりいただける部分で、小中学校はアバウトでも結構ですから、大まかで教えていただけますか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

ただいまの御質問にお答えいたします。

コロナが原因でということであれば今のところ1人も報告は上がっていません。ただ、現状ということで捉えますと、9月6日から学校再開、休校明けで再開しまして、その1日調査をかけてみましたら、ちょっと不安だから自粛しますという子どもたちは小中合わせて65名です。比率でいくと3.7%という子どもたちが不安だから登校ちょっと自粛しますということで、休んでいる、ただ不登校の基準といたしましては、この理由で30日以上ということになりますので、先ほど申し上げたとおり、今のところ1人もコロナが不安で30日休んだという報告は入ってき

ておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

この数字も驚きました。中部の市町村が大体100名ぐらいということの報道がございましたので、北中城が65名ですか。ちょっと遅ればせながら皆さんも見られたと思えますけれども、小学生の不登校が3割以上ということで、これは6月28日でしたけれども、こういったこともありますので、そういった意味では今の先生65名とおっしゃいましたけれども、これもちょっとお聞きしていいのかと思えますけれども、理由はコロナということで、やはり感染、結局はどういった形でどこでその子どもは、答えからしたらお家で勉強をやることになるんですか。ちょっとその辺お聞かせいただきたい。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

ただいまの御質問にお答えいたします。

この休校中でもそうでしたが、情報端末機器

を持ち帰ってということになっております。その中で課題をやったり、あるいは不安だからということ、電話での担任からの課題、今はこれやっておこうねとかという対応になっている状況でございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

それでやれば答えは簡単かなと思いますけれども、今風で言えばオンライン教育というんですか、タブレットを持って、そういったことのハイブリット授業というんですよね。午前と午後で、こういったところもそれでは子どもたちの環境づくりのためにはそういった手法も今後考えるかと思えますけれども。

それとちょっと話、これの件ともう1点私先ほど確認すればよかったんですけども、今不登校で事情等もしお聞かせいただけたら、不登校で休んでいる子がいましたら、アバウトで結構ですからお聞かせいただけますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午後 2時53分 休憩

午後 2時53分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

御質問にお答えいたします。

通常の不登校ですね。まず小学校2校合わせて今のところ4名、それから中学校は13名となっております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

トータルで17名になりますか。

私がちょっと気になっているのは、もちろん先ほどコロナで約65名ですか、コロナはちょっと先が読めない部分がありますので、これがまたどうなるのかなと、マスコミ報道でもやはりそういったところをととても危惧しておられているようで、現状のところで子どもたちが17名ですか、80名ぐらいがということですよ。

ここでちょっと危惧しているのは、心配しているのは、この子どもさんたちが学校に帰って来いと言ったらおかしいんですけども、学校にちゃんと戻って平常な生活ができれば一番結構なことかな、先生の皆さんも御苦労がないかなと思いますけれども、ほかの市町村見てもそうなんですけれども、余り縁起でもないこと言ってしまうて申し訳ありません。これがちょっとやはり家にとじこもってしまって最悪の事態にならないか、例えば自殺ということも結構ございます。それとか、あと将来この子どもさんたちがひきこもりというんですか、そういったところもちょっと危惧されるところが私がちょっと感じたものですから、そういった面での今現状も含めてどういった方向で今取り組んでおられるか、ちょっと難しい質問で申し訳ございませんけれども、今お考えになっている部分で結構ですので。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

御質問にお答えいたします。

今ひきこもりとか自殺とかという懸念されるということでもございましたけれども、現在学校現場においては、学校生活全般で授業とか担任任せではなくて、全般において全職員で子どもたちの様子を観察しながら細心の注意を払いまして、必要に応じてスクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカー、それから村の福祉課などの関係機関ともつなぎながら、児童生徒個々の実態に応じた教育相談、それか

ら支援なども行っているところでございます。

また、不登校対策に関しては、先ほど少し触れましたが、担任1人で対応するというのではなくて、全職員がチーム学校という形で、あらゆる形でかわりながら子どもたちの対策、それにかかわって対応しているというところでございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。ちょっと御苦労も大変だなと。とても危惧されるのは、通常授業もそうかと思えます。そこにまた新型コロナということで、恐らくその準備等々子どもたち、もしくは御自身の準備等々そこにまた新たなものが出たりして、本当に先生方の御苦労というのははかり知れないものがあるのかなと、そこで現段階では頑張ってください、乗り越えておられるか分かりませんが、私的には先ほどの妊婦さんの件もそうなんですけれども、轍は熱いうちに打てではないんですが、本当に最悪の事態が起こる前にやはり行政としてやることあるのではないかなと、これ今後の課題も含めて御検討いただければなと思いますけれども、ちょっと私的にはもう学校の先生といえば子どもたちには学びの場、そういったところと提携して子どもたちと一緒に子どもたちの成長を育てあげるのが先生のお仕事かなと、そこに不登校の問題とか、新型コロナということで、新たな問題が入ってきて、そこまで先生がというのはちょっと私ずうっといつも自問自答していかげなものかなと。

そこでちょっと突飛もない話で大変申し訳ございません。ちょっとこの話とあれは合うかどうか分かりませんが、私同僚議員と兵庫県明石市というところにお邪魔しまして、この市長さんか変わり者の市長さんで、何をやっ

ておられたかといいますと、法律に堪能している弁護士さんを常勤で管理職で採用されまして、それまではやはり時代ですから行政が滞って問題、課題、法律的なこともそうです。訴訟問題とかいろいろとあって、なかなか職員の方たちも大変だなと、そこでこの方が何をやったかという、先ほどのお話しした弁護士先生を何名といたしましたか、1人、2人でないとしたかおっしゃっていました。こういった方を採用することによって、もちろん時代ですから複雑多岐な仕事、それからもちろん住民の方のニーズとありまして、やはりもちろん職場も変わりました。もちろん市民の方も変わりました。そういった面では業務がスムーズと言ってしまうのかどうか分かりませんが、やはり職員の方も水を得た魚ではないですけども、やはり仕事が回ってきたと、この辺はちょっとうちの村にも言えることかなと。

ちょっとこれを引き合いに出して申し訳ないんですけども、やはり不登校の問題等々についても、先生が専門職でないとは私言いません。そういった面でやはりそういうことに堪能している方が何職と言っているんですか、心理鑑定士と言っているんですか、社会福祉士と言っているのかどうか分かりませんが、そういった面での人材登用とか、将来的に恐らく私はこの不登校も増えはしても減りはしないのではないかなと、ましてや今はコロナの時代で、一番心配しているのは1年生の子たちは学校に入って本当に慣れないうちに休みがなくなってしまうのかと、この子たちは。こういう先々本当にその有能な人材、優秀な人材が埋もれてしまわないかなと、そういった面でこれすぐに答えは結構ですので、村長いらっしゃいますので、副村長にお聞きしていいのかわかりませんが、将来のことも含めてゆっくりとして、教育委員会の教育長いらっしゃいますから御検討いただいて、課題等々も山積して

いるかと思えますけれども、その辺のお考えいただければ、ちょっと突飛な質問で大変申し訳ありません。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（大田 繁）

議員御指摘の学校における教育相談、相談員と申しますか、配置はしてございますけれども、さらにその強化につきましては、人事の面もございまして、今後教育委員会と詰めまして検討をしてみたいと思っております。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。突然の質問でぜひとも本当に将来ある子どもたち、そういった面ではないと思えますけれども、お家で埋まらせることがないようにぜひお考えいただければと。

すみません、ちょっと時間の関係で、最後の通学路の件でちょっと質問先に飛んでさせていただきます。

これも教育委員会のほうからいろいろと御説明いただきました。再質問させていただきます。

答弁書の中に各学校から点検箇所を巡回しながら点検箇所が挙がってきたと、ちなみに差し支えなければ今こちら喜舎場になりますので、喜舎場とかももしか島袋、私ちょっと島袋なものですから、言ったらたくさん出てくるかと思えますので、とりわけ議員の方も含めて皆さんが分かりやすいところ大体で結構ですので、何点が挙げていただければ。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

ではお答えします。

喜舎場地区で言いますと、あやかりの杜から喜舎場に入っていく道、あとは仲順の琉銀の付近から島袋方面に上がっていく道、役場の近く

で言いますと、高架橋の下その辺の道路を点検しております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

島袋なんかもありましたら教えていただけませんか。

○議長（名幸利積）

教育総務課長。

○教育総務課長（玉栄 治）

島袋は美島通りの弁当屋さんがある信号付近の1か所、あとは島袋小学校から上の住宅街に上がる九年堂坂の点検をしております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。ちなみに何か所ぐらいあるかということとそれから関係者と一緒になってアバウトで結構ですので、もし差し支えなければ後でいただいても結構です。

それとあとは関係団体の皆さんと連携してやられたと言いますが、関係団体等々もし差し支えなければどういった方たちと一緒にやられたかお聞かせいただけますか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

御質問にお答えいたします。

箇所而言えば島袋小学校区が3か所、それから北中城小学校区からは7か所、合計10か所を学校からここは最も危険であるということで点検箇所が挙がりました。

それから、関係各課ということでございますが、建設課、それから総務課になります。それから我々教育委員会教育総務課です。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

御苦労さまです。またすみません、ちょっとここで注文つけてしまって申し訳ありません。私的にはちょっと質問をこの辺は私の舌足らず、説明不足だったか分かりませんが、一番やはりもちろん大人の目線かなと思はしますけれども、やはり一番危険性を感じたのは子どもなのかなと、そういった面では子どもたちからの危険箇所といえますか、そういったところなんかの声なんかはあったかどうかお聞かせいただけないか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

実際に子どもたちからここが危ないよというのは、例年であれば保護者と同時に親子安全一斉下校とかそういう取組がございましたが、最近のこの2年間はコロナでできません。ただ3年生、4年生になってくるとこの社会科の授業の中でまち探検であったりとかそういうところを担当と一緒に確認をしていたり、あるいはアンケートという方法をとって子どもと親で相談して登下校の通路で危ないところはないですかというところで、そういう流れで危険箇所を募集というか、集めての点検マップ作成ということになっておりますので、一応子どもたちの目、それから保護者の目も入っているというふうに捉えております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

先に言ってしまっていていいのかどうか分かりませんが、結局は改善も含めて予算の話になってしまうのかなと思っていますけれども、

この辺当然本庁のほうと相談調整なるかなと思いますけれども、私が気にしている美島通りが出てこなかったものですから、ちょっとその辺繰り返すようで大変申し訳ないんですけども、今前任の課長がいらっしゃいますので、私的にはもちろん箇所はたくさんあるんですけども、美島通りでも頻繁に事故がある、ちょうど半年ぐらい前になりますか、私の目の前でそれをもろに見てしまったものですから、通勤通学通った方お分かりかと思はしますけれども、ちょうど宮古そばの前、岩盤浴のところですか。あそこがいつも建設課長はじめ教育委員会の皆さんには相談してなかなかいろいろと御苦労されて、ない予算の中でいただいているんですけども、あちらは今回の中に入ってなかったんですか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

その場所に関しては、明記をされておりました。ちょっと外れたところでございます。以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

事故がないのが一番だと思いますので、そういった面ではよしとしたのか分かりませんが、今後ちょっと私も今日は盛一議員も出席していますけれども、子どもたちの安全安心に微力ながらやっていければなと思っていますので。

あとすみません、この辺確認忘れていましたけれども地域の自治会長さんとか、それとあとはこの辺は関係ないわけではないと思はしますけれども、障害を持っている方たちとのその辺のすり合わせというか、お話し等々のやり取り、提供等々何かあったかどうかお聞かせいただけないか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えします。

私ども教育委員会で所管課しているこの連絡協議会ですが、通学路安全対策協議会においては、直接自治会長さん、あるいは障害をお持ちの方々との意見交換というのはやっておりません。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

お考えは一緒かなと思いますけれども、そういった面で今後ひとつその辺も頭に置いていただいて、障害のある方も当然子どもの中にはいらっしゃるかなと思いますので、その辺の御検討、配慮もその中で考えていただければなど。

それから、これも実は私1年ぐらいですか、提案させてもらったんですけれども、今のところちょっとまだ動きがなくて、北小にはあるんですよね。スクールゾーン委員会というところをちょっと島小のほうにはないので、もちろんこれを作るから交通安全がなると、事故がなくなるということが一概に言えないんですけれども、やはりもちろん子どもたちもそうだし、地域の方もそうだし、そういった意味でやはり交通安全の啓発啓蒙というんですか、私はやはり何かの起爆剤になるのではないかなと思いますけれども、その辺の進捗状況も含めてどこがお考えになっているかお聞かせいただけませんか。

○議長（名幸利積）

学校教育指導主事。

○学校教育指導主事（島袋 淳）

お答えいたします。

島袋小に確認とりました。やはり校区1字1個といたしますか、人数的な問題、それから今現在父母教師会の役員の人数的な問題等々ありまして、スクールゾーン委員会として新たな組織を

立ち上げるということが少し厳しい、ただその内容、交通安全に関する対策等々現存している保対部、それから執行部の三役で全て兼ねて対応していると、そこで安全マップも作成したりしているということで、そういうことの中身については、劣ることなくしっかりやっていますよということの回答をいただいております。

以上です。

○議長（名幸利積）

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

ありがとうございます。こだわるわけではないんですが、問題というか、交通安全につながれば私は結構かなと思いますので、その辺は逆に独自色を出していただいて交通安全に直結すれば結構かなと思います。ありがとうございます。

あとはこれ担当は道路管理者の担当の課長にもいろいろと相談して、あとは予算の関係だから企画、村長、副村長になるかなと思いますけれども、場所によってはもちろんガードレール等々含めて、ハード面でのそういった設備も必要かなと思いますけれども、ぜひとも村長、企画の皆さんにはない袖を振るわけにいかないかなと思いますけれども、教育委員会のほうと十分吟味されて調整して、私もちょっと建設課の課長はじめ係には大変お世話になっていて、ぜひともちょっと素人が言って大変申し訳ないんですけれども、今流行の先端でハンプ式とお分かりですよ。ハンプ式とかおもしろいものがありました。だまし絵の横断歩道とか、あとライジングボラードといいまして、考えてもいろいろなものがあるかなと思いますので、予算が大変かと思いますが、副村長のほうからぜひその辺教育委員会とちょっと相談されて、その辺前向きに御検討いただければと思いますけれども、お答えいただけましたら。

○議長（名幸利積）

副村長。

○副村長（大田 繁）

交通安全につきましては、児童生徒だけの問題ではございません。村全域にわたる問題かと思えます。その交通安全対策につきましては、その危険箇所等は教育委員会、そして役場におきましても大変な面があれば調査を入れまして、予算の許す限り交通安全対策等を行っていきたいと思っております。

○議長（名幸利積）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後 3時12分 散会

令和3年第5回北中城村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令 和 3 年 9 月 3 日					
招 集 の 場 所	北 中 城 村 議 会 議 場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	令和3年9月22日 午前10時00分			議 長	名 幸 利 積
	閉 会	令和3年9月22日 午前11時26分			議 長	名 幸 利 積
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠 席 議 員	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別	議 席 番 号	氏 名	出 席 等 別
	1 番	安 里 道 也	出	8 番	喜屋武 すま子	出
	2 番	稲 福 恭 秀	出	9 番		
	3 番	伊 集 守 吉	出	1 0 番	比 嘉 義 弘	出
	4 番	大 城 律 也	出	1 1 番	山 田 晴 憲	出
	5 番	上 間 堅 治	出	1 2 番	比 嘉 義 彦	出
	6 番	金 城 高 治	出	1 3 番	比 嘉 次 雄	出
	7 番	比 嘉 盛 一	出	1 4 番	名 幸 利 積	出
会 議 録 署 名 議 員	8 番 議 員		喜屋武 すま子			
	1 0 番 議 員		比 嘉 義 弘			
職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	事 務 局 長		比 嘉 直 也			
	議 事 係 長		仲 村 静 香			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	比 嘉 孝 則	教 育 長	德 村 永 盛		
	副 村 長	大 田 繁	教 育 総 務 課 長	玉 栄 治		
	総 務 課 長	喜 納 克 彦	生 涯 学 習 課 長	與 儀 光 敏		
	企 画 振 興 課 長	仲 本 正 一	建 設 課 長	安 次 嶺 正 春		
	会 計 課 長	米 須 清 喜	農 林 水 産 課 長 兼 農 委 事 務 局 長	瀬 上 恒 星		
	住 民 生 活 課 長	名 幸 芳 徳	健 康 保 険 課 長	奥 間 か ほ る		
	税 務 課 長	喜 屋 武 の り 子	学 校 教 育 指 導 主 事			
	上 下 水 道 課 長	伊 佐 秀 樹				
	福 祉 課 長	喜 納 啓 二				
議 事 日 程	別 紙 の と お り					

議事日程第5号

令和3年9月22日（水曜日）

1. 開議 午前10時00分
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1	議案第41号	損害賠償請求事件の和解等について	委員長報告、質疑、 討論、決定
2	認定第1号	令和2年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について	〃
3	認定第2号	令和2年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の 認定について	〃
4	認定第3号	令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定について	〃
5	認定第4号	令和2年度北中城村水道事業会計決算の認定について	〃
6	認定第5号	令和2年度北中城村下水道事業会計決算の認定について	〃
7	議案第47号	令和2年度北中城村水道事業剰余金処分について	〃
8	議案第48号	令和2年度北中城村下水道事業剰余金処分について	〃
9	議案第49号	沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について	説明、質疑、 委員会付託省略、 討論、決定
10	議案第50号	沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関す る協議について	〃
11	議案第51号	沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議につい て	〃
12	議案第52号	安谷屋第2地区ファームポンド施設整備工事請負契約につ いて	〃
13	議案第53号	令和3年度北中城村観光防災力強化事業物品類購入契約に ついて	〃
14	報告第8号	専決処分の報告について（公営墓地造成工事第四回変更契 約）	即 決
15	発議第1号	北中城村議会会議規則の一部を改正する規則について	説明、質疑、 委員会付託省略、 討論、決定

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
16	陳情第3-9号	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情について	即 決
17	陳情第3-11号	県産品の優先使用について（要請）	〃
18	陳情第3-12号	国立病院の機能強化を求める陳情書について	〃
19	陳情第3-13号	地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）	〃
20	決議第8号	米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイによるパネル落下事故に関する抗議決議について	説明、質疑、 委員会付託省略、 討論、決定
21	意見書第7号	米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイによるパネル落下事故に関する意見書について	〃
22	決議第9号	米軍普天間飛行場からのPFOS等を含む水の放出に関する抗議決議について	〃
23	意見書第8号	米軍普天間飛行場からのPFOS等を含む水の放出に関する意見書について	〃
24	意見書第9号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について	〃
25	意見書第10号	辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書について	〃
26	意見書第11号	国立病院の機能強化を求める意見書について	〃
27		閉会中の継続審査の申出	

○議長（名幸利積）

おはようございます。これから本日の会議を開きます。

開 議（午前10時00分）

日程第1．議案第41号 損害賠償請求事件の和解等について

○議長（名幸利積）

日程第1．議案第41号 損害賠償請求事件の和解等についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

損害賠償請求事件の和解等についての調査特別委員長。

○損害賠償請求事件の和解等についての調査特別委員長（金城高治議員）

皆さん、おはようございます。

読み上げてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議案第41号 損害賠償請求事件の和解等について。

令和3年9月6日、本委員会に付託されました議案第41号 損害賠償請求事件の和解等について、本委員会委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、9月6日、13日、15日、21日に開催し、6日に比嘉義弘委員欠席、15日に稲福恭秀委員が欠席のほかは全委員出席の下、審査を行い、6日には現地調査を行いました。執行当局からは、担当課長及び係長及び担当職員が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告申し上げます。

排水路の出口の砂の堆積について原因究明はできたのかとの質疑に対し、原因については特定していない。たまった砂の対応を沖縄県に求めたが、砂の堆積は自然現象であり、対応は考えていないとの答弁であったとの答弁。

今後の対応はどうするのかとの質疑に対し、今後については沖縄県と管理協定を結んで協議するとの答弁。

損害を受けた家具屋の物品は確認したのかとの質疑に対し、保険会社の査定後に買収請求がなされているため確認できず、鑑定書等で確認したとの答弁。

裁判所からの和解勧告案はいつ頃出されたのかとの質疑に対し、令和2年11月に話があり、令和3年3月に和解案を提案された。その後、修正等もあって7月に確定したとの答弁。

提訴後5年たつが、弁護士料の支払いはどうなっているのかとの質疑に対し、弁護士料は経過の中で確認したが、結審後に精算するとの答弁。

これまで議会に報告しなかった理由はどの質疑に対し、我々は潔白と考えており、裁判にも勝つつもりでいた。ここまで長くなると考えていなくて、動向も見えなかったため報告できなかったとの答弁。

家具屋の排水設備の処理能力と排水の接続先はどの質疑に対し、通常雨水量の処理能力は可能で、義務は果たしている。排水は沖縄市の雨水幹線を通り、本村の公共水域を通り、県が整備したボックスカルバート型の函渠から海へ排水するとの答弁。

賠償金額の負担率が約6対4となっている根拠はどの質疑に対し、金額は保険会社の鑑定によるもので、割合は裁判所の判断によるものであるとの答弁。

北中城村の流出面積より沖縄市の流出面積が大きい、沖縄市の負担は考えたのかとの質疑に対し、沖縄市へ負担を求めた場合、ほかの場所で逆のケース、本村が求められた場合があった際、金銭的な対応が難しくなるため負担は求めていないとの答弁。

以上で質疑を終結しまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で附帯意見を付して原案を可決すべきと決定いたしました。

附帯意見。

損害賠償請求の訴訟から5年の月日が経過した今日まで、当局は議会への説明がなく、議会は全く認識していなかった。今回、和解に対する和解金800万円が議会へ上程されたことではじめて議会が知ることとなった。本案は調査期間も短く、本来ならば継続審査も考えたが、結審が10月29日に設定されており、これ以上裁判を延ばしても費用が膨れ上がるだけとの説明を受け採択に至った。今後、近隣市町村と協議することで責任の所在を明確にし、排水路の管理については沖縄県と管理協定を締結し明確にすること、また、同様な事案が発生した場合には、速やかに議会へ報告することを求める。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 損害賠償請求事件の和解等についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、附帯意見をして原案を可決するものであります。

議案第41号 損害賠償請求事件の和解等については委員長の報告のとおり附帯意見を付して原案を可決することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。議案第41号 損害賠償請求事件の和解等については附帯意見を付して原案を可決するものと決定しました。

**日程第2．認定第1号 令和2年度北中城村
一般会計歳入歳出決算の認定について**

○議長（名幸利積）

日程第2．認定第1号 令和2年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

一般会計歳入歳出決算審査特別委員長。

○一般会計歳入歳出決算審査特別委員長（喜屋武すま子議員）

御報告に入る前に、皆様に資料をお配りしてあるので、訂正をさせていただきたいと思いません。

4ページ目ですけれども、23項、3項2目1節の高齢者等配食サービス事業なんですけれども、そちらのほうの6行目の「87名」を「87人」にお願いします。

そして、次の8行目で未納者「7名」になっておりますけれども、こちらのほう「7人」に訂正をお願いします。

それから、5ページの2行目です。「6名」のところを「6人」に訂正をお願いしたいと思います。

それでは、報告書を読み上げて報告いたします。

認定第1号 令和2年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について。

令和3年9月6日、本委員会に付託されました認定第1号 令和2年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、9月7日、10日、21日に全員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告いたします。

歳入、1款1項、2項、3項、村民税個人の滞納繰越分、固定資産税現年課税分と滞納繰越分、軽自動車税滞納繰越分で不納欠損額が出た理由はとの質疑に対し、令和2年度の不納欠損の内容としては、相続が済んでおらず、5年時効を経過した税及び執行停止時効に該当する税となっているとの答弁。

村税収入未済額が対前年度比で802万6,550円増額になっているが、今後の対策はとの質疑に対し、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少している納税者に対して通常の猶予要件とは異なる特例猶予制度の適用があった。制度の内容は、新型コロナウイルス感染症の影響で前年度の同月の収入より20%以上減収した納税者の税を最大1年間猶予するというものである。猶予した税のうち、収入未済額となる見込金額が約700万円となっており、また、決算における収入未済額も約700万円となっていることから、新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特例の適用が収入未済額の増加となった主な要因と考えている。猶予した税への徴収方法は、猶予期限が近くなる時期に対象者へ連絡を行い、生活状況などを伺った上で徴収、または別の猶予制度の適用を検討するなど行っていくとの答弁。

15款1項1目5節介護保険事業費負担金2,051万646円の収入未済額が出た理由はとの質疑に対し、当該負担金については、沖縄県介護保険広域連合より交付される介護保険制度における地域支援事業費及び保険者機能強化推進交付金である。これらの収入未済分については、年度末時点において調定額を増減すべきものを新たに追加調定を行い、いわゆる二重調定の状

態となっている。不適切な財務処理を行った不手際を深く反省し、今後このようなことがないよう取り組んでいくとの答弁。

19款1項1目1節土地建物貸付収入の収入未済額が277万3,111円となっているが、令和2年度はどう対応したかとの質疑に対し、収入未済額の貸付地については、島袋地内と沖縄市地内の2件がある。島袋地内に関しては、現在お住まいの方と話し合いを行った。その内容は、令和元年度分までの滞納額217万2,170円については、現在債務整理を依頼しており、待っていただきたいとのことである。役場としては、これ以上滞納額を増やさないためにも、令和2年度分の賃貸料の支払いをお願いし、3回に分けて納付している。また、沖縄市地内に関しては、令和元年度に作成した返済計画に基づき、平成24年度から平成29年度の6年のうち4年分を納付しているとの答弁。

20款1項1目1節一般寄附金14万8,000円の収入未済額が出た理由は及び大幅増となったふるさと納税に対する取組はとの質疑に対し、14万8,000円の未収入額については、寄附後に返礼品のマンゴーが傷んでいた。ワンストップ特例制度で限度市町村回数（5市町村）を超えて税控除に該当しないなどにより、寄附金の返金依頼が3件あったことによるものである。また、寄附額の大幅増となった要因については、ポータルサイトを新規に2サイト、楽天ふるさと納税、JR東日本ふるさと納税を増やしたことや新規返礼品の開発、効果的な広告戦略が功を奏したと考えているとの答弁。

23款3項2目1節資源ごみ売却料が対前年度比で大幅に減額している理由はとの質疑に対し、本村の資源ごみ売却料には、古紙と古布に分けられますが、再生紙などにリサイクルしていた輸出先の中国が輸入受入れを停止したため、価格が暴落し、古紙問屋が今まで1キロ当たり6円で引き取っていたものが有償の引取りができ

なくなったものである。令和元年度は古紙154トンで92万280円、古布16トンで1万6,130円、令和2年度は古紙280トンでゼロ円、古布22トンで2万1,660円であるとの答弁。

23款3項2目1節高齢者等配食サービス事業利用者負担分、一般介護予防事業利用者負担分の収入未済額に対しての対応はとの質疑に対し、高齢者配食サービス事業については、日常生活に支障のある在宅の高齢者や障害者に対し、1日1回食事の提供と安否確認を行う事業で、1食につき400円の自己負担の徴収を行う事業である。令和2年度の月平均利用者は87人であった。この事業の自己負担分の歳入状況は、現年度分調定額708万3,700円に対し、収入済額688万1,400円、収納率97.1%、収入未済額が20万8,900円、未納者7人である。続いて一般介護予防事業については、「短期集中C」という通いや訪問によるリハビリ等、原則3か月間集中して提供するサービスと「ぬちぐすい予備校」という認知症により通常の介護保険サービスにすぐにつながらない方に対して週2回程度の通所により、入浴や食事を提供するサービスとなっている。これらの事業の令和2年度の月平均利用者は6人であった。この事業の自己負担分の歳入状況は、調定額16万8,000円に対して収入未済額11万5,800円、収納率68.9%、収入未済額が5万5,200円である。これら未納が生じている状況としては、認知症等の金銭管理に課題がある世帯や納め忘れのほか、一部は困窮状態にあり、滞納されている事案である。村では、督促状の交付や委託業者の協力も得ながら、未納が発生しないよう努め、収納率向上に取り組んでいるところであるが、未納が生じてしまっている。今後も関係機関とも連携して収納率向上に取り組んでいくとの答弁。

歳出、2款1項1目9節ふるさと納税返礼品8,970万3,369円支出されているが、寄附金に対する割合はどうなっているかとの質疑に対し、

返礼品の割合は30%、寄附受入額に占める返礼品等に係る費用の割合は45.08%となっている。総務省による基準は100分の50以内との答弁。

2款1項1目12節ふるさと納税一括業務が対前年度比で大幅増になった理由はとの質疑に対し、ふるさと納税一括業務委託料については寄附額の5%から10%となっており、寄附額の大幅な増額に伴って委託料も増額しているとの答弁。

2款1項2目12節ライカム地区広報配布業務の今後の計画はとの質疑に対し、ライカム地区の広報配布については、現在、村観光協会へ委託して配布を行っている。今後、ライカム自治会が立ち上がれば、自治会へ配布依頼を行うことになるとの答弁。

2款1項5目18節オンライン・AI診療等を活用した3密対策支援事業補助金の実績内容はとの質疑に対し、本事業は、コロナ禍における院内クラスターを防止するため、感染防止対策に係る費用や国が示す「新たな生活様式」に対応した3密対策に要する費用について、病床を有する村内医療機関に対し補助金を交付した。実績として、北中城若松病院に334万5,000円、屋宜原病院に330万円、中部徳洲会病院に446万5,000円を交付しているとの答弁。

2款1項9目18節駐留軍離職者センター補助金の活動実績はとの質疑に対し、駐留軍離職者対策センターは、主に駐留軍離職者の再就職に関する4事業とアスベスト相談があり、令和2年度の事業実績は、再就職関係の個別相談、相談会に延べ1,026人の参加、自立・自営業関係の相談で2人、職業紹介関係で649人、職業訓練関係で319人、生活相談関連で419人、アスベスト関係で450人の相談実績があるとの答弁。

2款1項10目13節防災メールライセンス使用料の使用実績はとの質疑に対し、令和2年度の使用実績はないが、ライセンス使用料に関しては定額制で使用実績等に応じて支払う従量制で

はないとの答弁。

使用頻度が落ちているのであれば、時代に合せて省いてはどうかとの質疑に対し、次年度以降検討していくとの答弁。

3款2項4目14節児童館費、工事請負費の警備システム改修工事の実績はとの質疑に対し、当該工事請負費については、児童館における警備システム改修工事で、電話回線を光回線への変更に伴い、既存の警備システムの回線を切り替える工事であるとの答弁。

6款1項3目12節観光情報インフラ整備事業の成果はとの質疑に対し、令和3年3月末時点で42か所にWi-Fiを設置している。インフラ整備事業については観光客等の利便性の向上だけではなく、観光客等の動向についてのデータ収集が可能となっている。Wi-Fiの接続データで観光客等が村内のどの施設を訪れているのか、動向を分析することで、観光施策への参考指標としての活用も現在行われているとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は附帯意見を付して、全会一致で原案を認定すべきものと決定いたしました。

附帯意見。

令和2年度北中城村一般会計歳入歳出決算について、歳入の二重調定の事務処理ミスで多額の収入未済額が生じた。昨年も同様な事務処理ミスを指摘し附帯意見を付した経緯がある。決算の統括課及び予算執行の各担当課はチェック体制を強化し、財務会計事務は的確に処理されるよう再び求めるものである。また、これまでのコロナ禍の影響による補助金執行の在り方を踏まえて、新年度予算については、補助団体所属課の意見を聴取し、各補助金団体へは根拠を明確にして補助金を交付されるよう検討することを求める。

以上であります。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号 令和2年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は附帯意見を付して認定するものであります。

認定第1号 令和2年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり附帯意見を付して認定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。認定第1号 令和2年度北中城村一般会計歳入歳出決算の認定については附帯意見を付して認定するものと決定しました。

日程第3．認定第2号 令和2年度北中城村 国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（名幸利積）

日程第3．認定第2号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（上間堅治議員）

それでは、読み上げて報告いたします。

認定第2号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和3年9月6日、本委員会に付託されました認定第2号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、本委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会においては、9月9日、13日、21日に開催し、9日に稲福恭秀委員が欠席のほかは全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものとそれに対する答弁について御報告いたします。

歳入、1款1項1目一般被保険者国民健康保険税の収入未済額と不納欠損額の件数と理由はとの質疑に対し、収入未済が3,657件、不納欠損が45人。理由として、住基登録抹消や生活保護開始により執行停止の方々になる。対処として、納税義務者に対し文書の送付、個別訪問や住民生活課へ居所不明者実態調査の依頼も行っている。収入未済額と不納欠損額は平成30年度から令和2年度までの3年間の推移は減少傾向にあるとの答弁。

収入未済、不納欠損とも年々件数、金額も減少してきていることは評価できる。しかし、収入未済があるということは今後不納欠損につながる可能性がある。今後の対応はとの質疑に対し、現年度の対応を迅速に行い、滞納にならない状態に持っていくことに心がけている。支払い方法もコンビニ支払いを追加したが、最近はスマホ決済ができる対応も行っているとの答弁。

5款2項8目1節災害臨時特例補助金332万7,000円の実績はとの質疑に対し、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免等、申請件数47件、承認38件、不承認9件との答弁。

不承認の理由はとの質疑に対し、前年度の所得額がゼロかマイナスで、これ以上減額にできない案件と、離職の理由が新型コロナウイルスに関わる離職ではないという案件があったとの答弁。

10款1項1目6節その他一般会計繰入金が対前年度比で8,000万円増額の理由はとの質疑に対し、増額になった8,000万円のうち、約半分は令和元年度の赤字補填分である。内訳が令和元年度繰入金4,000万円に翌年度繰上充用額3,565万6,348円を足し合計7,565万6,348円が本来赤字補填。令和2年度繰入金1億2,000万円に前年度繰上充用額3,565万6,348円を引いて8,434万3,652円。令和元年度合計と令和2年度合計の差額は868万7,304円であり、実際は対前年度比では約800万円の差額であるとの答弁。

歳出、6款1項2目12節特定健康診査等検診委託料の実績はとの質疑に対し、新型コロナウイルスの影響で人数制限を設けたり、会場を変更したりと、事業を思うように実施できなかった。また、各医療機関での個別検診でも新型コロナウイルスの影響で例年通りの受入れが困難だったこともあり、受診者数が伸び悩んだことが要因。参考として、対象が2,000人を超える市町村における受診率の県内の順位として、令和2年度4位、令和元年度は6位となっているとの答弁。

受診率を上げる努力はどのように行っているのかとの質疑に対し、今までは特性に合わせたはがきを送る等行ってきたが、新しい取組としてナイト受診、夕方からになるが、仕事終わりに来てもらえるようなことも考えているとの答弁。

以上で質疑を終結しまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を認定すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものがあります。

認定第2号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(名幸利積)

起立全員です。認定第2号 令和2年度北中城村国民健康保険特別会計歳出決算の認定については認定するものと決定しました。

日程第4. 認定第3号 令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長(名幸利積)

日程第4. 認定第3号 令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長(上間堅治議員)

読み上げて報告いたします。

認定第3号 令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和3年9月6日、本委員会に付託された認定第3号 令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

本委員会においては、9月9日、13日、21日に開催し、9日に稲福恭秀委員が欠席のほかは全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から、担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものとそれに対する答弁について御報告いたします。

歳入、1款1項1目特別徴収保険料の収入未済額マイナス43万1,759円の理由はどの質疑に対し、所得更正、転出、死亡などにより還付が発生、還付未済の理由として、年度内で還付が行えなかった方、口座照会に反応がない方が主である。再通知等を実施して現在は13万8,312円まで減額しているとの答弁。

還付未済は、たまたま今年還付ができなかったのかとの質疑に対し、還付未済は毎年発生している、前年度までは調定額を調整して行っていたが、今回調定額で調整することはいかなものかということになり、また、他市町村も調査したところ令和2年度から還付未済も見える形にしたとの答弁。還付に対する努力はどのように行うのかとの質疑に対し、還付未済件数が48人から8人まで減少している。また、過年度分が歳出の還付に表記されるので経緯は追える状態になっているとの答弁。

1款1項2目1節、2節普通徴収保険料現年度分の収入未済額、滞納繰越分の件数と理由はどの質疑に対し、現年度分は25人、理由として納付催告に応じないものが主で、応じないまま生活保護となった人などがある。再催告等を実施して現在は8人まで減少している。滞納繰越

分は6人、理由として、死亡、国外転居、分割納付中などとなっているとの答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を認定すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものがあります。

認定第3号 令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。認定第3号 令和2年度北中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については認定するものと決定しました。

日程第5．認定第4号 令和2年度北中城村水道事業会計決算の認定について

○議長（名幸利積）

日程第5．認定第4号 令和2年度北中城村水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（金城高治議員）

読み上げて報告したいと思います。

認定第4号 令和2年度北中城村水道事業会計決算の認定について。

令和3年9月6日、本委員会に付託されました認定第4号 令和2年度北中城村水道事業会計決算の認定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、9月9日、14日、17日、21日に全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長、係長が出席しました。

質疑の主なるものとそれに対する答弁について御報告申し上げます。

給水戸数が216戸増の理由はどの質疑に対し、令和3年3月31日現在の住民基本台帳世帯数を基に前年度末世帯数からの増加の分で、世帯数は給水戸数となっているとの答弁。

前年度比に216戸増に対し、前年度比229人増となっているが、戸数と人口にさほど差がないのは、ライカム地域等のマンションは独り住まいが多いためなのか、それとも特別な事情があるのかとの質疑に対し、人口については住民基本台帳を基にしているため、世帯に何人住んでいるのかは把握していないとの答弁。

当期純利益が前年度と比較して4,243万8,990円の増額の理由はどの質疑に対し、損益計算書の前年度比較の主な理由は、営業収益、その他営業収益、他会計負担金（基地給水事務負担金）767万8,103円の増額と営業外収益、雑収益（建物更生共済満期共済金利子前払い保険料等）1,350万5,849円相当による収益が1,812万8,756円の増となった。営業費用、総経費委託

料が682万5,206円の減と、営業費用、給水及び配水費の委託料1,939万6,048円の減となり、費用が2,622万1,250円の減となったことにより、増額となっているとの答弁。

収入には基地給水負担金となっているが、経費で特別な理由があるのかとの質疑に対し、営業費用、総経費の委託料が682万5,206円減は、昨年度、経営戦略委託料業務が終了したことにより減になった。給水及び配水費の委託料1,939万6,048円減額となった。給水及び配水費の委託料1,939万6,048円減となった主な理由は、管路耐震化更新計画策定業務が終了したことによる減額であるとの答弁。

基地給水事務負担金とはとの質疑に対し、4市町村にまたがる給水事務に関することを北中城村が行っており、3市町から事務負担金として納付されているとの答弁。

以上で質疑を終結しまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を認定すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 令和2年度北中城村水道事業会計決算の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものがあります。

認定第4号 令和2年度北中城村水道事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立をお願いします。（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。認定第4号 令和2年度北中城村水道事業会計決算の認定については認定するものと決定いたしました。

日程第6．認定第5号 令和2年度北中城村下水道事業会計決算の認定について

○議長（名幸利積）

日程第6．認定第5号 令和2年度北中城村下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（金城高治議員）

読んで報告したいと思います。

認定第5号 令和2年度北中城村下水道事業会計決算の認定について。

令和3年9月6日、本委員会に付託されました認定第5号 令和2年度北中城村下水道事業会計決算の認定について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、9月9日、14日、17日、21日に全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び担当係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告申し上げます。

支出の1款1項5目5節公共下水道汚水不明水調査業務の成果はとの質疑に対し、令和2年度、渡口地区において既存の公共下水道延長約460メートル区間に敷設されている下水道施設を対象に、周辺からの進入水調査として、人孔

から送煙をし、公共枿人孔周辺から地上へ送煙を確認することで、コンクリートの継ぎ目や管との継ぎ目からの進入水が予測できる。調査の結果、公共枿36か所、人孔15か所のうち異常箇所19か所（公共枿16か所、人孔3か所）を確認している。令和3年度に昇煙が顕著に現れた公共枿6箇所と人孔1箇所を対象に対策を実施する予定である。対策方法としては、公共枿、人孔周辺をドリルで削孔をし薬液を注入することで、公共枿、人孔周辺からの地下水の侵入を遮断するとの答弁。

異常箇所19か所とあるが、公共下水道延長460メートル区間周辺で発生したのかとの質疑に対し、460メートル区間で劣化に伴う侵入水が19か所あり、その中で顕著に出たのが公共枿6か所、人孔が1か所で昇煙を確認。今年度はそこを中心に対策していくとの答弁。

支出、1款1項3目3節基地関連事務負担金の詳細はとの質疑に対し、基地キャンプ・フォスター関連4市町村、北中城村、北谷町、沖縄市、宜野湾市の基地汚水処理に関する事務を北谷町が事務局として行っている。

毎月の下水道使用料に対して、基地に係る行政区の面積割合、北中城村30.11%に負担率5%を乗じた額に消費税を加えた額を事務負担金として北谷町へ支払っているとの答弁。

以上で質疑を終結しまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を認定するべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありません

か。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 令和2年度北中城村下水道事業会計決算の認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は認定するものがあります。

認定第5号 令和2年度北中城村下水道事業会計決算の認定については、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は御起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。認定第5号 令和2年度北中城村下水道事業会計決算の認定については認定するものと決定しました。

日程第7．議案第47号 令和2年度北中城村水道事業剰余金処分について

○議長（名幸利積）

日程第7．議案第47号 令和2年度北中城村水道事業剰余金処分についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（金城高治議員）

続けて報告したいと思います。

議案第47号 令和2年度北中城村水道事業剰余金処分について。

令和3年9月6日、本委員会に付託されました議案第47号 北中城村水道事業剰余金処分について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、9月9日、14日、17日、21日に全委員出席の下、審査を行いました。執

行当局から担当課長と担当係長が出席しました。

質疑の主なるものと、それに対する答弁について御報告申し上げます。

剰余金処分の計算書中、資本金への組入れの算出方法は決まっているのかとの質疑に対し、地方公営企業会計制度の見直し、平成26年度決算から適用により、組入資本金制度が廃止となったため、義務的な組入れは不要となっているが、実務的な取扱いとして、旧会計制度の考えを継承し、その他未処分利益剰余金変動額1,177万7,530円と同額を計上しているとの答弁。

発生した未処分利益は全て資本金に組み入れるのかとの質疑に対し、決算書6ページの未処分利益剰余金変動額1,177万7,530円が資本金に組み入れるとの答弁。

以上で質疑を終結いたしましたして、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決するものと決定いたしました。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号 令和2年度北中城村水道事業剰余金処分についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第47号 令和2年度北中城村水道事業剰

余金処分については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。議案第47号 令和2年度北中城村水道事業剰余金処分については原案のとおり可決するものと決定しました。

日程第8．議案第48号 令和2年度北中城村下水道事業剰余金処分について

○議長（名幸利積）

日程第8．議案第48号 令和2年度北中城村下水道事業剰余金処分についてを議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

建設文教常任委員長。

○建設文教常任委員長（金城高治議員）

読み上げて報告したいと思います。

議案第48号 令和2年度北中城村下水道事業剰余金処分について。

令和3年9月6日、本委員会に付託されました議案第48号 北中城村下水道事業剰余金処分について、本委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会においては、9月6日、14日、22日に全委員出席の下、審査を行いました。執行当局から担当課長及び係長が出席しました。

質疑の主なもの、それに対する答弁について御報告申し上げます。

建設改良積立金の積立て4,978万5,175円の詳細はとの質疑に対し、当年度未処分利益剰余金4,978万5,157円を今後下水道整備等の促進による建設改良費の増加により、資本的収支不足額の補填財源として留保したため、建設改良積立金として計上しているとの答弁。

今後も建設改良積立金に積み立てるのかとの質疑に対し、建設改良費の支出が今後多く見込まれるため、利益剰余金については当面は建設

改良積立金に積み立てていく考えであるとのと答弁。

以上で質疑を終結いたしまして、討論、採決の結果、本委員会は全会一致で原案を可決するものと決定いたしました。

○議長（名幸利積）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号 令和2年度北中城村下水道事業剰余金処分についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は原案のとおり可決です。

議案第48号 令和2年度北中城村下水道事業剰余金処分については、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は御起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（名幸利積）

起立全員です。議案第48号 令和2年度北中城村下水道事業剰余金処分については原案のとおり可決するものと決定しました。

日程第9．議案第49号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について

○議長（名幸利積）

日程第9．議案第49号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第49号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について。

議案第49号

沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、令和4年3月31日をもって沖縄県町村交通災害共済組合を解散することについて、構成団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和3年9月22日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

沖縄県町村交通災害共済組合の解散に係る協議について、地方自治法第290条の規定に

より議会の議決を必要とするため。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議についてを採決しま

す。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第49号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議については原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第50号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

○議長（名幸利積）

日程第10. 議案第50号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

議案第50号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について。

議案第50号

沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴い別紙のとおり財産を処分することについて、構成団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和3年9月22日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分の協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を必要とするため。

財産処分の内容については、別添、添付してありますので、お目通しをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号 沖縄県町村交通災害共

済組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第50号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議については原案のとおり可決されました。

日程第11. 議案第51号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

○議長（名幸利積）

日程第11. 議案第51号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（比嘉孝則）

では、議案第51号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について。

議案第51号

沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、沖縄県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約を次のように定めることについて、構成団体と協議をするため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和3年9月22日 提出
北中城村長 比嘉孝則

提案理由

沖縄県市町村総合事務組合の共同処理する事務に関する規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を必要とするため。

規約変更については、別添の新旧対照表がございます。交通災害共済の事務を総合事務組合で引き受けるための規約変更と、それから構成市町村等の変更等がございます。別添、対照表を御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

す。

これから議案第51号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第51号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議については原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第52号 安谷屋第2地区
ファームポンド施設整備工事請負契約について

○議長（名幸利積）

日程第12. 議案第52号 安谷屋第2地区ファームポンド施設整備工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（比嘉孝則）

議案第52号 安谷屋第2地区ファームポンド施設整備工事請負契約について。

議案第52号

安谷屋第2地区ファームpond施設整備工事請負契約について

下記のとおり工事請負契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第2条の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的 安谷屋第2地区ファームpond施設整備工事
2. 契約の方法 指名競争入札
3. 契約金額 ￥76,120,000－
(うち取引に係る消費税及び消費税の額 ￥6,920,000－)
4. 契約の相手方 北中城村字島袋602番地1
有限会社 向陽技健
代表取締役 糸 満 俊 也

令和3年9月22日 提出
北中城村長 比 嘉 孝 則

別添、工事請負契約書を添付してございます。
お目通しをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号 安谷屋第2地区ファームpond施設整備工事請負契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第52号 安谷屋第2地区ファームpond施設整備工事請負契約については原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第53号 令和3年度北中
城村観光防災力強化事業物品類
購入契約について

○議長（名幸利積）

日程第13. 議案第53号 令和3年度北中城村
観光防災力強化事業物品類購入契約についてを

議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。
村長。

○村長（比嘉孝則）

議案第53号 令和3年度北中城村観光防災力
強化事業物品類購入契約について。

議案第53号

令和3年度 北中城村観光防災力強化事業物品類購入契約について

下記のとおり物品類購入契約を締結するために、北中城村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第57号）第3条の規定により議会の議決を求めます。

記

1. 契約の目的：観光防災力強化の為の備品等購入
2. 契約の方法：指名競争入札
3. 契約金額：¥10,403,846－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥913,846－）
4. 契約の相手方：沖縄県那覇市三原三丁目12番20号
アースウイング 株式会社
代表取締役 羽地 万寿雄

令和3年9月22日 提出
北中城村長 比嘉孝則

物品類購入契約書を別添、添付してござい
ます。お目通しをお願いいたします。

以上でございます。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありません
か。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

これですね、契約金額と消費税額を単純に比べてみたら、10%で計算すると合わなかったんですよ。当然合わない理由は、後ろに内訳書がありました。内訳書に備蓄食料と備蓄数については8%で計算されていると。だから10%で計算したら合わなくなるわけですけども。

それでお聞きしたいのは、この消費税が8%から10%に上がるときに食料品は8%据え置きましようということでしたよね。その背景と、この備蓄品が食料品に当たるという説明をしていただけますか。

○議長（名幸利積）

休憩します。

午前11時09分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（名幸利積）

再開します。

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

納品されたものに関して10%、8%というのは、こちらがそれぞれ判断するのではなく、一旦納品する業者様のほうで、当然納税義務がございますので、それを業者さんが判断して、これは8%だということで設定してございます。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

役場の立場としてですよ、公的な立場として、業者が上げたから、そのまま、はい8%間違いないですよというのか、私が疑問なのは、これが食料品に該当するかしないかだけなんです。食料品に該当して8%ですと答えるのであれば、僕は別に文句を言うわけでもないですよ。ただ、疑問に思ったから確認しているだけです。だから、業者がやったから正しいという考え方じゃなくて、この食料品として8%は正しいですよという答えがあるんだったら、それで構い

ません。

○議長（名幸利積）

総務課長。

○総務課長（喜納克彦）

今の御質問にお答えします。

当然、私たちはこれを食料品とみなして8%で捉えています。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第53号 令和3年度北中城村観光防災力強化事業物品類購入契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。議案第53号 令和3年度北中城村観光防災力強化事業物品類購入契約については原案のとおり可決されました。

日程第14. 報告第8号 専決処分の報告について（公営墓地造成工事第四回変更契約）

○議長（名幸利積）

日程第14. 報告第8号 専決処分の報告について（公営墓地造成工事第四回変更契約）を議

題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。
村長。

○村長（比嘉孝則）

報告第8号 専決処分の報告について（公営墓地造成工事第四回変更契約）。

報告第8号

専決処分事項の報告について
（公営墓地造成工事 第四回変更契約）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和3年9月22日 提出
北中城村長 比嘉孝則

議会の議決を経た工事請負契約に関する専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分する。

令和3年8月27日
北中城村長 比嘉孝則

- 1 工 事 名：公営墓地造成工事
- 2 第一回変更契約額：¥223,762,000-
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥20,342,000-）
- 3 第四回変更契約額：¥226,116,000-
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥20,556,000-）
請負契約額を¥2,354,000円増額する。

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額：¥214,000-)

※第二回、第三回変更契約は金額の変更なし

4 契約の相手方：沖縄市池原二丁目15番35号

(有)明城建設・(有)尚建設建設工事共同企業体

代表取締役 山城重幸

工事請負解体契約書を別添、添付してごさいます。お目通しをお願いいたします。

以上でございます。

○議長(名幸利積)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉盛一議員。

○7番(比嘉盛一議員)

この4回目の変更ということなんですけれども、この4回も変更した、変更に至った理由と経緯の説明と、どこがどう変わるのかも説明をお願いします。これはこの総括表を見ると案内板とかU字溝とかフェンスとかいろいろありまするんですけれども、どこにどういう形でこれを設置するから変わったのか、まず、それを変更しなければいけなかった理由と、どこがどう変わるかの説明をお願いします。

○議長(名幸利積)

建設課長。

○建設課長(安次嶺正春)

お答えいたします。

まず4回まで至った経緯でございますけれども、1回変更の際に工期を令和3年6月30日まで延期をしておりました。その後、今年の梅雨時期の雨、今年は長雨が続いて作業が滞ったというものがあまして、1か月の延長を第2回変更として行っております。そのときの工期が令和3年7月30日に延期をしております。

その後、一度それで工期を延期したところでありましたけれども、その後また7月に台風が

ございまして、かなり長期間、沖縄近辺に台風の影響があったということで、こちらのほうもまた天気の影響がございまして、さらに1か月の延期として、令和3年8月31日まで工期を延長したという経緯がございまして。

そして、今回の第4回変更につきましては、現地の取り扱いなど、調整ですね、現地の地形などの取り扱いなどによって、いろいろと細かな現地合わせでの変更がございました。今回の変更は、主にそういった現地の取り扱いによる変更でございます。

それと、先ほど案内板が追加になっている点でございますけれども、もともとは1か所だけつけるというところがあったんですけれども、駐車場も含めて広いために、分けて設置したほうが皆さんにとって見やすいんじゃないかということで追加をした経緯がございまして。

案内板はもともとは納骨堂付近で設置を予定しておりました。それに対して駐車場側、向きの西寄りになるのかと思いますけれども、その駐車場側に1基追加をしたというところでございまして。

以上です。

○議長(名幸利積)

比嘉盛一議員。

○7番(比嘉盛一議員)

私が場所を聞いたのは、案内板の場所じゃなくて、フェンスも新たに造りますよね、U字溝も作りますよね。そして芝生の部分がなくなりますよね。ということは、変な言い方だけれど

も、ある意味で大幅変更が、金額にすると大幅じゃないけれども、大幅変更があったんじゃないかなと。これ設計図を作って契約するわけでしょう。そのはずなのにこういう変更があったのはなぜかなという疑問から今質問しているわけです。

だから、今変更になった場所は、納骨堂を造るところに案内板を立てるんだけれども、フェンスを建てたりU字溝を作ったりするのは場所どこですかというのを聞いたわけです。

○議長（名幸利積）

建設課長。

○建設課長（安次嶺正春）

お答えいたします。

いろいろと場所の調整、図面にしますと細かい、いろいろありますので、これにつきましてはまだ後ほど、変更図面のほうを御提供させていただきたいと存じます。これで御確認いただければと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

説明には及びません。ただ、どの辺のどういう形で変更になったのかなというのが気になっ

て聞いているだけですから、あっちこっち小さな変更があったということで理解したいと思います。

以上です。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で村長の報告を終わります。

日程第15．発議第1号 北中城村議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（名幸利積）

日程第15．発議第1号 北中城村議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

上間堅治議員。

○5番（上間堅治議員）

それでは、発議第1号 北中城村議会会議規則の一部を改正する規則について。

発議第1号

北中城村議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年9月22日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提案者

北中城村議会議員

上 間 堅 治

賛成者

北中城村議会議員

稲 福 恭 秀

安 里 道 也

喜屋武 すま子

金 城 高 治

比 嘉 義 弘

大 城 律 也

比 嘉 盛 一

伊 集 守 吉

比 嘉 次 雄

比 嘉 義 彦

山 田 晴 憲

北中城村議会会議規則の一部を改正する規則

北中城村議会会議規則（昭和62年規則第6号）の一部を次のように改正する。

新	旧
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>第3条～第88条 省略 (請願書の記載事項等)</p> <p>第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故</u></p> <p>_____</p> <p>_____のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 _____議員が出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u></p> <p>_____</p> <p>_____、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>第3条～第88条 省略 (請願書の記載事項等)</p> <p>第89条 請願書には、邦文を用い、請願の趣</p>

旨、提出年月日及び請願者の住所
(法人の場合にはその所在地
_) を記載し、請願者(法人の場合にはその
名称を記載し、代表者)が署名又は記名押印
しなければならない。

2・3 省略

旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名
(法人の場合にはその名称及び代表者の氏
名) を記載し、 _____
_____ 押印
しなければならない。

2・3 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別添、新旧対照表をつけてあります。

内容といたしましては、2条で、議員活動と家庭生活の両立支援策をはじめ、男女の議員が活躍しやすい環境整備として、出産、育児、介護など、議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、2条を改正し、1項においては、育児、介護などの議会の欠席事由を整備するとともに第2項において、母性保護の観点から、出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものであります。

もう一つ、89条です。全ての行政手続における押印義務を廃止する方向であり、こうした動きも踏まえ、議会の請願手続についても請願者の利便性向上を図るため、押印を義務づけている89条を改正するものであります。

附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するということになります。

以上です。

○議長（名幸利積）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定によって省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号 北中城村議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。発議第1号 北中城村議会会議規則の一部を改正する規則については原案のとおり可決されました。

日程第16. 陳情第3-9号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情について

○議長（名幸利積）

日程第16. 陳情第3-9号 辺野古新基地建

設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっている陳情第3-9号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することにしたいと思いを御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第3-9号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情についてを採決します。

お諮りします。陳情第3-9号については採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。陳情第3-9号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情については採決されました。

日程第17. 陳情第3-11号 県産品の優先使用について(要請)

○議長(名幸利積)

日程第17. 陳情第3-11号 県産品の優先使用について(要請)を議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっている陳情第3-11号 県産品の優先使用について(要請)については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することにしたいと思いを御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第3-11号 県産品の優先使用について(要請)を採決します。

お諮りします。陳情第3-11号 県産品の優先使用について(要請)は採決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。陳情第3-11号 県産品の優先使用について(要請)は採決されました。

日程第18. 陳情第3-12号 国立病院の機能強化を求める陳情書について

○議長(名幸利積)

日程第18. 陳情第3-12号 国立病院の機能

強化を求める陳情書についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっている陳情第3-12号 国立病院の機能強化を求める陳情書については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することにしたいと思いを。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第3-12号 国立病院の機能強化を求める陳情書についてを採決します。

お諮りします。陳情第3-12号 国立病院の機能強化を求める陳情書については採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。陳情第3-12号 国立病院の機能強化を求める陳情書については採択されました。

日程第19. 陳情第3-13号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)

○議長(名幸利積)

日程第19. 陳情第3-13号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)を議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっている陳情第3-13号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)については、会議規則第

39条第3項の規定により委員会への付託を省略することにしたいと思いを。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第3-13号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)を採決します。

お諮りします。陳情第3-13号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)は採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。陳情第3-13号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)は採択されました。

日程第20. 決議第8号 米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイによるパネル落下事故に関する抗議決議について

○議長(名幸利積)

日程第20. 決議第8号 米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイによるパネル落下事故に関する抗議決議についてを議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

山田晴憲議員。

○11番(山田晴憲議員)

世界中を震撼させている新型コロナウイルス

の感染者発症からはや2か年が経過しようとしている。全く光明の見えない新型コロナウイルス感染拡大という国難、私たち150万県民も見えない敵に厳しい自粛を強いられている中、本土の皆さんと連帯して闘っている今日。そしてもう一つ、目に見える敵、在沖米軍から発生する環境汚染、騒音、県民を犠牲にした事件・事故等々と、枚挙にいとまがない敵。私たち150万沖縄県民に二重、三重とやむことのない仕打ちで追い打ちをかける米軍の横暴。

昭和、平成、令和の時代と時は流れたが、青い静かな空、青い海、静かな医療と平和を願う県民の成就がいまだかなわない、この無念。私たち150万沖縄県民が米軍と対峙してはや76年の歳月が、私たち1万8,000人が住む平和で人と緑が輝く健康長寿と文化の村北中城においても、米軍ヘリコプターからの救難用具、ヘルメット落下という、一つ間違えば尊い村民の人命に関わる大惨事になりかねない事案が、そして忘れもしない沖縄国際大学、普天間第二小学校、緑ヶ丘保育園等々と、決して対岸の火事として片づけ切れない尊い人命に関わる事案の数々。

このたびも去る8月12日夜、問題の欠陥機、MV22オスプレイから重さ1.8キロのパネル落下事故が、沖縄県民の切実な訴えがまたしても裏切られ、ほごにされた。

そんな中、9月18日、琉球新報掲載、全国で40地方議会が辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情を採択、もしくは趣旨採択したとのありがたい報道が全国からあった。

本村議会においても、本日ここに全会一致で採択された。我が沖縄県民においても、与野党の垣根を超えて、150万沖縄県民の総意として、県民の生命・財産、安全・安心を守ることが最優先だと、一つ、MV22オスプレイの飛行停止、一つ、普天間飛行場の即時閉鎖・撤去、一つ、日米地位協定の抜本的改定をここに強く訴え、皆さん、強い意志で頑張ろうじゃありませんか。

それじゃ読み上げますので、ひとつ御賛同のほどをよろしくお願いいたします。

決議第8号

米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイによるパネル落下事故に関する抗議決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年9月22日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員
山 田 晴 憲

賛成者：北中城村議会議員

比 嘉 義 彦
比 嘉 次 雄
伊 集 守 吉
比 嘉 盛 一
金 城 高 治
喜屋武 すま子
安 里 道 也
稲 福 恭 秀
上 間 堅 治
大 城 律 也
比 嘉 義 弘

米軍普天間飛行場所属MV 2 2 オスプレイによるパネル落下事故に関する抗議決議（案）

米軍普天間飛行場第1海兵航空団所属のMV 2 2 オスプレイが8月12日夜、重さ約1.8キロのパネルを落下させる事故が発生した。場所についてはキャンプ・シュワブとキャンプ・ハンセンにまたがる中部訓練場から普天間飛行場に戻る途中に落下したとみられる。

一方、日本政府への通報は8月13日夕方で通報体制の不備が指摘されている。また、この日は2004年、沖縄国際大学の構内に大型輸送ヘリコプターが墜落、炎上した大事故から17年の節目の日だった。これまでも幾度となく、米軍機からの落下事故に対し、安全管理の徹底、再発防止策を強く要求してきたが一向に改善されることもなく、枚挙にいとまなく毎年落下事故が繰り返されている。

北中城村においても、1993年12月に米海兵隊のヘリコプターから救難用具が車道に落下、1995年7月に同じく米海兵隊のヘリコプターからヘルメットが民家の屋根に落下し、本村議会は抗議決議、意見書を採択し抗議要請を行っている。

頻発する事故に対し日本政府は飛行停止の要求もせず、飛行訓練を最優先させていることに大きな不安と激しい怒りを禁じ得ない。

県民、国民の命を守るべき政府が命や人権をないがしろにする現状は断じて容認できるものではない。

よって、本村議会は村民、県民の生命・財産を守る立場から、今回の落下事故に対し、厳重に抗議するとともに下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

- 1、普天間飛行場所属MV 2 2 オスプレイを飛行停止にすること。
- 2、普天間飛行場の即時閉鎖・撤去すること。

3、日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、決議する。

令和3年（2021年）9月22日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛 先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、第3海兵遠征軍司令官、
在沖米国総領事

以上であります。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議第8号 米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイによるパネル落下事故に関する抗議決議についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。決議第8号 米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイによるパネル落下事故に関する抗議決議については可決されました。

日程第21. 意見書第7号 米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイによるパネル落下事故に関する意見書について

○議長（名幸利積）

日程第21. 意見書第7号 米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイによるパネル落下事故に関する意見書についてを議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

山田晴憲議員。

○11番（山田晴憲議員）

読み上げて提案とさせていただきますので、全議員の御賛同のほどよろしくお願ひいたします。

意見書第7号

米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイによるパネル落下事故に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年9月22日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員
山 田 晴 憲

賛成者：北中城村議会議員
比 嘉 義 彦
比 嘉 次 雄
伊 集 守 吉
比 嘉 盛 一
大 城 律 也
比 嘉 義 弘
金 城 高 治
喜屋武 すま子
安 里 道 也
稲 福 恭 秀
上 間 堅 治

米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイによるパネル落下事故に関する意見書（案）

米軍普天間飛行場第1海兵航空団所属のMV22オスプレイが8月12日夜、重さ約1.8キロのパネルを落下させる事故が発生した。場所についてはキャンプ・シュワブとキャンプ・ハンセンにまたがる中部訓練場から普天間飛行場に戻る途中に落下したとみられる。

一方、日本政府への通報は8月13日夕方で通報体制の不備が指摘されている。また、この日は2004年、沖縄国際大学の構内に大型輸送ヘリコプターが墜落、炎上した大事故から17年の節目の日だった。これまでも幾度となく、米軍機からの落下事故に対し、安全管理の徹底、再発防止策を強く要求してきたが一向に改善されることもなく、枚挙にいとまなく毎年落下事故が

繰り返されている。

北中城村においても、1993年12月に米海兵隊のヘリコプターから救難用具が車道に落下、1995年7月に同じく米海兵隊のヘリコプターからヘルメットが民家の屋根に落下し、本村議会は抗議決議、意見書を採択し抗議要請を行っている。

頻発する事故に対し日本政府は飛行停止の要求もせず、飛行訓練を最優先させていることに大きな不安と激しい怒りを禁じ得ない。

県民、国民の命を守るべき政府が命や人権をないがしろにする現状は断じて容認できるものではない。

よって、本村議会は村民、県民の生命・財産を守る立場から、今回の落下事故に対し、厳重に抗議するとともに下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1、普天間飛行場所属MV22オスプレイを飛行停止にすること。
- 2、普天間飛行場の即時閉鎖・撤去すること。
- 3、日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年（2021年）9月22日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛 先

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長

以上であります。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第7号 米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイによるパネル落下事故に関

する意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。意見書第7号 米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイによるパネル落下事故に関する意見書については可決されました。

日程第22. 決議第9号 米軍普天間飛行場

からのPFOS等を含む水の放出に関する抗議決議について

○議長(名幸利積)

日程第22. 決議第9号 米軍普天間飛行場からのPFOS等を含む水の放出に関する抗議決議についてを議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

稲福恭秀議員。

○2番(稲福恭秀議員)

読み上げて提案いたします。

決議第9号

米軍普天間飛行場からのPFOS等を含む水の放出に関する抗議決議

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年9月22日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員
稲 福 恭 秀

賛成者：北中城村議会議員
上 間 堅 治
山 田 晴 憲
比 嘉 義 彦
比 嘉 次 雄
伊 集 守 吉
比 嘉 盛 一
大 城 律 也
比 嘉 義 弘
金 城 高 治
喜屋武 すま子
安 里 道 也

米軍普天間飛行場からのPFOS等を含む水の放出に関する抗議決議（案）

去る8月26日午前9時5分頃、在沖米海兵隊は普天間飛行場に保管していた有機フッ素化合物（PFOS等）を含む汚染水を浄化したとして下水道へ放出した。

汚染水の処理方法については、日米両政府間においても協議が続く中、一方的かつなし崩し的に当該水の放出を強行したことに県民は激しく反発している。PFOS等は、国際的な規制や国内での使用・製造が原則禁止されているが、県内では令和元年12月及び令和2年4月の普天間飛行場におけるPFOS等を含む泡消火剤の漏出・飛散事故や、今年6月のうるま市の陸軍貯油施設からのPFOS等を含む汚染水の流出事故が発生しており、県民に大きな不安を与えている。

地元の不安を解消し納得できるような説明もないまま、当該水の放出を強行したことについては断じて容認できるものではない。

よって、本村議会は、村民、県民の生命・財産を守る立場から、今回の米軍によるPFOS等を含む水の放出に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

記

- 1、今回のPFOS等を含む水の放出に係る日米間の協議の経過と、米軍が放出に踏み切った経緯及び判断根拠等を明確にし、公表すること。
- 2、在沖米軍施設で保管するPFOS等を含有する汚染水については、米軍の責任で焼却処理すること。
- 3、在沖米軍施設におけるPFOS等の保管状況を把握するとともに、その管理及び処理計画を作成し公表すること。
- 4、普天間飛行場及び嘉手納飛行場の周辺調査でPFOS等が検出されていることから、両飛行場への立入調査を許可すること。

以上、決議する。

令和3年（2021年）9月22日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛 先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、第3海兵遠征軍司令官、
在沖米国総領事

以上であります。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議第9号 米軍普天間飛行場から

のPFOS等を含む水の放出に関する抗議決議についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。決議第9号 米軍普天間飛行場からのPFOS等を含む水の放出に関する抗議決議については可決されました。

日程第23. 意見書第8号 米軍普天間飛行場からのPFOS等を含む水の放出に関する意見書について

○議長（名幸利積）

日程第23. 意見書第8号 米軍普天間飛行場からのPFOS等を含む水の放出に関する意見書についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

稲福恭秀議員。

○2番（稲福恭秀議員）

読み上げて提案します。

意見書第8号

米軍普天間飛行場からのPFOS等を含む水の放出に関する意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年9月22日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員

稲 福 恭 秀

賛成者：北中城村議会議員

上 間 堅 治

比 嘉 次 雄

伊 集 守 吉

比 嘉 盛 一

大 城 律 也

山 田 晴 憲

比 嘉 義 彦

金 城 高 治

喜屋武 すま子

安 里 道 也

比 嘉 義 弘

米軍普天間飛行場からのPFOS等を含む水の放出に関する意見書（案）

去る8月26日午前9時5分頃、在沖米海兵隊は普天間飛行場に保管していた有機フッ素化合物（PFOS等）を含む汚染水を浄化したとして下水道へ放出した。

汚染水の処理方法については、日米両政府間においても協議が続く中、一方的かつなし崩し的に当該水の放出を強行したことに県民は激しく反発している。PFOS等は、国際的な規制や国内での使用・製造が原則禁止されているが、県内では令和元年12月及び令和2年4月の普天間飛行場におけるPFOS等を含む泡消火剤の漏出・飛散事故や、今年6月のうるま市の陸軍貯油施設からのPFOS等を含む汚染水の流出事故が発生しており、県民に大きな不安を与えている。

地元の不安を解消し納得できるような説明もないまま、当該水の放出を強行したことについては断じて容認できるものではない。

よって、本村議会は、村民、県民の生命・財産を守る立場から、今回の米軍によるPFOS等を含む水の放出に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1、今回のPFOS等を含む水の放出に係る日米間の協議の経過と、米軍が放出に踏み切った経緯及び判断根拠等を明確にし、公表すること。
- 2、在沖米軍施設で保管するPFOS等を含有する汚染水については、米軍の責任で焼却処理す

ること。

3、在沖米軍施設におけるP F O S等の保管状況とその管理及び処理計画を把握し公表すること。

4、普天間飛行場及び嘉手納飛行場の周辺調査でP F O S等が検出されていることから、両飛行場への立入調査を許可すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年(2021年)9月22日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛 先

内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長

以上であります。

○議長(名幸利積)

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第8号 米軍普天間飛行場か

らのP F O S等を含む水の放出に関する意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。意見書第8号 米軍普天間飛行場からのP F O S等を含む水の放出に関する抗議決議については可決されました。

日程第24. 意見書第9号 コロナ禍による
厳しい財政状況に対処し地方税
財源の充実を求める意見書につ
いて

○議長(名幸利積)

日程第24. 意見書第9号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

金城高治議員。

○6番(金城高治議員)

読み上げて意見書を提出したいと思います。

意見書第9号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年9月22日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員

金 城 高 治

賛成者：北中城村議会議員

比 嘉 義 弘

大 城 律 也

比 嘉 盛 一

伊 集 守 吉

比 嘉 次 雄

比 嘉 義 彦

山 田 晴 憲

上 間 堅 治

稲 福 恭 秀

安 里 道 也

喜屋武 すま子

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5、炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年（2021年）9月22日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛 先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣
内閣官房長官、経済再生担当大臣

以上です。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第9号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(名幸利積)

異議なしと認めます。意見書第9号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書については可決されました。

日程第25. 意見書第10号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書について

○議長(名幸利積)

日程第25. 意見書第10号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書についてを議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

喜屋武すま子議員。

○8番(喜屋武すま子議員)

意見書を読み上げて提案したいと思います。

意見書第10号

辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年9月22日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員
喜屋武 すま子

賛成者：北中城村議会議員
安 里 道 也
稲 福 恭 秀
上 間 堅 治
山 田 晴 憲

比 嘉 義 彦
比 嘉 次 雄
伊 集 守 吉
比 嘉 盛 一
大 城 律 也
比 嘉 義 弘
金 城 高 治

辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書（案）

憲法前文には、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し」とある。ところが、自由の平等が保障されないまま、米軍基地建設が強行されている場所がある。沖縄である。

2019年2月、沖縄県による辺野古新基地建設に伴う埋立ての賛否を問う県民投票で、投票総数の7割以上が反対の意思を示してから2年以上が経過したにもかかわらず、工事は強行され、さらには、その埋立てに、沖縄戦戦没者の遺骨が残る沖縄島南部からの採取した土砂を使用することは民意のみならず、戦没者への敬意を失することにもなり、許されるべきではない。普天間基地所属の海兵隊について沖縄駐留を正当化する軍事的理由や安全保障の地政学的事由、またアメリカの強い要求という言い訳も、これまで日米の政府関係者らの発言、多くの識者の分析によって瓦解している。

しかしながら、普天間基地の代替施設が、「本土の理解が得られないから」という不合理な理由で同じ沖縄に決定され、工事が強行されていることは、憲法が規定する民主主義、地方自治、基本的人権、法の下での平等の各理念からして看過することの出来ない重大な問題である。

憲法が「わが国全土にわたって」約束した自由の恵みが沖縄にも差別なく確保されるため、政府のみならず全国の地方自治体及び日本国民は、沖縄県民の民意に沿った公正かつ民主的な解決を行う必要がある。

政府は、普天間基地の速やかな危険性除去を名目として辺野古への新基地建設を強行しているが、普天間基地の返還は、もとより沖縄県民の永きにわたる一致した願いであり、仮に日米安保条約に基づいて米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、沖縄の米軍基地の過重な負担を軽減するため「国民全体で分かち合うべき」というSACO設置時の基本理念に反する沖縄県内への新たな基地建設を許すべきではなく、工事は中止すべきである。

安全保障の議論は日本全体の問題である。すなわち、普天間基地の代替施設が国内に必要か否かは、当事者意識をもった国民的議論により決するべきであり、最終的には国権の最高機関たる

国会で、国が最終的に責任を負う法整備等の仕組みのなかで行うべきである。そのなかで普天間基地の代替施設が国内に必要なという結論になるのなら、憲法41条、92条、95条等の規定に基づき、公正かつ民主的に解決することが求められる。よって、北中城村議会は下記のことを強く要請する。

記

1. 沖縄での県民投票に示された民意に反する辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止にすること。ことに沖縄戦戦没者の遺骨の残る沖縄島南部から採取した土砂を埋立てに使用することは、戦没者の遺骨の尊厳を損なうものであり、認められるべきではないこと。
2. 普天間基地の代替施設が日本国内に必要なか否か当事者意識を持った国民的議論を行い、最終的には国権の最高機関たる国会で沖縄の米軍基地の負担軽減を国が責任をもって行う法整備等の仕組みのなかで解決すること。
3. そのなかで、普天間基地の代替施設が国内に必要なという結論になるのなら、沖縄以外の全国すべての自治体をまずは等しく候補地とし、憲法の規定に基づき、沖縄以外でも一地域への一方的な押付けとならないよう、公正かつ民主的な手続きにより決定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年（2021年）9月22日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛 先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、
国土交通大臣、総務大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）

以上です。

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

この意見書の採択に反対ということではありません。むしろ賛成しますけれども、1か所だけ確認しておきたいと思います。

これは辺野古新基地建設の中止を求める意見書なんですけれども、その記の1のほうに、沖

縄での県民投票に示された民意に反する辺野古新基地建設工事を中止し、普天間基地を運用停止にすること、私はね、そこで止めるべきじゃないかなと。その後です、この遺骨が眠る南部の土砂を採取するのは認められないですよということは、この辺野古を中止してくださいという意見を弱めるものじゃないかなと。中止しなさいと言いながら、できなければ土砂は採らないでよというような言い方をしているから。それで、これについて提案者の意見だけお聞きしたい。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

実際にこう土砂をですね、搬入しているわけですよ。ですから、やはりこれは沖縄島全体の問題として、沖縄県全体の問題として、この基地建設に関して、今のところ停止できない状況であると、進行状況であるということも含めて、すぐに運用停止をなさいたいというのもできるものじゃないんです。ですから、やはり同時にこの土砂も、今、進行状況で、そこに埋めようとしているものですから、それも含めてこの停止をしてくださいたいということなんですよ。意味分かりますか。要するに今すぐに停止なさいつて、できる状況じゃないんですよ。これはやはり日米地位協定の問題がありますし、今日ですぐ止めようと思ってもできるものじゃありません。ですから、やはりそれも含めて、ここにこの遺骨を、沖縄戦の戦没者のこの遺骨をですね、そこに止めようということも、同時にこれは反対しないといけないという、この提案者の趣旨であります。分かりますかね。

○議長（名幸利積）

比嘉盛一議員。

○7番（比嘉盛一議員）

言っていることは分からんでもないんですけども、ただ、意見が弱まりますよと僕は言っているんですけども。だから、本来であれば中止の決議書、意見書と、土砂の意見書は、私は別個にしたほうがよかったんじゃないかなということ。ちゃんとした意見があれば、別にこれ構いません。

以上です。

○議長（名幸利積）

喜屋武すま子議員。

○8番（喜屋武すま子議員）

これはまた今後、議会のほうでいろいろ議論を深めていきたいと思っておりますけれども、今回に

ついてはこのような姿勢でやっていきたいと思っております。このように提案したいと思います。

○議長（名幸利積）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第10号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。意見書第10号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書については可決されました。

日程第26. 意見書第11号 国立病院の機能強化を求める意見書について

化を求める意見書についてを議題とします。
本案についての趣旨説明を求めます。
大城律也議員。

○議長（名幸利積）

○4番（大城律也議員）

日程第26. 意見書第11号 国立病院の機能強

意見書第11号

国立病院の機能強化を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

令和3年9月22日 提出

北中城村議会議長 名 幸 利 積 殿

提出者：北中城村議会議員
大 城 律 也

賛成者：北中城村議会議員
比 嘉 義 弘
金 城 高 治
喜屋武 すま子
安 里 道 也
稲 福 恭 秀
上 間 堅 治
山 田 晴 憲
比 嘉 義 彦
比 嘉 次 雄
伊 集 守 吉
比 嘉 盛 一

国立病院の機能強化を求める意見書（案）

戦後最悪といえる「COVID-19（以下「新型コロナ」と表記）の感染拡大によって、感

染症対策のみならず日本の医療体制のせい弱さが浮き彫りとなりました。未だコロナ禍の終息が見えない中、医療従事者は、厳しい人員体制で心身ともに疲弊した状態で休むことなく患者のいのちと向き合っています。

一方で、新型コロナ患者を受け入れることによって、その他疾病の患者の受診・入院が激減するなど病院経営を圧迫することから、民間医療機関では受け入れに慎重にならざるを得ない実態があります。国民のいのちと健康を守るのは国の責務です。そのためにも全都道府県にネットワークを持つ、国立高度専門医療研究センター及び国立病院機構病院（以下「国立病院」と表記）の診療・研究にかかわる必要な経費に国費を投入し、新興感染症対策など採算の取れないセーフティーネット系医療において中心的役割を果たすよう機能強化することが、地域医療を守り、充実させることに繋がります。

また、新型コロナ蔓延時においては、人工呼吸器やECMO（人工心肺装置）等医療機器や取り扱うスタッフが不足し、重症患者への対応が十分に出来ませんでした。さらに現場では、マスクや個人防護服などの必要物品が欠乏し、大幅な人員不足なうえに、十分な感染対策も出来ないまま患者対応をせざるを得ない状況にも陥りました。このように、必要な人員、医療機器、物品が欠乏し、国民の命が救えないなどという状況はあってはならないことであり、国が責任をもって対策に取り組むことが必要です。

国立病院を機能強化し、憲法25条に保障された国民の生存権及び国の社会的使命を果たすよう以下の事項を強く要望します。

記

1. コロナ等の感染症や大規模災害から国民のいのちを守るため、国立病院を機能強化すること。
 - ① 国の責任において、国立病院に「新興・再興感染症対策」に十分に対応できる専門病床を設置し、人工呼吸器やECMO等の医療機器の整備をすすめること。
 - ② 「大規模災害」等の発生時においても、患者・国民に万全な医療が提供できるよう国立病院の機能強化を図ること。
2. 国立病院の機能強化を図るために医師、看護師をはじめ全ての職員を増員すること。
3. 国立病院の機能強化に必要な財源は、国の責任で確保すること。
4. 国立豊橋医療センター診療機能の充実強化を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年（2021年）9月22日

沖縄県中頭郡北中城村議会

宛 先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣

○議長（名幸利積）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案についての委員会付託は、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本案は委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書第11号 国立病院の機能強化を求める意見書についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。意見書第11号 国立病院の機能強化を求める意見書については可決されました。

日程第27. 閉会中の継続審査の申し出

○議長（名幸利積）

日程第27. 閉会中の継続審査調査の申し出の件を議題とします。

住みよい環境づくり調査特別委員会委員長から陳情第3-6 荻道地域内に設置されたごみ焼却炉から発生する黒煙・異臭による生活環境被害について（陳情）は、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りした申入れのとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査することと決定いたしました。

お諮りします。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（名幸利積）

異議なしと認めます。本定例会における議決事件の字句及び数字、その他の整理に要するものは議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日をもって議会は閉会となりますが、議員各位には長い会期中、熱心な御審議をいただき、議長として心から感謝を申し上げます。

以上をもって本日の会議を閉じます。これをもって、令和3年第5回北中城村議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時26分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北中城村議会

議 長 _____

署名議員 _____

署名議員 _____